

笠岡市地域防災計画 資料編

令和8年3月

笠岡市

目次

資料	資料	5
資料 1-1	水防用資材備蓄計画	7
資料 1-2	気象関係の観測所	7
資料 1-3	山地災害危険地区	8
資料 1-4	河川等重要水防箇所等	13
資料 1-5	砂防指定地（法律指定箇所）	33
資料 1-6	海岸保全区域，一般公共海岸区域，県管理漁港・港湾，市管理漁港・港湾	35
資料 1-7	防災重点農業用ため池一覧表	38
資料 1-8	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	45
資料 1-9	地すべり防止区域	47
資料 1-10	宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法による指定区域	47
資料 1-11	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	47
資料 1-14	ヘリポート適地一覧表（笠岡市内ヘリポート適地位置図）	48
資料 1-15	大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請	50
資料 1-16	消防力一覧表	51
資料 1-17	消防現有水利状況調	52
資料 1-18	消防相互応援協定締結状況	53
資料 1-19	避難所及び指定避難場所一覧表	54
資料 1-20	給水タンク等保有状況	61
資料 1-21	ごみ，し尿等運搬車両保有状況	61
資料 1-22	ごみ，し尿処理能力	62
資料 1-23	笠岡医師会医療救護班編成表	63
資料 1-24	市内病院一覧表	64
資料 1-26	救急自動車の保有状況（消防）	65
資料 1-27	救急医薬品等の緊急調達先一覧表	65
資料 1-28	市内変電所一覧表	65
資料 1-29	市有車両一覧表	65
資料 1-30	その他建設機械（道路復旧，障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達	65
資料 1-31	災害融資制度一覧表	66
資料 1-32	関係機関電話番号一覧表	67
資料 1-33	同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設	68
資料 1-34	排水機場施設一覧	72
資料 1-35	笠岡市消防団消防無線局	74
資料 1-36	岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱	79
資料 1-37	被災者生活再建支援法	83
資料 1-38	道路危険箇所調査表	84
資料 1-39	高梁川水系小田川等浸水想定区域図	90
資料 1-40	土砂災害警戒区域等指定箇所	91
資料 1-41	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	103
資料 1-42	ヘリコプター離着陸場一覧（笠岡市）	105
資料 1-43	ヘリコプター離着陸場位置図	106
資料 1-44	災害拠点病院	107
資料 1-45	緊急避難路一覧表	108
資料 1-46	島しょ港湾・漁港係留施設一覧表	109
資料 1-47	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）	111
資料 1-48	都市公園一覧	113

資料 1-49	地区防災計画を策定している組織一覧表	114
条例協定等		115
条例協定等 2-1	笠岡市防災会議条例	118
条例協定等 2-2	笠岡市災害対策本部条例	122
条例協定等 2-3	笠岡市災害対策本部規程	123
条例協定等 2-4	岡山県下消防相互応援協定	144
条例協定等 2-5	岡山県下消防相互応援協定実施細目	147
条例協定等 2-7	災害時の医療救護活動についての協定書	149
条例協定等 2-8	災害時の医療救護活動に係る実施細目	152
条例協定等 2-9	笠岡市消防団消防無線の管理及び運用に関する規程	154
条例協定等 2-10	災害救助制度	157
条例協定等 2-11	笠岡市防災行政無線の管理及び運用に関する規程	172
条例協定等 2-12	笠岡市防災行政無線運用細則	177
条例協定等 2-13	災害時における相互応援に関する協定	179
条例協定等 2-14	災害時における郵便局と笠岡市間の相互協力に関する覚書	181
条例協定等 2-15	笠岡市並びに笠岡市内に所在する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの災害時における相互援助に関する協定	183
条例協定等 2-16	アマチュア無線による災害時応援協定書	185
条例協定等 2-18	災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書	187
条例協定等 2-19	災害等発生時の一次避難場所の提供に関する協定書	193
条例協定等 2-20	船舶による輸送等災害応援対策に関する協定書	198
条例協定等 2-21	災害時におけるアマチュア無線応援協定書	202
条例協定等 2-22	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	204
条例協定等 2-23	災害時相互応援協定	209
条例協定等 2-24	災害時における情報交換に関する協定書	211
条例協定等 2-25	災害時における連絡体制および協力体制に関する協定	212
条例協定等 2-26	備後圏域自治体防災連絡会議設置要領	216
条例協定等 2-27	災害時の相互応援に関する協定書（三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町，井原市）	217
条例協定等 2-28	笠岡市防災基本条例	220
条例協定等 2-29	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡高等学校）	222
条例協定等 2-30	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡商業高等学校）	225
条例協定等 2-31	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡工業高等学校）	228
条例協定等 2-32	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山龍谷高等学校）	231
条例協定等 2-33	災害時における福祉避難所（二次避難所）施設利用に関する協定書（岡山県立西備支援学校）	234
条例協定等 2-34	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（障がい者施設）	237
条例協定等 2-35	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（特養施設）	242
条例協定等 2-36	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	247
条例協定等 2-37	非常災害時における避難施設利用に関する協定書	249
条例協定等 2-38	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書	252
条例協定等 2-39	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	256
条例協定等 2-40	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	261
条例協定等 2-41	自然災害発生時における物資の調達に関する協定書	263

条例協定等 2-42	災害時における物資供給に関する協定書.....	267
条例協定等 2-44	災害時の相互応援に関する協定書.....	269
条例協定等 2-45	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書 273	
条例協定等 2-46	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書.. 275	
条例協定等 2-47	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書.. 277	
条例協定等 2-48	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書.. 279	
条例協定等 2-49	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書.. 281	
条例協定等 2-50	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書.....	283
条例協定等 2-51	災害時における行政書士業務相談に関する協定書.....	285
条例協定等 2-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	287
条例協定等 2-54	災害時における法律相談業務に関する協定書.....	289
条例協定等 2-55	災害時における燃料等の供給に関する協定書.....	291
条例協定等 2-56	災害時における物資等の輸送に関する協定書.....	293
条例協定等 2-57	災害時における笠岡警察署代替災害警備本部としての使用に関する 協定書.....	298
条例協定等 2-58	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書.....	300
条例協定等 2-59	災害時における航空機による支援協力に関する協定書.....	309
条例協定等 2-60	災害時における畳の提供に関する協定書.....	313
条例協定等 2-61	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定.....	315
条例協定等 2-62	災害時における情報共有と緊急放送に関する協定書.....	329
条例協定等 2-63	災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書.....	331
条例協定等 2-64	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書.....	333
条例協定等 2-65	災害時における笠岡警察署・笠岡地区消防組合の代替災害警備本部 としての使用に関する協定書.....	335
条例協定等 2-66	災害時における物資輸送等に関する協定書.....	337
条例協定等 2-67	災害時等での施設利用の協力に関する協定書.....	339
条例協定等 2-68	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書.....	342
条例協定等 2-69	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	345
条例協定等 2-70	災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定書.. 350	
条例協定等 2-71	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書... 353	
条例協定等 2-72	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	360
条例協定等 2-73	災害時における航空機による支援協力に関する協定書.....	365
条例協定等 2-74	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	369

様式..... 375

様式 1	情報受信連絡票.....	378
様式 2	防災体制配備要員名簿.....	379
様式 3	地区連絡員名簿.....	381
様式 4	被害状況受信票.....	382
様式 5	災害発生通報に関する様式.....	383
様式 5-1	災害発生通報.....	383
様式 5-2	災害速報（速報・確定）.....	384
様式 5-3	人的被害・住家被害.....	389
様式 5-4	避難状況・救護所開設状況.....	390
様式 5-5	公共施設被害.....	391
様式 5-6	商工関係被害.....	392
様式 5-7	観光関係被害.....	393

様式 5-8	林野火災被害	394
様式 5-9	社会福祉施設被害状況	395
様式 6-1	り災者台帳	396
様式 6-2	り災証明書	397
様式 6-3	罹災届出証明書交付申請書	398
様式 6-4	救助日報	399
様式 6-5	避難者収容台帳	401
様式 6-6	避難所受付個票	402
様式 6-7	炊出し受給者名簿	404
様式 6-8	飲料水供給記録簿	404
様式 6-9	世帯構成員別被害状況報告	405
様式 6-10	救助用物資割当台帳	405
様式 6-11	物資給与及び受領簿	406
様式 6-12	救助用物資及び災害義援金品並びに学用品引継書	406
様式 6-13	住宅災害報告書	407
様式 6-14	応急仮住宅入居者台帳	408
様式 6-15	住宅応急修理記録簿	409
様式 6-16	障害物除去の状況記録簿	409
様式 6-17	り災者救出状況記録簿	409
様式 6-18	救護または医療班に要した経費請求書	410
様式 6-19	救護（医療）班出動編成表	411
様式 6-20	救護（医療）班診療記録	411
様式 6-21	救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿	412
様式 6-22	救護（医療）班の編成および活動記録	412
様式 6-23	病院診療所医療実施状況記録	412
様式 6-24	助産台帳	413
様式 6-25	遺体捜索状況記録簿	413
様式 6-26	遺体処理台帳	413
様式 6-27	埋葬台帳	414
様式 6-28	被害状況報告書	415
様式 6-29	防疫活動状況報告書	416
様式 6-30	災害による生業資金貸付申請書	417
様式 6-31	災害による生業資金貸付申請に対する意見書	419
様式 6-32	災害による生業資金借用証書	420
様式 6-33	生業資金貸付台帳	420
様式 6-34	義援金品抛出者名簿	421
様式 6-35	義援金品受領書	421
様式 6-36	被災教科書報告書	422
様式 6-37	学用品割当台帳	422
様式 6-38	学用品給与券	423
様式 6-39	輸送記録簿	424
様式 7	広域航空消防応援に関する様式	425
様式 8-1	岡山県下消防相互応援協定による災害情報通報	427
様式 8-2	岡山県下消防相互応援協定による応援要請票	428
様式 8-3	岡山県下消防相互応援協定による応援隊の派遣通報票	429
様式 8-4	応援隊活動報告書	430
様式 9	消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	431

資 料

内 容
資料 1 - 1 水防用資材備蓄計画
資料 1 - 2 気象関係の観測所
資料 1 - 3 山地災害危険地区
資料 1 - 4 河川等重要水防箇所等
資料 1 - 5 砂防指定地（法律指定箇所）
資料 1 - 6 海岸保全区域，一般公共海岸区域，県管理漁港・港湾，市管理漁港・港湾
資料 1 - 7 防災重点農業用ため池一覧表
資料 1 - 8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
資料 1 - 9 地すべり防止区域
資料 1 - 10 宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法による指定区域
資料 1 - 11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準
資料 1 - 14 ヘリポート適地一覧表（笠岡市内ヘリポート適地位置図）
資料 1 - 15 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請
資料 1 - 16 消防力一覧表
資料 1 - 17 消防現有水利状況調
資料 1 - 18 消防相互応援協定締結状況
資料 1 - 19 避難所及び指定避難場所一覧表
資料 1 - 20 給水タンク等保有状況
資料 1 - 21 ごみ，し尿等運搬車両保有状況
資料 1 - 22 ごみ，し尿処理能力
資料 1 - 23 笠岡医師会医療救護班編成表
資料 1 - 24 市内病院（含救急指定）一覧表
資料 1 - 26 救急自動車の保有状況（消防）
資料 1 - 27 救急医薬品等の緊急調達先一覧表

内 容	
資料 1 - 28	市内変電所一覧表
資料 1 - 29	市有車両一覧表
資料 1 - 30	その他建設機械(道路復旧, 障害物排除等に使用するもの)の保有及び調達
資料 1 - 31	災害融資制度一覧表
資料 1 - 32	関係機関電話番号一覧表
資料 1 - 33	同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設
資料 1 - 34	排水機場施設一覧
資料 1 - 35	笠岡市消防団消防無線局
資料 1 - 36	岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱
資料 1 - 37	被災者生活再建支援法
資料 1 - 38	道路危険箇所調査表
資料 1 - 39	高梁川水系小田川等浸水想定区域図
資料 1 - 40	土砂災害警戒区域等指定箇所
資料 1 - 41	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表
資料 1 - 42	ヘリコプター離着陸場一覧(笠岡市)
資料 1 - 43	ヘリコプター離着陸場位置図
資料 1 - 44	災害拠点病院
資料 1 - 45	緊急避難路一覧表
資料 1 - 46	島しょ港湾・漁港係留施設一覧表
資料 1 - 47	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領
資料 1 - 48	都市公園一覧
資料 1 - 49	地区防災計画を策定している組織一覧表

資料 1 - 1 水防用資材備蓄計画

(令和 6 年 12 月現在)

	土のう袋	杭	ブルーシート	発電機	スコップ	懐中電灯	ヘッドライト
本庁備蓄庫	2,440	32	377	13	16	65	141
金浦	〃						
北川	1,000		100		77		
高島	200		10				
白石島	400		20				
北木島	400		20				
真鍋島	400		20				
飛島	200		10				
小飛島	200		10				
六島	200		10				
計	5,440	32	577	13	93	65	141

資料 1 - 2 気象関係の観測所

○ 関係雨量観測所

所属	観測所名	位置	問合せ先	電話番号
岡山地方気象台	笠岡	笠岡市カブト東町	岡山地方気象台	086-223-1334
岡山県	笠岡	笠岡市六番町	備中県民局	086-434-7062
	尾坂	笠岡市関戸		
	北木島	笠岡市北木島町		

○ 関係水位観測所

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	問合せ先	電話番号
岡山県	井原	高梁川	小田川	井原市西江原町	2.5m	2.5m	2.9m	備中県民局	086-434-7062
岡山県	富岡	今立川	今立川	笠岡市富岡				備中県民局	086-434-7062

○ 関係潮位観測所

所属	観測所名	海岸名	位置	通報潮位	警戒潮位	問合せ先	電話番号
岡山県	笠岡	笠岡港海岸 西の浜地区 金浦海岸 金浦地区	笠岡市港町	0.20m	0.60m	備中県民局 井笠地域 事務所	0865-69-1634

資料 1 - 3 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	箇所番号	地区名	所在地		保安林指定の有無
1	205-019-011	豊浦 3	北木島町	豊浦	無
2	205-070-001	大井南	大井南		無
3	205-001-001	相生中	相生	相生中	有
4	205-001-002	霧見宮	相生	霧見宮	無
5	205-003-001	狐崎	有田		無
6	205-005-001	大塚	今立	大塚	有
7	205-005-002	金山	今立	金山	有
8	205-005-003	石鎚山	今立		有
9	205-038-012	前砂	西大島	前砂	無
10	205-010-001	宮ノ谷	大河	宮ノ谷	無
11	205-010-002	仁井屋	大河	仁井屋	無
12	205-010-003	堂内	大河	堂内	無
13	205-011-001	湯舟	大島中	湯舟	有
14	205-011-002	大空	大島中	大空	有
15	205-011-003	長浜	大島中	長浜 293	有
16	205-011-004	山城	大島中	山城	有
17	205-011-006	正頭	大島中	正頭	無
18	205-011-007	小鳥	大島中	小鳥	無
19	205-011-008	土生	大島中	土生	無
20	205-012-001	大師	尾坂	大師	無
21	205-012-002	西ノ谷	尾坂	西ノ谷 778-2	有
22	205-014-001	柰原	小平井	柰原	無
23	205-015-001	絵下中	笠岡	絵下中 4339-2	有
24	205-015-002	田頭	笠岡	田頭 3507-2	有
25	205-015-003	宮地	笠岡	宮地	有
26	205-015-004	山畑	笠岡	山畑 145	有
27	205-015-005	上田頭	笠岡	上田頭	有
28	205-015-006	大久保	笠岡	大久保 3167 ほ	有
29	205-015-007	西元町	笠岡	西元町	無
30	205-015-008	大峠	笠岡	大峠	有
31	205-016-001	春日台	春日台	2113-15	無
32	205-018-001	金浦東	金浦	金浦東 355-2	無
33	205-018-002	たぬき橋	金浦	金浦西	無
34	205-018-003	金浦西	金浦	金浦西	有
35	205-018-004	松川	金浦	松川	無
36	205-019-001	楠	北木島町	楠	無
37	205-019-002	長場	北木島町	長場	無
38	205-019-003	豊浦 1	北木島町	豊浦	無
39	205-019-004	豊浦 2	北木島町	豊浦	有
40	205-019-005	千ノ浜	北木島町	千ノ浜	有
41	205-019-006	鶴石	北木島町		有
42	205-019-007	金風呂	北木島町	金風呂	有
43	205-019-008	金風呂 2	北木島町	金風呂	無

番号	箇所番号	地区名	所在地		保安林指定の有無
44	205-019-009	大浦 1	北木島町	大浦	無
45	205-019-010	大浦 2	北木島町	大浦 2	無
46	205-022-001	輿山	甲弩	輿山	有
47	205-022-002	岡田	甲弩	岡田	有
48	205-022-003	楠	甲弩	楠	無
49	205-023-001	汁方	神島	汁方	無
50	205-023-002	内浦	神島	内浦	有
51	205-023-003	東村	神島	東村	無
52	205-023-004	天神山	神島	天神山	無
53	205-023-005	片島	神島	片島	無
54	205-023-006	汁方 2	神島	汁方	無
55	205-023-007	福浦	神島	福浦	無
56	205-023-008	見崎	神島	見崎	無
57	205-023-009	寺間	神島	寺間	無
58	205-024-001	鴨野	神島外浦	鴨野	有
59	205-024-002	大道	神島外浦	大道	有
60	205-024-003	浅王	神島外浦	浅王	有
61	205-028-001	法泉坊	篠坂	法泉坊	有
62	205-028-002	北の坊	篠坂	北の坊	無
63	205-028-003	松葉左 1	篠坂	松葉左	有
64	205-028-004	松葉左 2	篠坂	松葉左	有
65	205-028-005	中尾	篠坂	中尾	有
66	205-029-001	持立	白石島	持立 1033-1	有
67	205-029-002	西ノ浦	白石島	西ノ浦	有
68	205-029-003	先西	白石島	先西	有
69	205-029-004	鳥口	白石島	鳥口	有
70	205-029-005	鎧石	白石島		有
71	205-029-006	応神山	白石島		有
72	205-030-001	長迫	新賀	長迫	無
73	205-030-002	向原	新賀	向原	無
74	205-031-001	横島	新横島	横島	無
75	205-034-001	関戸	関戸	関戸	有
76	205-035-001	大峠	園井	大峠	有
77	205-035-002	下ヶ市	園井	下ヶ市	無
78	205-035-003	池の平	園井	池の平	無
79	205-036-001	黒土	高島	黒土	有
80	205-036-002	王泊	高島	王泊	有
81	205-038-001	夏目	西大島	夏目	有
82	205-038-002	名切	西大島	名切	無
83	205-038-004	鳥ノ江	西大島	鳥ノ江	無
84	205-038-005	小黒崎	西大島	小黒崎	無
85	205-038-006	宗国	西大島	宗国	無
86	205-038-007	前砂 2	西大島	前砂	有
87	205-038-008	石砂 1	西大島	石砂	無

番号	箇所番号	地区名	所在地		保安林指定の有無
88	205-038-009	藤曲	西大島	藤曲	無
89	205-038-010	石砂 2	西大島	石砂	無
90	205-038-011	石砂 3	西大島	石砂	無
91	205-042-001	平賀市	入田	平賀市	有
92	205-043-001	山田	走出	山田	無
93	205-043-002	井立	走出	井立 1914~8	有
94	205-043-003	峠	走出	峠	無
95	205-043-004	政所	走出	政所	無
96	205-043-005	梅木	走出	梅木 4380	有
97	205-043-006	馬場	走出	馬場	無
98	205-043-007	尾ノ上	走出	尾ノ上	無
99	205-043-008	井立池	走出	井立池	無
100	205-043-009	走出	走出		無
101	205-045-001	岡林	東大戸	岡林	有
102	205-045-002	行信	東大戸	行信	無
103	205-046-001	尻替	飛島	尻替	無
104	205-046-002	佐場	飛島	佐場	有
105	205-046-003	正床	飛島	正床	有
106	205-046-004	飛島 1	飛島		無
107	205-046-005	小飛島	飛島	小飛島	無
108	205-047-001	浜	広浜	浜	有
109	205-048-001	馬飼	馬飼	馬飼 283	有
110	205-049-001	岩坪	真鍋島	岩坪	無
111	205-049-002	本浦	真鍋島	本浦	有
112	205-049-003	本浦 2	真鍋島	本浦	無
113	205-052-001	宮講	用之江	宮講	無
114	205-053-001	茂平	茂平	茂平	有
115	205-054-001	井上	山口	井上	無
116	205-054-002	堺辺	山口	堺辺	有
117	205-054-003	中サヤ	山口	中サヤ	有
118	205-054-004	山口	山口	山口	有
119	205-055-002	横島 2	横島		無
120	205-056-001	宮地上池	吉田	平木	有
121	205-056-002	龍王	吉田	龍王	無
122	205-056-003	山手	吉田	山手	有
123	205-056-004	大塚	吉田	大塚	無
124	205-060-001	前浦	六島	前浦	無
125	205-060-002	大島	六島	大島	有

(2) 崩壊土砂流出危険地区

番号	箇所番号	地区名	所在地		保安林指定の有無
1	205-005-001	大塚	今立	大塚 1888-1	有
2	205-007-001	猪谷	絵師	猪谷	有
3	205-011-001	小鳥	大島中	小鳥 220	無
4	205-011-002	新後	大島中	新後	無
5	205-011-003	正頭	大島中	正頭	無
6	205-012-001	北山	尾坂	北山	有
7	205-012-002	荒神	尾坂	荒神	無
8	205-012-003	荒神 2	尾坂	荒神	無
9	205-013-001	土橋	押撫	土橋	有
10	205-015-001	伏越	笠岡	伏越	有
11	205-019-001	大浦	北木島町	大浦	有
12	205-022-001	山手東	甲弩	山手東 1017-1	有
13	205-022-002	山手中	甲弩	山手中 1013-7	有
14	205-022-003	山手西	甲弩	山手西 1003-2	有
15	205-022-004	岡田上	甲弩	岡田上 1002-1	有
16	205-022-005	岡田	甲弩	岡田	有
17	205-022-006	楠ノ上	甲弩	楠ノ上 340	有
18	205-022-007	山手	甲弩	山手	無
19	205-022-008	楠	甲弩	楠	有
20	205-024-001	中村	神島外浦	中村	無
21	205-024-002	シダノ尾	神島外浦	シダノ尾	有
22	205-024-003	平山	神島外浦	平山	有
23	205-024-004	丸山	神島外浦	丸山	有
24	205-024-005	ゲンタワ	神島外浦	ゲンタワ	有
25	205-029-001	持立	白石島	持立	無
26	205-034-001	関戸	関戸	関戸	無
27	205-035-001	大峠	園井	大峠	有
28	205-038-001	石砂	西大島	石砂	無
29	205-038-002	御滝	西大島	御滝	無

番号	箇所番号	地区名	所在地		保安林指定の有無
30	205-046-001	飛島	飛島	大浦	無
31	205-047-001	山中	広浜	山中	無
32	205-048-001	湯舟	馬飼	湯舟	有
33	205-048-002	鶴	馬飼	鶴 947-1 ほか	有
34	205-054-001	中ノサヤ	山口	中ノサヤ 3780	有
35	205-054-002	奥山兎ヶ口	山口	奥山兎ヶ口	有
36	205-054-003	奥山岩尾	山口	奥山岩尾 3695	無
37	205-054-004	奥山	山口	奥山 3692	有
38	205-054-005	森ヶ市	山口	森ヶ市 3594	有
39	205-054-006	米田	山口	米田 3535	有
40	205-054-007	中ノ才	山口	中ノ才	有
41	205-056-001	宮地下	吉田	宮地下	有
42	205-056-002	宮地	吉田	宮地 3526-1	有
43	205-056-003	山手	吉田	山手	有
44	205-057-001	松川	吉浜	松川 1410-2	有
45	205-052-001	用之江	用之江		無

資料 1 - 4 河川等重要水防箇所等

(1) 県管理河川

河川名・ 海岸名	河川海岸番号	区域	延長 (m)		危険状況		水防工法	所要資材
小田川	32	笠岡市甲弩	右岸	400	A	漏水	月の輪工	土のう 3,500 銅杭 400 木杭 40
小田川	33	笠岡市甲弩	右岸	600	B	漏水	月の輪工	土のう 3,500 銅杭 400 木杭 40
小田川	34	矢掛町浅海 ～笠岡市甲弩	右岸	(30)	B	水衝・洗掘	木流し工	土のう 15 木杭 3 雑木 3
小田川	35	笠岡市甲弩	右岸	100	B	漏水	月の輪工	土のう 350 銅杭 40 木杭 4
小田川	37	笠岡市走出	右岸	700	A	漏水	月の輪工	土のう 2,450 銅杭 280 木杭 28
尾坂川	1	笠岡市甲弩	左岸	1,000	B	水衝・洗掘	積土のう工	土のう 2,000 木杭 300
正頭漁港	1	笠岡市大江浜	—	1 か所	要	陸閘, 切欠き 設置箇所	—	—

(2) 市管理河川

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
1 級	井立川	浅香川	左岸 走出字浅香 1697 番地の 51 から 砂防指定浅香川合流点まで 右岸 走出字浅香 1826 番地から 砂防指定浅香川合流点まで	470	走 出	C	護岸考朽
1 級	井立川	大谷川	左岸 字池之内 3055 番地から 走出字池の内 2829 番地の 1 まで 右岸 走出字場ヶ所 3101 番地の 1 から 走出字金色谷 3375 番地の 1 まで	780	走 出	C	護岸考朽
1 級	尾坂川	神楽田川	左岸 山口字森ヶ市 3329 番地から 山口字森ヶ市 3283 番地まで 右岸 山口字森ヶ市 3233 番地から 山口字森ヶ市 3269 番地まで	320	山 口	C	護岸考朽
1 級	尾坂川	西谷川	左岸 尾坂字西谷 267 番地から 尾坂池まで 右岸 尾坂字岩崎 1958 番地の 5 から 尾坂池まで	190	関 戸 尾 坂	C	護岸脆弱
2 級	今立川	隅取川	左岸 西大島新田字一丁目 858 番地の 1 の対岸大島川堤から 西大島新田字三丁目 797 番地の 8 の対岸大島川堤まで 右岸 西大島新田字一丁目 858 番地の 1 から 西大島新田字三丁目 797 番地の 8 まで	1,250	西大島新 田	C	護岸脆弱

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
その他	その他	汐入川	左岸 富岡字拾丁目 257 番地の 1 から 富岡字拾丁目 261 番地まで 右岸 富岡字土手下八丁目 209 番地の 4 から 富岡字先九丁目 253 番地の 3 まで	70	富岡	C	護岸脆弱
その他	その他	当摩川	左岸 大河字当摩 1887 番地の 1 から 大河字当摩 1889 番地まで 右岸 大河字当摩 1884 番地から 大河字当摩 18819 番地まで	30	大河	C	護岸脆弱
その他	その他	大迫川	左岸 有田字花畑 817 番地から 有田字花畑 816 番地の 2 まで 右岸 有田字國廣 198 番地の 1 から 有田字國廣 197 番地の 1 まで	40	有田	C	護岸脆弱
1 級	尾坂川	小原井川	左岸 尾坂字小原井 3199 番地から 荒神川合流点まで 右岸 尾坂字小原井 3204 番地から 荒神川合流点まで	410	尾坂	C	護岸脆弱
1 級	尾坂川	北山川	左岸 尾坂字北山 1361 番地から 砂防指定尾坂川合流点まで 右岸 尾坂字北山 1361 番地の 179 から 砂防指定尾坂川合流点まで	640	尾坂	C	護岸脆弱
1 級	長迫川	長迫川	左岸 新賀字岩神 3545 番地の 3 から 1 級河川長迫川上流端まで 右岸 新賀字岩神 3510 番地から 1 級河川長迫川上流端まで	330	新賀	C	護岸老朽
1 級	谷尻川	谷尻川	左岸 山口字森ヶ市 3591 番地の 1 から 1 級河川谷尻川上流端まで 右岸 山口字奥山山ノ神 3729 番地の 3 から 1 級河川谷尻川上流端まで	550	山口	C	護岸老朽
2 級	吉田川	陶山川	左岸 金浦字町分 1064 番地の 2 から 2 級河川吉田川合流点まで 右岸 金浦字地方 1414 番地から 2 級河川吉田川合流点まで	250	金浦	B	護岸老朽 内水排除
2 級	吉田川	相生川	左岸 吉浜字土手内 2478 番地の 1 から 吉浜字古比須 2479 番地の 1 まで 右岸 吉浜字鏡 2512 番地の 3 から 吉浜字鏡 2512 番地の 1 まで	130	吉浜	C	護岸老朽
2 級	吉田川	清水川	左岸 西大戸字ニタ迫 1776 番地から 大河字宮之谷 1332 番地の 1 まで 右岸 西大戸字ニタ迫 1775 番地から 大河字小丸 1457 番地まで	500	西大戸 大河	C	護岸老朽 土砂流出

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
2級	吉田川	矢立川	左岸 東大戸字鳴淵5番地の1から 東大戸字泉22番地の1まで 右岸 西大戸字鳴淵43番地の1から 西大戸字泉1番地の2まで	200	東大戸 西大戸	C	護岸老朽
2級	吉田川	矢立川	左岸 西大戸字原田297番地の1から 西大戸字鐘鑄谷217番地の7まで 右岸 西大戸字王蔵給641番地の3から 西大戸字植田685番地の1まで	300	西大戸	C	護岸老朽
2級	吉田川	大持川	左岸 東大戸字小山2238番地の1から 2級河川吉田川合流点まで 右岸 東大戸字両房3872番地の3から 2級河川吉田川合流点まで	970	東大戸	C	護岸老朽
2級	吉田川	矢立川	左岸 入田字沼ル989番地から 入田字沼ル970番地まで 右岸 入田字下フケ966番地から 入田字下フケ932番地まで	110	入 田	C	護岸老朽
2級	吉田川	立石川	左岸 小平井字皿池尻816番地の1から 2級河川吉田川合流点まで 右岸 小平井字向山339番地の2から 2級河川吉田川合流点まで	400	小平井	C	護岸老朽
2級	吉田川	平谷川	左岸 東大戸字平4436番地の1から 東大戸字平4614番地の4まで 右岸 東大戸字松山4716番地の1から 東大戸字松山4700番地の1まで	450	東大戸	C	護岸老朽
2級	用之江川	小迫川	左岸 大亘字田中谷189-1番地から 大亘字田中谷171番地の1まで 右岸 大亘字小迫158-7番地から 大亘字小迫115番地の1まで	100	大 亘	C	護岸老朽
2級	用之江川	本谷川	左岸 大亘字小原972番地から 大亘字本谷1365番地の1まで 右岸 大亘字大本857番地の14から 大亘字宮ヶ峠362番地まで	780	大 亘	C	護岸老朽
2級	用之江川	用之江川	左岸 用之江字上之谷1135番地から 2級河川用之江川上流端まで 右岸 用之江字川本1162番地から 2級河川用之江川上流端まで	990	用之江	C	護岸老朽
2級	用之江川	長沢田川	左岸 用之江字天神端370番地の1から 2級河川用之江川合流点まで 右岸 用之江字天神端373番地の1から 2級河川用之江川合流点まで	330	用之江	C	護岸脆弱
2級	有田川	有田川	左岸 押撫字横田584番地から 2級河川有田川上流端まで 右岸 押撫字二塚605番地の2から 2級河川有田川上流端まで	1,300	押 撫 有 田	C	護岸老朽

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
2級	有田川	寺谷川	左岸 有田字西谷 1617 番地の 1 から 有田字竹松 2096 番地の 1 まで 右岸 有田字大谷 1065 番地の 5 から 有田字北畑 961 番地の 2 まで	620	有田	C	護岸老朽
1級	芦田川	篠坂川	左岸 篠坂字畔地 443 番地の 1 から 篠坂字一本木 2096 番地の 1 まで 右岸 篠坂字畔地 435 番地の 1 から 篠坂字千王田 2200 番地まで	1,700	篠坂	C	護岸老朽
2級	今立川	浜中川	左岸 西大島新田字三丁目 584 番地の 1 から 西大島新田字三丁目 782 番地の 1 まで 右岸 西大島新田字山下 417 番地の 2 から 西大島新田字堤畑 788 番地まで	540	西大島 新田	C	護岸脆弱
2級	今立川	猪谷川	左岸 絵師字猪ノ谷 505 番地の 2 から 絵師字浜田 476 番地の 1 まで 右岸 絵師字山ノ神 616 番地から 絵師字毘砂田 658 番地まで	160	絵師	C	護岸老朽
2級	今立川	馬飼越川	左岸 笠岡字馬飼越 1073 番地から 馬飼字鶴 971 番地の 1 まで 右岸 笠岡字馬飼越 1125 番地から 馬飼字平松 669 番地まで	1,270	笠岡 馬飼	C	護岸老朽 土砂流出
2級	今立川	本谷川	左岸 今立字丸山 445 番地の 1 から 今立字天神前 616 番地の 1 まで 右岸 今立字向ケ市 146 番地の 1 から 今立字本谷 45 番地の 1 まで	300	今立	C	護岸老朽
2級	今立川	浜井場川	左岸 園井字大峠 2104 番地の 1 から 園井字大峠 2048 番地まで 右岸 園井字大峠 2117 番地の 5 から 園井字大峠 2134 番地まで	300	園井	C	護岸脆弱
2級	今立川	園井川	左岸 園井字竿 802 番地から 園井字竿 870 番地まで 右岸 園井字竿 798 番地から 園井字竿 884 番地まで	350	園井	C	護岸脆弱
2級	今立川	中丁田川	左岸 馬飼字小原 153 番地の 1 から 馬飼字小原 209 番地の 3 まで 右岸 馬飼字小原 152 番地から 馬飼字小原 211 番地の 3 まで	250	馬飼	C	護岸脆弱
2級	大島川	石砂川	左岸 西大島石砂 6631 番地から 2級河川大島川合流点まで 右岸 西大島石砂 6804 番地から 2級河川大島川合流点まで	620	西大島	C	護岸老朽
2級	大島川	前砂谷川	左岸 西大島字前砂 526 番地から 西大島字阿正谷 827 番地の 1 まで 右岸 西大島字前砂 526 番地から 西大島字唐井 1661 番地の 1 まで	900	西大島	C	護岸脆弱

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
その他	その他	平岩川	左岸 東大戸小山 2224 番地の 4 から 東大戸小山 2225 番地の 2 まで 右岸 東大戸小山 2241 番地の 4 から 東大戸小山 2241 番地の 2 まで	10	東大戸	C	護岸脆弱
〃	〃	正頭川	左岸 大島中宇大久保 1670 番地から 大島中宇正頭 1738 番地の 1 まで 右岸 大島中宇大久保 1660 番地から 大島中宇大久保 1216 番地の 3 まで	240	大島中	C	護岸老朽
〃	〃	大工浜川	左岸 大島中宇ニレギ 2925 番地の 1 から 大島中宇大工川東 3195 番地の 2 まで 右岸 大島中宇友延 2722 番地の 8 から 大島中宇大工川西 2585 番地の 3 まで	400	大島中	C	護岸老朽 護岸脆弱
〃	〃	中村川	左岸 神島字中村寺ノ上 3236 番地から 神島字中村浜ケ市 3407 番地まで 右岸 神島字中村西平 3240 番地の 1 から 神島字中村的場 3406 番地の 1 まで	500	神 島	C	護岸老朽 土砂流出
その他	中村川	東村西川	左岸 神島字東村平山 4436 番地から 神島字中村的場 3406 番地 1 まで 右岸 神島字東村札場 4292 番地の 1 から 神島字東村馬場 4259 番地の 2 まで	240	神 島	C	護岸老朽
〃	その他	福浦川	左岸 神島字福浦白金 2865 番地の 1 から 神島承水路まで 右岸 神島字福浦白金 2876 番地の 2 から 神島承水路まで	810	神 島	C	護岸老朽
〃	〃	高 川	左岸 神島字カウ天皇 2099 番地の 1 から 神島字カウ西崎 1732 番地の 4 まで 右岸 神島字カウ天皇 2091 番地から 神島字カウウジノ前 1950 番地まで	550	神 島	C	護岸老朽
〃	〃	正砂川	左岸 神島外浦字正砂浜 1204 番地から 神島外浦字正砂浜 1196 番地の 1 まで 右岸 神島外浦字南水沖 1667 番地の 1 から 神島外浦字南水沖 1706 番地まで	120	神 島 外 浦	C	護岸老朽
〃	〃	淀 川	左岸 神島外浦字ヲトシ 3118 番地から 海まで 右岸 神島外浦字丸山 3267 番地から 海まで	490	神 島 外 浦	C	護岸老朽 土砂流出
〃	〃	西 川	左岸 北木島町字高山内 7535 番地から 海まで 右岸 北木島町字高山内 7534 番地から 海まで	630	北 島 木 町	C	護岸老朽 土砂流出
〃	〃	椎ノ木川	左岸 北木島町字椎木原 3411 番地の 2 から 北木島町字大浦 3321 番地まで 右岸 北木島町字向山 3083 番地から 北木島町字南 3197 番地まで	200	北 島 木 町	C	護岸老朽

水系級	幹川名	河川名	区間	延長 (m)	地区	危険状況	
〃	〃	大たんぼ川	左岸 真鍋島字浦ノ内 4127 番地の 1 から 真鍋島字浦ノ内 4003 番地まで 右岸 真鍋島字浦ノ内 4085 番地から 真鍋島字浦ノ内 4009 番地まで	140	真鍋島	C	護岸老朽
〃	〃	松葉佐川	左岸 篠坂中尾 1357 番地の 3 から 篠坂中尾 1373 番地の 1 まで 右岸 篠坂中尾 1254 番地の 2 から 篠坂中尾 1251 番地の 2 まで	70	篠坂	C	護岸脆弱
〃	〃	松川谷川	左岸 吉浜松川 1268 番地の 5 から 吉川松川 1314 番地まで 右岸 吉川松川 1268 番地の 5 から 吉川松川 1314 番地まで	45	吉浜	C	護岸脆弱
〃	〃	切子川	左岸 大島中字切子 5917 番地の 3 から 大島中字中山下 6187 番地の 6 まで 右岸 大島中字切子 5911 番地の 1 から 大島中字池田 5181 番地まで	400	大島中	C	護岸脆弱
その他	その他	中村東川	左岸 神島外浦字岡田平 2143 番地の 2 から 神島外浦字中之内 1878 番地まで 右岸 神島外浦字清水下 2146 番地から 神島外浦字中村 2269 番地まで	100	神島外浦	C	護岸脆弱
〃	〃	山中川	左岸 広浜字山中 676 番地から 広浜字山中 676 番地まで 右岸 広浜字袖解 714 番地から 広浜字袖解 714 番地まで	45	広浜	C	護岸脆弱
〃	〃	鳥ノ江川	左岸 西大島字鳥ノ江沖 7510 番地の 1 から 西大島字鳥ノ江 7520 番地の 1 まで 右岸 西大島字鳥ノ江沖 7508 番地から 西大島字鳥ノ江沖 7498 番地の 1 まで	35	西大島	C	護岸脆弱
〃	〃	南大道川	左岸 神島外浦字南大道 4251 番地の 3 から 神島外浦字南大道 4248 番地の 2 まで 右岸 神島外浦字南大道 4314 番地から 神島外浦字南大道 4318 番地の 3 まで	60	神島外浦	C	護岸脆弱
〃	〃	中村川	左岸 神島字中村浜ヶ市 3409 番地から 神島字中村浜ヶ市 3407 番地の 2 まで 右岸 神島字中村的場 3403 番地の 1 から 神島字中村的場 3406 番地の 1 まで	60	神島	C	護岸脆弱

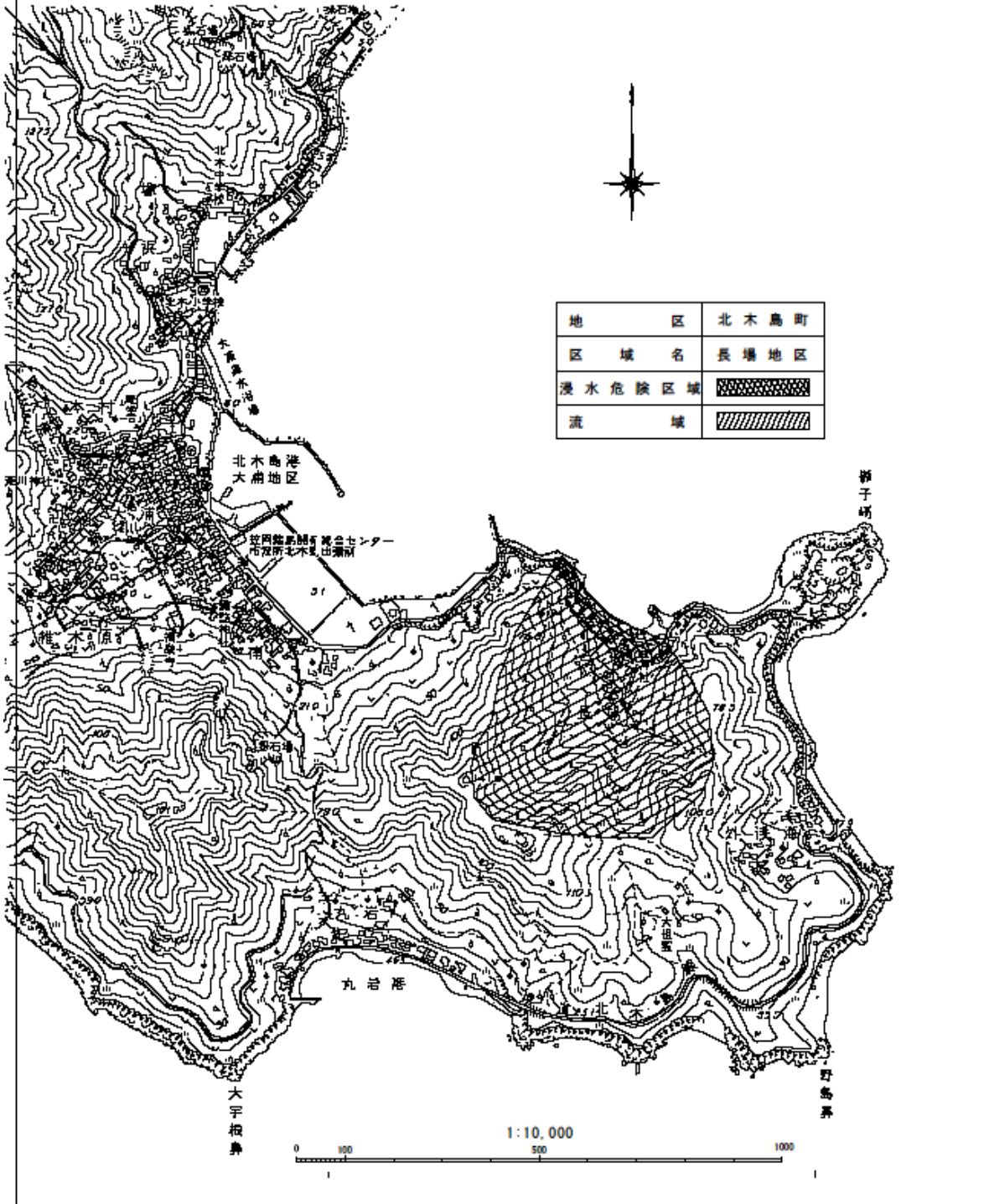
(3) 湛水排除区域

地区	低地域名	浸水危険 区域 (ha)	流域 (ha)	排水施設	水防対策	危険状況	
美の浜	美の浜地区	39	63	美の浜水路 道路側溝	水門ポンプ 緊急水中ポンプ 逆流防止弁	A	豪雨及び 高潮時排 水不能
神島	御手洗池周辺	4	30	御手洗池 御手洗池先水 見崎川	逆流防止弁 水門	A	高潮時排 水不能
神島	深方地区	4	41	深方川	緊急水中ポンプ 逆流防止弁 水門	A	高潮時排 水不能
神島	寺間地区	1	28	寺間川	逆流防止弁	A	高潮時排 水不能
神島	瀬戸地区	7	42	中村瀬戸遊水池	排水用水中ポンプ	A	高潮時排 水不能
金浦	金浦地区	8	56	枇杷首川 陶山川 大明神川 田方沖川	緊急用水中ポンプ	A	高潮時排 水不能
笠岡	西の浜地区	3	34	天神川	西の浜雨水ポンプ場	A	高潮時排 水不能
北木島町	長場地区	1	19	谷畑川	緊急用水中ポンプ	A	高潮時排 水不能
西大島	夏目・鳥ノ江・ 長浜地区	1	57	夏目川 鳥ノ江川 長浜川	排水用水中ポンプ	A	高潮時排 水不能
白石島	中条地区	1	4	中条水路	逆流防止弁	A	高潮時排 水不能
生江浜	生江浜地区	29	78	大溝川 中溝川	緊急用水中ポンプ	A	豪雨及び 高潮時排 水不能
横島	横島・瀬戸 地区	4	9	横島・瀬戸 遊水池	排水用水中ポンプ	A	高潮時排 水不能
神島	天神地区	1	4	天神遊水池 湛	排水用水中ポンプ	A	豪雨時排 水不能
吉浜	鏡地区	2	8	水路 道路側溝	排水用水中ポンプ	A	豪雨及び高潮時 排水不能





湛水排除区域

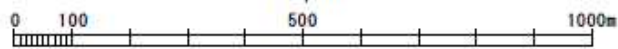


湛 水 排 除 区 域



地 区	白 石 島
区 域 名	中 条
浸水危険区域	⊗
流 域	▨

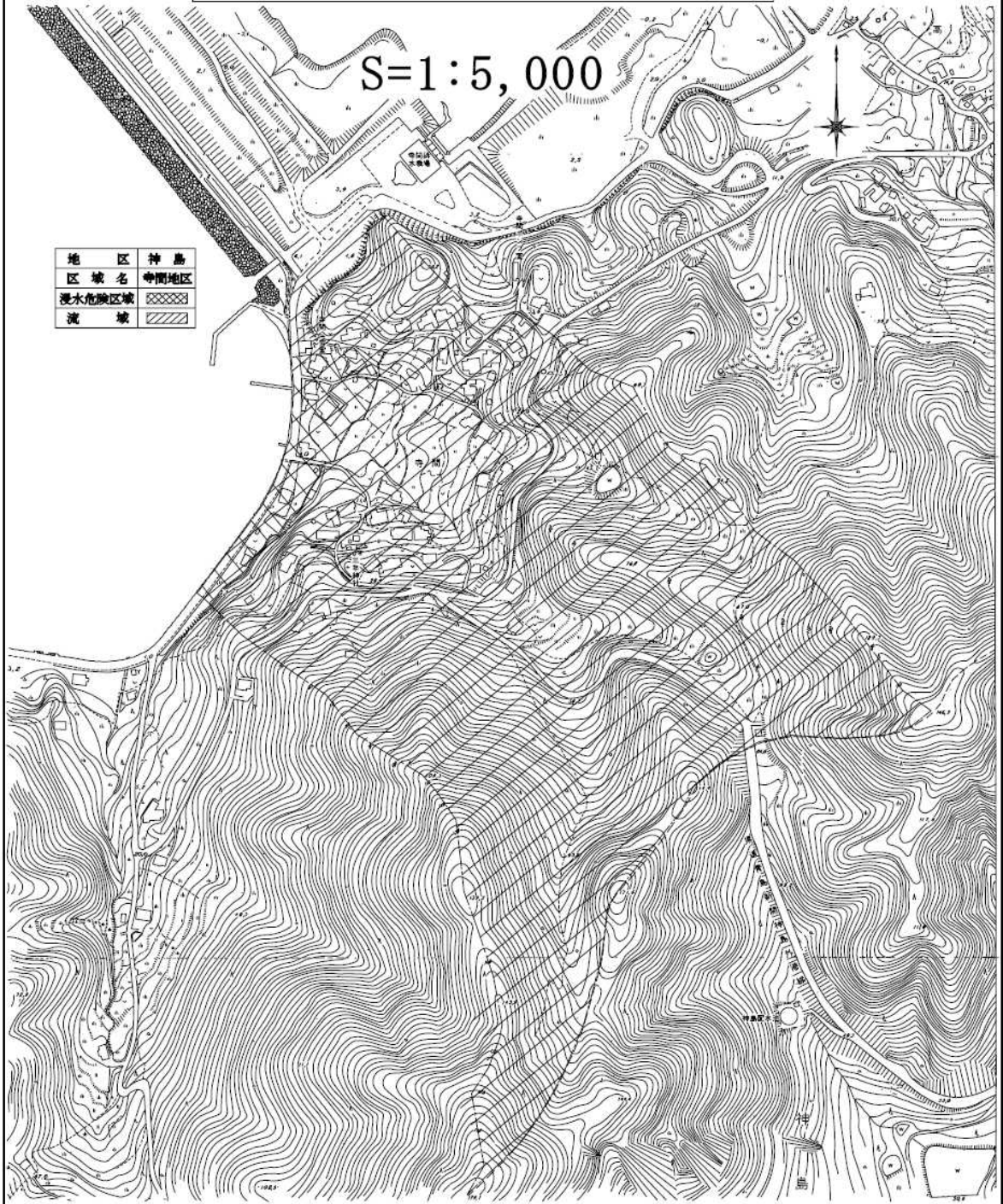
1:10,000



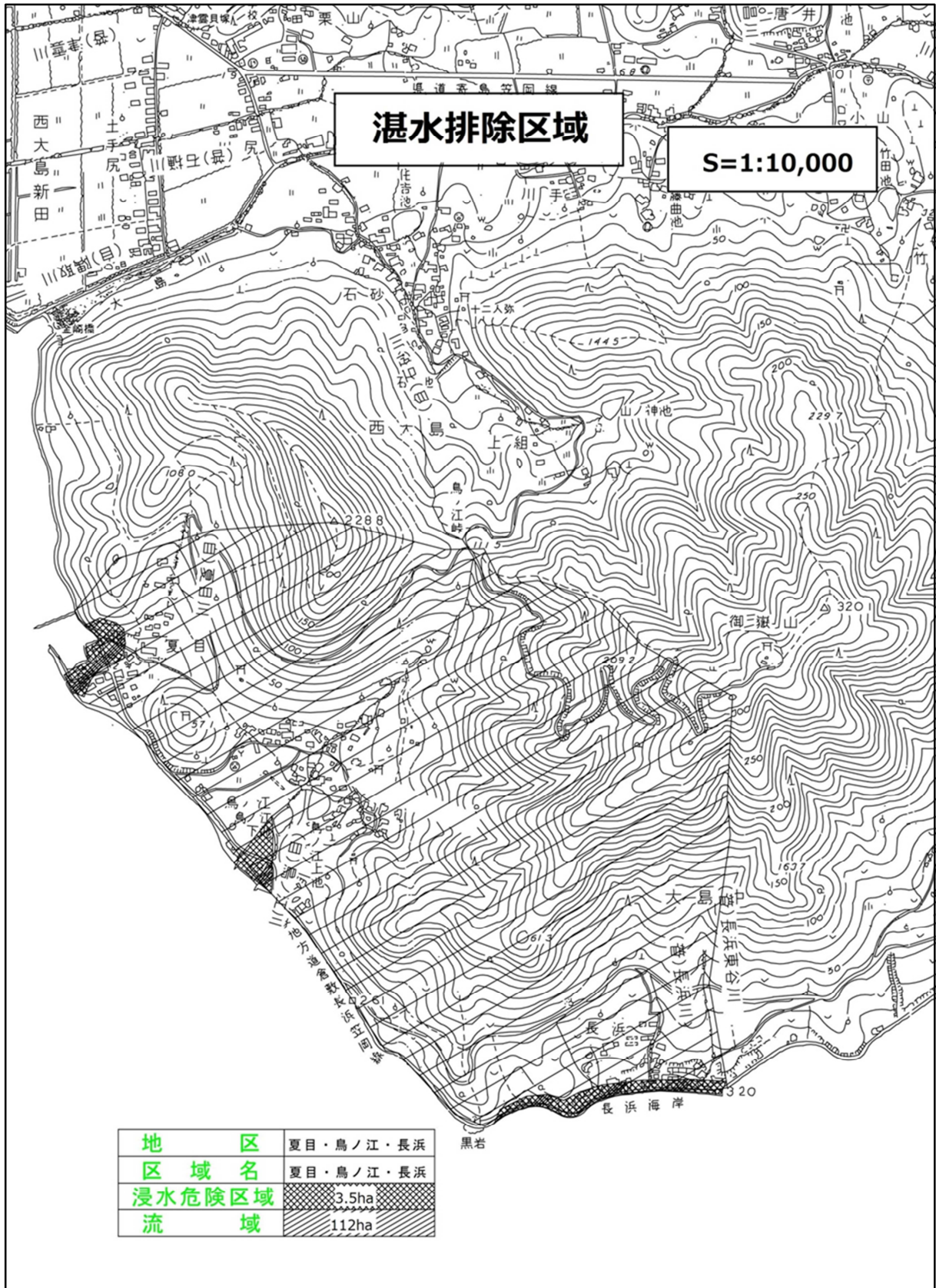
潜水排除区域

S=1:5,000

地区	神島
区域名	寺間地区
浸水危険区域	
流域	







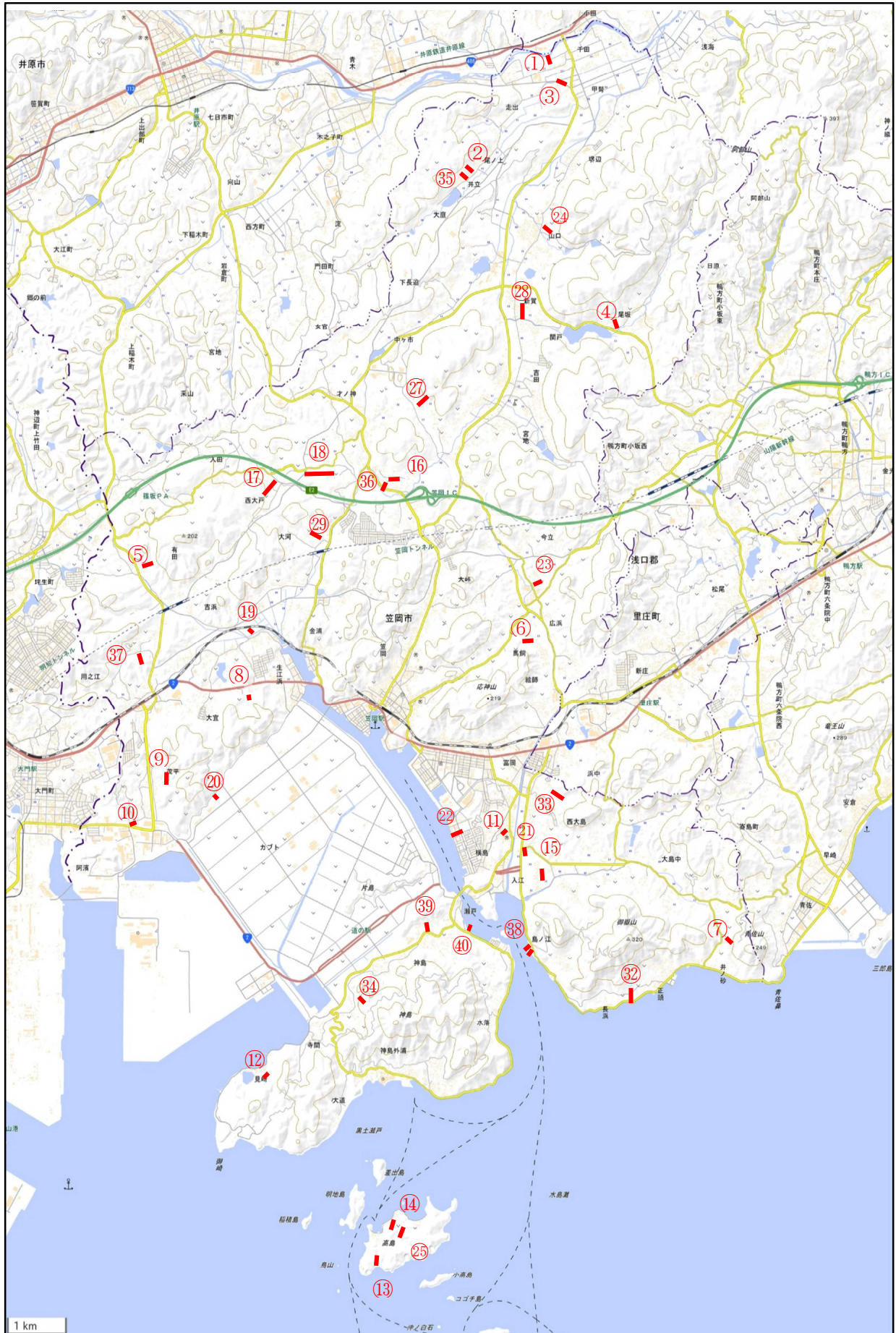


(4) その他排水路

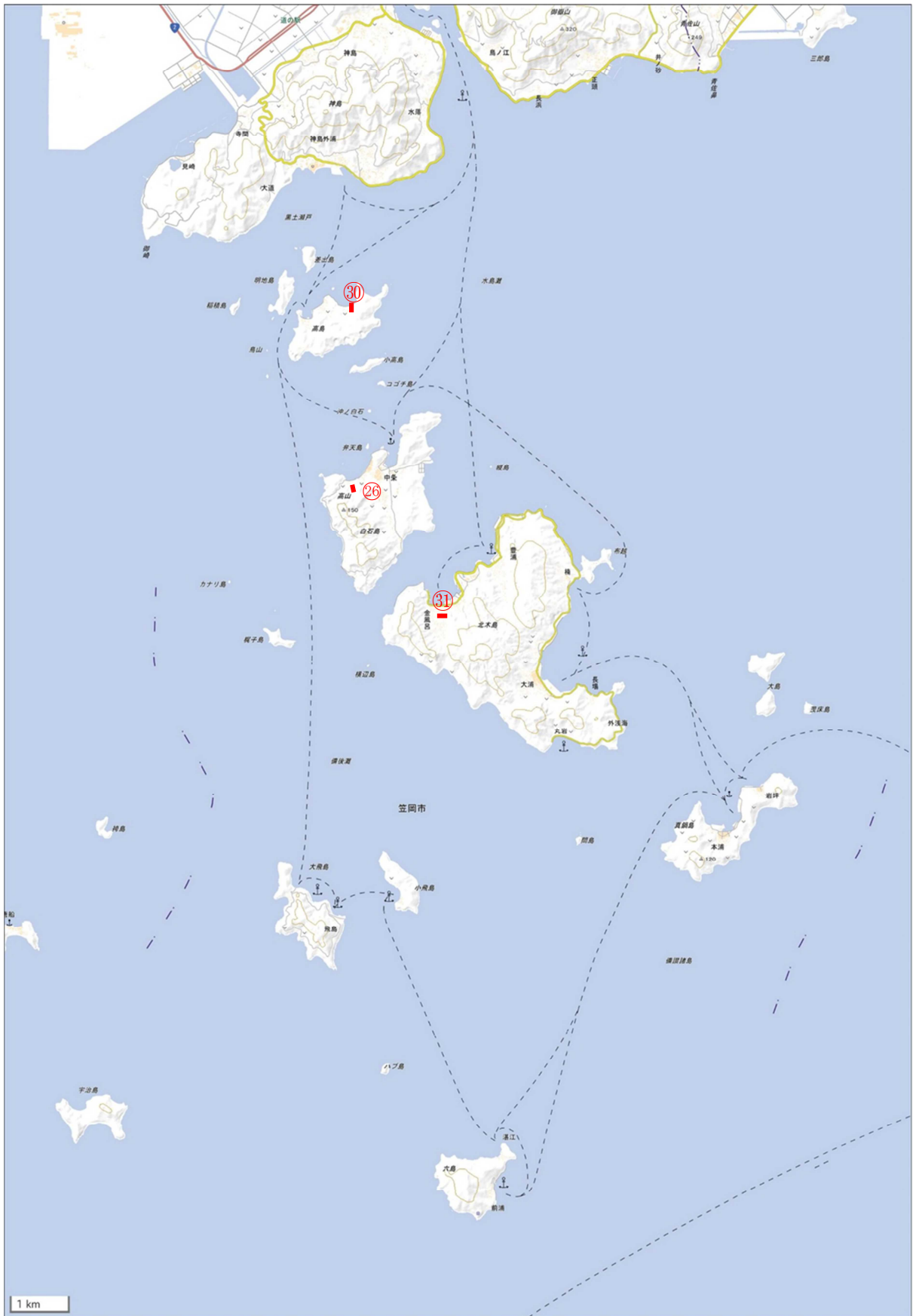
No.	地区	所在地（小字）	排水施設名	要対策区間
No. 1	走出	有江	有江排水路	1 7 0 m
No. 2	走出	井立	井立排水路	1 1 0 m
No. 3	走出	岸	岸排水路	2 2 m
No. 4	尾坂	西谷	西谷排水路	2 0 m
No. 5	押撫	子カイ	子カイ下排水路	6 0 m
No. 6	馬飼	白石	白石排水路	3 0 m
No. 7	大島中	大空	大空排水路	4 0 m
No. 8	大冨	信谷	信谷排水路	1 0 0 m
No. 9	茂平	旗涯地	旗涯地排水路	4 0 m
No. 1 0	茂平	東吉原	東吉原排水路	8 5 m
No. 1 1	入江	成ヶ端	成ヶ端排水路	1 1 5 m
No. 1 2	神島	見崎	見崎排水路	8 0 m
No. 1 3	高島	竹ノ浜	竹ノ浜排水路	6 5 m
No. 1 4	高島	内高須奥	内高須奥排水路	1 3 0 m
No. 1 5	西大島新田	土手尻	堤尻排水路	1 8 0 m
No. 1 6	小平井	尾中	尾中排水路	1 5 0 m
No. 1 7	西大戸	場徳原	場徳原排水路	2 7 0 m
No. 1 8	東大戸	大地ノ谷	大地ノ谷排水路	2 7 0 m
No. 1 9	吉浜	宮ノ前	宮ノ前排水路	2 0 m
No. 2 0	茂平	梶谷	梶谷排水路	1 2 0 m
No. 2 1	西大島新田	1 丁目	1 丁目排水路	5 0 m
No. 2 2	美の浜	—	美の浜 2 号水路	3 1 0 m
No. 2 3	今立	西迫	西迫排水路	5 0 m
No. 2 4	山口	行司	行司排水路	1 5 0 m
No. 2 5	高島	高須奥百町	高須奥百町排水路	1 2 0 m
No. 2 6	白石島	中西	中西排水路	4 0 m
No. 2 7	小平井	迫	迫排水路	1 3 0 m
No. 2 8	新賀	下川内	下川内排水路	5 0 m
No. 2 9	大河	東浜田	東浜田排水路	4 0 m
No. 3 0	高島	王泊	王泊排水路	1 0 m
No. 3 1	北木島	金風呂	金風呂排水路	1 0 0 m
No. 3 2	大島中	ウソ崎	ウソ崎排水路	5 0 m
No. 3 3	西大島	小黒崎	小黒崎排水路	1 0 0 m
No. 3 4	神島	カウ平前	カウ平前排水路	3 0 m

No. 3 5	走出	井立	下井立排水路	6 0 m
No. 3 6	小平井	道上寺	道上寺排水路	1 7 0 m
No. 3 7	用之江	峠	峠排水路	4 0 m
No. 3 8	西大島	鳥ノ江	鳥ノ江排水路	2 0 m
No. 3 9	神島	中村丸山	中村丸山排水路	2 2 m
No. 4 0	神島	東村坪内	東村坪内排水路	1 0 m

その他排水路



その他排水路



資料 1 - 5 砂防指定地（法律指定箇所）

指定地名	旧市町村	告示年月日	告示番号	指定地の 存する大字
馬飼川	笠岡市	S7. 10. 19	内 00273	今立
今立川	笠岡市	S7. 10. 19	内 00273	広浜
今立川	笠岡市	S8. 6. 2	内 00164	広浜
今立川	笠岡市	S9. 8. 18	内 00402	広浜
尾坂川	笠岡市	S18. 2. 18	内 00095	尾坂
尾坂川	笠岡市	S23. 9. 11	内 00079	尾坂
竜王川	笠岡市	S23. 9. 17	建 00079	甲弩
淀川	笠岡市	S27. 9. 17	建 01226	神島外浦
富岡川	笠岡市	S27. 9. 17	建 01227	富岡
不老川	笠岡市	S27. 9. 17	建 01226	甲弩
大磯川	笠岡市	S27. 9. 17	建 01227	大磯
応神川	笠岡市	S27. 9. 17	建 01227	大磯
豊浦川	笠岡市	S28. 1. 26	建 00085	北木島
大浦川A	笠岡市	S28. 1. 26	建00085	北木島
山淑川	笠岡市	S28. 8. 13	建01215	甲弩
大昌川	笠岡市	S28. 11. 21	建01425	西大島
正ブ谷川	笠岡市	S28. 11. 21	建01425	外浦
宮地川A	笠岡市	S31. 1. 24	建00098	笠岡
段原川	笠岡市	S31. 11. 10	建01782	広浜
柳川	笠岡市	S34. 5. 20	建 01094	北木島
新川	笠岡市	S34. 5. 20	建01094	白石島
今立川	笠岡市	S34. 10. 29	建02162	今立
木之目川	笠岡市	S36. 2. 22	建00223	相生
吉田川	笠岡市	S36. 11. 18	建02667	東大戸
大道谷川	笠岡市	S37. 9. 26	建02343	神島外浦
楠川支川	笠岡市	S37. 11. 10	建02822	北木島
向川	笠岡市	S38. 8. 16	建02099	北木島
金風呂川	笠岡市	S38. 8. 16	建02099	白石島
新川支川	笠岡市	S39. 9. 21	建02722	白石島
砂川	笠岡市	S39. 9. 21	建02722	茂平
浅香川	笠岡市	S40. 11. 8	建03097	走出
千の浜川	笠岡市	S40. 11. 8	建03097	北木島
三上川	笠岡市	S43. 2. 17	建00199	甲弩
柳川	笠岡市	S47. 3. 3	建00305	北木島

鳥の口川	笠岡市	S47. 11. 17	建01929	白石島
高須川	笠岡市	S47. 11. 17	建01929	高島
大浦川B	笠岡市	S50. 12. 15	建01567	飛島
吉田川	笠岡市	S60. 6. 22	建00950	吉田
宮地川B	笠岡市	S63. 1. 12	建00047	吉田
柳川	笠岡市	H1. 3. 3	建00475	北木島
田頭川	笠岡市	H8. 3. 18	建00687	笠岡
絵下谷下川	笠岡市	H8. 3. 18	建00687	笠岡
小烏谷川	笠岡市	H14. 9. 24	国00837	大島中
大塚川	笠岡市	H20. 9. 18	国01128	今立
宮地川	笠岡市	H22. 7. 5	国00730	笠岡
水落上川	笠岡市	H29. 3. 3	国00153	神島
水落上川	笠岡市	H30. 7. 4	国00795	神島
塚浜下川	笠岡市	R5. 3. 31	国 00244	北木島

資料 1 - 6 海岸保全区域, 一般公共海岸区域, 県管理漁港・港湾, 市管理漁港・港湾

1 国土交通省(水管理・国土保全局)所管

海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日番号
大島 海岸	笠岡市大島中字黒岩 ～字宗国	1295.0	岡山県知事	S59. 3. 9 192
天神 "	笠岡市神島天神～外 村字鹿落	1870.0	"	S42. 3. 17 232 S49. 3. 29 297
高島西 "	笠岡市神島外浦字谷 の奥～字与太郎	173.0	"	S58. 12. 27 1,055
白石島東 "	笠岡市白石島字水揚 ～字池の原	2000.0	"	S43. 2. 9 99
白石島西 "	笠岡市白石島字持立	529.5	"	S58. 12. 27 1,055
布越北 "	笠岡市北木島布越～ 字舟堀	2200.0	"	S43. 2. 9 99
豊浦東 "	笠岡市北木島字矢倉 ～字根淵	900.0	"	"
千の浜 "	笠岡市北木島豊浦～ 字千の浜(ただし, 千の浜川に係る砂防 法第2条の規定によ り指定された区域を 除く。)	700.0	"	S43. 2. 9 99 H14. 4. 2 232
金風呂西 "	笠岡市北木島字鶴石 ～字花面山	1100.0	"	"
北木島東 "	笠岡市北木島字獅々 崎～字野島	1400.0	"	"
丸岩 "	笠岡市北木島字下浦 ～字丸石	593.6	"	S43. 2. 9 99 S55. 5. 27 481
真鍋島南 "	笠岡市真鍋島字日方 間～字矢崎	1200.0	"	S43. 2. 9 99
真鍋島西 "	笠岡市真鍋島字平山 ～字沢津丸	1100.0	"	"
大浦 "	笠岡市飛島字洲の南 ～字洲の本	250.0	"	"
大飛島北 "	笠岡市飛島字尻替	134.0	"	S58. 12. 27 1,055
大飛島佐場 "	笠岡市飛島字佐場	53.0	"	S53. 1. 20 39
金浦 "	笠岡市金浦字金崎 ～生江浜字沖浦	2334.0	"	H27. 3. 31 179

2 農林水産省農村振興局所管

海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日及び番号
大島海岸	笠岡市西大島新田字堤畑 ～字三丁目	329.5	岡山県知事	H27. 3. 13 11668
カブト・拓海	笠岡市平成町 ～カブト南町	3,812.73	〃	H27. 4. 28 11681
寺間	笠岡市カブト西町	820.6	〃	H13. 3. 6 103
浅王	笠岡市神島字銅山 ～字見嶺山	323.0	〃	S43. 2. 9 99
白石南	笠岡市白石島字佐平丸	366.2	〃	H19. 12. 18 583
白石島田の浦	笠岡市白石島字宮ノ端	195.0	〃	S59. 9. 18 784

3 水産庁所管

漁港海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日及び番号
正頭漁港海岸	笠岡市正頭字深谷	1,445.0	笠岡市長	S39. 10. 27 908
横江漁港	笠岡市神島内浦～横島	2,302.0	〃	R3. 4 告示見込
白石島漁港	笠岡市白石島字西ノ浦～字先西	975.0	岡山県知事	S55. 3. 25 283 H 7. 7. 7 441
高島漁港	笠岡市高島字黒土～王泊	1,426.0	笠岡市長	S50. 6. 10 647
真鍋島漁港	笠岡市真鍋島	1,357.0	〃	H28. 8. 26 467
金風呂漁港	笠岡市北木島町金風呂	1,135.0	〃	H28. 4. 19 266
湛江漁港	笠岡市六島字六島湛江浦	225.8	〃	R3. 4 告示見込

4 国土交通省（港湾局）所管

○ 県管理港湾

海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日及び番号
笠岡港島ノ江海岸	笠岡市西大島	787.2	岡山県知事	S54. 7. 6 582
笠岡港夏目	笠岡市西大島	1,207.5	〃	H 4. 1. 31 68
笠岡港大磯	笠岡市十一番町	1,780.0	〃	S47. 4. 1 393
笠岡港西の浜	笠岡市笠岡	1,723.0	〃	H19. 2. 9 62
笠岡港神島外	笠岡市神島外浦	790.0	〃	S39. 10. 27 906
笠岡港寺間	笠岡市神島字寺間	1,805.0	〃	H19. 12. 11 579
笠岡港港町	笠岡市神島	1,213.0	〃	H29. 1. 31 56
笠岡港横島・美の浜	笠岡市横島・美の浜	1,427.0	〃	H20. 3. 28 179
北木島港楠・大浦	笠岡市北木島町	1,950.0	〃	H18. 8. 18 456
北木島港楠	笠岡市北木島町	147.5	〃	H18. 8. 18 455
北木島港本浦	笠岡市北木島町	1,131.6	〃	R6. 11. 30 36
北木島港長場	笠岡市北木島町	286.5	〃	S39. 10. 27 908

○ 市管理港湾

海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日及び番号
豊浦港豊浦地区	笠岡市北木島町	1400.0	笠岡市長	H20. 4. 25
大浦港大飛島東	笠岡市飛島(大飛島)	500.0	〃	S33. 2. 7 84
大飛島港大飛島	笠岡市飛島(大飛島)	185.0	〃	H12. 9. 14 496
前浦港前浦	笠岡市六島	400.0	〃	S43. 2. 9 99
小飛島港小飛島	笠岡市飛島(小飛島)	182.0	〃	H 4. 3. 31 275
丸岩港丸岩	笠岡市北木島町	590.0	〃	S31. 4. 25 46

5 一般公共海岸区域

海岸名	区域	延長(m)	管理者	摘要
下浦海岸	笠岡市北木島町字赤石～山見場	235.0	笠岡市長	市管理埋立護岸
榎ノ浜	笠岡市神島外浦字榎ノ浜	130.0	〃	
白石西	笠岡市白石島字持立	530.0	〃	市管理埋立護岸
金浦	笠岡市金浦金崎	2,334.0	岡山県知事	H27. 3. 31 漁港海岸の廃止による

6 県管理漁港・港湾, 市管理漁港・港湾

県管理漁港

漁港名	管理者
白石島	岡山県

県管理港湾

港湾名	管理者
笠岡港	岡山県
北木島港	〃

市管理漁港

漁港名	管理者
真鍋島	笠岡市
正頭	〃
横江	〃
高島	〃
金風呂	〃
湛江	〃

市管理港湾

港湾名	管理者
豊浦港	笠岡市
丸岩港	〃
小飛島港	〃
大浦港	〃
大飛島港	〃
前浦港	〃

資料 1 - 7 防災重点農業用ため池一覧表

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050001	新池	しんいけ	笠岡
332050002	鶺ノ池	うのいけ	絵師
332050003	天王池	てんのういけ	園井
332050004	楡ヶ峠池	ねんがたわいけ	園井
332050006	ヒジ池	ひじいけ	園井
332050007	見池	みいけ	園井
332050009	金山上池	かなやまかみいけ	今立
332050010	金山下池	かなやましもいけ	今立
332050011	中竹池	なかたけいけ	今立
332050012	向山池	むかいやまいけ	今立
332050013	松迫池	まつごこいけ	今立
332050014	青池	あおいけ	馬飼
332050015	屯田池	とんでんいけ	広浜
332050016	大迫池	おおざこいけ	園井
332050018	蓮池	はすいけ	園井
332050021	桜岩池	さくらいわいけ	今立
332050024	唐麦池	からむぎいけ	園井
332050025	惣迫池	そうごこいけ	園井
332050026	野菜池	やさしいけ	今立
332050027	大冨池	おおげいけ	吉浜
332050028	木ノ目池	このめいけ	吉浜
332050029	大池	おおいけ	生江浜
332050030	籠池	かごいけ	吉浜
332050031	新池	しんいけ	吉浜
332050032	清水池	しゆずいけ	大河
332050033	相生池	あいおいけ	相生
332050035	新池	しんいけ	生江浜
332050036	丸山池	まるやまいけ	大河
332050037	当摩上池	たいまかみいけ	大河
332050038	井手池	いでいけ	吉浜
332050040	切池	きれいけ	相生
332050041	榊池	ますいけ	吉浜

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050042	元池	もといけ	金浦
332050043	コブコ池	こぶこいけ	金浦
332050044	天神池	てんじんいけ	生江浜
332050045	今城池	いまじょういけ	吉浜
332050046	正木谷池	まさきやだにいけ	大河
332050048	友光池	ともみついけ	用之江
332050049	森池	もりいけ	用之江
332050051	尾越池	おごしいけ	茂平
332050052	小池	こいけ	茂平
332050053	大池	おおいけ	茂平
332050055	城山池	しろやまいけ	用之江
332050058	長沢田下池	ながさわだしもいけ	用之江
332050059	池迫池	いけざこいけ	用之江
332050060	塚谷池	つかだにいけ	大冨
332050061	瀬戸下池	せとしもいけ	大冨
332050062	瀬戸中池	せとなかいけ	大冨
332050063	瀬戸池	せといけ	大冨
332050066	乳ヶ谷上池	うばがだにかみいけ	大冨
332050067	乳ヶ谷池	うばがだにいけ	大冨
332050070	信谷池	のぶたにいけ	大冨
332050071	信谷上池	のぶたにかみいけ	大冨
332050072	寺谷池	てらだにいけ	大冨
332050074	イノコ池	いのこいけ	大冨
332050075	志羽子池	しばこいけ	大冨
332050076	池の奥池	いけのおくいけ	用之江
332050077	空の奥池	そうのおくいけ	用之江
332050079	東奥池	ひがしおくいけ	入田
332050080	国行谷池	くにゆきだにいけ	入田
332050081	菅前池	すげまえいけ	入田
332050082	古池	ふるいけ	有田
332050083	新池	しんいけ	有田
332050084	北の坊池	きたのぼういけ	篠坂
332050085	新池	しんいけ	篠坂
332050086	中迫池	なかさこいけ	篠坂

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050087	坂口池	さかぐちいけ	押撫
332050089	仁池	にいけ	押撫
332050090	タブロキ池	たぶろきいけ	有田
332050091	子カイ池	ねかいいけ	押撫
332050092	西ノ谷池	にしのたにいけ	有田
332050093	東奥下池	ひがしおくしもいけ	入田
332050096	時末池	ときすえいけ	入田
332050097	閣面池	がくめんいけ	入田
332050099	塚仁後池	つかにごいけ	入田
332050101	池ノ平池	いけのひらいけ	入田
332050102	細帯池	ほそおびいけ	篠坂
332050103	松葉佐池	まつばさいけ	篠坂
332050104	原田池	はらだいけ	篠坂
332050106	熊口池	くまぐちいけ	篠坂
332050107	佐山池	さやまいけ	篠坂
332050109	清八池	せいはちいけ	押撫
332050111	内山池	うちやまいけ	有田
332050112	貝原池	かいばらいけ	有田
332050113	惣津池	そうづいけ	有田
332050115	吉原池	よしはらいけ	東大戸
332050116	皿池	さらいけ	小平井
332050117	金洗場池	かねあらいばいけ	小平井
332050119	鱈ヶ谷池	たらがだにいけ	東大戸
332050120	起田池	おきたいけ	東大戸
332050122	大持池	だいもちいけ	東大戸
332050123	中池	なかいけ	東大戸
332050124	天堤池	あまづつみいけ	東大戸
332050125	大池	おおいけ	東大戸
332050126	広街道池	ひろかいどういけ	東大戸
332050127	平新池	たひらしんいけ	東大戸
332050128	北ノ新池	きたのしんいけ	東大戸
332050129	中池	なかいけ	東大戸
332050130	西ノ池	にしのいけ	東大戸
332050131	売見堂下池	うるみどうしもいけ	小平井

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050132	時ノ坊池	ときのぼういけ	小平井
332050133	藤ヶ迫池	ふじがざこいけ	小平井
332050134	高細池	たかぼそいけ	小平井
332050135	木之目越池	このめごしいけ	小平井
332050137	西の森池	にしのもりいけ	東大戸
332050138	裸池	はだかいけ	西大戸
332050139	茅原池	かやはらいけ	西大戸
332050140	新池	しんいけ	西大戸
332050141	小丸池	こまるいけ	西大戸
332050143	北ノ池	きたのいけ	東大戸
332050144	平下池	たいらしもいけ	東大戸
332050145	十代池	じゅうだいいけ	東大戸
332050146	蔵庭池	くらにわいけ	東大戸
332050147	猪頭池	いのがしらいけ	東大戸
332050148	道上寺池	どうじょうじいけ	小平井
332050149	売見堂上池	うるみどうかみいけ	小平井
332050150	迫池	さこいけ	東大戸
332050151	大地池	おおじいけ	東大戸
332050152	笹山池	ささやまいけ	西大戸
332050154	場徳原池	ばとくばらいけ	西大戸
332050155	寿美矢池	すみやいけ	西大戸
332050157	松山池	まつやまいけ	西大戸
332050160	亦喜池	またぎいけ	尾坂
332050162	宮地下池	みやじしもいけ	吉田
332050163	竜王池	りゅうおういけ	尾坂
332050165	古坊池	ふるぼういけ	尾坂
332050166	小原井池	おばらいいけ	尾坂
332050168	八幡上池	はちまんかみいけ	関戸
332050169	八幡下池	はちまんしもいけ	関戸
332050170	才古下池	さいこしもいけ	吉田
332050171	高析池	たかおれいけ	吉田
332050172	宮地上池	みやじかみいけ	吉田
332050173	恋原池	こいばらいけ	吉田
332050174	猪追池	ししおいいけ	吉田

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050175	田平下池	たひらしもいけ	吉田
332050176	田平上池	たひらかみいけ	吉田
332050178	聳田池	むこんでんいけ	尾坂
332050179	和西池	わにししいけ	尾坂
332050182	山之河内池	やまのこうちいけ	関戸
332050183	前田池	まえだいけ	関戸
332050184	吉野池	よしのいけ	吉田
332050185	的場池	まとばいけ	吉田
332050186	藤五郎池	とうごろういけ	吉田
332050188	鷺田池	さぎたいけ	関戸
332050192	昭和池	しょうわいけ	尾坂
332050193	奥山池	おくやまいけ	山口
332050194	米田池	こめだいけ	山口
332050195	岩野池	いわのいけ	山口
332050196	岩神池	いわがみいけ	新賀
332050197	宮ノ谷池	みやのたにいけ	山口
332050198	内迫田池	うちさこだいけ	山口
332050199	奥山中池	おくやまなかいけ	山口
332050200	奥山下池	おくやましもいけ	山口
332050201	迫池	さこいけ	新賀
332050202	山池	やまいけ	新賀
332050203	二ツ池	ふたついけ	新賀
332050204	鳥越池	とりごえいけ	山口
332050205	因幡池	いなばいけ	山口
332050207	蓮池	はすいけ	山口
332050210	七畝池	ななくわいけ	新賀
332050211	新池	しんいけ	新賀
332050212	西ノ迫池	にしのみさこいけ	新賀
332050215	大池	おおいけ	神島
332050216	観音池	かんのんいけ	神島
332050217	深方大池	ふかがただいけ	神島
332050218	寺間池	てらまいけ	神島
332050222	次郎兵衛谷池	じろべいだにいけ	横島
332050223	新池	しんいけ	横島

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050224	阿正谷下池	あしょうだにしもいけ	西大島
332050225	阿正谷上池	あしょうだにかみいけ	西大島
332050226	新田池	しんでんいけ	西大島
332050227	奥池	おくいけ	西大島
332050228	新池	しんいけ	西大島
332050229	津雲池	つぐもいけ	西大島
332050230	蓮池	はすいけ	西大島
332050231	蜂ノ子池	はちのこいけ	西大島
332050232	法明池	ほうみょういけ	西大島
332050235	天神池	てんじんいけ	大島中
332050237	切抜池	きりぬきいけ	大島中
332050238	湯舟池	ゆぶねいけ	大島中
332050239	奈良地池	ならじいけ	大島中
332050241	豈越下池	あにごえしもいけ	大島中
332050242	切子上池	きりこかみいけ	大島中
332050243	切子中池	きりこなかいけ	大島中
332050244	切子下池	きりこしもいけ	大島中
332050245	小林池	こばやしいけ	大島中
332050246	仁後池	にごいけ	西大島
332050247	恩徳池	おんどくいけ	西大島
332050248	住吉池	すみよしいけ	西大島
332050249	石畑池	いしはたいけ	西大島
332050250	山ノ神池	やまのかみいけ	西大島
332050251	鳥ノ江上池	とりのえかみいけ	西大島
332050252	寺奥下池	てらおくしもいけ	西大島
332050253	寺奥上池	てらおくかみいけ	西大島
332050254	尾山下池	おやましもいけ	西大島
332050255	馬貸下池	ばかししもいけ	西大島
332050256	茅原上池	かやはらかみいけ	西大島
332050257	茅原下池	かやはらしもいけ	西大島
332050258	奥ノ前池	おくのまえいけ	西大島
332050266	向山池	むかいやまいけ	西大島
332050268	二階谷池	にかいだにいけ	大島中
332050269	天神上池	てんじんかみいけ	大島中

ため池番号	ため池名称	ため池名称ふりがな	地区名
332050271	豊越上池	あにごえかみいけ	大島中
332050272	真井地谷池	まいじだにいけ	大島中
332050275	竹田池	たけだいけ	大島中
332050276	藤曲池	ふじまがりいけ	西大島
332050277	鳥ノ江下池	とりのえしもいけ	西大島
332050278	三谷池	みたにいけ	西大島
332050280	明地池	みょうじいけ	大島中
332050284	大島池	おおしまいけ	里庄町新庄
332050285	新池	新池	走出
332050286	浅香下池	あさかしもいけ	走出
332050287	岡田池	おこだいけ	甲弩
332050288	井立池	いだちいけ	走出
332050289	大砂止池	おおすなどめいけ	走出
332050290	浅香上池	あさかかみいけ	走出
332050314	カジザコイケ	かじざこいけ	園井
332050483	ドウジョウジタカハシイケ	どうじょうじたかはしいけ	小平井
332050642	キツネビラサダゴロウイケ	きつねびらさだごろういけ	東大戸
332050668	オオヤマタカハシイケ	おおやまたかはしいけ	東大戸
332050730	ヒガシヤマイケ	ひがしやまいけ	吉田
332050742	才古上池	さいこかみいけ	吉田
332050746	ナカノマサコイケ	なかのまさこいけ	吉田
332050755	ヤマモトカミイケ	やまもとかみいけ	吉田
332050758	セキドサギタイケ	せきどさぎたいけ	吉田
332050766	ハナグリタワイケ	はなぐりたわいけ	吉田
332050783	シロミイケ	しろみいけ	尾坂
332050885	イワガミヒコヒチイケ	いわがみひこひちいけ	新賀
332051118	仁池	にいけ	入田

○岡山県急傾斜地崩壊危険区域の指定

資料 1 - 8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

区域名	位 置	摘 要	現 況	
			着 手	未着手
伏 越	笠 岡	S45. 1.20 県告第32号	○	
伏越上	笠 岡	S45. 1.20 県告第32号	○	
大 磯	笠 岡	S45. 1.20 県告第32号	○	
大磯西	笠 岡	S47. 8.18 県告第818号	○	
古城山	笠 岡	S47. 8.18 県告第818号	○	
金浦東	金 浦	S47. 8.18 県告第818号	○	
正 頭	大 島 中	S48. 3.31 県告第346号	○	
長 浜	大 島 中	S48. 3.31 県告第346号 S55. 3.31県告第318号 (追加)	○	
金浦西	金 浦	S48. 3.31 県告第346号	○	
吉浜下道	生 江 浜	S48. 3.31 県告第346号	○	
洞ノ奥西	北木島町	S52. 2.25 県告第127号	○	
宮 地	笠 岡	S53. 7. 4 県告第531号 S56. 3.31県告第298号 (追加)	○	
日光寺	神島外浦	S53. 7. 4 県告第531号	○	
		H14. 1.18 県告第34号 (追加)	○	
築 出	白 石 島	S54. 3.31 県告第295号	○	
大工ノ浜	大 島 中	S55. 3.31 県告第318号	○	
観音平	金 浦	S55. 3.31 県告第318号	○	
長浜東	大 島 中	S56. 3.31 県告第298号	○	
西本町西	笠 岡	S60. 3.30 県告第346号	○	
竹ヶ端	入 江	S61. 2.27 県告第135号	○	
尾 中	白 石 島	S63. 3.31 県告第319号	○	

区域名	位 置	摘 要	現 況	
			着 手	未着手
片島上浦	神 島	H1. 3. 31 県告第356号	○	
本 村	北木島町	H1. 3. 31 県告第356号	○	
竹ヶ端稲荷山	入 江	H1. 3. 31 県告第356号	○	
瀬 戸	神 島	H2. 3. 31 県告第336号	○	
山 崎	走 出	H5. 1. 29 県告第 51号	○	
生江浜	生江浜	H5. 3. 23 県告第202号	○	
中 村	神 島	H9. 1. 10 県告第 9号	○	
東 迫	吉 浜	H9. 10. 24 県告第643号	○	
岡 条	北木島町	H10. 3. 13 県告第161号	○	
下 浦	神 島	H12. 2. 29 県告第117号	○	
汁 方	神 島	H14. 1. 18 県告第34号	○	
横島浜平	横 島	H15. 11. 28 県告第549号	○	
吉浜旭	吉 浜	H18. 1. 10 県告第 8号	○	
西迫A, B, C, D	大河・吉浜	H21. 1. 30 県告第46号	○	
宮地南平	笠 岡	H22. 5. 21 県告第436号	○	
田 頭	笠 岡	H19. 10. 5 県告第480号	○	
中村下	神 島	H26. 12. 12 県告第610号	○	
銀 山 東	吉 浜	H27. 3. 27 県告第167号	○	
銀 山 西	吉 浜	H27. 3. 27 県告第168号	○	
大 亘	大 亘	R1. 12. 24 県告第568号	○	
宮 地 中	笠 岡	R4. 4. 8 県告第213号	○	

資料 1-9 地すべり防止区域

農林水産省農村振興局所管地すべり防止区域・危険箇所（平成 25 年 8 月 1 日）

箇所名	位置			面積 (ha)	指定番号 年 月 日	施行状況	
	郡 市	町 村	大 字			着 手	未着手
東大戸	笠 岡		東大戸	162.00	411号 昭和36.5.1	○	
篠 坂	笠 岡		篠 坂	(180.00)	未指定		○

資料 1-10 宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法による指定区域

指定区域面積(ha)	指 定 区 域 内 訳		摘 要
	地 名	面積(ha)	
1,300	笠岡, 春日台, 富岡	360	
	笠岡, 金浦, 吉浜	230	
	吉浜, 生江浜, 旭が丘, 大冨, 用之江, 城見台, 茂平, 西茂平	580	
	吉浜, 用之江	130	

資料 1-11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(道路種別 一般県道 県管理)

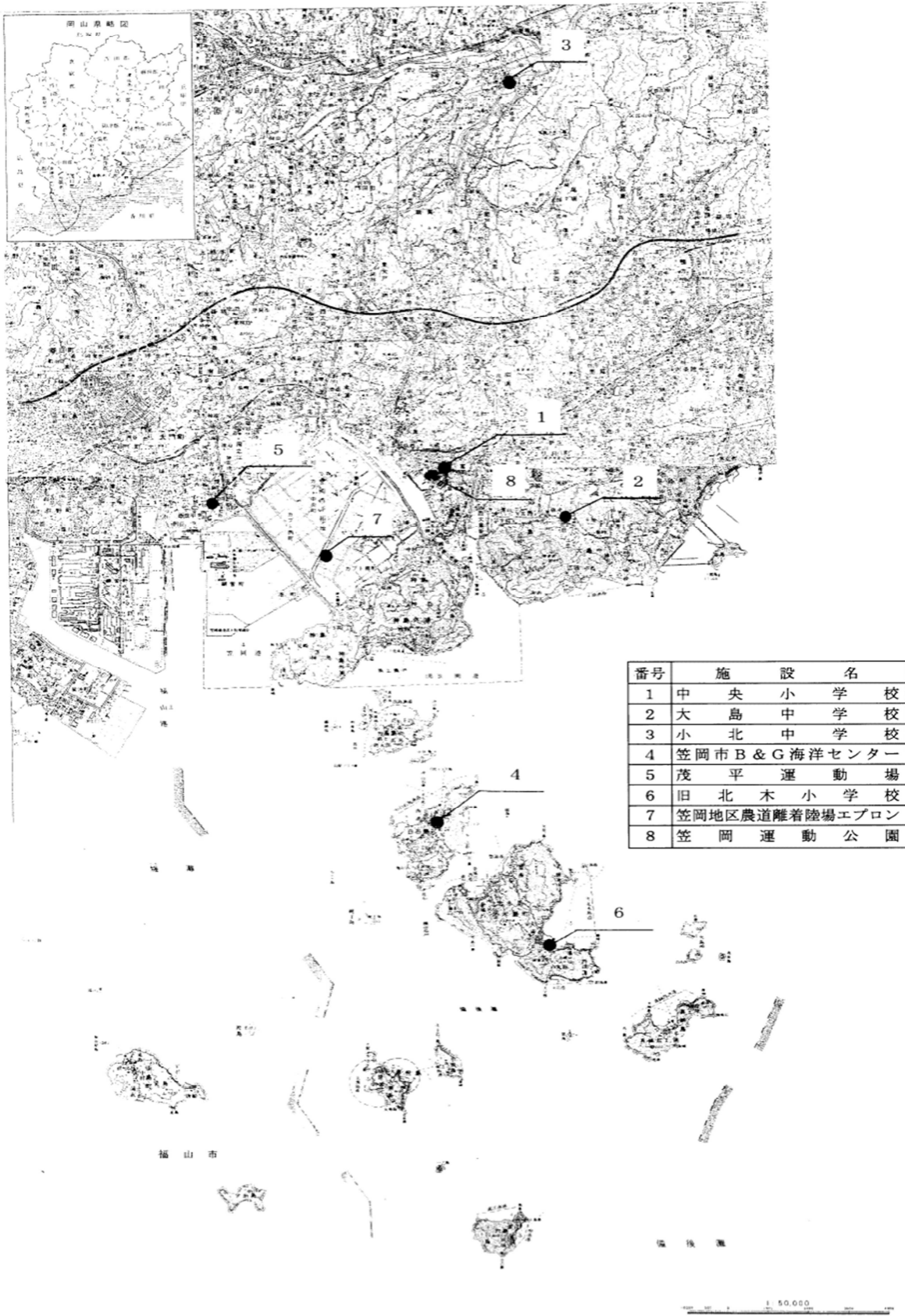
区間 番号	路線 番号	路線名	位 置	延長 (km)	規則基準 1	規則基準 2	
					通行注意	通行止	通行止
50	195	(一) 神島外港	笠岡市神島外浦正砂～ 笠岡市神島外浦水落	1.70	連続100mm	時間40mm	連続180mm

資料 1-14 ヘリポート適地一覧表（笠岡市内ヘリポート適地位置図）

（平成 15 年 5 月 陸上自衛隊日本原駐屯地第 13 特科隊 現地確認分）

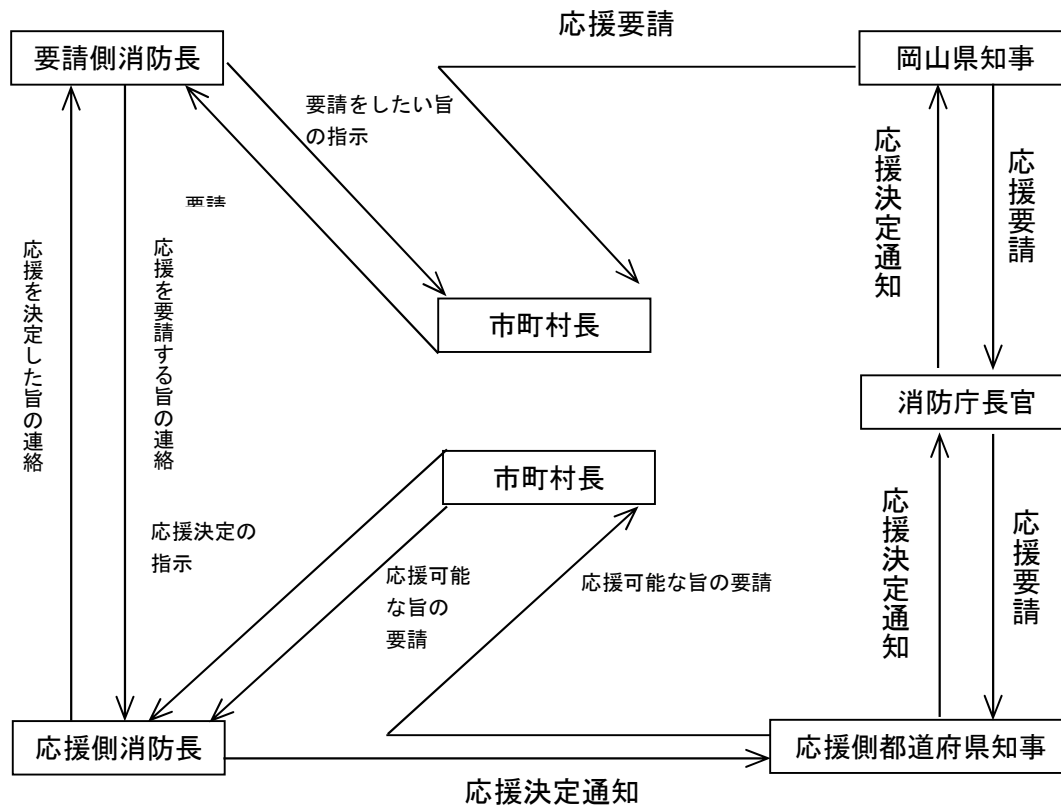
番号	施設名	所在地	地積	備考
1	中央小学校	笠岡市八番町 1-3	160×90	
2	大島中学校	笠岡市大島中 7291-1	80×70	
3	小北中学校	笠岡市甲弩 1810-3	80×70	
4	笠岡市 B & G 海洋センター	笠岡市白石島 2364-6	60×40	
5	茂平運動場	笠岡市茂平 1637-1	100×90	
6	旧北木小学校	笠岡市北木島町 3802-53	120×100	
7	笠岡地区農道離着陸場 エプロン 滑走路	笠岡市カブト西町 91	50×40 25×600	
8	笠岡運動公園	笠岡市九番町 1-4	50×40	

笠岡市内ヘリポート適地位置図



資料 1-15 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

○ 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



○燃料調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岡山空港ターミナル(株) 岡 南 出 張 所	岡山市南区浦安南町639-1	(086) 262-1091
出光興業(株)岡山出張所	岡山市北区下石井2-1-3	(086) 222-5011

資料 1-16 消防力一覧表

○笠岡地区消防組合（笠岡市のみ）

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

	消防本部(署)	北出張所	計
職員数	74	15	89
消防ポンプ自動車(水槽付含む)	3	1	4
化学消防車	1		1
梯子付消防車	1		1
救助工作車	1		1
救急車	2	1	3
資材搬送車	1		1
水槽車	1		1
物資運搬車	1		1

○笠岡市消防団

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

	部 数	団員数	防災活動車	消防ポンプ車	小型動力ポンプ積載車
団本部	1	19	2		
笠岡分団	5	72		5	
今井分団	1	55		1	2
金浦分団	3	62		2	1
城見分団	3	53		2	1
陶山分団	1	45		1	1
大井分団	3	69		1	3
吉田分団	2	41		1	2
新山分団	1	32		1	1
北川分団	1	66		1	1
神内分団	3	74		1	2
大島分団	4	76		1	4
神外分団	3	50		1	2
白石島分団	1	47			2
北木島分団	3	53		1	3
真鍋島分団	3	39			3
計	38	853	2	19	28

資料 1-17 消防現有水利状況調

(令和 7 年 10 月 31 日現在)

区 分	消火栓	貯水そう(公設)		貯水そう (私設) 40m ³ 以上	井戸 40m ³ 以上	プール	
		40m ³ 以上	20m ³ 以上				
笠 岡 市	笠 岡	284	12	5	2		4
	今 井	61	1	4	2		1
	金 浦	95	7	1		1	
	城 見	101	4	2	3		1
	陶 山	48	2	2	1		1
	大 井	105	5	3	2		2
	吉 田	67	4	3			1
	新 山	51	5		2	3	1
	北 川	71	1		1	1	1
	神島内	118	5	1			2
	大 島	97	5	4			4
	神島外	41	2				1
	白石島	22	2	2			1
	北木島	56	5	3			2
真鍋島	18	2					
計	1,235	62	29	12	3	22	

資料 1 - 18 消防相互応援協定締結状況

(笠岡地区消防組合本部)

応援協定 締結年月日	協定締結機関・協定名
H15. 4. 1	笠岡地区消防組合・JFEスチール株式会社福山製鉄所消防応援協定書
H3. 3. 25 変更H19. 9. 1	日本道路公団広島管理局・笠岡地区消防組合山陽自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書
H11. 8. 1 変更H19. 9. 1	高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定・高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目並びに山陽自動車道における消防及び救急車業務に関する覚書
H20. 3. 31	岡山県下消防相互応援協定 岡山県下消防相互応援協定実施細目 航空消防応援実施細目
H29. 11. 9	福山地区消防組合・笠岡地区消防組合消防相互応援協定 福山地区消防組合・笠岡地区消防組合消防相互応援協定実施細目 福山地区消防組合・笠岡地区消防組合高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援実施基準
H31. 3. 20	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定
H31. 3. 28	水島海上保安部と笠岡地区消防組合との業務協定
R元. 7. 1	福山海上保安署と笠岡地区消防組合との業務協定
R4. 4. 11	災害時における笠岡警察署・笠岡地区消防組合の代替災害警備本部としての使用に関する協定

資料 1-19 避難所及び指定避難場所一覧表

指定避難所及び指定緊急避難場所（兼用施設）

施設 番号	収容 地区	名称	所在地	TEL (FAX)	建物築年月 (西暦)	建物構造	避難施設の概要及び収容人数等										災害対応 種別※					
							指定緊急避難場所															
							指定避難所					避難用地 (グラウンド等)					避難場所計 ①+②+③	地震	津波	高潮	土砂 災害	洪水
							避難所施設 (校舎等) ①		避難所施設 (体育館 等) ②		避難所計 ①+②		避難用地 ③		避難場所計 ①+②+③							
面積 (㎡)	収容 人員 (人/3㎡)	面積 (㎡)	収容 人員 (人/3㎡)	面積 (㎡)	収容 人員 (人/3㎡)	面積 (㎡)	収容 人員 (人/㎡)	面積 (㎡)	収容 人員 (人/㎡)	面積 (㎡)	収容 人員 (人/㎡)											
1	笠岡・ 中央町	市立笠岡小学校	笠岡市笠岡 1870	62-5271 (62-3986)	1955.11~ 1973.7	非木造	4,522	1,507	968	322	5,490	1,829	8,385	8,385	13,875	13,875	○	○	○	○	○	
2		市立笠岡西中学校	笠岡市笠岡 3797	63-3586 (63-4987)	1962.5~ 1988.8	非木造	5,215	1,738	1,063	354	6,278	2,092	12,130	12,130	18,408	18,408	○	○	○	×	○	
3		笠岡市中央公民館	笠岡市笠岡 1866-1	69-2156	1979.8	非木造	720	240			720	240			720	720	○	○	○	○	○	
4	番町・ 富岡	市立中央小学校	笠岡市八番町 1-3	62-3960 (62-3996)	1969.3~ 1982.3	非木造	4,455	1,485	932	310	5,387	1,795	21,156	21,156	26,543	26,543	○	×	○	○	○	
5		市立笠岡東中学校	笠岡市西大島 新田 15-3	67-0531 (67-6218)	1978.3~ 1986.3	非木造	5,110	1,703	1,056	352	6,166	2,055	17,653	17,653	23,819	23,819	○	×	○	○	○	
6		笠岡東公民館	笠岡市富岡 300-3	67-4016 (67-4016)	1962.3~ 1990.3	非木造	1,106	368			1,106	368			1,106	1,106	×	×	○	○	○	

7		市民会館	笠岡市六番町 1-10	63-5511 (63-5534)	1974. 1	非木造	4,500	1,500			4,500	1,500	2,000	2,000	6,500	6,500	○	×	○	○	○
8		市民体育センタ ー	笠岡市八番町 1-9	(兼 FAX) 63-1031	1974. 3	非木造			2,660	886	2,660	886	14,900	14,900	17,560	17,560	○	×	○	○	○
9		富岡会館	笠岡市富岡 849-1		1980. 2	非木造	136	45			136	45			136	136	×	○	○	×	○
10	今井	旧市立今井小学校	笠岡市今立 30		1980. 3~ 1995. 2	非木造	1,855	618	564	188	2,419	806	6,142	6,142	8,561	8,561	○	○	○	×	○
11		今井公民館	笠岡市今立 2587-1	(兼 FAX) 62-4368	1983. 3	非木造	230	76			230	76			230	230	○	○	○	○	○
12	金浦	市立金浦小学校	笠岡市吉浜 2214-3	66-0730 (66-1945)	1968. 3~ 1998. 12	非木造	2,875	958	637	212	3,512	1,170	5,488	5,488	9,000	9,000	○	○	○	×	○
13		市立金浦中学校	笠岡市吉浜 1830-2	66-0831 (66-4219)	1985. 7~ 1989. 3	非木造	4,194	1,398	1,035	345	5,229	1,743	29,874	29,874	35,103	35,103	○	○	○	×	○
14		金浦公民館	笠岡市生江浜 2066	66-3433 (66-3433)	1984. 3	非木造	313	104			313	104			313	313	○	○	×	○	○
15		ようすな会館	笠岡市金浦 1566-1		1976. 4	非木造	100	33			100	33			100	100	×	×	×	○	○
16	平成町	笠岡総合体育館	笠岡市平成町 63-2	69-6622	2003. 10	非木造			5,991	1,997	5,991	1,997	21,772	21,772	27,763	27,763	○	×	○	×	○
17	城見	市立城見小学校	笠岡市用之江 2185	66-1679 (66-4729)	1973. 3~ 1990. 5	非木造	2,887	962	570	190	3,457	1,152	6,541	6,541	9,998	9,998	○	○	○	○	○

18		茂平会館	笠岡市茂平 1812-6		1984. 4	非木造	180	60			180	60			180	180	○	×	○	○	○
19		城見公民館	笠岡市用之江 2064	66-1807 (66-1807)	1985. 3	非木造	189	63			189	63			189	189	○	○	○	○	○
20	陶山	市立陶山小学校	笠岡市押撫 910-3	66-0138 (66-4059)	1972. 3~ 1993. 3	非木造	1,821	607	686	228	2,507	835	2,647	2,647	5,154	5,154	○	○	○	○	○
21		陶山公民館	笠岡市押撫 914	66-1149 (66-1149)	1986. 3	非木造	189	63			189	63			189	189	○	○	○	○	○
22	大井	市立大井小学校	笠岡市東大戸 410-2	62-2746 (62-4096)	1971. 3~ 1996. 3	非木造	3,371	1,123	691	230	4,062	1,353	6,907	6,907	10,969	10,969	○	○	○	×	○
23		大井公民館	笠岡市小平井 2203-2	63-0663 (63-0663)	1984. 3	非木造	243	81			243	81			243	243	○	○	○	×	○
24	吉田	市立吉田小学校	笠岡市吉田 2383-1	65-1015 (65-2934)	1970. 3~ 1988. 3	非木造	2,197	732	929	309	3,126	1,041	6,163	6,163	9,289	9,289	○	○	○	×	○
25		市立尾坂幼稚園	笠岡市尾坂 1986	65-1016 (65-2920)	1994. 3	非木造	278	92			278	92	1,298	1,298	1,576	1,576	○	○	○	○	○
26		吉田文化会館	笠岡市吉田 2169-3	65-1069 (65-1933)	1982. 3	非木造	554	184			554	184			554	554	○	○	○	○	○
27		吉田公民館	笠岡市吉田 2223-2	(兼 FAX) 65-1938	1989. 3	非木造	318	106			318	106			318	318	○	○	○	○	○
28	新山	市立新山小学校	笠岡市山口 2966-1	65-1011 (65-2917)	2003. 3	非木造	2,248	749	776	258	3,024	1,007	6,743	6,743	9,767	9,767	○	○	○	×	○
29		市立新吉中学校	笠岡市山口 3341	65-1009 (65-1884)	1967. 2~ 1983. 6	非木造	2,826	942	639	213	3,465	1,155	8,823	8,823	12,288	12,288	○	○	○	×	○
30		新山公民館	笠岡市山口 3258	65-0220 (65-0220)	1985. 3	非木造	192	64			192	64			192	192	○	○	○	×	○
31	北川	市立北川小学校	笠岡市走出 4102-1	65-0109 (65-2973)	1981. 5~ 1992. 3	非木造	2,334	778	689	229	3,023	1,007	7,747	7,747	10,770	10,770	○	○	○	○	×
32		組合立小北中学校	笠岡市甲弩 1810-3	65-0710 (65-2974)	1983. 7~ 2010. 3	非木造	2,635	878	947	315	3,582	1,193	7,829	7,829	11,411	11,411	○	○	○	○	×
33		北川公民館	笠岡市走出 4053-5	65-2126 (65-3557)	1987. 3	非木造	245	81			245	81			245	245	○	○	○	○	×

34	大島	市立大島小学校	笠岡市西大島 3935	67-0808 (67-6276)	1984.2~ 2007.10	非木造	2,856	952	704	234	3,560	1,186	5,430	5,430	8,990	8,990	○	×	○	○	○
35		旧市立大島東 小学校	笠岡市大島中 2553-1		1962.1~ 1980.3	木造・非 木造	63	21			63	21	3,395	3,395	3,458	3,458	○	○	○	×	○
36		市立大島中学校	笠岡市大島中 7291-1	67-0403 (67-6217)	1979.9~ 1990.8	非木造	2,401	800	644	214	3,045	1,014	8,347	8,347	11,392	11,392	○	○	○	×	○
37		大島公民館	笠岡市大島中 7264	67-0176 (67-0176)	1983.5	非木造	259	86			259	86			259	259	○	○	○	×	○
38	神内	市立神内小学校	笠岡市神島 3984	67-2061 (67-4569)	1985.3~ 1987.3	非木造	1,994	664	694	231	2,688	895	5,005	5,005	7,693	7,693	○	○	○	○	○
39		市立横江幼稚園	笠岡市横島 1388-1	67-0252 (67-2793)	1992.3	非木造	571	190			571	190	1,144	1,144	1,715	1,715	○	×	○	○	○
40		神島公民館	笠岡市神島 4136	67-4124 (67-5885)	1986.3	非木造	349	116			349	116			349	349	○	×	×	○	○
41		美の浜会館	笠岡市美の浜 2-3	67-5008	1992.4	木造	126	42			126	42	126	126	252	252	○	○	○	○	○
42	神外	市立神島外小学 校	笠岡市神島外浦 1667-1	67-2024 (67-6214)	1981.3~ 1994.3	非木造	1,916	638	697	232	2,613	870	6,445	6,445	9,058	9,058	○	○	○	○	○
43		市立神島外中学 校	笠岡市神島外浦 1555	67-2035 (67-6216)	1965.5~ 1991.3	非木造	1,836	612	543	181	2,379	793	5,557	5,557	7,936	7,936	○	○	○	×	○
44		神島外公民館	笠岡市神島外浦 1636-1	67-4653 (67-4653)	1984.3	非木造	193	64			193	64			193	193	○	○	○	○	○
45	高島	高島公民館	笠岡市高島 4764-1	(兼 FAX) 67-3136	1951.3~ 1982.3	木造	452	150			452	150			452	452	×	○	○	○	○
46	白石島	市立白石小学校	笠岡市白石島 2482-1		1997.7	非木造	1,020	340	466	155	1,486	495	3,861	3,861	5,347	5,347	○	○	○	○	○
47		市立白石中学校	笠岡市白石島 2482-1		1987.7	非木造	1,646	548			1,646	548	5,762	5,762	7,408	7,408	○	○	○	○	○
48		笠岡市B & G海 洋 センター	笠岡市白石島 2364-6	(兼 FAX) 68-4516	1982.6	非木造	1,102	367			1,102	367			1,102	1,102	○	×	×	○	○

49		白石公民館	笠岡市白石島 604-1	68-4519 (68-3119)	1977. 6	非木造	200	66			200	66			200	200	×	×	×	○	○	
50	北木島	市立北木小学校	笠岡市北木島町 7886-13	68-2042 (68-4682)	1972. 3~ 1993. 3	非木造	1,075	358	733	244	1,808	602	12,180	12,180	13,988	13,988	○	×	○	○	○	
51		北木西公民館	笠岡市北木島町 7887-46	68-2898 (68-2898)	1986. 3	非木造	188	62			188	62			188	188	○	○	○	×	○	
52		豊浦ふれあい会館	笠岡市北木島町 9768-1			2005. 4. 1	木造	150	50			150	50			150	150	○	×	○	×	○
53		笠岡諸島開発総合センター	笠岡市北木島町 3802-43	68-4679 (68-3150)	1984. 1	非木造	368	122			368	122			368	368	○	○	○	○	○	
54	真鍋島	市立真鍋小学校	笠岡市真鍋島 4230		1957. 5~ 1966. 3	一部非木造	831	277			831	277	2,342	2,342	3,173	3,173	○	○	○	×	○	
55		市立真鍋中学校	笠岡市真鍋島 4240		1949. 4~ 1958. 5	木造	0	0	160	53	160	53	1,018	1,018	1,178	1,178	×	○	○	○	○	
56		本浦公会堂	笠岡市真鍋島 4093			1977. 4	木造	96	32			96	32			96	96	×	○	×	○	○
57		岩坪会館	笠岡市真鍋島 457-1			1987. 4	木造	76	25			76	25			76	76	○	×	○	×	○
58		真鍋島ふるさとふれあいセンター	笠岡市真鍋島 4006-2		1984. 7	非木造	185	61			185	61			185	185	○	×	×	○	○	
59	飛島	旧市立飛島小学校	笠岡市飛島 5922-1	68-2538	1995. 4	非木造	1,293	431			1,293	431	1,282	1,282	2,575	2,575	○	○	○	○	○	
60		飛島公民館	笠岡市飛島 5923-1	68-2538 (68-2414)	1982. 4	非木造	167	55			167	55			167	167	○	○	○	○	○	
61	六島	市立六島小学校	笠岡市六島 5835	68-4729 (68-4736)	1983. 11	非木造	436	145	112	37	548	182	896	896	1,444	1,444	○	○	○	×	○	
62		六島公民館	笠岡市六島 5720	(兼 FAX) 68-2992	1990. 3	木造	112	37			112	37			112	112	○	○	○	×	○	
63		六島北浦文化会館	笠岡市六島 5585-4			1980. 5	木造	15	5			15	5			15	15	×	×	×	○	○

64	笠岡	県立笠岡高等学校	笠岡市笠岡 3073-2	62-5128 (62-5541)	1971.2	非木造			3,459	1,153	3,459	1,153	11,254	11,254	14,713	14,713	○	○	○	○	○
65	笠岡	県立笠岡商業高等学校	笠岡市笠岡 3203	62-5245 (62-5247)	1971.3	非木造			2,040	680	2,040	680	27,199	27,199	29,239	29,239	○	○	○	×	○
66	神内	県立笠岡工業高等学校	笠岡市横島 808	67-0311 67-0700	1966.3	非木造			2,599	866	2,599	866	18,379	18,379	20,978	20,978	○	×	○	○	○
67	笠岡	岡山龍谷高等学校	笠岡市笠岡 874	63-2525 (69-2317)	1988.5	非木造	4,119	1,373	1,895	631	6,014	2,004	3,674	3,674	9,688	9,688	○	○	○	×	○

※詳細については以下のとおり

- ・「地震」は昭和56年6月に施行された改正建築基準法後に建築された施設もしくは耐震化を実施した施設は「○」、それ以外は「×」とする。
- ・「津波」は津波防災地域づくりに関する法律に基づき岡山県が指定した津波浸水想定区域内の施設は「×」、区域外の施設は「○」とする。
- ・「高潮」は岡山県による高潮浸水想定区域の指定までは「津波」に準ずるものとする。
- ・「土砂災害」は土砂災害防止法に基づき岡山県が指定した土砂災害警戒及び特別警戒区域内の施設は「×」、区域外の施設は「○」とする。
- ・「洪水」は水防法に基づき岡山県が指定した洪水浸水想定区域内の施設は「×」、区域外の施設は「○」とする。

協定に基づく緊急避難場所（津波避難ビル等）

	地区	名称	所在地	TEL	建物築年月 (西暦)	建物構造	避難施設の概要 及び収容人数等		使用が想定される災害			
							面積 (㎡)	収容人員 (1人/㎡)	地震	津波 高潮	土砂 災害	洪水
1	番町	笠岡グランドホテル	笠岡市五番町 6-20	63-0111	1986.6	非木造	3,269	3,269		○		
2		マリビル	笠岡市五番町 6-22	63-7800	1984.4	非木造	1,080	1,080		○		
3		笠岡すみれハイム	笠岡市十一番町 11-7	63-7060	1993.8	非木造	272	272		○		
4		中電工笠岡営業所	笠岡市四番町 2-3	62-5153	1993.4	非木造	1,358	1,358		○		
5	笠岡	笠岡諸島交流センター	笠岡市笠岡 2435-2	69-1400	2017.3	非木造	1,101	1,101			○	

福祉避難所一覧表

	名称	所在地	TEL FAX	経営主体	備考
1	特別養護老人ホーム 笠岡すみれ園	〒714-0081 笠岡 1080-1	0865-63-5005 0865-69-1463	社会福祉法人 すみれ福祉会	
2	障害者支援施設 笠岡学園	〒714-0057 金浦 754 番地 1	0865-66-0866 0865-66-0867	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	
3	障害者支援施設 ときわ	〒714-0075 有田 1778 番地	0865-66-3605 0865-66-5177	社会福祉法人 敬業会	
4	岡山県立西備支援学校	〒714-0071 東大戸 5075-1	0865-63-1603 0865-63-1604	岡山県	利用施設名： 肢体不自由部棟
5	特別養護老人ホーム 瀬戸内荘	〒714-0043 横島 1896 番地	0865-67-3100 0865-67-7788	社会福祉法人 かぶと会	
6	特別養護老人ホーム 天神荘	〒714-0044 神島 3626 番地 7	0865-67-4111 0865-67-2155	社会福祉法人 天神会	
7	障害者支援施設 こうのしま荘	〒714-0044 神島 3628 番地 3	0865-67-6111 0865-67-5536	社会福祉法人 天神会	
8	小規模特別養護老人ホーム みどりの丘	〒714-0081 笠岡 5128 番地 1	0865-69-2010 0865-69-2011	社会福祉法人 緑風会	
9	特別養護老人ホーム 飛鳥の里三清荘	〒714-0004 関戸 837 番地 1	0865-65-0500 0865-65-0500	社会福祉法人 経山会	
10	特別養護老人ホーム 海	〒714-0043 横島 1944 番地 1	0865-67-3100 0865-67-7788	社会福祉法人 かぶと会	

資料 1-20 給水タンク等保有状況

所有者	内 訳	計
笠岡市	タンク 1000ℓ 16個 ポリ缶及びホールドキャリア 20ℓ 230個 16ℓ 15個 10ℓ 15個 ウォーターバック 6ℓ 1,360個 給水タンクローリー車 1台 (タンク内積載 容量1,800L)	30.9m ³

資料 1-21 ごみ, し尿等運搬車両保有状況

R6. 10. 31

		塵 芥	し 尿	
笠岡市		パッカー車 18台 ※内2台委託業者貸与 ダンプ車 9台 ※内2台委託業者貸与 軽ダンプ 1台	7台 ※内軽貨物2台	
業者	市内	委託	パッカー車 11台 ※内2台市貸与と重複 ※内2台許可と重複 ダンプ車 4台 ※内2台市貸与と重複 ※内2台許可と重複	19台 ※内13台許可と重複
		許可	パッカー車 24台 ※内2台委託と重複 ダンプ車 16台 ※内2台委託と重複 トラック 7台 軽トラック 6台 バン 2台 脱着装置付コンテナ専用車 5台	13台 ※内13台委託と重複
	市外	委託	なし	3台
		許可	パッカー車 12台 ダンプ車 10台 トラック 1台 軽トラック 1台 脱着装置付コンテナ専用車 6台	
計		125台	29台	

資料 1-22 ごみ, し尿処理能力

	塵 芥	し 尿
処 理 能 力	可燃 100 t / 日 不燃 40 t / 日	210kl / 日

資料 1-23 笠岡医師会医療救護班編成表

総指揮（会長） 谷口正人 TEL 0865-66-0517(FAX 66-0639)

中央班

(核病院) 笠岡中央病院 TEL 62-5121(FAX 62-2706)			
猪木医院 62-3737	おぐるすハートクリニック 63-0100	斎藤内科消化器科 62-3356	さくらい内科小児科 66-4800
谷口クリニック 66-0517	西井クリニック 63-9002	渡辺クリニック 62-2319	平山内科整形外科クリニック 65-1110
村上脳神経外科内科 69-2345	ももの里病院 62-5321	きのこエスポール病院 63-0727	さなだ耳鼻咽喉科 62-2836
武田耳鼻咽喉科 63-3387	永山眼科クリニック 62-3123	はらだ眼科 62-5672	さとう消化器肛門外科 60-0714

南部班

(核病院) 笠岡第一病院 TEL 67-0211(FAX 67-3131)			
安倍医院 67-5112	小田内科医院 67-5511	木野山医院 67-0852	鈴木医院 67-2315
坪田医院 67-0358	みやげこどもクリニック 67-7755		
笠岡市北木島診療所 (笠岡中央) 68-2008			

※ 笠岡市立市民病院は中央・南部班とも協力する。

小田郡チーム市外局番 0866

(核病院) 矢掛町国保病院 TEL 82-1326(FAX 82-0736)			
筒井医院 82-3113	おぐら整形外科医院 82-3070	小塚医院 82-1050	山縣内科医院 82-0202
水川内科医院 82-1321	鳥越病院 82-0308	あゆみクリニック 84-0001	

笠岡医師会 TEL0865-62-2790 (FAX 0865-63-3567)

資料 1-24 市内病院一覧表

病 院 名	経営 主体	患 者 収 容 人 員					種別	所 在 地	管 理 者	電 話	診 療 科 目
		一般	結核	精神	療養型	計					
笠岡市立市民病院	市立	60			39	99	一般 (救急)	笠岡5628の1	小栗栖和郎	(63)2191	内, 循内, 呼内, 外, 消内, 整, 皮, 泌, 産婦, 小, 眼, 放, リハ
財団法人仁和会 ももの里病院	公益 法人			329		329	精神	園井2263	野村 晃	(62)5321	精, 心内, 歯
医療法人緑十字会 笠岡中央病院	医療 法人	60				60	一般 (救急)	笠岡5102の14	仙石 宣彦	(62)5121	内, 外, 整, 小, 胃, 肛, 皮, リハ, 循内
医療法人清和会 笠岡第一病院	〃	148				148	一般 (救急)	横島1945	橋詰 博行	(67)0211	内, 外, 眼, 整, リ ハ, 放, 皮, 小, 脳 神外, 泌, 麻, 消外, 形外, 心血, 呼内, 消内, 循内, 肝内, 腎内, 糖・内内, 神 内, 人透内, 救, リ マ, 乳・内外, 歯, 血内, 血管外
医療法人社団きのこ会 きのこエスポール病院	〃			180		180	精神	東大戸2908	佐々木 健	(63)0727	内, リハ, 精, 神

資料 1-26 救急自動車の保有状況（消防）

消防本部署所名	救急自動車数	所在地	電話
笠岡地区消防本部 (笠岡消防署)	2	笠岡市十一番町4番地の3	(63) 5119 (63) 7119
北出張所	1	笠岡市吉田12番地の5	(65) 1119

資料 1-27 救急医薬品等の緊急調達先一覧表

調達先	所在地	電話
アルファ薬局	笠岡市笠岡5101-4	(63) 0023

資料 1-28 市内変電所一覧表

名称	所属
笠岡変電所	中国電力ネットワーク(株)
田頭変電所	〃
富岡変電所	〃
神島変電所	〃
茂平変電所	〃

資料 1-29 市有車両一覧表

普通貨物	トラック	軽貨物	原付	
3台	1台	8台	1台	計 13台

資料 1-30 その他建設機械(道路復旧, 障害物排除等に使用するもの)の保有及び調達

機械名	パトロールカー	作業車	ダンプトラック	グレーダ	除雪機械	ショベルローダ	合計
建設部	1	1	2			1	5

資料 1 - 31 災害融資制度一覧表

法令名	区分	内 容	対 象	受付(相談)窓口
住宅金融公庫法 (昭和25年法律第156号)		災害で滅失した住家を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	市 町 村 住 宅 金 融 公 庫
中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)		災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信 用 保 証 協 会
株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者、農林漁業者、農業協同組合	日 本 政 策 金 融 公 庫
株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	商 工 組 合 中 央 金 庫
社会福祉・医療事業団法 (昭和59年法律第75号)		災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県 保 健 福 祉 部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)		農林漁業者に対する経営資金、被害組合に対する事業資金の融資	農林漁業者 農業協同組合等	市 町 村
母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)		事業開始、事業継続、住宅資金の貸付	母子世帯、寡婦	市 町 村
災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)		災害援護資金の貸付	被災者 (所得制限あり)	市 町 村
生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年厚生労働省発社援第0728号第9号)		生活福祉資金(福祉資金)の貸付	低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	市町村社会福祉協議会
農業経営維持安定資金融通措置要綱(平成13年13経営第302号)		経営の維持安定に必要な資金の融資	農業者、農業法人	日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫

資料 1 - 32 関係機関電話番号一覧表

名 称	番 号	名 称	番 号
岡山県庁（危機管理課）	086-226-7293	サンライフ笠岡	63-1533
笠岡市役所	69-2121	いきいき交流センター	62-3507
白石島出張所	68-3002	西部環境整備施設組合	64-2186
北木島出張所	68-2004	笠岡終末処理場	63-4829
真鍋島出張所	68-3601	笠岡市民会館	63-5511
消 防 署	63-5119	備中保健所井笠支所	69-1675
上下水道部	63-5241	笠岡警察署	63-0110
市民病院	63-2191	笠岡商工会議所	63-1151
環 境 課	62-3805	J A 倉敷かさや笠岡支店	63-4121
笠 岡 駅	63-2010	恵 風 荘	66-0751
水島海上保安部	086-444-9701	カプトガニ博物館	67-2477
笠岡労働基準監督署	62-4196	労働福祉会館	62-3451
中国海運局水島支局	086-444-7750	西部衛生施設組合	66-2620
中国四国農政局	086-224-4511	井笠広域粗大ゴミ処理センター	66-4788
岡山国道事務所玉島維持出張所	086-522-4004	笠岡市保健センター (地域包括支援センター)	62-5701 (62-6662)
中国電力ネットワーク 倉敷ネットワークセンター	0120-412-788	備中県民局	086-434-7008
備中県民局井笠地域事務所	69-1611		

資料 1 - 33 同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設

種 別	識 別 信 号	無線局設置場所
固定局 (親局)	ぼうさいかさおかし	笠岡市役所 3 F
固定局 (中継局)	ぼうさいかさおかし りゅうおうざん	竜王山 (相生)
固定局 (中継局)	ぼうさいかさおかし きたぎしま	北木島
固定局 (子局)	ぼうさいかさおかし しりつかさおかにしちゅうがっこう	笠岡西中学校
〃	ぼうさいかさおかし しりつちゅうおうしょうがっこう	中央小学校
〃	ぼうさいかさおかし しりつかさおかひがしちゅうがっこう	笠岡東中学校
〃	ぼうさいかさおかし かさおかちくしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ	笠岡地区消防組合消防本部
〃	ぼうさいかさおかし とみおかかいかん	富岡会館
〃	ぼうさいかさおかし しりついまいしょうがっこう	旧今井小学校
〃	ぼうさいかさおかし いまいこうみんかん	今井公民館
〃	ぼうさいかさおかし しりつかなうらしょうがっこう	金浦小学校
〃	ぼうさいかさおかししりつかなうら ちゅうがっこう	金浦中学校
〃	ぼうさいかさおかし かなうらこうみんかん	金浦公民館
〃	ぼうさいかさおかし ようすなかいかん	ようすな会館
〃	ぼうさいかさおかし かさおかそうごうすぽ一つこうえん	笠岡総合体育館
〃	ぼうさいかさおかし しろみこうみんかん	城見公民館
〃	ぼうさいかさおかし もびらしょうぼうきこ	茂平会館
〃	ぼうさいかさおかし しりつすやましょうがっこう	陶山小学校
〃	ぼうさいかさおかし おおいこうみんかん	大井公民館
〃	ぼうさいかさおかし よしだぶんかかいかん	吉田文化会館
〃	ぼうさいかさおかし しりつおさかようちえん	尾坂幼稚園
〃	ぼうさいかさおかし とくらきねんかん	土倉記念館 (新山公民館)

〃	ぼうさいかさおかし きたがわこうみんかん	北川公民館
〃	ぼうさいかさおかし しりつおおしましょうがっこう	大島小学校
〃	ぼうさいかさおかし しりつおおしまひがししょうがっこう	旧大島東小学校
〃	ぼうさいかさおかし おおしまこうみんかん	大島公民館
〃	ぼうさいかさおかし しりつよこえようちえん	横江幼稚園
〃	ぼうさいかさおかし しみのはまかいかん	美の浜会館
〃	ぼうさいかさおかし しりつこううちしょうがっこう	神内小学校
〃	ぼうさいかさおかし こうのしまそとら しょうぼうきこ	神島外浦消防機庫
〃	ぼうさいかさおかし たかしまこうみんかん	高島公民館
〃	ぼうさいかさおかし しらいしじましゅっちょうしょ	白石島出張所
〃	ぼうさいかさおかし しりつしらいしちゅうがっこう	白石中学校
〃	ぼうさいかさおかしきたぎにし こうみんかん	北木西公民館
〃	ぼうさいかさおかし とようらふれあいかいかん	豊浦ふれあい会館
〃	ぼうさいかさおかし かさおかしとうかいはつそうごうせんたー	笠岡諸島開発総合センター (北木島出張所)
〃	ぼうさいかさおかし ふるさとふれあいかいかん	ふるさとふれあいセンター (真鍋島出張所)
〃	ぼうさいかさおかし いわつぽかいかん	岩坪会館
〃	ぼうさいかさおかし ひしま	飛島公民館
〃	ぼうさいかさおかし むしましょうがっこう	六島小学校
〃	ぼうさいかさおかし こひしましゅうかいしょ	小飛島集会所
〃	ぼうさいかさおかし おおいはいらんど	大井ハイランド
〃	ぼうさいかさおかし こびすだいいちこうえん	吉浜 (古比須第1公園)
〃	ぼうさいかさおかし てらま	神島 (寺間地内市道法面)
〃	ぼうさいかさおかし おおしまうみのみえるいえ	大島中 (大島海の見える家)
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	長浜 (大島中) 市道法面

〃	※アンサーバック及び識別信号なし	甲弩集会所
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	北川第2排水機場
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	西の浜（公共下水道住吉雨水ポンプ場）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	美の浜中央児童公園
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	入江児童公園
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	神島（天神公会堂前県道法面）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	神島（見崎御手洗池付近市道）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	西大島（鳥ノ江地区県道）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	白石島（国際交流ヴィラ）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	北木島（楠集会所）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	有田（市道東大戸有田線沿い貝原池付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	吉浜（大河児童公園 井手池付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	笠岡（ 追分公会堂）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	篠坂集会所
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	西大島（前砂配水池付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	吉浜（銀山ゴミステーション付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	走出（かさおか古代の丘スポーツ公園管理事務所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	拓海町（太陽の広場第2駐車場付近市道）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	新横島（新横島東児童遊園地）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	神島（神島内浦3号公園）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	神島（片島八幡）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	神島（高地区市道法面）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	北木島（丸岩海岸）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	高島（王泊地区）

〃	※アンサーバック及び識別信号なし	白石島（鳥の口農林海岸堤防）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	六島（湛江漁港）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	旭が丘（旭が丘北児童遊園地集会所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	園井（大峠地区市道）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	馬飼・広浜（市道法面）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	絵師（公会堂付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	城見台（集会所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	大冨（集会所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	入田（集会所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	春日台（集会所付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	東大戸（さが山運動公園）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	西大戸（第三部消防機庫付近）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	新賀（上長迫公会堂）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	関戸（県道新賀小坂東線緑地帯）
〃	※アンサーバック及び識別信号なし	大島中（大空地区市道法面）

資料 1 - 34 排水機場施設一覧

河川高潮排水施設

地区	ポンプ場名	ポンプ設置箇所	河川名	流域 (ha)	排水能力 (m ³ /分)	内水排除状態	停電対策
金浦	金浦第1水門ポンプ	金浦1563番地5地先	枇杷首川	6	12	浸水世帯無	予備発動機有
〃	金浦第2水門ポンプ	金浦1025番地4地先	陶山川	6	6.1	浸水世帯無	予備発動機有
〃	金浦北水門ポンプ	金浦1558番地31地先	大明神川	35	予動式	浸水世帯無	発動機
〃	金浦南水門ポンプ	金浦1554番地23地先	田方沖川	9	20	浸水世帯有 (H7改良前)	予備発動機有
生江浜	生江浜北ポンプ	生江浜561番地1地先	大溝川 中溝川	67	30	浸水世帯有	発電機必要
横島	瀬戸水門ポンプ	カプトガニ博物館遊水池	水路	13	19.2	浸水世帯無	発電機必要
西大島	鳥ノ江ポンプ	西大島7496番地地先	鳥ノ江川	71	- (非常設)	浸水世帯有	発動機必要
西大島	夏目水門ポンプ	西大島4856番地13地先	夏目川	30	18	浸水世帯有	発電機必要
神島	深方ポンプ	神島4913番地	深方川	41	1.4	浸水世帯有	発電機必要
美の浜	美の浜ゲートポンプ1号	美の浜9番地2	水路	63	24	浸水世帯無	発電機必要
横島	横島ゲートポンプ	横島1649番地3	水路	11	24	浸水世帯有	発電機必要
北木島	長場ポンプ	北木島町279番地7	谷畑川	19	12	浸水世帯有	発電機必要
〃	金風呂1号水門ポンプ	北木島町7887番地85地先	金風呂川	30	18	浸水世帯有	発電機必要
〃	金風呂3号水門ポンプ	北木島町7887番地62地先	向川	21	18	浸水世帯有	発電機必要
〃	金風呂4号水門ポンプ	北木島町7886番地42地先	西川	23	18	浸水世帯有	発電機必要
〃	豊浦水門ポンプ	北木島町9768番地64地先	豊浦川	78	18	浸水世帯有	発電機必要
真鍋島	真鍋島水門ポンプ	真鍋島4006番地2地先	大たんぼ川	28	10	浸水世帯有	発電機必要
北木島	金風呂2号水門ポンプ	北木島町7887番地81地先	水路	9	9	浸水世帯有	発電機必要
生江浜	生江浜南木ポンプ	生江浜2057番地12地先	水路	3	4	浸水世帯有	発電機必要
神島	東村ポンプ	神島4140番地地先	水路	10	10	浸水世帯有	発電機必要
美の浜	美の浜ゲートポンプ2号	美の浜30番地3地先	水路	63	24	浸水世帯有	発電機必要
美の浜	美の浜2号排水ポンプ	美の浜8番地81	水路	3	12	浸水世帯有	発電機必要
美の浜	美の浜1号排水ポンプ	美の浜9番地16地先	水路	3	10	浸水世帯有	発電機必要

農業用排水施設

地区	排水機場名	所在地	河川名	受益面積又は流域面積 (ha)	ポンプ台数	排水能力 (m ³ /分)	原動機
寺間	寺間排水機場	笠岡市カブト西町117番地	笠岡湾干拓地内水	1,135(受益)	4	1,419.1	モーター(1)ディーゼル(3)
北川	北川第1排水機場	笠岡市甲弩2746番地7外	井立川	118(受益)	2	270	ディーゼル
〃	北川第2排水機場	笠岡市走出640番地4外	井立川	133(受益)	2	240	モーター
金浦	金浦排水機場	笠岡市吉浜2230番地1地先	有田川,用之江川	131(受益)	2	798	モーター
入江	入江排水機場	笠岡市西大島新田788番地	浜中川	130(受益)	2	816	ディーゼル
白石島	白石島排水機場	笠岡市白石島2671番地地先	新川	97(流域)	2	39.2	モーター(1)ディーゼル(1)

下水道管理雨水排水施設

地区	排水機場名	所在地	排水区	排水区域面積 (ha)	ポンプ台数	排水能力 (m ³ /分)	原動機
笠岡	笠岡雨水ポンプ場	笠岡市十一番町18番地1	富岡排水区	236.4	5	1034	モーター(1)ディーゼル(4)
〃	住吉雨水ポンプ場	笠岡市笠岡5952番地2	笠岡第1排水区	43.0	4	212	モーター(1)ディーゼル(3)
入江	入江雨水ポンプ場	笠岡市入江382番地6	横島排水区	57.0	3	210	モーター(1)ディーゼル(2)
笠岡	西ノ浜雨水ポンプ場	笠岡市笠岡5611番地67	笠岡第2排水区	7.0	2	57	モーター(1)ディーゼル(2)

資料 1 - 35 笠岡市消防団消防無線局

1 デジタル系無線局

区 別	呼 出 名 称	出力(W)	配 置 場 所 等
移動局 (可搬型)	だんほんぶかさおか	10	団本部
移動局 (携帯型)	だんほんぶかさおか101	5	団本部
〃	だんほんぶかさおか102	5	団本部
〃	しょうぼうだんたかしま	5	神外分団第2部 (高島)
〃	しょうぼうだんひしま	5	神外分団第3部 (飛島)
〃	しょうぼうだんしらいしま	5	白石島分団本部 (白石島)
〃	しょうぼうだんきたぎしま	5	北木島分団本部 (北木島)
〃	しょうぼうだんきたぎしま2	5	
〃	しょうぼうだんまなべしま	5	真鍋島分団本部 (真鍋島)
〃	しょうぼうだんむしま	5	真鍋島分団第3部 (六島)

※実装チャンネル：

1ch (消防団波) , 2ch (主運用波) , 3ch (統制波1) , 4ch (統制波2) , 5ch (統制波3)

2 消防団活動系無線局

区 別	呼 出 名 称	出力(W)	配 置 場 所 等
移動局 (携帯型)	だんほんぶかさおか1	1	団本部
〃	だんほんぶかさおか2	1	団本部
〃	だんほんぶかさおか3	1	団本部
〃	だんほんぶかさおか4	1	団本部
〃	ぶんだんかさおか1	1	笠岡分団本部
〃	ぶんだんかさおか2	1	笠岡分団第1部
〃	ぶんだんかさおか3	1	笠岡分団第1部
〃	ぶんだんかさおか4	1	笠岡分団第1部
〃	ぶんだんかさおか5	1	笠岡分団第2部
〃	ぶんだんかさおか6	1	笠岡分団第2部
〃	ぶんだんかさおか7	1	笠岡分団第2部
〃	ぶんだんかさおか8	1	笠岡分団第3部
〃	ぶんだんかさおか9	1	笠岡分団第3部
〃	ぶんだんかさおか10	1	笠岡分団第3部
〃	ぶんだんかさおか11	1	笠岡分団第4部
〃	ぶんだんかさおか12	1	笠岡分団第4部
〃	ぶんだんかさおか13	1	笠岡分団第4部
〃	ぶんだんかさおか14	1	笠岡分団第5部
〃	ぶんだんかさおか15	1	笠岡分団第5部
〃	ぶんだんかさおか16	1	笠岡分団第5部
〃	ぶんだんいまい1	1	今井分団本部
〃	ぶんだんいまい2	1	今井分団第1部
〃	ぶんだんいまい3	1	今井分団第1部
〃	ぶんだんいまい4	1	今井分団第1部
〃	ぶんだんいまい5	1	今井分団第1部
〃	ぶんだんいまい6	1	今井分団第1部
〃	ぶんだんいまい7	1	今井分団第1部

〃	〃	ぶんだんいまい8	1	今井分団第1部
〃	〃	ぶんだんいまい9	1	今井分団第1部
〃	〃	ぶんだんいまい10	1	今井分団第1部
〃	〃	ぶんだんかなうら1	1	金浦分団本部
〃	〃	ぶんだんかなうら2	1	金浦分団第1部
〃	〃	ぶんだんかなうら3	1	金浦分団第1部
〃	〃	ぶんだんかなうら4	1	金浦分団第1部
〃	〃	ぶんだんかなうら5	1	金浦分団第2部
〃	〃	ぶんだんかなうら6	1	金浦分団第2部
〃	〃	ぶんだんかなうら7	1	金浦分団第2部
〃	〃	ぶんだんかなうら8	1	金浦分団第3部
〃	〃	ぶんだんかなうら9	1	金浦分団第3部
〃	〃	ぶんだんかなうら10	1	金浦分団第3部
〃	〃	ぶんだんしろみ1	1	城見分団本部
〃	〃	ぶんだんしろみ2	1	城見分団第1部
〃	〃	ぶんだんしろみ3	1	城見分団第1部
〃	〃	ぶんだんしろみ4	1	城見分団第1部
〃	〃	ぶんだんしろみ5	1	城見分団第2部
〃	〃	ぶんだんしろみ6	1	城見分団第2部
〃	〃	ぶんだんしろみ7	1	城見分団第2部
〃	〃	ぶんだんしろみ8	1	城見分団第3部
〃	〃	ぶんだんしろみ9	1	城見分団第3部
〃	〃	ぶんだんしろみ10	1	城見分団第3部
〃	〃	ぶんだんすやま1	1	陶山分団本部
〃	〃	ぶんだんすやま2	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんすやま3	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんすやま4	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんすやま5	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんすやま6	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんすやま7	1	陶山分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい1	1	大井分団本部
〃	〃	ぶんだんおおい2	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい3	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい4	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい5	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい6	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい7	1	大井分団第1部
〃	〃	ぶんだんおおい8	1	大井分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおい9	1	大井分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおい10	1	大井分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおい11	1	大井分団第3部
〃	〃	ぶんだんおおい12	1	大井分団第3部
〃	〃	ぶんだんおおい13	1	大井分団第3部
〃	〃	ぶんだんよしだ1	1	吉田分団本部
〃	〃	ぶんだんよしだ2	1	吉田分団第1部

〃	〃	ぶんだんよしだ3	1	吉田分団第1部
〃	〃	ぶんだんよしだ4	1	吉田分団第1部
〃	〃	ぶんだんよしだ5	1	吉田分団第1部
〃	〃	ぶんだんよしだ6	1	吉田分団第1部
〃	〃	ぶんだんよしだ7	1	吉田分団第1部
〃	〃	ぶんだんよしだ8	1	吉田分団第2部
〃	〃	ぶんだんよしだ9	1	吉田分団第2部
〃	〃	ぶんだんよしだ10	1	吉田分団第2部
〃	〃	ぶんだんにいやま1	1	新山分団本部
〃	〃	ぶんだんにいやま2	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま3	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま4	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま5	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま6	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま7	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま8	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま9	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんにいやま10	1	新山分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ1	1	北川分団本部
〃	〃	ぶんだんきたがわ2	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ3	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ4	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ5	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ6	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ7	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ8	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ9	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんきたがわ10	1	北川分団第1部
〃	〃	ぶんだんこううち1	1	神内分団本部
〃	〃	ぶんだんこううち2	1	神内分団第1部
〃	〃	ぶんだんこううち3	1	神内分団第1部
〃	〃	ぶんだんこううち4	1	神内分団第1部
〃	〃	ぶんだんこううち5	1	神内分団第2部
〃	〃	ぶんだんこううち6	1	神内分団第2部
〃	〃	ぶんだんこううち7	1	神内分団第2部
〃	〃	ぶんだんこううち8	1	神内分団第3部
〃	〃	ぶんだんこううち9	1	神内分団第3部
〃	〃	ぶんだんこううち10	1	神内分団第3部
〃	〃	ぶんだんおおしま1	1	大島分団本部
〃	〃	ぶんだんおおしま2	1	大島分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおしま3	1	大島分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおしま4	1	大島分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおしま5	1	大島分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおしま6	1	大島分団第2部
〃	〃	ぶんだんおおしま7	1	大島分団第2部

〃	〃	ぶんだんおおしま 8	1	大島分団第 3 部
〃	〃	ぶんだんおおしま 9	1	大島分団第 3 部
〃	〃	ぶんだんおおしま10	1	大島分団第 3 部
〃	〃	ぶんだんおおしま11	1	大島分団第 4 部
〃	〃	ぶんだんおおしま12	1	大島分団第 4 部
〃	〃	ぶんだんおおしま13	1	大島分団第 4 部
〃	〃	ぶんだんおおしま14	1	大島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんおおしま15	1	大島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんおおしま16	1	大島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんこうそと 1	1	神外分団本部
〃	〃	ぶんだんこうそと 2	1	神外分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんこうそと 3	1	神外分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんこうそと 4	1	神外分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんこうそと 5	1	神外分団第 2 部 (高島)
〃	〃	ぶんだんこうそと 6	1	神外分団第 2 部 (高島)
〃	〃	ぶんだんこうそと 7	1	神外分団第 2 部 (高島)
〃	〃	ぶんだんこうそと 8	1	神外分団第 3 部 (大飛島)
〃	〃	ぶんだんこうそと 9	1	神外分団第 3 部 (大飛島)
〃	〃	ぶんだんこうそと10	1	神外分団第 3 部 (大飛島)
〃	〃	ぶんだんこうそと11	1	神外分団第 3 部 (小飛島)
〃	〃	ぶんだんこうそと12	1	神外分団第 3 部 (小飛島)
〃	〃	ぶんだんこうそと13	1	神外分団第 3 部 (小飛島)
〃	〃	ぶんだんしらいし 1	1	白石島分団本部
〃	〃	ぶんだんしらいし 2	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんしらいし 3	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんしらいし 4	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんしらいし 5	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんしらいし 6	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんしらいし 7	1	白石島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 1	1	北木島分団本部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 2	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 3	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 4	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 5	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 6	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 7	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 8	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ 9	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ10	1	北木島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ11	1	北木島分団第 2 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ12	1	北木島分団第 2 部
〃	〃	ぶんだんきたぎ13	1	北木島分団第 2 部
〃	〃	ぶんだんまなべ 1	1	真鍋島分団本部
〃	〃	ぶんだんまなべ 2	1	真鍋島分団第 1 部
〃	〃	ぶんだんまなべ 3	1	真鍋島分団第 1 部

〃	〃	ぶんだんまなべ4	1	真鍋島分団第1部
〃	〃	ぶんだんまなべ5	1	真鍋島分団第2部
〃	〃	ぶんだんまなべ6	1	真鍋島分団第2部
〃	〃	ぶんだんまなべ7	1	真鍋島分団第2部
〃	〃	ぶんだんまなべ8	1	真鍋島分団第3部(六島)
〃	〃	ぶんだんまなべ9	1	真鍋島分団第3部(六島)
〃	〃	ぶんだんまなべ10	1	真鍋島分団第3部(六島)

※実装チャンネル：1ch（消防団波），2ch（防災相互波）

資料 1 - 36 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害保健医療福祉調整本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害保健医療福祉調整本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和 37 年岡山県条例第 48 号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災対」という。）が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「おかやまDMA T」が出動する場合に設置する。

2 前項の規定により県本部が設置されたときに県災対が設置されている場合は、県本部は県災対の下に設置する。県本部が設置された後に県災対が設置されたときも同様とする。

(業務)

第 3 条 県本部は、災害対応に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (2) 保健医療福祉情報の収集、整理、分析及び提供
- (3) 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- (4) 医薬品等の供給に関する総合調整
- (5) 医療・福祉ボランティアの統括
- (6) その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項

(構成)

第 4 条 県本部は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健医療部長の職にある者を、副本部長は、保健医療部保健医療統括監及び子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第 5 条 本部長は、県本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

3 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、県本部との連携を図る。

5 災害医療コーディネーターは、専門委員と連携し、本部長に災害時の医療に関する支援策の立案、調整等を行う。

6 災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給や薬剤師派遣等に関する調整等を行う。

7 災害時小児周産期リエゾンは、小児・新生児・妊産婦等の受入及び搬送に関する立案、調整等及び小児周産期の医療従事者の確保に関する調整等を行う。

(本部会議)

第 6 条 県本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第 3 条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地域本部)

第 7 条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和 57 年合同訓令第 2 号）に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMA T」が出動する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、地域本部の設置を指示する。

(地域本部の業務)

第 8 条 地域本部は、災害時の保健医療福祉活動に関する調整を行うため、所管する地域において第 3 条に掲げる事項を処理する。

(地域本部の構成)

第9条 地域本部には、別表2に掲げる者をもって構成することを標準とする。

(地域本部長等)

第10条 地域本部長は、地域本部を総括する。

2 地域副本部長は、地域本部長を助け、地域本部長に事故あるときは、地域本部長の職務を代理する。

3 地域本部員は、地域本部長及び地域副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 地域専門委員は、地域本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、地域本部との連携を図る。

(庶務)

第11条 県本部の庶務は、保健医療部保健医療課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課において処理する。

2 第3条及び第8条に規定する業務の遂行については、本部員及び地域本部員の属する課等において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県本部について必要な事項は本部長が、地域本部について必要な事項は地域本部長が、別に定める。

附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

岡山県災害保健医療福祉調整本部構成員

職 名	所 属 ・ 職 名
本 部 長	保健医療部長
副本部長	保健医療部保健医療統括監
	子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監
本 部 員	保健医療部保健医療課長
	保健医療部医療推進課長
	保健医療部健康推進課長
	保健医療部生活衛生課長
	保健医療部医薬安全課長
	子ども・福祉部福祉企画課長
	子ども・福祉部指導監査室長
	子ども・福祉部子ども未来課長
	子ども・福祉部子ども家庭課長
	子ども・福祉部障害福祉課長
	子ども・福祉部長寿社会課長
	危機管理課長
	消防保安課長
専 門 委 員	岡山県医師会長
	岡山県病院協会会長
	岡山県精神科病院協会会長
	岡山県歯科医師会長
	岡山県薬剤師会長
	岡山県看護協会会長
	岡山県栄養士会長
	(基幹災害拠点病院) 岡山赤十字病院長
	日本赤十字社岡山県支部長
	岡山県医薬品卸業協会会長
	岡山県社会福祉協議会長
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害薬事 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害時小児周産期 リエゾン	知事が別に委嘱する者

別表 2

岡山県地域災害保健医療福祉調整本部構成員

職名	所属・職名		
	備前局	備中局	美作局
地域本部長	備前県民局健康福祉部 担当次長（備前保健所長）	備中県民局健康福祉部 担当次長（備中保健所長）	美作県民局健康福祉部 担当次長（美作保健所長）
地域副本部長		備中県民局次長 （備北保健所長）	美作県民局次長 （真庭保健所長）
	備前県民局健康福祉部長	備中県民局健康福祉部長	美作県民局健康福祉部長
地域本部長	備前県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備中県民局健康福祉部 企画調整情報課長	美作県民局健康福祉部 企画調整情報課長
	備前県民局健康福祉部 健康福祉課長	備中県民局健康福祉部 健康福祉課長	美作県民局健康福祉部 健康福祉課長
	備前県民局健康福祉部 福祉振興課長	備中県民局健康福祉部 福祉振興課長	美作県民局健康福祉部 福祉振興課長
	備前県民局健康福祉部 保健課長	備中県民局健康福祉部 保健課長	美作県民局健康福祉部 保健課長
		備中県民局健康福祉部 備北保健課長	美作県民局健康福祉部 真庭保健課長
	備前県民局健康福祉部 東備地域保健課長	備中県民局健康福祉部 井笠地域保健課長	美作県民局健康福祉部 勝英地域保健課長
		備中県民局健康福祉部 新見地域保健課長	
	備前県民局健康福祉部 衛生課長	備中県民局健康福祉部 衛生課長	美作県民局健康福祉部 衛生課長
		備中県民局健康福祉部 備北衛生課長	美作県民局健康福祉部 真庭衛生課長
地域専門委員	地区医師会長		
	岡山県病院協会支部長		
	地区歯科医師会長		
	岡山県薬剤師会支部長		
	岡山県看護協会支部長		
	岡山県栄養士会支部長		
	災害拠点病院（地域災害拠点病院）長		
災害医療コーディネーター	知事が別に委嘱する者		
災害薬事コーディネーター	知事が別に委嘱する者		

資料 1 - 37 被災者生活再建支援法

目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し，都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより，その自立した生活の開始を支援する。</p>																						
対象となる災害	<p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（災害救助法を適用した災害） ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</p>																						
支援金の支給対象者	<p>①居住する住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯 ②住宅が半壊，又は住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 ⑤住宅が半壊し，相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p>																						
支援金の支給限度額	<p>支援金の額は，住宅の被害程度及び世帯の人数により次のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="2">基礎支給額（千円）</th> </tr> <tr> <th>2人以上</th> <th>1人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（支給対象者①に該当）</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">750</td> </tr> <tr> <td>解体（支給対象者②に該当）</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">750</td> </tr> <tr> <td>長期避難（支給対象者③に該当）</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">750</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（支給対象者④に該当）</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">375</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊（支給対象者⑤に該当）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） 建設・購入 2,000千円，補修 1,000千円，賃借（公営住宅以外）500千円</p>			住宅の被害程度	基礎支給額（千円）		2人以上	1人以上	全壊（支給対象者①に該当）	1,000	750	解体（支給対象者②に該当）	1,000	750	長期避難（支給対象者③に該当）	1,000	750	大規模半壊（支給対象者④に該当）	500	375	中規模半壊（支給対象者⑤に該当）	—	—
住宅の被害程度	基礎支給額（千円）																						
	2人以上	1人以上																					
全壊（支給対象者①に該当）	1,000	750																					
解体（支給対象者②に該当）	1,000	750																					
長期避難（支給対象者③に該当）	1,000	750																					
大規模半壊（支給対象者④に該当）	500	375																					
中規模半壊（支給対象者⑤に該当）	—	—																					
基金の運用機関	被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）																						
事業開始日	「都道府県の基金に対する資金の拠出があった日」として内閣総理大臣が告示する日（平成11年4月5日）																						
国の補助	国は，基金が支給する支援金の額の2分の1に相当する額を補助する。																						

資料 1 - 38 道路危険箇所調査表

(1) 道路危険箇所

管理番号				路線名	道路種別	地区	起点		終点	
0	128	A	001	本浦岩坪線	市町村道 (1級)	真鍋島	真鍋島字土生	3908	真鍋島字土生	456
0	128	A	002	本浦岩坪線	市町村道 (1級)	真鍋島	真鍋島字土生	3908	真鍋島字土生	456
0	130	A	001	西ノ浦水落線	市町村道 (1級)	白石島	白石島字先西	96-1	白石島字中條	609
0	222	A	001	大飛島線	市町村道 (2級)	飛島	飛島字州ノ本	5869-1	飛島字州ノ本	5872-1
0	222	A	002	大飛島線	市町村道 (2級)	飛島	飛島字州ノ本	5869-1	飛島字州ノ本	5872-1
0	222	A	003	大飛島線	市町村道 (2級)	飛島	飛島字州ノ本	5869-1	飛島字州ノ本	5872-1
P	128	A	001	高島 20 号内高須黒土線	市町村道 (その他)	高島	内高須	4759-9	黒土	5039-5
P	225	A	001	白石島 80 号先西尼木線	市町村道 (その他)	白石島	先西	96-3	尼木	1
0	104	A	001	笠岡駅今井線	市町村道 (1級)	笠岡	笠岡字八軒屋町	2235-15	富岡字八反田	4-4
0	104	A	002	笠岡駅今井線	市町村道 (1級)	笠岡	笠岡字八軒屋町	2235-15	富岡字八反田	4-4
0	113	A	001	上田頭上長迫線	市町村道 (1級)	小平井	小平井字権現	1286-3	新賀字鴨分	2169-1
0	113	A	002	上田頭上長迫線	市町村道 (1級)	小平井	小平井字権現	1286-3	新賀字鴨分	2169-1
0	114	A	001	助実門田線	市町村道 (1級)	東大戸	東大戸字ニ夕川	343-3	東大戸字東六道	3314
0	115	A	001	西大戸堂ノ内線	市町村道 (1級)	西大戸	西大戸字矢立	1048-2	大河字吉岡	458-1
0	116	A	001	吉浜有田線	市町村道 (1級)	吉浜	吉浜字沖浦	886-2	有田字田郷	2219-1
0	116	A	002	吉浜有田線	市町村道 (1級)	吉浜	吉浜字沖浦	886-2	有田字田郷	2219-1
0	117	A	001	金浦用之江線	市町村道 (1級)	金浦	金浦字鹿之道	1185	吉浜字塩浜壱号	5-2
0	117	A	002	金浦用之江線	市町村道 (1級)	金浦	金浦字鹿之道	1185	吉浜字塩浜壱号	5-2

管理番号				路線名	道路種別	地区	起点		終点	
0	118	A	001	有田伊勢ヶ丘線	市町村道 (1級)	有田	有田字北畑	961-2	有田字フトヲレ	1493
0	119	A	001	用之江大迫線	市町村道 (1級)	用之江	用之江字白塚谷	798-5	有田字岡惣下	940-4
0	121	A	001	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	121	A	002	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	121	A	003	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	121	A	004	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	121	A	005	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	121	A	006	吉田鴨方線	市町村道 (1級)	吉田	吉田字堀之内	2426-1	吉田字高折	3589-1
0	122	A	001	生江浜岬線	市町村道 (1級)	大冨	生江浜字沖浦	826-45	平成町	1
0	122	A	002	生江浜岬線	市町村道 (1級)	大冨	生江浜字沖浦	826-45	平成町	1
0	122	A	003	生江浜岬線	市町村道 (1級)	大冨	生江浜字沖浦	826-45	平成町	1
0	122	A	004	生江浜岬線	市町村道 (1級)	大冨	生江浜字沖浦	826-45	平成町	1
0	122	A	005	生江浜岬線	市町村道 (1級)	大冨	生江浜字沖浦	826-45	平成町	1
0	123	A	001	笠岡今井線	市町村道 (1級)	園井	笠岡字絵下谷	4086-1	今立字堂之前	650-2
0	129	A	001	神島外浦線	市町村道 (1級)	神島外浦	神島字東村坪ノ内	4910-1	神島外浦字丸山	3330
0	201	A	001	石砂御獄山線	市町村道 (2級)	西大島	西大島字川手ノ北	4246-3	大島中字柳谷	1001
0	201	A	002	石砂御獄山線	市町村道 (2級)	西大島	西大島字川手ノ北	4246-3	大島中字柳谷	1001
0	203	A	001	上田頭上長迫線	市町村道 (2級)	春日台	笠岡字絵下谷	4073-2	小平井字追分	1343-6
0	205	A	001	柰坪楠線	市町村道 (2級)	甲弩	走出字柰之坪	809-2	甲弩字楠	181-1
0	208	A	001	岡林道万線	市町村道 (2級)	尾坂	尾坂字岡林	358-1	尾坂字石井谷	1135
0	208	A	002	岡林道万線	市町村道 (2級)	尾坂	尾坂字岡林	358-1	尾坂字石井谷	1135

管理番号				路線名	道路種別	地区	起点		終点	
0	211	A	001	松葉佐入田線	市町村道 (2級)	入田	篠坂字ヒナタ	1607-1	入田字下フケ	893-1
0	215	A	001	片島線	市町村道 (2級)	神島	神島字瀬戸	3858-1	神島字片島アバマ	5713
0	215	A	002	片島線	市町村道 (2級)	神島	神島字瀬戸	3858-1	神島字片島アバマ	5713
0	216	A	001	寺間見崎線	市町村道 (2級)	神島	神島字寺間諸蔵	1331-1	神島字見崎池ノ内	840-47
0	224	A	001	笠岡中央線	市町村道 (2級)	相生	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷壺号	1096-4
0	224	A	002	笠岡中央線	市町村道 (2級)	相生	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷壺号	1096-4
0	224	A	003	笠岡中央線	市町村道 (2級)	相生	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷壺号	1096-4
0	224	A	004	笠岡中央線	市町村道 (2級)	相生	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷壺号	1096-4
A	408	A	001	走出新賀線	市町村道 (その他)	走出	走出字的場	4001-3	新賀字田渡り	3507-1
A	408	A	002	走出新賀線	市町村道 (その他)	走出	走出字的場	4001-3	新賀字田渡り	3507-1
A	408	A	003	走出新賀線	市町村道 (その他)	走出	走出字的場	4001-3	新賀字田渡り	3507-1
B	182	A	001	山口 182 号大間堺辺線	市町村道 (その他)	山口	大間	1553-4	堺辺	2343-3
B	345	A	001	新賀 133 号向ヶ市梶山線	市町村道 (その他)	新賀	向ヶ市	2103	梶山	881
D	585	A	001	大井南 1 号線	市町村道 (その他)	東大戸	大井南	28-1	吉岡	385-1
D	585	A	002	大井南 1 号線	市町村道 (その他)	東大戸	大井南	28-1	吉岡	385-1
F	064	A	001	用之江 64 号才之峠狐崎線	市町村道 (その他)	大宜	才之峠	2300-1	狐崎	2026
F	064	A	002	用之江 64 号才之峠狐崎線	市町村道 (その他)	大宜	才之峠	2300-1	狐崎	2026
F	252	A	001	城見台 1 号線	市町村道 (その他)	用之江	城見台	519-1	城見台	21
F	252	A	002	城見台 1 号線	市町村道 (その他)	用之江	城見台	519-1	城見台	21
I	088	A	001	笠岡 88 号八幡平田頭線	市町村道 (その他)	笠岡	八幡平	5101-4	田頭	4961
I	088	A	002	笠岡 88 号八幡平田頭線	市町村道 (その他)	笠岡	八幡平	5101-4	田頭	4961

管理番号				路線名	道路種別	地区	起点		終点	
I	088	A	003	笠岡 88 号八幡平田頭線	市町村道 (その他)	笠岡	八幡平	5101-4	田頭	4961
I	088	A	004	笠岡 88 号八幡平田頭線	市町村道 (その他)	笠岡	八幡平	5101-4	田頭	4961
M	095	A	001	横島 19 号孫治端大戸州線	市町村道 (その他)	横島	大久保	3052-22	狼	3213
M	095	A	002	横島 19 号孫治端大戸州線	市町村道 (その他)	横島	大久保	3052-22	狼	3213
M	095	A	003	横島 19 号孫治端大戸州線	市町村道 (その他)	横島	大久保	3052-22	狼	3213
O	206	A	001	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
O	206	A	002	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
O	206	A	003	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
O	206	A	004	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
O	026	A	005	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
O	114	C	001	助実門田線	市町村道 (1級)	東大戸	東大戸字ニタ川	343-3	東大戸字東六道	3314
A	010	F	001	甲弩 10 号千田楠線	市町村道 (その他)	甲弩	千田	2060	楠	168-1
O	114	G	001	助実門田線	市町村道 (1級)	東大戸	東大戸字ニタ川	343-3	東大戸字東六道	3314
O	115	G	001	西大戸堂ノ内線	市町村道 (1級)	西大戸	西大戸字矢立	1048-2	大河字吉岡	458-1
O	124	G	001	殿北馬飼越線	市町村道 (1級)	笠岡	笠岡市字大久保	3052-1	笠岡市字馬飼越	1521-1
O	203	G	001	上田頭上長迫線	市町村道 (2級)	笠岡	笠岡字絵下谷	4073-2	小平井字追分	1343-6
O	205	G	001	杣坪楠線	市町村道 (2級)	走出	走出字杣之坪	809-2	甲弩字楠	181-1
O	215	G	001	片島線	市町村道 (2級)	片島	神島字瀬戸	3858-1	神島字片島アバマ	5713
O	215	G	002	片島線	市町村道 (2級)	片島	神島字瀬戸	3858-1	神島字片島アバマ	5713
O	215	G	003	片島線	市町村道 (2級)	片島	神島字瀬戸	3858-1	神島字片島アバマ	5713
O	224	G	001	笠岡中央線	市町村道 (2級)	笠岡	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷壱号	1096-4

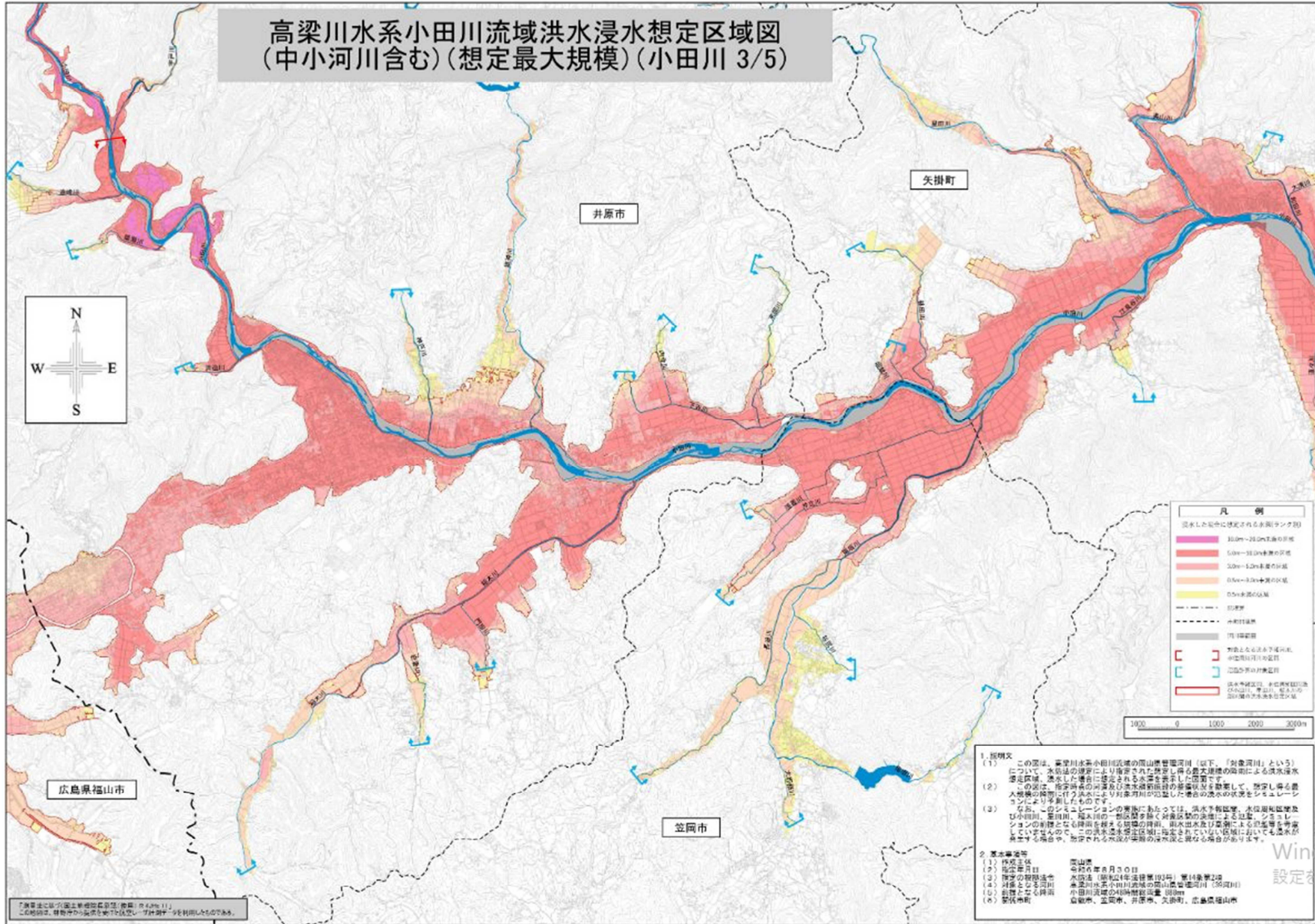
管理番号				路線名	道路種別	地区	起点		終点	
0	224	G	002	笠岡中央線	市町村道 (2級)	笠岡	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷老号	1096-4
0	224	G	003	笠岡中央線	市町村道 (2級)	笠岡	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷老号	1096-4
0	224	G	004	笠岡中央線	市町村道 (2級)	笠岡	今立字柱松	1192-2	吉浜字中郷老号	1096-4
0	206	G	001	神島 206 号中村宮ノ脇寺間大三谷線	市町村道 (その他)	神島	中村宮ノ脇	3123-2	寺間大三谷	1182-1
0	117	H	00	金浦用之江線	市町村道 (1級)	吉浜	金浦字鹿之道	1185	吉浜字塩浜老号	5-2
0	201	H	001	石砂御獄山線	市町村道 (2級)	西大島	西大島字川手ノ北 4246-3		大島中字柳谷	1001
0	205	H	001	杵坪楠線	市町村道 (2級)	甲弩	走出字杵之坪	809-2	甲弩字楠	181-1
0	206	H	001	竹ノ内線	市町村道 (2級)	山口	山口字堺辺	2413-1	山口字香田	973-2
A	010	H	001	甲弩 10 号千田楠線	市町村道 (その他)	甲弩	千田	2060	楠	168-1
A	024	H	001	甲弩 24 号楠線	市町村道 (その他)	甲弩	楠	145-3	楠	57
A	098	H	001	甲弩 98 号岡田下中曽根線	市町村道 (その他)	甲弩	岡田下	1268-1	中曽根	1364-2
A	136	H	001	甲弩 136 号山手線	市町村道 (その他)	甲弩	山手	1144-1	山手	1145-1
G	063	H	001	相生 63 号孫右エ門バナ宮ノ前第老号線	市町村道 (その他)	吉浜	孫右エ門バナ	1424	宮ノ前第老号	1111-2
I	159	H	001	笠岡 159 号西ノ浜新田西ノ浜線	市町村道 (その他)	笠岡	西ノ浜新田	5628-5	西ノ浜	5950-3
K	022	H	001	西大島新田 22 号中島線	市町村道 (その他)	西大島新田	川東	235	中島	395-2
K	026	H	001	西大島新田 26 号三丁目山下線	市町村道 (その他)	西大島新田	三丁目	419-1	山下	415-2
N	002	H	001	笠岡湾干拓 2 号西ノ浜新田平成町線	市町村道 (その他)	笠岡	西ノ浜新田	5915-3	平成町	108
N	004	H	001	笠岡湾干拓 4 号平成町拓海町線	市町村道 (その他)	カブト中央町	平成町	63	拓海町	125
N	005	H	001	笠岡湾干拓 5 号平成町カブト西町線	市町村道 (その他)	平成町	平成町	47	カブト西町	78
N	006	H	001	笠岡湾干拓 6 号平成町カブト西町線	市町村道 (その他)	カブト西町	平成町	104	カブト西町	112
P	161	H	001	白石島 16 号塚ノ平塚ノ前線	市町村道 (その他)	白石島	塚ノ平	2671	塚ノ前	2392-2

管理番号	路線名	道路種別	地区	起点	終点
o 076 J 001	神島 76 号汐早釜屋線	市町村道 (その他)	神島	汐早釜屋 3776-6	汐早釜屋 3778-1
- - - -	横島 19 号孫治端大戸洲線	市町村道 (その他)	横島	孫治端 201-2	大戸洲 1950-1
c 278	吉田 14 号龍王線	市町村道 (その他)	吉田	龍王 1627-1	龍王 1569
P 234	白石島 89 号持立線	市町村道 (その他)	白石島	白石島 1733-1	白石島 1733-1
P 235	白石島 90 号持立線	市町村道 (その他)	白石島	白石島 1733-1	白石島 1733-1
P 237	白石島 92 号持立線	市町村道 (その他)	白石島	白石島 1733-1	白石島 1733-1

(2) 改良を実施すべき踏切道

管理番号	路線名	道路種別	地区	起点	終点
0125	青池小島屋線	市町村道 (1級)	入江外	入江 30-1	馬飼 726

資料 1 - 39 高梁川水系小田川等浸水想定区域図



資料 1 - 40 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	地区名	区 域 名	発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	公示日	基礎調査番号	主な避難所
1	相生	205K 相生 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2273	金浦公民館
2	相生	205K 相生 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-826	
3	相生	205K 相生 003	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-827	
4	相生	205K 相生 004	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	III-145	
5	相生	205D 相生 001	土石流	○	H30.3.23	I-29096	
6	相生	205D 相生 002	土石流	○	H30.3.23	I-29097	
7	相生	205D 相生 003	土石流	○	H30.3.23	I-29098	
8	相生	205D 相生 004	土石流	○	H30.3.23	II-29092-1	
9	相生	205D 相生 005	土石流	× (該当無)	H27.3.31	II-29092-2	
10	有田	205K 有田 001	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2264	陶山小学校
11	有田	205K 有田 002	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2265	
12	有田	205K 有田 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2270	
13	有田	205K 有田 004	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-810	
14	有田	205K 有田 005	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-811	
15	有田	205K 有田 006	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-812	
16	有田	205D 有田 001	土石流	○	R1.5.21	I-29013	
17	有田	205D 有田 002	土石流	○	R1.5.21	I-29014	
18	有田	205D 有田 003	土石流	○	R1.5.21	I-29015	
19	有田	205D 有田 004	土石流	○	R1.5.21	II-29018	
20	有田	205D 有田 005	土石流	○	R1.5.21	III-29011	
21	有田	205D 有田 006	土石流	○	R1.5.21	III-29012	
22	有田	205D 有田 007	土石流	○	R1.5.21	III-29017-1	
23	有田	205D 有田 008	土石流	○	R1.5.21	III-29017-2	
24	今立	205K 今立 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-825	今井公民館
25	今立	205K 今立 002	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(A)	
26	今立	205K 今立 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(B)	
27	今立	205K 今立 004	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(C)	
28	今立	205D 今立 001	土石流	○	R1.5.21	I-29088	
29	今立	205D 今立 002	土石流	○	R1.5.21	I-29089	
30	今立	205D 今立 003	土石流	○	R1.5.21	I-29090	
31	今立	205D 今立 004	土石流	○	R1.5.21	I-29091	
32	今立	205D 今立 005	土石流	○	R1.5.21	I-29113	
33	今立	205D 今立 006	土石流	○	R1.5.21	II-29114	
34	今立	205D 今立 007	土石流	× (対象外)	H27.3.31	II-29115	
35	今立	205D 今立 008	土石流	○	R1.5.21	II-29116	
36	今立	205D 今立 009	土石流	× (該当無)	H27.3.31	上山谷	
37	入江	205K 入江 001	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1105	横江幼稚園
38	入江	205K 入江 002	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1107	

39	絵師	205D 絵師 001	土石流	○	R2.9.29	I-29137	笠岡東中学校
40	絵師	205D 絵師 002	土石流	○	R2.9.29	Ⅲ-29136	
41	生江浜	205K 生江浜 001	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-2066	金浦公民館
42	生江浜	205K 生江浜 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2275	
43	生江浜	205K 生江浜 003	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	生江浜-01	
44	生江浜	205D 生江浜 001	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29036	
45	生江浜	205D 生江浜 002	土石流	○	H30.3.23	三反畑川	
46	大井南	205K 大井南 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	大井南	大井小学校
47	大井南	205D 大井南 001	土石流	○	H24.3.27	I-29095	
48	大井南	205D 大井南 002	土石流	○	R1.5.21	I-29032	
49	大井南	205D 大井南 003	土石流	○	R1.5.21	I-29094	
50	大宜	205K 大宜 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2276	城見小学校
51	大宜	205K 大宜 002	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-816	
52	大宜	205K 大宜 002	急傾斜地の崩壊	○	R7.3.18	塩浜	
53	大宜	205D 大宜 001	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29035	
54	大宜	205D 大宜 002	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29144	
55	大宜	205D 大宜 003	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29145-1	
56	大宜	205D 大宜 004	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29145-2	
57	大河	205K 大河 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2271	金浦公民館
58	大河	205K 大河 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	Ⅱ-808	
59	大河	205K 大河 003	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2272-1	
60	大河	205K 大河 004	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2272	
61	大河	205K 大河 005	急傾斜地の崩壊	× (該当無)	H27.3.31	Ⅱ-809	
62	大河	205D 大河 001	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29029	
63	大河	205D 大河 002	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29030	
64	大河	205D 大河 003	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29031	
65	大河	205D 大河 004	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29028	
66	大河	205D 大河 005	土石流	○	H25.3.15	I-29027	
67	大河	205D 大河 006	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅲ-29033	
68	大島中	205K 大島中 001	急傾斜地の崩壊	× (該当無)	H19.3.20	I-61	大島小学校
69	大島中	205K 大島中 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2290	
70	大島中	205K 大島中 003	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-1113	
71	大島中	205K 大島中 004	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-1114	
72	大島中	205K 大島中 005	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-2291	
73	大島中	205K 大島中 006	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-853	
74	大島中	205K 大島中 007	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-858	
75	大島中	205K 大島中 008	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅲ-147	
76	大島中	205K 大島中 009	急傾斜地の崩壊	—	H26.2.14	I-1111	

77	大島中	205K 大島中 010	急傾斜地の崩壊	—	H26.2.14	I-1112	
78	大島中	205K 大島中 011	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2289	
79	大島中	205K 大島中 012	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-851	
80	大島中	205K 大島中 013	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-852	
81	大島中	205K 大島中 014	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-854	
82	大島中	205D 大島中 001	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29225	
83	大島中	205D 大島中 002	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29226	
84	大島中	205D 大島中 003	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29227	
85	大島中	205D 大島中 004	土石流	○	H20.3.28	I-29215	
86	大島中	205D 大島中 005	土石流	○	H20.3.28	I-29218	
87	大島中	205D 大島中 006	土石流	○	H20.3.28	I-29219	
88	大島中	205D 大島中 007	土石流	○	H20.3.28	I-29220	
89	大島中	205D 大島中 008	土石流	○	H20.3.28	I-29223	
90	大島中	205D 大島中 009	土石流	○	H20.3.28	II-29216	
91	大島中	205D 大島中 010	土石流	○	H20.3.28	III-29217	
92	大島中	205D 大島中 011	土石流	○	R1.5.21	I-29174	
93	大島中	205D 大島中 012	土石流	○	R1.5.21	I-29175	
94	大島中	205D 大島中 013	土石流	○	R1.5.21	I-29208	
95	大島中	205D 大島中 014	土石流	○	R1.5.21	I-29209-1	
96	大島中	205D 大島中 015	土石流	○	R1.5.21	I-29209-2	
97	大島中	205D 大島中 016	土石流	○	R1.5.21	II-29222-1	
98	大島中	205D 大島中 017	土石流	○	R1.5.21	II-29222-2	
99	大島中	205D 大島中 018	土石流	× (該当無)	H26.2.14	II-29224	
100	尾坂	205K 尾坂 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2260	
101	尾坂	205K 尾坂 002	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2261	
102	尾坂	205K 尾坂 003	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-820	
103	尾坂	205D 尾坂 001	土石流	○	R3.6.1	I-29061	
104	尾坂	205D 尾坂 002	土石流	○	R3.6.1	I-29064	
105	尾坂	205D 尾坂 003	土石流	○	R3.6.1	I-29066	
106	尾坂	205D 尾坂 004	土石流	○	R3.6.1	I-29073	
107	尾坂	205D 尾坂 005	土石流	○	R3.6.1	I-29074	尾坂幼稚園
108	尾坂	205D 尾坂 006	土石流	○	R3.6.1	I-29075	
109	尾坂	205D 尾坂 007	土石流	○	R3.6.1	II-29062	
110	尾坂	205D 尾坂 008	土石流	○	R3.6.1	II-29065	
111	尾坂	205D 尾坂 009	土石流	○	R3.6.1	II-29072	
112	尾坂	205D 尾坂 010	土石流	× (対象外)	H28.3.29	III-29059	
113	尾坂	205D 尾坂 011	土石流	○	R3.6.1	III-29060	
114	押撫	205D 押撫 001	土石流	○	R1.5.21	II-29016	陶山小学校
115	小平井	205K 小平井 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-821	
116	小平井	205D 小平井 001	土石流	○	H25.3.15	I-29076	大井小学校
117	小平井	205D 小平井 002	土石流	○	H30.3.23	II-29093	
118	笠岡	205K 笠岡 001	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	I-1100	
119	笠岡	205K 笠岡 002	急傾斜地の崩壊	○	R1.12.27	I-2280	笠岡小学校

120	笠岡	205K 笠岡 003	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1095	
121	笠岡	205K 笠岡 004	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1096	
122	笠岡	205K 笠岡 005	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1097	
123	笠岡	205K 笠岡 006	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-1098	
124	笠岡	205K 笠岡 007	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1101	
125	笠岡	205K 笠岡 008	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2081	
126	笠岡	205K 笠岡 009	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2277	
127	笠岡	205K 笠岡 010	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2278	
128	笠岡	205K 笠岡 011	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-828	
129	笠岡	205K 笠岡 012	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	R4.8.26	宮地中	
130	笠岡	205D 笠岡 001	土石流	○	H24.3.27	I-29102-1	
131	笠岡	205D 笠岡 002	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29102-2	
132	笠岡	205D 笠岡 003	土石流	○	H24.3.27	I-29105	
133	笠岡	205D 笠岡 004	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29106	
134	笠岡	205D 笠岡 005	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29123	
135	笠岡	205D 笠岡 006	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29127	
136	笠岡	205D 笠岡 007	土石流	○	H24.3.27	I-29129	
137	笠岡	205D 笠岡 008	土石流	○	H24.3.27	I-29160	
138	笠岡	205D 笠岡 009	土石流	○	H24.3.27	I-29161	
139	笠岡	205D 笠岡 010	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29099	
140	笠岡	205D 笠岡 011	土石流	○	H30.3.23	I-29100	
141	笠岡	205D 笠岡 012	土石流	○	H30.3.23	I-29101	
142	笠岡	205D 笠岡 013	土石流	○	H30.3.23	I-29107	
143	笠岡	205D 笠岡 014	土石流	○	H30.3.23	I-29108	
144	笠岡	205D 笠岡 015	土石流	○	H30.3.23	I-29109	
145	笠岡	205D 笠岡 016	土石流	○	H30.3.23	I-29124	
146	笠岡	205D 笠岡 017	土石流	○	H30.3.23	I-29125	
147	笠岡	205D 笠岡 018	土石流	○	H30.3.23	I-29126	
148	笠岡	205D 笠岡 019	土石流	× (対象外)	H27.3.31	I-29128	
149	笠岡	205D 笠岡 020	土石流	○	H30.3.23	II-29131	
150	笠岡	205D 笠岡 021	土石流	○	H30.3.23	III-29103	
151	笠岡	205D 笠岡 022	土石流	○	H30.3.23	III-29130	
152	笠岡	205D 笠岡 023	土石流	○	H30.3.23	III-29132	
153	笠岡	205D 笠岡 024	土石流	○	H30.3.23	III-29133	
154	春日台	205K 春日台 001	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	I-59	大井小学校
155	春日台	205K 春日台 002	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2279	
156	金浦	205K 金浦 001	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1091	金浦中学校

157	金浦	205K 金浦 002	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1093
158	金浦	205K 金浦 003	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1094-2
159	金浦	205K 金浦 004	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2274
160	金浦	205D 金浦 001	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29037
161	北木島町	205K 北木島町 001	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1118
162	北木島町	205K 北木島町 002	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1119
163	北木島町	205K 北木島町 003	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1122
164	北木島町	205K 北木島町 004	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1123
165	北木島町	205K 北木島町 005	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2302
166	北木島町	205K 北木島町 006	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2303
167	北木島町	205K 北木島町 007	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2304
168	北木島町	205K 北木島町 008	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2305
169	北木島町	205K 北木島町 009	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-863
170	北木島町	205K 北木島町 010	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-864
171	北木島町	205K 北木島町 011	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H28.3.29	I-1120
172	北木島町	205K 北木島町 012	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1121
173	北木島町	205K 北木島町 013	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	平山
174	北木島町	205D 北木島町 001	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29239
175	北木島町	205D 北木島町 002	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29240
176	北木島町	205D 北木島町 003	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29241
177	北木島町	205D 北木島町 004	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29242
178	北木島町	205D 北木島町 005	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29243
179	北木島町	205D 北木島町 006	土石流	× (対象外)	H23.3.11	I-29244
180	北木島町	205D 北木島町 007	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29245
181	北木島町	205D 北木島町 008	土石流	○	R2.9.29	I-29246
182	北木島町	205D 北木島町 009	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29247
183	北木島町	205D 北木島町 010	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29248
184	北木島町	205D 北木島町 011	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29249
185	北木島町	205D 北木島町 012	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29250
186	北木島町	205D 北木島町 013	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29251-1
187	北木島町	205D 北木島町 014	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29251-2
188	北木島町	205D 北木島町 015	土石流	○	R2.9.29	I-29252

笠岡諸島開発
総合センター

189	北木島町	205D 北木島町 016	土石流	× (対象外)	H23.3.11	I -29255	
190	北木島町	205D 北木島町 017	土石流	○	R2.9.29	I -29256	
191	北木島町	205D 北木島町 018	土石流	○	R2.9.29	I -29257	
192	北木島町	205D 北木島町 019	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29259	
193	北木島町	205D 北木島町 020	土石流	○	R2.9.29	I -29260	
194	北木島町	205D 北木島町 021	土石流	○	R2.9.29	I -29261	
195	北木島町	205D 北木島町 022	土石流	× (対象外)	H23.3.11	I -29262	
196	北木島町	205D 北木島町 023	土石流	○	R2.9.29	I -29263	
197	北木島町	205D 北木島町 024	土石流	× (対象外)	H23.3.11	I -29264	
198	北木島町	205D 北木島町 025	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29265	
199	北木島町	205D 北木島町 026	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29266	
200	北木島町	205D 北木島町 027	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29267	
201	北木島町	205D 北木島町 028	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29268-1	
202	北木島町	205D 北木島町 029	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29268-2	
203	北木島町	205D 北木島町 030	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29269	
204	北木島町	205D 北木島町 031	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29270	
205	北木島町	205D 北木島町 032	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I -29271	
206	北木島町	205D 北木島町 033	土石流	× (該当無)	H23.3.11	II -29253	
207	北木島町	205D 北木島町 034	土石流	× (該当無)	H23.3.11	II -29254	
208	北木島町	205D 北木島町 035	土石流	× (該当無)	H23.3.11	II -29258	
209	甲弩	205K 甲弩 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	甲弩-1	
210	甲弩	205D 甲弩 001	土石流	○	H19.3.20	I -29002	
211	甲弩	205D 甲弩 002	土石流	○	H19.3.20	I -29003	
212	甲弩	205D 甲弩 003	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I -29004	
213	甲弩	205D 甲弩 004	土石流	○	H19.3.20	I -29005	小北中学校
214	甲弩	205D 甲弩 005	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I -29006	
215	甲弩	205D 甲弩 006	土石流	○	H19.3.20	I -29007	
216	甲弩	205D 甲弩 007	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I -29058	
217	神島	205K 神島 001	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	II -838	
218	神島	205K 神島 002	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	II -839	
219	神島	205K 神島 003	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I -1103	神内小学校
220	神島	205K 神島 004	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I -1106	

221	神島	205K 神島 005	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1108
222	神島	205K 神島 006	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1109
223	神島	205K 神島 007	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1110
224	神島	205K 神島 008	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2284
225	神島	205K 神島 009	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2299
226	神島	205K 神島 010	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-835
227	神島	205K 神島 011	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-837
228	神島	205K 神島 012	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-840
229	神島	205K 神島 013	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-841
230	神島	205K 神島 014	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-842
231	神島	205K 神島 015	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-843
232	神島	205K 神島 016	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-844
233	神島	205D 神島 001	土石流	○	H25.3.15	I-29177
234	神島	205D 神島 002	土石流	○	H25.3.15	I-29178
235	神島	205D 神島 003	土石流	○	H25.3.15	I-29179-1
236	神島	205D 神島 004	土石流	○	H25.3.15	I-29179-2
237	神島	205D 神島 005	土石流	○	R2.9.29	I-29151
238	神島	205D 神島 006	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29153
239	神島	205D 神島 007	土石流	○	R2.9.29	I-29154
240	神島	205D 神島 008	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29176
241	神島	205D 神島 009	土石流	○	R2.9.29	I-29180
242	神島	205D 神島 010	土石流	○	R2.9.29	I-29181
243	神島	205D 神島 011	土石流	○	R2.9.29	I-29182
244	神島	205D 神島 012	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29183
245	神島	205D 神島 013	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29184
246	神島	205D 神島 014	土石流	○	R2.9.29	I-29198
247	神島	205D 神島 015	土石流	○	R2.9.29	II-29152
248	神島	205D 神島 016	土石流	× (対象外)	H27.3.31	II-29185
249	神島	205D 神島 017	土石流	○	R2.9.29	II-29197
250	神島	205D 神島 018	土石流	○	R2.9.29	II-29199
251	神島	205D 神島 019	土石流	○	R2.9.29	III-29155
252	神島外浦	205K 神島外浦 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2296-1
253	神島外浦	205K 神島外浦 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2296-2
254	神島外浦	205K 神島外浦 003	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2297
255	神島外浦	205K 神島外浦 004	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2298
256	神島外浦	205K 神島外浦 005	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	II-846
257	神島外浦	205K 神島外浦 006	急傾斜地の崩壊	-	H27.3.31	I-1115
258	神島外浦	205K 神島外浦 007	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2295
259	神島外浦	205K 神島外浦 008	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-836
260	神島外浦	205K 神島外浦 009	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-845
261	神島外浦	205D 神島外浦 001	土石流	○	H19.3.20	I-29159

神外小学校

262	神島外浦	205D 神島外浦 002	土石流	○	H19.3.20	I-29189	
263	神島外浦	205D 神島外浦 003	土石流	○	H19.3.20	I-29190-1	
264	神島外浦	205D 神島外浦 004	土石流	○	H19.3.20	I-29190-2	
265	神島外浦	205D 神島外浦 005	土石流	○	H19.3.20	I-29191	
266	神島外浦	205D 神島外浦 006	土石流	○	H19.3.20	I-29192	
267	神島外浦	205D 神島外浦 007	土石流	○	H19.3.20	I-29193	
268	神島外浦	205D 神島外浦 008	土石流	○	H19.3.20	I-29194	
269	神島外浦	205D 神島外浦 009	土石流	○	H19.3.20	I-29195	
270	神島外浦	205D 神島外浦 010	土石流	○	H19.3.20	II-29158	
271	神島外浦	205D 神島外浦 011	土石流	○	H19.3.20	II-29196	
272	神島外浦	205D 神島外浦 012	土石流	○	H19.3.20	II-29201	
273	神島外浦	205D 神島外浦 013	土石流	○	H19.3.20	III-29157	
274	神島外浦	205D 神島外浦 014	土石流	○	H19.3.20	III-29200	
275	神島外浦	205D 神島外浦 015	土石流	○	H30.3.23	I-29186	
276	神島外浦	205D 神島外浦 016	土石流	○	H30.3.23	I-29187	
277	神島外浦	205D 神島外浦 017	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29188	
278	篠坂	205K 篠坂 001	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2262	陶山小学校
279	篠坂	205K 篠坂 002	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2263	
280	篠坂	205K 篠坂 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-806	
281	篠坂	205K 篠坂 004	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	III-141	
282	篠坂	205D 篠坂 001	土石流	○	H24.3.27	I-29010	
283	篠坂	205D 篠坂 002	土石流	○	H24.3.27	II-29009	
284	篠坂	205D 篠坂 003	土石流	○	R1.5.21	III-29008	
285	白石島	205K 白石島 001	急傾斜地の崩壊	—	H23.3.11	I-1116	白石中学校
286	白石島	205K 白石島 002	急傾斜地の崩壊	—	H23.3.11	I-1117	
287	白石島	205K 白石島 003	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2301	
288	白石島	205D 白石島 001	土石流	○	H30.3.23	I-29230	
289	白石島	205D 白石島 002	土石流	○	H30.3.23	I-29231	
290	白石島	205D 白石島 003	土石流	○	H30.3.23	I-29232	
291	白石島	205D 白石島 004	土石流	—	H23.3.11	I-29233	
292	白石島	205D 白石島 005	土石流	—	H23.3.11	I-29237	
293	白石島	205D 白石島 006	土石流	○	H30.3.23	I-29238	
294	白石島	205D 白石島 007	土石流	○	H30.3.23	II-29234	
295	白石島	205D 白石島 008	土石流	○	H30.3.23	II-29235	
296	白石島	205D 白石島 009	土石流	○	H30.3.23	II-29236	
297	新賀	205K 新賀 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-818	吉田文化 会 館
298	新賀	205K 新賀 002	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-819	
299	新賀	205D 新賀 001	土石流	○	R3.6.1	I-29043	
300	新賀	205D 新賀 002	土石流	○	R3.6.1	I-29044	
301	新賀	205D 新賀 003	土石流	○	R3.6.1	I-29045-1	
302	新賀	205D 新賀 004	土石流	○	R3.6.1	I-29045-2	
303	新賀	205D 新賀 005	土石流	○	R3.6.1	I-29045-3	
304	新賀	205D 新賀 006	土石流	○	R3.6.1	II-29046	
305	新賀	205D 新賀 007	土石流	○	R3.6.1	II-29047	
306	新賀	205D 新賀 008	土石流	○	R3.6.1	II-29048	
307	新賀	205D 新賀 009	土石流	○	R3.6.1	III-29042	

308	新賀	205D 新賀 010	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29050	
309	新賀	205D 新賀 011	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29051	
310	新賀	205D 新賀 012	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29069	
311	新賀	205J 新賀 001	地滑り	-	R3.6.1	東大戸	
312	関戸	205D 関戸 001	土石流	× (該当無)	H28.3.29	Ⅱ-29070	
313	関戸	205D 関戸 002	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29071	
314	園井	205K 園井 001	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	Ⅱ-823	
315	園井	205D 園井 001	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅰ-29104	
316	園井	205D 園井 002	土石流	○	R1.5.21	Ⅰ-29110	今井公民館
317	園井	205D 園井 003	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29111	
318	園井	205D 園井 004	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29085	
319	園井	205D 園井 005	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29086	
320	高島	205K 高島 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	Ⅰ-2300	高島公民館
321	高島	205K 高島 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	Ⅱ-862	
322	富岡	205D 富岡 001	土石流	○	H24.3.27	Ⅰ-29164	
323	富岡	205D 富岡 002	土石流	○	R2.9.29	Ⅰ-29162	
324	富岡	205D 富岡 003	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅰ-29163	笠岡東中学校
325	富岡	205D 富岡 004	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅰ-29165	
326	西大島	205K 西大島 001	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅰ-2286	
327	西大島	205K 西大島 002	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅰ-2287	
328	西大島	205K 西大島 003	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅱ-848	
329	西大島	205K 西大島 004	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅱ-849	
330	西大島	205K 西大島 005	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅰ-2293	大島小学校
331	西大島	205K 西大島 006	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-859	
332	西大島	205K 西大島 007	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-860	
333	西大島	205K 西大島 008	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-861	
334	西大島	205K 西大島 009	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅲ-146	
335	西大島	205K 西大島 010	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅰ-60	
336	西大島	205K 西大島 011	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅰ-1102	笠岡東中学校
337	西大島	205K 西大島 012	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅰ-2285	
338	西大島	205K 西大島 013	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	西大島-01	
339	西大島	205K 西大島 014	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅰ-2292	
340	西大島	205K 西大島 015	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-855	
341	西大島	205K 西大島 016	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-856	
342	西大島	205D 西大島 001	土石流	× (該当無)	H18.3.20	Ⅱ-29172	
343	西大島	205D 西大島 002	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29202	
344	西大島	205D 西大島 003	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29210-1	大島小学校
345	西大島	205D 西大島 004	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29210-2	
346	西大島	205D 西大島 005	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29211	
347	西大島	205D 西大島 006	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29212	
348	西大島	205D 西大島 007	土石流	○	H20.3.28	Ⅰ-29213	

349	西大島	205D 西大島 008	土石流	○	R1.5.21	I-29167	
350	西大島	205D 西大島 009	土石流	○	R1.5.21	II-29166	
351	西大島	205D 西大島 010	土石流	○	R1.5.21	II-29206-1	
352	西大島	205D 西大島 011	土石流	○	R1.5.21	II-29206-2	
353	西大島	205D 西大島 012	土石流	○	R1.5.21	III-29171	
354	西大島	205D 西大島 013	土石流	○	R1.5.21	III-29168	
355	西大島	205D 西大島 014	土石流	○	R1.5.21	I-29203	
356	西大島	205D 西大島 015	土石流	○	R1.5.21	I-29205	
357	西大島	205D 西大島 016	土石流	○	R1.5.21	I-29207	
358	西大島	205D 西大島 017	土石流	○	R1.5.21	II-29173	
359	西大島	205D 西大島 018	土石流	○	R1.5.21	III-29204	
360	入田	205K 入田 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-804	陶山小学校
361	入田	205K 入田 002	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-805	
362	入田	205K 入田 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-807	
363	走出	205K 走出 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2259	小北中学校
364	走出	205K 走出 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	II-817	
365	走出	205K 走出 003	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H28.3.29	I-1088	
366	走出	205K 走出 004	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2257	
367	走出	205K 走出 005	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2258	
368	走出	205K 走出 006	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-802	
369	走出	205K 走出 007	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-803	
370	走出	205D 走出 001	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29038	
371	走出	205D 走出 002	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29039	
372	走出	205D 走出 003	土石流	× (該当無)	H19.3.20	I-29040	
373	走出	205D 走出 004	土石流	× (該当無)	H28.3.29	I-29001	
374	走出	205D 走出 005	土石流	× (該当無)	H28.3.29	III-29041	
375	東大戸	205K 東大戸 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-822	大井小学校
376	東大戸	205D 東大戸 001	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29077	
377	東大戸	205D 東大戸 002	土石流	× (該当無)	H24.3.27	I-29078	
378	飛島	205K 飛島 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1128	飛島公民館
379	飛島	205K 飛島 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1129	
380	飛島	205D 飛島 001	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29272	
381	飛島	205D 飛島 002	土石流	× (該当無)	H23.3.11	II-29273	
382	広浜	205K 広浜 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	広浜	今井公民館
383	広浜	205D 広浜 001	土石流	○	R1.5.21	I-29118	
384	広浜	205D 広浜 002	土石流	○	R1.5.21	I-29121	
385	広浜	205D 広浜 003	土石流	○	R3.6.1	I-29122	
386	広浜	205D 広浜 004	土石流	○	R1.5.21	II-29119	
387	広浜	205D 広浜 005	土石流	○	R1.5.21	II-29120	

388	広浜	205D 広浜 006	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅲ-29117	
389	平成町	205D 平成町 001	土石流	× (該当無)	H28.3.29	I-29142-1	茂平会館
390	平成町	205D 平成町 002	土石流	× (該当無)	H28.3.29	I-29142-2	
391	平成町	205D 平成町 003	土石流	× (該当無)	H28.3.29	I-29148	
392	平成町	205D 平成町 004	土石流	× (該当無)	H28.3.29	I-29149	
393	平成町	205D 平成町 005	土石流	× (該当無)	H28.3.29	Ⅲ-29147	
394	馬飼	205D 馬飼 001	土石流	○	R3.6.1	I-29135	
395	馬飼	205D 馬飼 002	土石流	× (該当無)	H27.3.31	Ⅲ-29112-1	
396	馬飼	205D 馬飼 003	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29112-2	
397	馬飼	205D 馬飼 004	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29134	
398	真鍋島	205K 真鍋島 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1124	真鍋島 中学校
399	真鍋島	205K 真鍋島 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1125	
400	真鍋島	205K 真鍋島 003	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1126	
401	真鍋島	205K 真鍋島 004	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1127	
402	真鍋島	205K 真鍋島 005	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2306	
403	真鍋島	205K 真鍋島 006	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	真鍋島	
404	真鍋島	205D 真鍋島 001	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29274	
405	美の浜	205K 美の浜 001	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1104	美の浜会館
406	六島	205K 六島 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1130	六島北浦 文化会館
407	六島	205D 六島 001	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29275	
408	六島	205D 六島 002	土石流	× (該当無)	H23.3.11	I-29276	
409	用之江	205K 用之江 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	用之江	城見小学校
410	用之江	205D 用之江 001	土石流	○	R3.6.1	I-29019	
411	用之江	205D 用之江 002	土石流	○	R3.6.1	I-29020	
412	用之江	205D 用之江 003	土石流	○	R3.6.1	I-29021-1	
413	用之江	205D 用之江 004	土石流	○	R3.6.1	I-29021-2	
414	用之江	205D 用之江 005	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29138	
415	茂平	205K 茂平 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2281	
416	茂平	205K 茂平 002	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2282	
417	茂平	205K 茂平 003	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2283	
418	茂平	205K 茂平 004	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-7	
419	茂平	205K 茂平 005	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-830	
420	茂平	205K 茂平 006	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-831	
421	茂平	205K 茂平 007	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-832	
422	茂平	205K 茂平 008	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-833	
423	茂平	205K 茂平 009	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-834	
424	茂平	205K 茂平 010	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	茂平	
425	茂平	205D 茂平 001	土石流	×	H28.3.29	I-29140	

				(該当無)			
426	茂平	205D 茂平 002	土石流	○	R3.6.1	II-29139	
427	茂平	205D 茂平 003	土石流	× (該当無)	H28.3.29	II-29141	
428	茂平	205D 茂平 004	土石流	○	R3.6.1	II-29143	
429	茂平	205D 茂平 005	土石流	○	R3.6.1	II-29146	
430	山口	205D 山口 001	土石流	○	H19.3.20	I-29052	吉田文化 会 館
431	山口	205D 山口 002	土石流	○	H19.3.20	I-29053	
432	山口	205D 山口 003	土石流	○	H19.3.20	I-29055	
433	山口	205D 山口 004	土石流	○	H19.3.20	I-29056	
434	山口	205D 山口 005	土石流	○	H19.3.20	I-29057	
435	山口	205D 山口 006	土石流	○	H19.3.20	II-29054	
436	山口	205D 山口 007	土石流	○	R3.6.1	I-29068	
437	山口	205D 山口 008	土石流	○	R3.6.1	III-29067	
438	吉田	205K 吉田 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	III-0 143	
439	吉田	205D 吉田 001	土石流	○	R3.6.1	I-29079	
440	吉田	205D 吉田 002	土石流	○	R3.6.1	I-29080	
441	吉田	205D 吉田 003	土石流	○	R3.6.1	I-29081	
442	吉田	205D 吉田 004	土石流	○	R3.6.1	I-29082-1	
443	吉田	205D 吉田 005	土石流	○	R3.6.1	I-29082-2	
444	吉田	205D 吉田 006	土石流	× (対象外)	H27.3.31	I-29083	
445	吉田	205D 吉田 007	土石流	× (該当無)	H28.3.29	III-29049	
446	吉浜	205K 吉浜 001	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	I-1090	
447	吉浜	205K 吉浜 002	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-1090-1	
448	吉浜	205K 吉浜 003	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2266	
449	吉浜	205K 吉浜 004	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2267	
450	吉浜	205K 吉浜 005	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2268	
451	吉浜	205K 吉浜 006	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2269	
452	吉浜	205K 吉浜 007	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H26.2.14	I-1089	
453	吉浜	205K 吉浜 008	急傾斜地の崩壊	× (対象外)	H27.3.31	I-1092	
454	吉浜	205K 吉浜 009	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-813	
455	吉浜	205K 吉浜 010	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-815	
456	吉浜	205K 吉浜 011	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	吉浜	
457	吉浜	205D 吉浜 001	土石流	○	H25.3.15	I-29023	
458	吉浜	205D 吉浜 002	土石流	○	H25.3.15	I-29024	
459	吉浜	205D 吉浜 003	土石流	○	H25.3.15	I-29026	
460	吉浜	205D 吉浜 004	土石流	○	H25.3.15	II-29022	
461	吉浜	205D 吉浜 005	土石流	○	H25.3.15	II-29025	
462	吉浜	205D 吉浜 006	土石流	× (該当無)	H27.3.31	I-29034	

資料1-41 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
1	笠岡市立みのり認定こども園	笠岡市走出 4100-1	○	
2	笠岡市立あやめの杜認定こども園	笠岡市吉田 2376-1		○
3	まやこども園	笠岡市笠岡 2786-2		○
4	富岡保育園	笠岡市富岡 605		○
5	笠岡市立金浦小学校	笠岡市吉浜 2214-3		○
6	笠岡市立吉田小学校	笠岡市吉田 2383-1		○
7	笠岡市立新山小学校	笠岡市山口 2866-1		○
8	笠岡市立北川小学校	笠岡市走出 4102-1	○	
9	笠岡市立真鍋小学校	笠岡市真鍋島 4230		○
10	笠岡市立六島小学校	笠岡市六島 5835		○
11	笠岡市立笠岡西中学校	笠岡市笠岡 3797		○
12	笠岡市立金浦中学校	笠岡市吉浜 1830-2		○
13	笠岡市立新吉中学校	笠岡市山口 3341		○
14	笠岡市立大島中学校	笠岡市大島中 7291-1		○
15	笠岡市立神島外中学校	笠岡市神島外浦 1555		○
16	笠岡市立北木中学校	笠岡市北木島町 13198-1		○
17	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校	笠岡市甲弩 1810-3	○	
18	蒼明学院中等部	笠岡市笠岡 874		○
19	金浦にこにこクラブ	笠岡市吉浜 2214-3		○
20	北川キララ	笠岡市走出 4102-3	○	
21	吉田どんぐりクラブ	笠岡市吉田 2383-1		○
22	新山つくしんぼクラブ	笠岡市山口 3258		○
23	まや児童クラブ	笠岡市笠岡 2786-2		○
24	岡山龍谷高等学校	笠岡市笠岡 874		○
25	笠岡商業高等学校	笠岡市笠岡 3203		○
26	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡 5628-1		○

27	小北リハビリ型デイサービス絆	笠岡市甲弩 1807-4	○	
28	デイサービス くりの木	笠岡市篠坂 227-1		○
29	海社デイサービスだんだんの家	笠岡市白石島 1222		○
30	海社デイサービスほほえみ	笠岡市北木島町 3199		○
31	デイサービス ここあ	笠岡市尾坂 655-4		○
32	デイサービスにいやま	笠岡市山口 3255-1		○
33	デイサービス真奈井	笠岡市高島 4607-3		○
34	短期入所生活介護 笠岡すみれ園	笠岡市笠岡 1080-1		○
35	Prince Court (特定施設)	笠岡市神島 5666-1		○
36	ケアハウス笠岡すみれケア	笠岡市笠岡 1080-1		○
37	特別養護老人ホーム 笠岡すみれ園	笠岡市笠岡 1080-1		○
38	老人保健施設笠岡すみれ苑	笠岡市笠岡 1080-1		○
39	短期入所療養介護 すみれ苑	笠岡市笠岡 1080-1		○
40	笠岡市炉端の家	笠岡市吉浜 1399		○
41	グループホームゆめ	笠岡市神島 5486		○
42	デイサービスももの木	笠岡市篠坂 226		○
43	重度障害支援センターすまいるキッズ	笠岡市大河 796		○
44	創心会リハビリ倶楽部	笠岡市生江浜 1135		○

資料 1-42 ヘリコプター離着陸場一覧（笠岡市）

R3. 6. 10改正

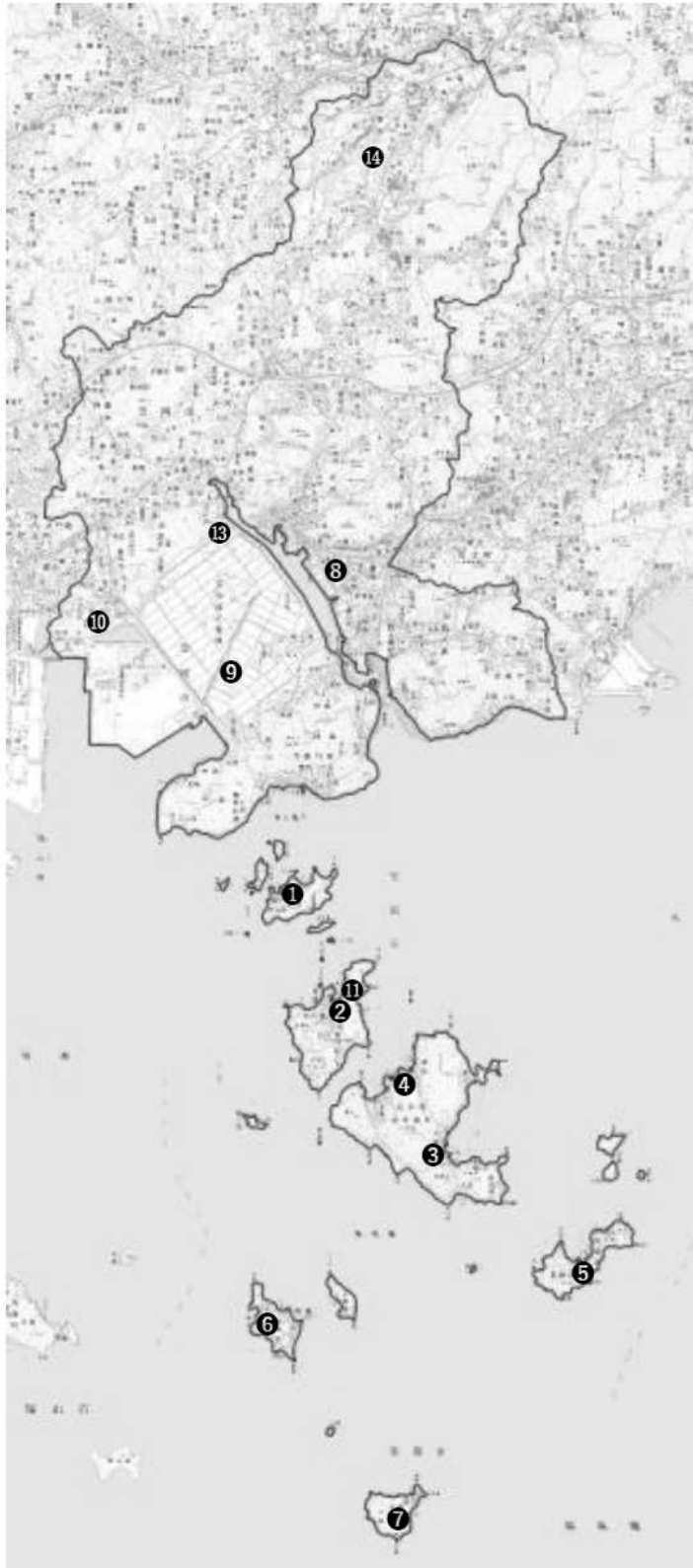
No.	名 称	所 在 地	種別	土 質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明
1	高島小学校跡地	高島地内	緊急	真砂土	要	大	BK117	1	無
2	笠岡市B & G海洋センター	白石島 2364-6	防災	真砂土	要	小	CH-47	1	無
3	北木島大浦公共用地	北木島 大浦地内	一般	雑地	不要	無	CH-47	4	無
4	北木島豊浦公共用地	北木島 豊浦地内	一般	雑地	不要	無	CH-47	3	無
5	真鍋島漁港埋立地 公共用地	真鍋島 地内	一般	雑地	不要	無	CH-47	4	無
6	大飛島港湾施設	飛島州 地内	特殊	コンクリート	不要	中	B-412	1	防犯用
7	六島公民館南埋立地	六島地内	一般	コンクリート	不要	中	B-412	1	無
8	笠岡市運動公園	九番町	一般	芝	不要	無	B-412	1	防犯用
9	笠岡地区農道 離着陸場	カブト 西町91	一般	アスファルト	不要	無	B-412	多	無
10	茂平運動場	茂平 1637-1	防災	真砂土	要	中	CH-47	3	競技用
11	白石島上浦漁港	白石島 上浦漁港内	緊急	コンクリート	不要	小	B-412	1	無
12									
13	笠岡総合スポーツ 公園多目的広場	平成町 63-2	一般	真砂土	要	小	CH-47	8	防犯用
14	かさおか古代の丘 スポーツ公園野球場	山口563	一般	真砂土	要	小	CH-47	5	無

※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はへりに与える影響の度合い

機体の大きさ：CH-47>B-412>BK117

資料 1-43 ヘリコプター離着陸場位置図

資料 43 ヘリコプター離着陸場位置図



No.	名称
1	高島小学校跡地
2	笠岡市B&G海洋センター
3	北木島大浦公共用地
4	北木島豊浦公共用地
5	真鍋島漁港埋立地公共用地
6	大飛島港湾施設
7	六島公民館南埋立地
8	笠岡市運動公園
9	農道離着陸場
10	茂平運動場
11	白石島上浦漁港
12	—
13	笠岡総合スポーツ公園多目的広場
14	かさおか古代の丘スポーツ公園第1グラウンド

資料 1 - 44 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

病 院 名	〒	所 在 地	電話番号
岡山赤十字病院	700-8607	岡山市北区青江 2-1-1	086-222-8811

(2) 地域災害拠点病院

病 院 名	〒	所 在 地	電話番号
岡山済生会総合病院	700-8511	岡山市北区国体町 2-25	086-252-2211
(独)国立病院機構 岡山医療センター	701-1192	岡山市北区田益 1711-1	086-294-9911
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-223-7151
岡山市立市民病院	700-8557	岡山市北区北長瀬表町 3-20-1	086-737-3000
川崎医科大学 総合医療センター	700-8505	岡山市北区中山下 2-6-1	086-225-2111
岡山西大寺病院	704-8194	岡山市東区金岡東町 1 丁目 1 番 70 号	086-943-2211
川崎医科大学附属病院	701-0192	倉敷市松島 577	086-462-1111
(公財)大原記念倉敷中央 医療機構 倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和 1-1-1	086-422-0210
総合病院落合病院	719-3197	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133
津山中央病院	708-0841	津山市川崎 1756	0868-21-8111

資料 1 - 45 緊急避難路一覧表

(1) 緊急避難路一覧表

名 称
市道笠岡 159 号線西ノ浜新田西ノ浜線
市道神島 349 号見崎越迫見崎トワラビ線
市道神島外浦線
市道大島中 237 号向大空線
市道走出 146 号寺山線
市道有田 93 号惣津池下才ノ峠線
市道神島 177 号東村平山線
市道神島 183 号中村天王替地中村射場線
市道吉浜 15 号鏡壺号線
市道用之江 130 号上ノ谷金正前線
市道用之江大迫線
市道白石島 100 号塚ノ平塚ノ前線
市道吉浜 21 号底樋鏡壺号線
市道絵師 26 号壺丁目線
市道絵師 25 号浜田線
市道絵師 37 号浜田山ノ神線
市道絵師 29 号浜田線
市道吉田 91 号池尻大塚線
市道有田 67 号イノ山道ノ上線
市道用之江 93 号神ヶ市空ノ上線

資料 1-46 島しょ港湾・漁港係留施設一覽表

港名	地区	区分	様式	水深	延長	幅員	備考
				m	m	m	
(港湾)							
豊浦	北木島町	1号浮棧橋	突堤式	-3.0	20.00×2	8.00	
	同上	3号けい船岸	突堤式	-3.0	30.00	10~30	
	同上	4号物揚場	平行式	-3.0	120.00	10.00	
小飛島	小飛島	1号浮棧橋	浮体式	-3.0	20.00×2	8.00	
	同上	1号けい船岸	突堤式	-1.0	32.00	3.00	
大浦	大飛島	1号浮棧橋	浮体式	-3.0	20.00×2	8.00	
	同上	1号けい船岸	突堤式	-1.5	38.00	2.90	
	同上	2号物揚場	重力式	-3.0	50.00	10.00	
大飛島	大飛島	1号けい船岸	突堤式	-0.5	17.00	1.00	
	同上	2号けい船岸	突堤階段式	1.5	4.50	1.50	
	同上	3号けい船岸	突堤階段式	-1.3	21.50	5.00	
	同上	1号船揚場	突堤式	1.0	7.50	3.50	
前浦	六島	2号浮棧橋	浮体式	-2.5	20.00×2	8.00	
	同上	1号けい船岸	突堤式	0.7	10.00×2	3.00	
	同上	2号けい船岸	平行式	2.5	37.50	3.00	
	同上	1号船揚場	突堤式	0.5	7.00	3.50	
(漁港)							
真鍋島	真鍋島(本浦)	B物揚場	平行式	1.0	36.60	2.00	
	同上	B1物揚場	平行式	1.0	58.60	2.00	
	同上	C物揚場	階段式	1.8	26.60	5.00	
	同上	D物揚場(物揚護岸)	平行式	1.0	53.00	3.00	
	同上	E物揚場(物揚護岸)	平行式	2.0	25.00	3.00	
	同上	E1物揚場	方塊式	1.1	39.00	5.40	
	同上	E2物揚場	階段式	1.1	39.50	0.75	
	同上	E3物揚場	階段式	2.3	39.00	0.75	
	真鍋島(岩坪)	F物揚場	平行式	2.0	78.00	2.00	
	同上	F物揚場取付1	平行式	3.5	9.40	0.50	
	同上	F物揚場取付2	平行式	3.0	10.10	0.50	
	同上	G物揚場	平行式	-1.5	132.50	5.00	
	真鍋島(本浦)	H物揚場	平行式	-1.5	65.50	5.00	
	同上	I物揚場	平行式	-1.5	91.90	6.00	
	同上	J物揚場	平行式	-1.5	88.00	3.00	
	同上	浮棧橋	浮体式	-1.0	18.00×2	6.00	三洋汽船所有

真鍋島	真鍋島（岩坪）	浮棧橋	浮体式	-3.0	17.60×2	6.00	
	真鍋島（本浦）	浮棧橋	浮体式	-3.0	20.00×2	9.00	
	同上	浮棧橋	浮体式	-2.0	40.00	2.50	
	同上	浮棧橋	浮体式	-1.5	20.00	2.50	
	真鍋島（本浦）	舟揚場			30.00		
高島	高島（王泊）	B物揚場（斜路）	突堤式	-0.5	60.00	3.00	
	高島（黒土）	C物揚場	方塊式	-1.5	36.80	6.00	
	同上	①ポンツーン	浮体式	-3.0	20.00×2	9.00	
	同上	②ポンツーン	浮体式	-3.0	14.00×2	3.50	
	同上	ポンツーン	浮体式	-1.5	10.00×2	4.00	
	高島（高須）	舟揚場	突堤式	-1.0	4.00		
金風呂	北木島町	a物揚場（物揚護	平行式	1.5	75.00	2.50	
	同上	c物揚場（その2）	直立式	-1.5	82.50	5.50	
	同上	物揚場（その3）	直立式	-1.5	60.00	5.00	
	同上	e物揚場	矢板式	-1.4	19.10	5.00	
	同上	e1物揚場	矢板式	-1.5	60.90	5.10	
	同上	f物揚場	直立式方塊	-1.5	170.60	5.00	
	同上	-2.5m けい船岸	直立式方塊	-2.5	20.00	20.00	
	同上	-3.0m 岸壁	直立式方塊	-3.0	32.00	12.00	
	同上	船揚場		-1.5	40.00	25.40	
	同上	浮棧橋①	浮体式	-3.0	18.00×2	6.00	
	同上	浮棧橋②	浮体式	-1.5	30.00	2.50	
湛江	六島	物揚場その1	傾斜	1.5	75.00	5.00	
	同上	物揚場その2	階段式	-1.5	50.00	5.50	
	同上	舟揚場	傾斜	-1.5	44.50	16.00	
白石島	白石島	浮棧橋	浮体式	-3.0	20.00	10.00	浮棧橋は市管理

資料 1-47 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）

（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しへの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救護を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、

(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

資料 1-48 都市公園一覽

種別	公園の名称	所在地	面積(m ²)
風致公園	古城山公園	笠岡 2369-1	39,500
街区公園	三番町児童公園	三番町 5-8	1,400
街区公園	四番町児童公園	四番町 6-9	1,400
運動公園	笠岡運動公園	九番町 1-4	78,000
広場公園	かさおか太陽の広場	カブト東町 13 外	223,000
緑道	美の浜緑道	美の浜 6-12 外	9,580
街区公園	井戸公園	笠岡 5678-1	2,150
街区公園	坂里児童公園	茂平 3483	1,170
街区公園	十一番町児童公園	十一番町 17-1	2,770
街区公園	西大島団地 1 号公園	西大島 2438-32	800
街区公園	西大島団地 4 号公園	西大島 2438-125 外	1,250
街区公園	藤ヶ迫公園	大井南 31-7	2,400
街区公園	西ヶ谷公園	大井南 22-1	4,700
街区公園	矢之迫公園	大井南 67-5	2,200
街区公園	田中公園	大井南 70	1,990
街区公園	田中平公園	大井南 13	2,940
街区公園	みの越 1 号公園	みの越 2	4,500
街区公園	神島内浦 1 号公園	カブト南町 185 外	980
街区公園	神島内浦 4 号公園	カブト南町 263	1,690
街区公園	富岡公園	富岡 862	4,170
街区公園	新横島中央児童公園	新横島 6-70	1,060
街区公園	旭が丘中央公園	旭が丘 10	980
街区公園	西ノ浜南公園	笠岡 5943	1,790
街区公園	美の浜北第 2 公園	美の浜 7-4	1,000
街区公園	城見台中央公園	城見台 58	1,500
街区公園	神島内浦 3 号公園	カブト南町 190	7,330
運動公園	笠岡総合スポーツ公園	平成町 63-2	147,000
街区公園	美の浜中央児童公園	美の浜 27-2	4,300
運動公園	かさおか古代の丘スポーツ公園	走出 3478-4	182,800
緑道	十一番町緑道	十一番町 18-1	61,000

資料 1-49 地区防災計画を策定している組織一覧表

組織名	策定年月日	備考
金浦地区まちづくり自治協議会 防災部会	令和 4 年 3 月	

条例協定等

内	容
条例協定等 2 - 1	笠岡市防災会議条例
条例協定等 2 - 2	笠岡市災害対策本部条例
条例協定等 2 - 3	笠岡市災害対策本部規程
条例協定等 2 - 4	岡山県下消防相互応援協定
条例協定等 2 - 5	岡山県下消防相互応援協定実施細目
条例協定等 2 - 7	災害時の医療救護活動についての協定書
条例協定等 2 - 8	災害時の医療救護活動に係る実施細目
条例協定等 2 - 9	笠岡市消防団消防無線の管理及び運用に関する規程
条例協定等 2 - 10	災害救助制度
条例協定等 2 - 11	笠岡市防災行政無線の管理及び運用に関する規程
条例協定等 2 - 12	笠岡市防災行政無線運用細則
条例協定等 2 - 13	災害時における相互応援に関する協定
条例協定等 2 - 14	災害時における郵便局と笠岡市間の相互協力に関する覚書
条例協定等 2 - 15	笠岡市並びに笠岡市内に所在する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの災害時における相互援助に関する協定
条例協定等 2 - 16	アマチュア無線による災害時応援協定書
条例協定等 2 - 18	災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書
条例協定等 2 - 19	災害等発生時の一次避難場所の提供に関する協定書
条例協定等 2 - 20	船舶による輸送等災害応援対策に関する協定書
条例協定等 2 - 21	災害時におけるアマチュア無線応援協定書
条例協定等 2 - 22	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定
条例協定等 2 - 23	災害時相互応援協定
条例協定等 2 - 24	災害時における情報交換に関する協定書
条例協定等 2 - 25	災害時における連絡体制および協力体制に関する協定

内 容	
条例協定等 2-26	備後圏域自治体防災連絡会議設置要領
条例協定等 2-27	災害時の相互応援に関する協定書（三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町，井原市）
条例協定等 2-28	笠岡市防災基本条例
条例協定等 2-29	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡高等学校）
条例協定等 2-30	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡商業高等学校）
条例協定等 2-31	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡工業高等学校）
条例協定等 2-32	非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山龍谷高等学校）
条例協定等 2-33	災害時における福祉避難所（二次避難所）施設利用に関する協定書（岡山県立西備支援学校）
条例協定等 2-34	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（障がい者施設）
条例協定等 2-35	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（老健施設）
条例協定等 2-36	災害時におけるボランティア活動に関する協定書
条例協定等 2-37	非常災害時における避難施設利用に関する協定書
条例協定等 2-38	災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書
条例協定等 2-39	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定書
条例協定等 2-40	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書
条例協定等 2-41	自然災害発生時における物資の調達に関する協定書
条例協定等 2-42	災害時における物資供給に関する協定書
条例協定等 2-44	災害時の相互応援に関する協定書
条例協定等 2-45	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書
条例協定等 2-46	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-47	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-48	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-49	津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-50	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書
条例協定等 2-51	災害時における行政書士業務相談に関する協定書

内 容	
条例協定等 2-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
条例協定等 2-54	災害時における法律相談業務に関する協定書
条例協定等 2-55	災害時における燃料等の供給に関する協定書
条例協定等 2-56	災害時における物資等の輸送に関する協定書
条例協定等 2-57	災害時における笠岡警察署代替災害警備本部としての使用に関する協定書
条例協定等 2-58	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書
条例協定等 2-59	災害時における航空機による支援協力に関する協定書
条例協定等 2-60	災害時における畳の提供に関する協定書
条例協定等 2-61	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定
条例協定等 2-62	災害時における情報共有と緊急放送に関する協定書
条例協定等 2-63	災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書
条例協定等 2-64	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書
条例協定等 2-65	災害時における笠岡警察署・笠岡地区消防組合の代替災害警備本部としての使用に関する協定書
条例協定等 2-66	災害時における物資輸送等に関する協定書
条例協定等 2-67	災害時等での施設利用の協力に関する協定書
条例協定等 2-68	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書
条例協定等 2-69	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-70	災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定
条例協定等 2-71	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
条例協定等 2-72	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書
条例協定等 2-73	災害時における航空機による支援協力に関する協定書
条例協定等 2-74	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

条例協定等 2 - 1 笠岡市防災会議条例

〔 昭和37年10月 1 日 〕
〔 条例 第 36 号 〕

改正 昭和56年 3 月 25日 条例第12号
平成10年12月 15日 条例第26号
平成12年 3 月 14日 条例第 1 号
平成12年12月 12日 条例第76号
平成17年 5 月 20日 条例第25号
平成24年 3 月 28日 条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、笠岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 笠岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 笠岡市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 笠岡市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長

- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び識見を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月15日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第76号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月20日条例第25号）

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

笠岡市防災会議委員

	所属職名	所属機関所在	電話番号	区分
会長	笠岡市長	笠岡市中央町1-1	69-2121	
委員	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所玉島維持出張所長	倉敷市玉島乙島 5656	086-522-4004	1号
同	水島海上保安部長	倉敷市水島福崎 2-15	086-444-9701	1号
同	笠岡労働基準監督署長	笠岡市笠岡5891	62-4196	1号
同	備中県民局井笠地域事務所長	笠岡市六番町2-5	69-1611	2号
同	備中保健所井笠支所長	笠岡市六番町2-5	69-1675	2号
同	笠岡警察署長	笠岡市六番町2-3	63-0110	3号
同	笠岡市副市長	笠岡市中央町1-1	69-2121	4号
同	笠岡市立市民病院看護部長	笠岡市笠岡5628-1	63-2191	4号
同	笠岡市教育委員会教育長	笠岡市笠岡1866-1	69-2151	5号
同	笠岡地区消防組合消防長	笠岡市十一番町4-3	63-5119	6号
同	笠岡市消防団長	笠岡市十一番町4-3 (消防本部)	63-5119	6号

	所属職名	所属機関所在	電話番号	区分
同	(一社)笠岡医師会長	笠岡市笠岡5628	62-2790	7号
同	中国電力ネットワーク(株) 倉敷ネットワークセンター所長	倉敷市中庄2293-2	0120-412-788	7号
同	N T T西日本(株) 岡山支店長	岡山市北区中山下 2-1-90	086-271-2591	7号
同	郵便局(株)笠岡郵便局	笠岡市四番町6-8	63-3050	7号
同	笠岡市行政協力委員長協議会	笠岡市中央町1-1	69-2121	8号
同	笠岡市婦人防火クラブ協議会	笠岡市十一番町4-3 (消防本部)	63-5119	8号
同	笠岡市婦人協議会	笠岡市笠岡1866-1 (生涯学習課)	69-2153	8号
同	笠岡市自主防災連絡協議会	笠岡市中央町1-1 (危機管理課)	69-2222	8号
同	笠岡市福祉ボランティア 連絡協議会	笠岡市十一番町15 (社会福祉協議会)	62-3507	8号
同	笠岡市民生委員・児童委員協議会	笠岡市笠岡1866-1 (福祉総務係)	69-1033	8号
同	笠岡市栄養改善協議会	笠岡市中央町1-1	内線1440	8号

条例協定等 2 - 2 笠岡市災害対策本部条例

〔 昭和37年10月 1 日 〕
〔 条例 第 37 号 〕

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき笠岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

条例協定等 2 - 3 笠岡市災害対策本部規程

〔 昭和57年 2月15日 〕
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、笠岡市災害対策本部条例（昭和37年笠岡市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、笠岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助活動その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置する。

2 本部は、その都度本部長が定め、笠岡市災害対策本部の表示を行う。

(任務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別表第1に掲げる班を置く。
- 3 部に部長を、班に班長を置く。
- 4 部に副部長を、班に副班長を置くことができる。

(副本部長)

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長・教育長・消防団長をもって充てる。

(部長、副部長、班長及び副班長)

第6条 部長、副部長、班長及び副班長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、本部長の命を受け、別表第2に掲げる所管事項を掌理する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは部長の職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは班長の職務を代理する。

(部員)

第7条 部に別表第2に掲げる部員を置く。ただし、本部長が必要と認めるときは、職員を指定してその配置を変更することができる。

2 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

第8条 各部に、本部連絡員を設置する。

2 本部連絡員は、各部長が指名する。

3 本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する事務に従事する。

4 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により所定の場所に常駐するものとする。

(本部会議)

第9条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

3 各部長は、所管事項について本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

(現地対策本部の設置)

第10条 本部長は、被災現地において対策を講ずる必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部に現地対策本部長を置き、本部長が指名する。

3 現地対策本部の組織は、災害の状況に応じ、その都度本部長が定める。

4 現地対策本部は、当該本部長の指揮により応急対策業務を行う。

(本部、部及び現地対策本部の関係)

第11条 本部、部及び現地対策本部は、一体的な災害応急対策を実施するため、本部長の指示のもとに情報収集、報告、連絡及び協力等綿密な関係をとるものとする。

(水防活動)

第12条 水防活動は、岡山地方気象台から大雨、洪水、高潮及び津波に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が危険水位に達したとき、その他により本部長がその必要を認めるときその業務を開始する。

(その他の防災活動)

第13条 火災、風災及び震災等の災害防御活動は、岡山地方気象台から強風及び乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第14条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第15条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設置されたときは、関係の各部、各班は、直ちに別に定める非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(部員の心構え)

第16条 班長、副班長及び部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかななければならない。

第17条 各部、各班は、非常災害発生の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかななければならない。

(相互協力の義務)

第18条 各部、各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第19条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに本部長に報告しなければならない。

(情報及び被害状況等の報告)

第20条 部長及び班長は、出先機関等から災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、総務部総務班長に連絡するものとする。

(本部の廃止)

第21条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び諸様式は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年 8 月30日訓令第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 5 月30日訓令第 9 号）

この規程は、昭和59年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 5 月27日訓令第10号）

この規程は、昭和63年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 1 月25日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月21日訓令第 3 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日訓令第 4 号）

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 6 月23日訓令第22号）

この要綱は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日訓令第17号）

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日訓令第 4 号）

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月27日訓令第10号）

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 5 月31日訓令第14号）

この規程は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 5 月20日訓令第11号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成17年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月17日訓令第 1 号）

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月15日訓令第19号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規程により現に在職する収入役がある場合には、その任期中に限り、この規程による改正後の次の各号に掲げる規程の規定は適用せず、この規程による改

正前のそれぞれの規程の規定は、なおその効力を有する。

(1) 及び(2) 略

(3) 笠岡市災害対策本部規程第5条及び別表第1

3 前項の規定によりなおその効力を有するとされた場合において、この規程による改正前の笠岡市職員懲戒審査会規程第3条第2項、笠岡市災害対策本部規程第5条及び別表第1並びに笠岡市文書取扱規程第11条第1項第2号中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成19年3月30日訓令第12号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日訓令第5号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日訓令第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月9日訓令第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月26日訓令第9号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の笠岡市災害対策本部規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月31日訓令第6号）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月14日訓令第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第9号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第2号）

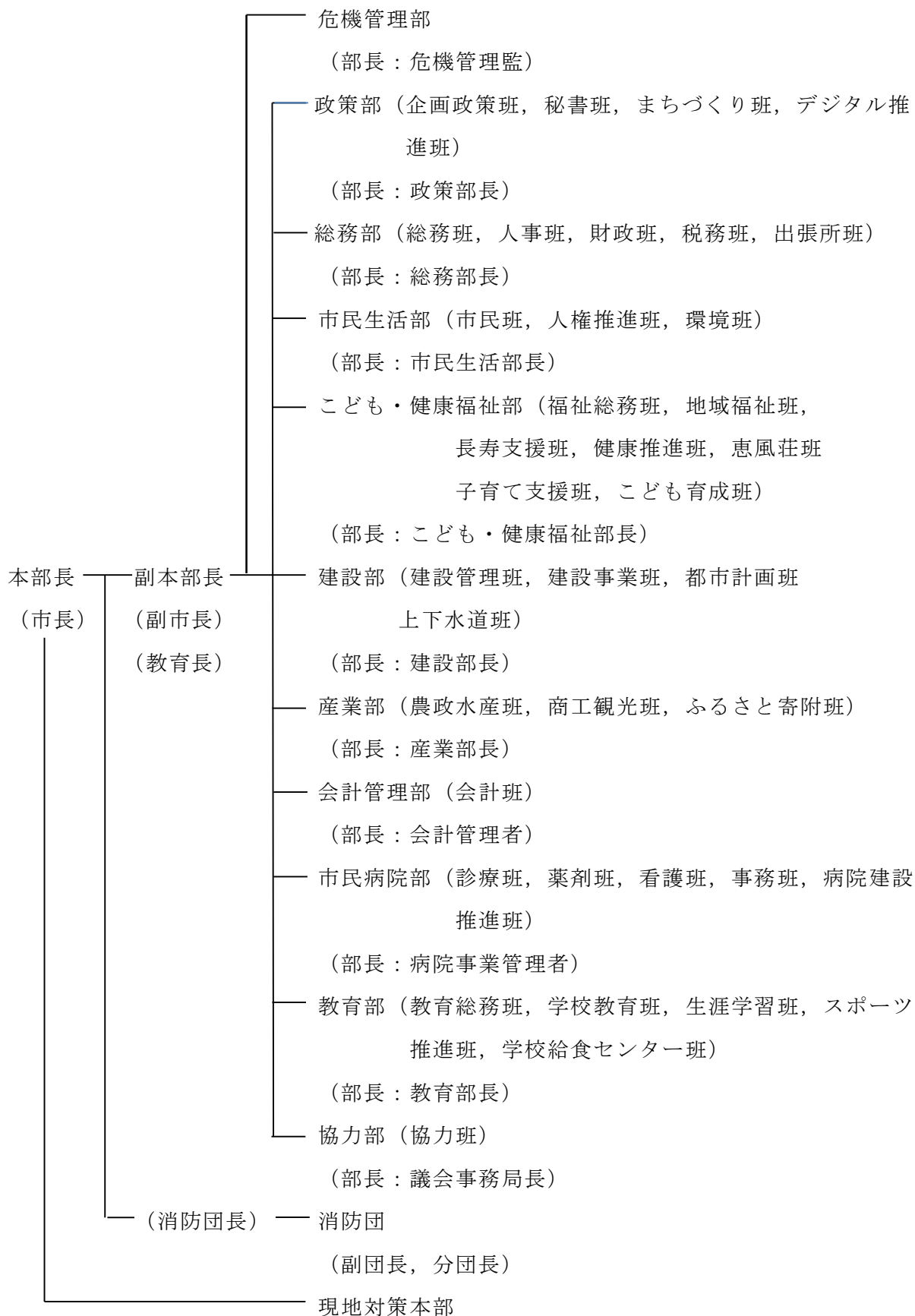
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

笠岡市災害対策本部組織表

別表第1（第4条関係）

笠岡市災害対策本部組織表



消防組合 —— 消防長 —— 消防署
管理者（市長）

別表第2（第6条関係）

班の編成及び所掌事務

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所掌事項
危機管理部 部長 危機管理 監	—	危機管理課員	(1) 本部会議に関する事。 (2) 本部長の指令に関する事。 (3) 県災害対策本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 自衛隊の派遣要請及び自衛隊その他の応援団体の受入れ並びに配置計画に関する事。 (5) 避難の計画，勧告及び指示に関する事
政策部 部長 政策部長	企画政策班 班長 企画政策 課長	企画政策課員	(1) 災害に係る市民への広報活動に関する事。 (2) 災害に係る市民相談窓口の設置に関する事。 (3) 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。 (4) 報道機関との連絡対応に関する事。 (5) 行政協力委員等との連絡調整及び協力要請に関する事。 (6) 所管施設の防災及び被害調査に関する事。 (7) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する事。 (8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事。 (9) 他班の応援協力に関する事。
	秘書班 班長 秘書課長	秘書課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察者，見舞者の対応に関する事。 (3) 他班の応援協力に関する事。
	まちづくり 班 班長	まちづくり課員 (出張所員を除く)	(1) 災害ボランティアに関する事。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関する事。 (3) 他班の応援協力に関する事。

	まちづく り課長		
	デジタル推 進班 班長 デジタル 推進課長	デジタル推進 課員	(1) 電算機器の点検及び復旧に関する事 こと。 (2) 他班の応援協力に関する事 こと。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
総務部 部長 総務部長	総務班 班長 総務課長	総務課員	(1) 気象予報，雨量，水位等の情報収集，伝達及び記 録に関する事 こと。 (2) 被害状況の総合取りまとめに関する事 こと。 (3) 防災活動等の実施状況の掌握及び記録に関する事 こと。 (4) 電算機器の点検及び復旧に関する事 こと。 (5) 通信手段の確保に関する事 こと。 (6) 危機管理部の応援協力に関する事 こと。
	人事班 班長 人事課長	人事課員	(1) 各部の非常配備人員の把握に関する事 こと。 (2) 災害対策に係る時間外手当等諸手当の取りまとめ に関する事 こと。 (3) 職員の福利厚生に関する事（非常配備要員の食事 手配を含む。）。 (4) 他班の応援協力に関する事 こと。
	財政班 班長 財政課長	財政課員	(1) 災害対策関係予算に関する事 こと。 (2) 他班の応援協力に関する事 こと。
	税務班 班長 税務課長	税務課員	(1) 被災調査に関する事 こと。 (2) 災害に伴う市税，介護保険料及び後期高齢者医療 保険料の減額又は免除措置に関する事 こと。

			<p>(3) 本部活動資材の調達，保管及び払出しに関すること。</p> <p>(4) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。</p> <p>(5) 他班の応援協力に関すること。</p>
	<p>公有財産管理班 班長 公有財産管理課長</p>	<p>公有財産管理課員</p>	<p>(1) 行政財産の緊急使用に関すること。</p> <p>(2) 諸車船（作業用自動車は除く。）の非常配置に関すること。</p> <p>(3) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(4) 市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>(5) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。</p> <p>(6) 部所管施設の防災及び被害調査に関すること。</p> <p>(7) 他班の応援強力に関すること。</p>
	<p>出張所班 班長 各出張所主査</p>	<p>出張所員及び第7条第1項ただし所の規定に基づき指定された職員</p>	<p>(1) 出張所管内における災害応急対策に関すること。</p> <p>(2) 出張所管内における災害情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 島しょ部の避難所の開設及び管理に関すること。</p>
<p>部及び部長 副部長</p>	<p>班及び班長 副班長</p>	<p>部員</p>	<p>所管事項</p>
<p>市民生活部 部長 市民生活部長</p>	<p>市民班 班長 市民課長</p>	<p>市民課員</p>	<p>(1) 救護所，避難所の開設及び管理に関すること。</p> <p>(2) 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関すること。</p> <p>(3) 災害に伴う国民年金保険料の免除受付に関すること。</p> <p>(4) 災害に伴う国民健康保険被保険者証の再交付に関すること。</p> <p>(5) 災害に伴う国民健康保険一部負担金の減額又は免除措置に関すること。</p> <p>(6) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。</p>

		<p>(7) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関すること。</p> <p>(8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。</p> <p>(9) 他班の応援協力に関すること。</p>
<p>人権推進班 班長 人権推進 課長</p>	<p>人権推進課員 及び吉田文化 会館員</p>	<p>(1) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。</p> <p>(2) 他班の応援協力に関すること。</p>
<p>環境班 班長 環境課長</p>	<p>環境課員</p>	<p>(1) 被災地の廃棄物の収集及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 被災地の環境衛生の指導に関すること。</p> <p>(3) 災害による犠牲者の埋火葬(手続きを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 死亡畜獣等の処理に関すること。</p> <p>(5) 災害による複合公害の発生予防及び防止対策処置に関すること。</p> <p>(6) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。</p> <p>(7) 他班の応援協力に関すること。</p>

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
こども・健康福祉部 部長 こども・健康福祉部長	福祉総務班 班長 福祉総務課長	福祉総務課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者及び要配慮者の避難支援に関すること。 (2) 災害救助法の適用関係事務に関すること。 (3) 被災者の把握及び生活支援に関すること。 (4) り災証明に関すること。 (5) 援護物資，義援金の募集及び配分に関すること。 (6) 災害弔慰金及び見舞金品の支給等に関すること。 (7) 災害援護資金等の貸付に関すること。 (8) 赤十字奉仕団，民生委員児童委員等社会福祉事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 (9) 福祉避難所に関すること。 (10) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関すること。 (11) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 (12) 他班の応援協力に関すること。
	地域福祉班 班長 地域福祉課長	地域福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。

<p>長寿支援班 班長 長寿支援課 長</p>	<p>長寿支援課員</p>	<p>(1) 災害に伴う介護保険被保険者証等の再交付に関する こと。 (2) 災害に伴う介護保険一部負担金の減額又は免除措 置に関すること。 (3) 介護サービス事業者等との連絡調整に関するこ と。 (4) 災害時要援護者避難支援に関すること。 (5) 福祉避難所に関すること。 (6) 福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関するこ と。 (7) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (8) 他班の応援協力に関すること。</p>
<p>健康推進班 班長 健康推進 課長</p>	<p>健康推進課員</p>	<p>(1) 被災傷病者の緊急救護及び被災者の健康管理に関 すること。 (2) 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 (3) 応急救助用医薬品その他医療資材の確保及び補給 に関すること。 (4) 被災地における臨時予防接種，その他防疫に関す ること。 (5) 被災地における衛生状態の調査及び保健指導に関 すること。 (6) 災害時要援護者避難支援に関すること。 (7) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (8) 他班の応援協力に関すること。</p>
<p>恵風荘班 班長 恵風荘所 長</p>	<p>恵風荘所員</p>	<p>(1) 入所者の避難に関すること。 (2) 救護施設の防災及び被害調査に関すること。</p>
<p>子育て支援 班</p>	<p>子育て支援課 員</p>	<p>(1) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。</p>

班長 子育て支 援課長		(3) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関するこ と。 (4) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する こと。
こども育成 班 班長 こども育 成課長	こども育成課 員及び保育所 員	(1) 保育児童の安全に関すること。 (2) 被災児童の保育料の減額に関すること。 (3) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (4) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
建設部 部長 建設部長	建設管理班 班長 建設管理 課長	建設管理課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業者に対する連絡調整に関すること。 (2) 災害に伴う道路交通の禁止又は制限に関するこ と。 (3) 農地，農業用施設の防災及び被害調査に関するこ と。 (4) 山林，治山施設及び林道の防災並びに被害調査に 関すること。 (5) 排水機場の管理に関すること。 (6) 応急復旧に関すること。 (7) 応急対策用資材の調達，出納，保管及び輸送に関 すること。 (8) 作業用車両の配車及び調達に関すること。 (9) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関するこ と。 (10) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関す ること。
	建設事業班 班長 建設事業 課長	建設事業課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路，橋梁，河川，港湾，漁港その他土木施設の 防災及び被害調査に関すること。 (2) 水防活動における企画，状況判断，緊急対策及び 技術指導に関すること。 (3) 建設部建設管理班の応援協力に関すること。
	都市計画班 班長 都市計画 課長	都市計画課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急仮設住宅等の建設に関すること。 (2) 被災関連団地の住宅使用料の徴収猶予及び減額 措置に関すること。 (3) 建築物の応急危険度判定に関すること。 (4) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (5) 他班の応援協力に関すること。

	上下水道班 班長 上下水道 工務課長 副班長 上下水道 総務課長	上下水道工務 課員 上下水道総務 課員	(1) 上下水道施設及び庁舎の防災及び被害調査に関すること。 (2) 災害(上下水道関係)に係る市民への広報活動に関すること。 (3) 被災地の水道料金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (4) 被災地の下水道使用料及び受益者負担金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (5) 上下水道関係の応急対策用資材の調達、出納及び保管に関すること。 (6) 指定給水装置工事事業者に対する連絡調整に関すること。 (7) 排水設備指定工事店に対する連絡調整に関すること。 (8) 上下水道関係の災害応急対策費の予算措置に関すること。 (9) 被災地に対する飲料水の供給に関すること。 (10) 応急仮設住宅等への給水施設の設置に関すること。 (11) 被災地の水質検査に関すること (12) 上下水道施設の応急復旧に関すること。 (13) 課内の連絡調整及び本部連絡に関すること。 (14) 他班の応援協力に関すること。
部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
産業部 部長 産業部長	農政水産班 班長 農政水産 課長	農政水産課員	(1) 農作物、水産物及び家畜の防災並びに被害調査に関すること。 (2) 農作物の病害予防及び技術指導に関すること。 (3) 家畜の防疫に関すること。 (4) 農業、水産及び畜産諸団体との連絡調整に関すること。

			<p>(5) 農林水産物及び家畜等のり災証明に関する こと。</p> <p>(6) 農林水産被害の復旧資金に関すること。</p> <p>(7) 他班の応援協力に関すること。</p> <p>(8) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に 関すること。</p> <p>(9) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に 関すること。</p>
	<p>商工観光班 班長</p> <p>商工観光 課長</p>	商工観光課員	<p>(1) 商工業関係の被害状況の取りまとめに 関すること。</p> <p>(2) 商工業関係のり災証明に関すること。</p> <p>(3) 被災商工業者の復旧資金のあつ旋に 関すること。</p> <p>(4) 所管施設、観光施設の防災及び被害 調査に関する こと。</p> <p>(5) 他班の応援協力に関すること。</p>
	<p>ふるさと寄 附班 班長</p> <p>ふるさと 寄附課長</p>	ふるさと寄附 課員	<p>(1) 他班の応援協力に関すること。</p>

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
会計管理部 部長 会計管理 者	会計班 班長 会計課長	会計課員	(1) 災害時の会計事務に関すること。 (2) 災害見舞金の受領保管に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。
市民病院部 部長 病院事業 管理者 副部長 院長 管理局長	診療班 班長 診療部長	診療部員	(1) 入院患者等の避難に関すること。 (2) 救護班の編成派遣に関すること。 (3) 傷病者の応急救護に関すること。 (4) 笠岡医師会医療救護隊との連絡調整に関するこ と。 (5) 他の医療機関に対する応援要請に関すること。
	薬剤班 班長 薬剤部長	薬剤部員	(1) 薬剤の調達、出納及び保管に関すること。 (2) 他の医療機関に対する応援要請に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。
	看護班 班長 看護部長	看護部員	(1) 入院患者等の避難に関すること。 (2) 救護班の編成派遣に関すること。 (3) 傷病者の応急救護に関すること。 (4) 他の医療機関に対する応援要請に関すること。
	事務班 班長 事務課長	事務局員	(1) 医療用資材の調達、出納及び保管に関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する こと。
	病院建設推 進班 班長 病院建設推 進課長	病院建設推進 課員	(1) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
教育部 部長 教育部長	教育総務班 班長 教育総務 課長	教育総務課員	(1) 教育施設の緊急使用に関すること。 (2) 教育関係の災害応急対策費の予算措置に関するこ と。 (3) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (4) 教育委員会所管施設の防災及び被害調査の統括に 関すること。 (5) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する こと。 (6) 他班の応援協力に関すること。
	学校教育班 班長 学校教育 課長	学校教育課員	(1) 幼稚園及び各小中学校との情報連絡に関するこ と。 (2) 児童生徒等の避難計画及び指示に関すること。 (3) 被災地の児童生徒等及び教職員の応急救護 並びに保健衛生に関すること。 (4) 被災地の児童生徒等の就学に関すること。 (5) 被災児童生徒等に対する教科書等の供給に関する こと。 (6) 所管諸施設の防災及び被害調査に関すること。 (7) 他班の応援協力に関すること。
	生涯学習班 班長 生涯学習 課長	生涯学習課員	(1) 所管施設の緊急使用に関すること。 (2) 文化財の防災及び被害調査に関すること。 (3) 社会教育団体等との連絡調整及び協力要請に関す ること。 (4) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (5) 他班の応援協力に関すること。
	スポーツ推 進班 班長	スポーツ推進 課員	(1) 所管施設の緊急使用に関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。

	スポーツ 推進課長		
	学校給食セ ンター班 班長 学校給食 センター 所長	学校給食セン ター所員	(1) 非常炊き出しの実施時における協力に関するこ と。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
協力部 部長 議会事務 局長	協力班 班長 議会事務 局次長 副班長 監査委員 事務局長	議会事務局員 及び監査委員 事務局員	(1) 市議会との連絡調整に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。

団	分 団	所管事務
笠岡市消防団	15 分団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急通信連絡に関する事。 (2) 災害の警戒及び防御に関する事。 (3) 災害に係る市民への広報活動に関する事。 (4) 避難の指示，誘導及び救出に関する事。 (5) 行方不明者の捜索に関する事。 (6) 災害地の緊急復旧に関する事。 (7) 組合消防との連携に関する事。 (8) 地区内の危険箇所等の状況把握及び情報収集並びに本部連絡に関する事。

条例協定等 2 - 4 岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
 - (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
 - (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合
- 2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
 - 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長(同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。)を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費(現地調達分)

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある部分を除く。)。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則(昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達)に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費(現地調達分を除く。)及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡山市長	高 谷 茂 男		
倉敷市長	古 市 健 三		
津山市長	桑 山 博 之		
玉野市長	黒 田 晋		
笠岡市長	高 木 直 矢		
井原市長	瀧 本 豊 文		
総社市長	片 岡 聡 一		
高梁市長	秋 岡 毅		
新見市長	石 垣 正 夫		
備前市長	西 岡 憲 康		
瀬戸内市長	立 岡 脩 二		
赤磐市長	荒 嶋 龍 一		
真庭市長	井 手 紘 一 郎		
美作市長	宮 本 俊 朗		
浅口市長	田 主 智 彦		
和気町長	大 森 直 徳		
早島町長	佐 藤 友 彦		
里庄町長	大 内 恒 章		
矢掛町長	山 野 通 彦		
新庄村長	笹 野 寛		
鏡野町長	山 崎 親 男		
勝央町長	西 田 孝 夫		
奈義町長	花 房 昭 夫		
西粟倉村長	道 上 正 寿		
久米南町長	河 島 建 一		
美咲町長	奥 村 忠 夫		
吉備中央町長	重 森 計 己		
津山圏域消防組合管理者	津山市長	桑 山 博 之	
笠岡地区消防組合管理者	笠岡市長	高 木 直 矢	
井原地区消防組合管理者	井原市長	瀧 本 豊 文	
東備消防組合管理者	備前市長	西 岡 憲 康	

条例協定等 2－5 岡山県下消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定により協定を締結した市町村等（以下「協定市町村等」という。）間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の特例)

第2条 他の市町村等で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

2 前項に規定する応援及び他の市町村等で発生した災害を、管轄区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

3 前2項の規定により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

(応援要請等)

第3条 協定第4条の規定による県への通報は、別記様式第1号により行うものとする。

2 協定第5条の規定による応援要請は、別記様式第2号により行うものとする。

3 協定第6条第2項に規定する応援隊を派遣する場合の通報は、別記様式第3号により行うものとする。

(応援隊の編成の標準)

第4条 応援隊の編成の標準は次のとおりとし、標準によらない場合及びここに定めのないものについては、応援要請の際に車両種別及び必要な装備等を連絡するものとする。

- (1) 指揮隊 指揮車1台、隊員4名
- (2) 消火隊 消防ポンプ自動車1台、隊員5名
- (3) 救助隊 救助工作車1台、隊員5名
- (4) 救急隊 救急自動車1台、隊員3名

(誘導及び資機材の貸与)

第5条 発災市町村等の消防長は、前条に規定する応援隊の効率的な活動に資するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資機材を貸与するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が当該市町村等内にある場合に行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 協定第9条第1項に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した化学消火剤等の資機材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受けた食料及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第4号により行うものとする。

2 前項の報告は、原則として応援市町村等ごと一括して行うものとする。

(資機材の使用)

第8条 応援隊が協定第10条の規定により発災市町村等が経費を負担する化学消火剤等の資機材等を使用する場合で、発災市町村等の消防長等の了解を求めるとまのない場合は、使用後速やかに発災市町村等の消防長に報告するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定の適切な運用を図るため、必要の都度、連絡会議を開催するものとする。

2 前項の連絡会議は、協定市町村等と県が連携して運営するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 市町村等が、他の市町村等との間において締結しているこの協定以外の相互応援協定がこの協定と競合する場合は、必要に応じて、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(実施細目の改定)

第11条 この実施細目を改定する場合は、協定市町村等の消防長及び消防団長が協議の上定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定に基づく覚書は、平成20年3月31日をもって廃止する。

別記様式第1号(第3条関係)	・・・	(別 添)
別記様式第2号(第3条関係)	・・・	〃
別記様式第3号(第3条関係)	・・・	〃
別記様式第4号(第6条関係)	・・・	〃

条例協定等 2-7 災害時の医療救護活動についての協定書

笠岡市（以下「市」という。）と一般社団法人笠岡医師会（以下「医師会」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、笠岡市地域防災計画に基づき市が実施する医療救護活動に対する医師会の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 市は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、医師会に協力を要請するものとする。

2 前項の要請を受けて医療救護活動に従事する医師等は、市の非常勤嘱託員とする。

3 医師会は、第1項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救 護 所）

第3条 市は、災害の状況により必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

2 市は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医師会及び医師会の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、医師会が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、市、医師会双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸 送）

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は医師会の会員の所有する車両等により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、市の調達する車両等で第3条に定める

救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への転送は、市が行うものとする。

(医療品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として医師会が携行し又は調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、市が行うものとする。

(医療費)

第9条 市が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 医師会は、市から要請があった場合は、市が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

(実費弁償等)

第11条 市の要請に基づき医師会が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、市が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

(3) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(4) 医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときの修繕費及び光熱費等の実費弁償

(災害補償)

第12条 市の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、傷病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年笠岡市条例第33号）」の規定により災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医師会の会員等と傷病者との間に市が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、市、医師会協議のうえ、市が適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第14条 後方医療施設において、第9条第2項に係る未収金が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、市は当該医療施設の負担とならないよう適切な措置を講ずるものと

する。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定成立の日から平成29年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1か月前までに、市又は医師会のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について意志表示がないときは、期間満了の際、同一条件で更に協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第17条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市、医師会双方協議して定めるものとする。

附 則

(発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(協定の廃止)

2 平成7年4月1日付で締結している「災害時の医療救護活動についての協定書」「災害時の医療救護活動に係る実施細目」は、廃止する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、医師会双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

笠岡市笠岡5628番地
一般社団法人笠岡医師会
会長 宮島厚介

条例協定等 2 - 8 災害時の医療救護活動に係る実施細目

笠岡市（以下「市」という。）と一般社団法人笠岡医師会（以下「医師会」という。）との間において、平成 28 年 4 月 1 日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 17 条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（連絡調整の責任者）

第 1 条 協定書第 6 条に定める連絡調整の市の責任者は、笠岡市市民生活部長とする。

（緊急連絡網の整備）

第 2 条 市及び医師会は、協定書第 2 条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網を整備するものとする。

（医療救護班の編成）

第 3 条 医療救護班は、1 班とし、医師 1 人、看護婦 2 人（帯同）及び補助者若干名で編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により市の消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

（医療救護活動の実施場所）

第 4 条 医療救護班は、協定書第 3 条に定める救護所において協定書第 4 条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

（傷病者の選別、表示及び応急措置）

第 5 条 傷病者の選別及び応急措置は、医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

2 傷病者伝票は、医師の指示により市が指名する職員が記入する。

（救出、誘導）

第 6 条 傷病者の救出及び誘導は、消防救急隊員等が関係防災機関と連携して行う。

（要請する災害の程度）

第 7 条 協定書第 2 条第 1 項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね 10 人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第 8 条 協定書第 2 条第 1 項に定める要請は、笠岡市市民生活部長から医師会に対して行うものとする。

2 緊急を要するときは、消防本部総合指令室から医師会の救急担当理事に対して要請することができる。

（連絡調整事項）

第9条 協定書第6条に定める連絡事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護班の移動に関すること。
- (3) 救護所等に関すること。
- (4) 死亡に関すること。
- (5) 後方医療施設に関すること。
- (6) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (7) その他医療救護に関すること。

(事故の処理)

第10条 市は、災害時の医療救護活動により生じた事故のため第三者に損害を与えた場合は、責任をもって処理に当たるものとする。

(医療救護活動従事者等の経費負担)

第11条 協定書第11条第1号に定める医療救護活動の従事者に対する経費の負担は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第8条の規定を準用する。

(医療救護活動の報告)

第12条 医師会は、協定書第2条の規定により医療救護班を派遣した時には、医療活動終了後速やかに、各医療班ごとの「医療救護活動実施報告書」（様式1号）、「医療救護班員名簿」（様式第2号）、及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を取りまとめ、市に報告するものとする。

(災害報告)

第13条 協定書第12条に該当する事故が発生したときは、医師会は速やかに市に報告するものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、市、医師会双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 4月 1日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

笠岡市笠岡5628番地
一般社団法人笠岡医師会
会長 宮島厚介

条例協定等 2 - 9 笠岡市消防団消防無線の管理及び運用に関する規程

笠岡市消防団消防無線の管理及び運用に関する規程（平成 7 年笠岡市規程第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、災害時における情報の迅速かつ的確な収集及び伝達等のため設置する笠岡市消防団消防無線の適正な管理及び運用の確保について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 号に規定する無線設備をいう。
- (2) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線局で、消防無線の用に供する無線局をいう。
- (4) 呼出名称 無線局免許状に記載の識別信号をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- (6) 無線取扱者 無線従事者又はその補助者であつて消防通信の業務に従事する者をいう。

（無線局責任者の指定）

第 3 条 無線局責任者は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者 笠岡市長
 - (2) 運用責任者 笠岡市消防団長
- 2 前項の運用責任者は、必要に応じて副運用責任者を指名することができる。また、副運用責任者を指名したときは、管理責任者に報告しなければならない。

（無線局責任者の職務）

第 4 条 前条に規定する無線局責任者は、消防通信の管理及び運用に関する事務を総括し、次に掲げる事項をそれぞれ分掌する。

- (1) 管理責任者
 - ア 消防通信の運用に関すること。
 - イ 無線設備の保全、保守点検及び整備に関すること。
 - ウ 消防通信に関する研修、訓練等に関すること。
 - エ 無線局免許申請等の手続に関すること。
 - オ 消防通信に関する記録及び書類の管理に関すること。
 - カ 無線従事者の養成及び補充計画に関すること。
 - キ その他消防通信に関すること。
- (2) 運用責任者
 - ア 消防通信の統制に関すること。
 - イ 無線取扱者の指揮監督に関すること。
 - ウ 無線設備の整備、点検管理及び報告に関すること。

- エ 通信及び障害の監視に関すること。
- オ 非常通信に関すること。
- カ 無線局の運用計画に関すること。

(無線従事者)

第5条 無線設備を操作運用するため、無線局に無線従事者を置く。

(免許証の携帯)

第6条 無線従事者は、無線局の業務に従事する場合、無線従事者免許証を携帯しなければならない。

(無線通信の運用)

第7条 無線通信の運用は、次に定めるとおりとする。

- (1) 非常通信 法第52条第4号に定める非常通信
- (2) 消防通信
 - ア 通常通話 消防団活動で使用する通話
 - イ 割込み通話 通常通話に割込みをかけて優先的に使用する通話
 - ウ 訓練通話 消防訓練及び通信訓練時に他の通信と区別するための通話
 - エ 試験通話 機器の調整及び試験のための通話

(通信訓練)

第8条 無線局責任者は、災害等発生時に的確な対応をするため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

(無線局の整備点検)

第9条 運用責任者は、無線局について整備点検を月1回以上行い、その機能が十分に発揮できるよう維持管理に努めなければならない。

- 2 無線取扱者は、無線設備の故障、破損等が生じた場合には、直ちに管理責任者に届け出なければならない。
- 3 無線取扱者は、整備点検を実施した場合、無線点検整備記録表へ記載し保存するものとする。

(通信の原則)

第10条 通信は簡潔明瞭に行い、次の各号に掲げるもののほか、消防無線局の目的に反することに利用してはならない。

- (1) 必要のない通信を行ってはならない。
- (2) 相手局を呼出そうとするときは、電波を発射する前に他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、非常通信を行う場合はこの限りでない。
- (3) 自局の呼出名称を付してその出所を明らかにしなければならない。
- (4) 他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- (5) 通信上で誤りを知った場合は、直ちに訂正しなければならない。

(運用時間)

第11条 無線局の運用時間は常時とし、通話に使用する時刻は24時間制とする。

(運用方法)

第12条 運用責任者は、無線局の運用に当たって円滑な通信の統制を図るものとする。

(備付書類)

第13条 管理責任者は、次の関係簿冊を備えなければならない。

- (1) 電波法令集
- (2) 無線局申請関係書類
- (3) 無線局免許状
- (4) 無線従事者名簿
- (5) 無線局台帳
- (6) 無線点検整備記録表
- (7) その他関係ある簿冊

(備付書類の保管)

第14条 免許申請書、変更申請書及び届出書の作成(代理人が作成するものを含む。)、整理及び保管については、管理責任者において行うものとする。

(非常通信の報告)

第15条 無線取扱者が非常通信を行った場合は、その状況を管理責任者に報告しなければならない。

(非違事実の報告)

第16条 無線取扱者が次の各号の事実を認めた場合は、管理責任者に報告するものとする。

- (1) 指定外の呼出名称を使用している。
- (2) 空中線電力を故意に増加している。
- (3) 免許を受けないで使用している。
- (4) 無線通信を故意に妨害している。
- (5) 笠岡市消防団以外の無線局から重大な混信を受けた場合又は与えた場合

(指示事項等の措置報告)

第17条 管理責任者は、総務大臣又は総合通信局長が行う定期検査及び自主点検における指導事項又は勧告事項があった場合は、必要な措置を行い、無線検査簿に措置状況を記載し、総務大臣又は総合通信局長へ報告するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

条例協定等 2-10 災害救助制度

1 災害救助制度

(1) 災害救助法の適用

1) 救助の種類と実施期間

救 助 の 種 類	実 施 期 間
1. 避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2. 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内着工
3. 炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4. 飲料水の供給	〃
5. 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6. 医 療	災害発生の日から14日以内
7. 助 産	分べんした日から7日以内
8. 災害にかかった者の救助	災害発生の日から3日以内
9. 災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から3ヵ月以内
10. 学用品の給与	災害発生の日から1ヵ月又は15日以内
11. 埋 葬	災害発生の日から10日以内
12. 死体の捜索	〃
13. 死体の処理	〃
14. 住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃

2) 災害救助法施行細則

○ 災害救助法施行細則（昭和35年4月19日岡山県規則第23号）

（趣 旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令，厚生省令，内務省令，大蔵省令，運輸省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（救助の程度，方法及び期間）

第2条 令第9条の1項の規定による救助の程度，方法及び期間は，別表第1のとおりとする。

（物資の保管命令，収容等の場合の公用令書，公用変更令書及び公用取消令書）

第3条 規則第1条に規定する公用令書，公用変更令書及び公用取消令書の様式は，次に定めるところによる。

1. 公用令書 様式第1号の1から第1号の4まで
2. 公用変更令書 様式第2号
3. 公用取消令書 様式第3号

- 2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（様式第4号）に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用変更令書又は第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第4条 規則第2条第2項の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該吏員が、同条第3項の規定により、受領調書（様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りではない。

（損失補償請求書）

- 第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書の様式の標準は、様式第6号とする。
- 2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書）

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

1. 公用令書 様式第7号
2. 公用取消令書 様式第8号

- 2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従業者台帳（様式第9号）に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従業者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまっ消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 負傷又は疾病により従事する事ができない場合には、医師の診断書
2. 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第8条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書の様式の標準は、様式第10号とする。

(立入検査証票)

第10条 法第27条第4項の規定により当該吏員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、様式第11号によるものとする。

(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書の様式の標準は、様式第12号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

1. 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の道がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
2. 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
3. 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第6条及び前項に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(市町村長への通知)

第12条 法第30条の規定により救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における令第23条第1項の規定による通知は、様式第13号によるものとする。

2 前項の場合において通知を受けた市町村は、第3条から第7条まで（第5条第1項を除く。）に規定するところにより、当該救助に関する事務を行うものとする。

(一時繰替支弁の弁償請求)

第13条 市町村長は、法第44条の規定により一時繰替支弁を行ったときは、様式第14号による請求書に支払証ひょう書類の写しを添付して、知事に弁償を請求するものとする。

別表第1（2条関係）

種別	救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
<p>(1) 収容施設の供与</p>	<p>災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置することにより実施する。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり 330円以内 ただし、冬期(10月から3月まで)については、知事が別に定める額を加算する。 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p>	<p>やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。</p>
	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。一戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とする。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設あたりの規模は、知事が別に定めるところによる。 高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。 (この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p>	<p>災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 供与できる期間は、完成の日から災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)第4条第3項の規定による期限までとする。</p>	<p>従事させた建築工事関係者の実費弁償を含め設置に要する一切の費用として6,775,000円以内 応急仮設受託を同一敷地内又は近する地域内におおむね50戸以上設置した場合の居住者の集会等に利用するための施設の設置のために支出できる費用は、知事が別に定めるところによる。</p>	<p>同上</p>

種別		救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の給与	次に掲げる者に給与する。 イ 避難所に収容された者 ロ 住家に被害を受け、炊事ができない者 ハ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内とする。 ただし、ハの場合は、この期間内に3日分以内を現物支給することができる	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり 1,180円以内 この場合、1日とは三食をもって計算すること。	同右
	2 飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供する。	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。	同右
(3) 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料	災害発生の日から10日以内に完了	(1)住家の全壊(焼)・流世帯 世帯別 夏季 冬期 4月から 10月から 9月まで 3月まで 1人世帯 18,700円以内 31,000円以内 2人世帯 24,000円以内 40,100円以内 3人世帯 35,600円以内 55,800円以内 4人世帯 42,500円以内 65,300円以内 5人世帯 53,900円以内 82,200円以内 6人以上1人増すごとに 7,800円以内 11,300円以内 (2)住家の半壊(焼)・床上浸水世帯 世帯別 夏季 冬期 4月から 10月から 9月まで 3月まで 1人世帯 6,100円以内 9,900円以内 2人世帯 8,200円以内 12,900円以内 3人世帯 12,300円以内 18,300円以内 4人世帯 15,000円以内 21,800円以内 5人世帯 18,900円以内 27,400円以内 6人以上1人増すごとに 2,600円以内 3,600円以内 注 季別は、災害発生の日をもって決定する。	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長し、季別を変更し、又は金額を増額することができる。	

種別	救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(4) 医療及び助産	1 医療	災害発生の日から14日以内	救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合 協定料金の額以内	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。
	2 助産	分べんした日から7日以内	救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産婦による場合 慣行料金の100分の80以内の額	同右

種別	救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(5) 災害にかかった者の救出	災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。	災害発生の日から3日以内	船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	同右
(6) 災害にかかった住宅の応急修理	災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものに對して行う。 応急修理は、居室、炊事場便所等日常生活に必要最小限の部分に對して現物をもって行う。	災害発生の日から3月以内に完了（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み 1世帯当たり 706,000円以内 ※準半壊の場合343,000円以内	同右
(7) 生業に必要な資金の供与	災害による生業資金貸付規則（昭和29年岡山県規則第16号）に定めるところによる。 住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から1箇月以内に完了	生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費 1件当たり 30,000円以内 ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内 貸与条件 イ 貸与期間 2年以内 ロ 利子 無利子	同右

種別	救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(8) 学用品の 供与	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学校児童を含む。以下同じ。）、及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して給与する。</p> <p>被害の実状に応じ次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p>	<p>(イ) 教科書 災害発生の日から1箇月以内に完了</p> <p>(ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了</p>	<p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出た又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費</p> <p>小学校児童 1人当たり5,200円以内 中学校生徒 1人当たり5,500円以内 高等学校等生徒1人当たり6,000円以内</p>	同右
(9) 埋葬	<p>災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1体当たり</p> <p>大人 213,800円以内 小人 170,900円以内</p>	同右
(10) 死体の 搜索	<p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	同右

種別	救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(11) 死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理(埋葬を除く。)を次の範囲内において行う。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>2 死体の一時保存</p> <p>3 検索(原則として救護班によって行うこと。)</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1 死体の洗浄、縫合消毒等の処置 1体当たり3,500円以内</p> <p>2 死体の一時保存</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上げ費について通常の実費</p> <p>(2) その他の場合 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該施設における通常の実費を加算できる</p> <p>3 検索 救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内</p>	<p>同右</p>
(12) 災害による土砂崩れ、土石流、竹木等による居室の障害物の除去(日常生活に障害を及ぼすもの)	<p>居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができないものに対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具などの借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>1世帯当たり138,300円以内</p>	<p>同右</p>
(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員など雇上費を支出する。</p> <p>イ 被災者の避難</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 災害にかかった者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の捜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救済物資の整理配分</p>	<p>当該救助の実施が認められる機関以内</p>	<p>当該地域における通常実費</p>	<p>やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長し、又は救助範囲を拡大することができる。</p>

別表第2（第8条関係）

種別 職業	日 当	旅 費	時間外勤務 手当
医師及び歯科医師	1人1日 19,300円以内	岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和27年岡山県条例第44号）の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額	日給者に支給する割増し賃金の例に準じ計算した額
薬剤師	1人1日 14,500円以内		
保健師、助産師及び看護師	1人1日 16,300円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日 15,300円以内		
大工、左官及びとび職	1人1日 14,900円以内		
災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分3に相当する額を加算した額以内とする。		

(2) 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

- ① 住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上である場合
(令第1条第1項第1号適用)
- ② 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上（岡山県の場合）であって、市町村内の滅失世帯数が上記①の半数以上である場合
(令第1条第1項第2号適用)
- ③ 県下の滅失世帯数が7,000世帯以上（岡山県の場合）であって、市町村内の滅失世帯数が多数である場合
(令第1条第1項第3号前段適用)
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
(令第1条第1項第3号後段適用)

(厚生労働省令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当する場合
(令第1条第1項第4号適用)

(厚生労働省令で定める基準)

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 市町村別災害救助法適用基準早見表

市町村名	人口 (人)	令1号基準 (世帯)	令2号基準 (世帯)
岡山市	719,584	150	75
倉敷市	477,435	150	75
津山市	103,714	100	50
玉野市	60,782	80	40
笠岡市	50,593	80	40
井原市	41,419	60	30
総社市	66,888	80	40
高梁市	32,091	60	30
新見市	30,677	60	30
備前市	35,207	60	30
瀬戸内市	36,983	60	30
赤磐市	43,218	60	30
真庭市	46,137	60	30
美作市	27,956	50	25
浅口市	34,256	60	30
和気町	14,410	40	20
早島町	12,159	40	20
里庄町	10,937	40	20
矢掛町	14,213	40	20
新庄村	866	30	15
鏡野町	12,853	40	20
勝央町	11,117	40	20
奈義町	5,899	40	20
西粟倉村	1,472	30	15
久米南町	4,909	30	15
美咲町	14,451	40	20
吉備中央町	11,955	40	20
合計	1,922,181		

(注) 1. 人口は平成27年国勢調査(確定値)の数値。

2. 令1号(又は2号)基準とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号(又は2号)を指し、2号基準は、県下の住家滅失世帯が1,500世帯を超えた場合に適用。

2 災害被災者援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

1) 災害弔慰金

1 対象者

下記(1)～(3)の災害による死亡者

- (1) 1の市町村において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定にあたっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (2) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) (1)又は(2)に掲げる災害と同等と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働省が別に定める災害

2 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当り 500万円以内

その他の場合

死亡者1人当り 250万円以内

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

2) 災害障害見舞金

1 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障害を有する者

2 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

(2) 災害援護資金等の貸付

1) 災害援護資金

1 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害を受けた世帯であって、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円 "
3人	620万円 "
4人	730万円 "
5人以上1人増すごとに加算	30万円 "
住居が滅失した場合	1,270万円 "

2 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ②のイの場合	3,500,000

3 貸付期間等

据置期間	3年（事由により5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
利率	普通利率 原則 3%
	延滞利率 8.25%
償還方法	年賦又は半年賦（原則として元利均等償還）
保証人	原則 1人

4 実施主体 市

5 負担区分

国	2/3	県	1/3	市町村	0
---	-----	---	-----	-----	---

2) 災害援護資金，生活福祉資金，母子福祉資金及び寡婦福祉資金概要

条 件 等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金														
1 貸付期間	市 町 村	県社会福祉協議会	県（県民局健康福祉部）														
2 適用災害	災害救助法が適用になった災害	特別の制限なし。 ただし、左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。	特別の制限なし														
3 貸付対象者	<p>一定の被害を受けた世帯であって、かつ、次の要件を満たす世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>年間所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220万円未満</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430万円未満</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620万円未満</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730万円未満</td> </tr> <tr> <td>5人以上1人増すごとに加算</td> <td>30万円未満</td> </tr> <tr> <td>住居が滅失した場合</td> <td>1,270万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	年間所得	1 人	220万円未満	2 人	430万円未満	3 人	620万円未満	4 人	730万円未満	5人以上1人増すごとに加算	30万円未満	住居が滅失した場合	1,270万円未満	低所得世帯等から融資を得られない世帯	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母（配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者） 父母のない児童
世帯人員	年間所得																
1 人	220万円未満																
2 人	430万円未満																
3 人	620万円未満																
4 人	730万円未満																
5人以上1人増すごとに加算	30万円未満																
住居が滅失した場合	1,270万円未満																
4 資金種別	災害援護資金	福祉資金	事業開始資金，事業継続資金，住宅資金外														
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ150～350万円	150万円（目安）	事業開始資金266万円，事業継続資金133万円，住宅資金200万円外														
6 貸付期間	<p>1 据置期間 3年（ただし，特別の場合5年）</p> <p>2 償還期間 10年</p>	<p>1 据置期間 6月以内（ただし，災害の状況に応じ2年以内）</p> <p>2 償還期間 7年以内</p>	<p>1 据置期間 事業開始資金 1年（被害の程度により最高1年間延長できる。）</p> <p>事業継続，住宅資金 6か月（被害の程度により最高1年6か月間延長できる。）</p> <p>2 償還期間 事業開始資金 7年以内 住宅資金 7年以内 事業継続資金 7年以内</p>														

条 件 等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金
7 償 還 方 法	年譜，半年賦 (原則として元金均等償還)	月賦，半年賦 (原則として元金均等償還)	月賦，半年賦，年賦 (元利均等償還)
8 貸 付 利 率	1 普通利率 原則年 3 % 2 延滞利率 年 8.25 %	1 普通利率 (1) 連帯保証人を立てる場合 無利子 (2) 連帯保証人を立てない場合 年 1.5 %	1 普通利率 年 3 % 2 延滞利率 年 10.75 %
9 担 保	1 物的担保 なし 2 保 証 人 原則 1 人	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として 1 人	1 物的担保 なし 2 保証人 1 人
10 申 請 書 等 提 出 書 類	1 借入申込書 2 本人及び保証人の印鑑証明	1 借入申込書 (用紙市町村社会福祉協議会に備付) 2 被災証明書 3 補修等の計画書及び経費見積書	1 貸付申請書 (用紙県民局健康福祉部及び市町村役場に備付) 2 戸籍謄本 3 被災証明書 4 事業概要書 (事業開始，事業継続資金のみ) 5 住宅計画書及び住宅経費見積書 (住宅資金のみ) 資金のみ)
11 申 請 経 由 機 関	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県</div> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市 町 村 社 協</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">岡 山 県 社 会 福 祉 協 議 会</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県 (県 民 局 健 康 福 祉 部)</div> </div>
12 貸 付 監 査 機 関	市 町 村	岡山県社会福祉協議会 (運営委員会)	県 (県民局健康福祉部)
13 取 扱 機 関	市 町 村	市町村社会福祉協議会	市 町 村

(注) 寡婦福祉資金は母子福祉資金に同じ。ただし，貸付対象者は，配偶者のない女子で，かつて母子家庭の母であった者，又は配偶者のない 40 歳以上の寡婦とする。

条例協定等 2-11 笠岡市防災行政無線の管理及び運用に関する規程

〔平成 6 年 3 月 1 日〕
規 程 第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、非常時における情報の迅速、かつ、適確な情報及び伝達等のため設置する笠岡市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の適正な管理及び運用の確保について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 防災行政無線の通信設備をいう。
- (2) 無線局 電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (3) 基地局 移動局と通信を行う固定無線局をいう。
- (4) 移動局 車載型、車載携帯型及び携帯型の無線設備により移動する移動無線局をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けた者をいう。
- (6) 無線取扱者 基地局及び移動局の通信に従事する者をいう。

（無線局責任者の指定）

第 3 条 無線局責任者は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者 笠岡市長
 - (2) 運用責任者 危機管理部危機管理課長
- 2 前項の運用責任者は、必要に応じて基地局又は出先機関に副責任者を指名することができる。また、副責任者を指名したときは、管理責任者に報告しなければならない。

（無線局責任者の職務）

第 4 条 前条に規定する無線局責任者は、効率的、かつ、適正な管理及び運用に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 管理責任者
 - ア 無線局の開設、変更及び運用計画に関すること。
 - イ 無線従事者の養成及び補充計画に関すること。

ウ 中国総合通信局（以下「当局」という。）に対する申請及び届出を委任する場合の代理人の選定等に関する事。

エ 無線局の工事に係る契約及び監督等に関する事。

オ 当局が実施する検査等の措置に関する事。

カ 運用責任者への指示に関する事。

キ 電波法令集等の関係書類の整備、保管に関する事。

(2) 運用責任者

ア 無線取扱者の指揮監督に関する事。

イ 申請又は届出等の手続きに関する事。

ウ 無線設備の整備点検に関する事。

エ 無線局の定期点検を年1回以上実施するとともに、関係書類の保管及び当局への報告に関する事。

オ 法第52条による非常通信を行った場合は、法第80条の規定により総務大臣に報告し、法第52条及び法施行規則第37条の目的外通信を行った場合は、無線業務日誌への記載に関する事。

カ 無線局の運用計画に関する事。

(無線従事者)

第5条 無線従事者は、運用責任者の指示により適切な操作及び取扱を行わなければならない。なお、無線従事者は無線局の運用に従事し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 無線業務日誌への記載に関する事。

(2) 週1回、運用責任者に無線局運用状況を報告する事。

(3) 月2回、管理責任者に無線局運用状況を報告する事。なお、災害時等、非常通信を行った場合は、管理責任者及び運用責任者に報告しなければならない。

(4) 無線機器の運用に支障が生じた場合は、運用責任者の指示を受け適切な措置を講じなければならない。

(免許証の携帯)

第6条 無線従事者は、無線局の業務に従事する場合、無線従事者免許証を携帯しなければならない。

(無線従事者の配置)

第7条 基地局に、2人以上の無線従事者を配置し、無線局の適切な運用を図る。また、無線従事者の配置に変動があった場合は、運用責任者は、2週間以内に中国総合通信局長に届出を行わなければならない。

(通信訓練)

第8条 無線局責任者は、災害発生時等に適確な対応をするため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

(無線設備の整備点検)

第9条 管理責任者及び運用責任者は、無線設備について整備点検を行い、その機能が十分に発揮できるよう維持管理につとめなければならない。

2 運用責任者は、無線設備の故障、破損等が生じた場合には、直ちに管理責任者に届出なければならない。

3 運用責任者は、整備点検を実施した場合、無線設備年次点検表及び無線業務日誌へ記入し、管理責任者に報告するものとする。

(通信の原則)

第10条 通信は簡潔明瞭に行い、次の各号に掲げるもののほか、無線局開局の目的に反することに利用してはならない。

- (1) 必要のない通信を行ってはならない。
- (2) 使用する用語はできるだけ簡潔でなければならない。
- (3) 自局の呼出名称を付してその出所を明らかにしなければならない。
- (4) 他局の通話妨害及び割込み通話は行ってはならない。
- (5) 通信上で誤りを知った場合は、直ちに訂正しなければならない。

(運用時間)

第11条 無線局の運用時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、緊急業務のため運用時間を延長する場合は、運用責任者の指示により延長するものとする。また移動局の開設及び閉局は、その都度基地局に連絡して行うものとする。

(運用方法)

第12条 管理責任者は、基地局の運用にあたって移動局に対し円滑な通信の統制を図るものとする。

(備付け書類等)

第13条 無線局に備付ける書類等は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 免許状
- (2) 免許申請書の添付書類（事項書、工事設計書及び図面）
- (3) 変更申請書及び届書の添付書類の写
- (4) 電波法令集
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線従事者選（解）任届の写

(7) 無線検査簿

(8) 無線設備年次点検表

(無線業務日誌の記載)

第14条 無線業務日誌は、無線従事者が記載して運用責任者に報告するものとする。

(備付け書類の保管等)

第15条 免許申請書、変更申請書及び届書の作成（代理人が作成するものを含む。）、整理及び保管については、運用責任者において行うものとする。

(非常通信の報告)

第16条 無線取扱者が非常通信を行った場合は、その状況を運用責任者に報告するものとする。

(非違事実の報告)

第17条 無線取扱者が次の無線局を認めた場合は、運用責任者に報告するものとする。

- (1) 指定外の呼出名称を使用している無線局
- (2) 空中線電力を故意に増力している無線局
- (3) 免許を受けないで使用している無線局
- (4) 無線通信を故意に妨害している無線局
- (5) その他（電波法令に違反、使用している無線局）

(管理責任者及び当局への報告)

第18条 前2条の規定による報告を受けた運用責任者は、直ちに管理責任者に報告し、文書により当局へ報告するものとする。

(指示事項等の措置報告)

第19条 管理責任者は、当局が行う定期検査及び自主点検における指導事項又は勧告事項があった場合は、必要な措置を行い無線検査簿に措置状況を記載し、当局へ報告するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月6日規定第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規定第15号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月20日規定第12号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月14日規定第18号）

この規程は、公布の日から施行する。

条例協定等 2-12 笠岡市防災行政無線運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、笠岡市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の通信を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(通信の義務)

第2条 出動中の移動局は、次の場合には必ず基地局と通信を行うものとする。

- (1) 開局及び閉局するとき
- (2) 移動局を離れて一時通信を中止するとき
- (3) その他業務上必要と認めるとき

但し、他の無線局に混信、その他の妨害を与えないように運用しなければならない。
また、非常通信の場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲をこえた通信を行ってはならない。

(聴取の義務)

第3条 移動局を開局したときは常に聴取し、自局の呼出しに対してはすみやかに応答しなければならない。また、移動局を離れるときは一時閉局の通信を行うものとする。

(通信の方法)

第4条 通信の方法は、原則として次により行うものとする。

- (1) 呼出し

相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に受信機を最良の感度に調整し、他の通信に混信を与えないことを確認しなければならない。

呼出しは次の事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出し名称	3回以下
イ 「こちらは」	1回
ウ 自局の呼出し名称	3回以下
エ 「どうぞ」	1回

- (2) 呼出しの中止

自局の呼出が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けた時は、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

- (3) 応答

自局に対する呼出を受信した時は、直ちに次の要領で応答しなければならない。

ア 相手局の呼出し名称	3回以下
イ 「こちらは」	1回
ウ 自局の呼出し名称	1回
エ 「どうぞ」	1回

- (4) 通話

応答が終われば直ちに通話を開始しなければならない。

通話はまぎらわしい用語をさけ簡明に行い、業務外（通信事項外）の通話を行ってはならない。

- (5) 通信の終了

通信が終了した時は、次の事項を順次送信する。

- ア 「以上」 1 回
- イ 自局の呼出し名称 1 回

(6) 一括呼出し

通信可能な範囲内にあるすべての移動局に同時に通信しようとする時は、次の事項を順次送信する。

- ア 「各局」 3 回以下
- イ 「こちらは」 1 回
- ウ 自局の呼出し名称 3 回以下
- エ 通報
- オ 「どうぞ」又は「以上」 1 回

一括呼出しに対する応答順序は、あらかじめ定めておき、その順序に従って応答しなければならない。

(非常通信)

第5条 非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である時に、人命の救助、災害の援助等のために必要と認められる場合に限り、免許状に記載された目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲をこえて通信を行うことができる。

2 呼出しの方法は、下記事項を順次送信して行う。

- (1) 「非常」 3 回
- (2) 「各局」又は相手局呼出し名称 2 回以下
- (3) 「こちらは」 1 回
- (4) 自局の呼出し名称 3 回以下
- (5) 通報 2 回
- (6) 「どうぞ」 1 回

3 非常通信を行ったときは、業務日誌に記載するとともに、管理責任者は文書をもってすみやかに中国総合通信局長に報告しなければならない。

4 「非常」を前置きした呼出しを受信した無線局は、応答する場合を除く外これに混信を与えるおそれのある電波の発射を停止して傍受しなければならない。

(試験電波の発射方法)

第6条 無線機の試験又は調整のため電波を発射する時は、他の無線局の通信に混信を与えない事を確かめた後に順次下記のとおり送信する。

- (1) 「ただいま試験中」 3 回
- (2) 「こちらは」 1 回
- (3) 自局の呼出し名称 3 回以下

(無線機故障時の処置)

第7条 移動局は出勤中に故障した時は、直ちに最寄りの電話を利用する等できる限りすみやかに基地局に連絡しなければならない。

附 則

この細則は、平成6年3月1日から施行する。

条例協定等 2-13 災害時における相互応援に関する協定

岡山県笠岡市と島根県大田市とは、一方の市に災害が発生し、独自で十分な応急措置が実施できない場合、迅速かつ円滑に応急措置等を遂行するため、次のとおり相互応援協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両及び資器材の提供
- (4) 医療、救護、応急復旧等に必要な事務職及び技術職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を行う市は、災害時の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担等)

第3条 応援に要した経費の負担については、次の各号に定めるものを除き、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市の負担とする。
 - (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合で、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、応援を受けた市への往復の途中において生じたものについては応援を行った市が賠償の責めに任ずるものとする。
- 2 応援を受けた市は、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(連絡担当部)

第4条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に伝達するものとする。

(資料の交換)

第5条 両市は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、双方が署名、押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成9年9月1日

岡山県笠岡市 笠岡市長 渡 邊 嘉 久

島根県大田市 大田市長 熊 谷 國 彦

条例協定等 2-14 災害時における郵便局と笠岡市間の相互協力に関する覚書

笠岡市内の郵便局（以下「甲」という。）と笠岡市（以下「乙」という。）は、笠岡市内に発生した地震その他災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、笠岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 甲が所有し、管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、または管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は、必要に応じ、避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した額を負担する。

（笠岡市災害対策本部への参加）

第5条 笠岡市の災害対策本部のメンバーに笠岡市内郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 笠岡市内の郵便局は、笠岡市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては笠岡郵便局長、乙においては笠岡市総務部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年9月4日

笠岡市内郵便局 代表者

笠岡郵便局長 神谷郁太郎

笠岡市長 渡邊嘉久

条例協定等 2-15 笠岡市並びに笠岡市内に所在する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの災害時における相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、笠岡市内に所在する特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム（以下「施設」という。）が単独では十分な応急措置が実施できない場合において、笠岡市並びに災害を受けていない施設が行う援助に関し必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設入所者の緊急避難場所の提供
- (2) 施設入所者に対する代替事業の提供
- (3) 応急対策に必要な職員の派遣
- (4) 応急物品の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当者の指定)

第3条 笠岡市及び施設は、あらかじめ相互援助のための連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を提供するものとする。

(援助要請の手続)

第4条 被災施設は、次の事項を明らかにし、笠岡市を通じて、援助要請をするものとする。ただし、緊急に当該要請を必要とするときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 施設入所を要請する人員等
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員等
- (4) 援助を要する物品の数量等
- (5) 援助の場所
- (6) 援助の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(連絡調整)

第5条 笠岡市は、被災施設の要請に応じ、災害を受けていない施設との連絡調整をするものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として被災施設の負担とする。

2 被災施設が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災施設から要請があった場合は、当該援助をする施設において経費の一時繰替支弁をするものとする。

(情報の交換等)

第7条 笠岡市及び施設は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、毎年、施設の情報等について交換するとともに、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、笠岡市及び施設が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、笠岡市及び各施設がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年4月1日

笠岡市笠岡1876番地の1

笠岡市

笠岡市長 渡 邊 嘉 久

笠岡市笠岡1080番地の1

特別養護老人ホーム三愛園

社会福祉法人 三愛福祉会

理事長 岡 崎 俊 典

笠岡市神島5300番地の2

特別養護老人ホーム天神荘

社会福祉法人 天神会

理事長 伊 藤 蓮 華

笠岡市横島1896番地

特別養護老人ホーム瀬戸内荘

社会福祉法人 かぶと会

理事長 藤 井 洋 子

笠岡市神島外浦1番地の1

養護老人ホーム敬愛園

岡山県西部地区養護老人ホーム組合

管理者 笠岡市長 渡 邊 嘉 久

条例協定等 2-16 アマチュア無線による災害時応援協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟岡山県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。）

（目的）

第1条 この協定は、笠岡市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規程する災害の発生時に、笠岡市災害対策本部条例（昭和37年笠岡市条例第37号）に基づき災害対策本部が設置された場合において、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又はクラブ局を通じて組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（窓口連絡）

第6条 この協定の実施に関する連絡窓口は、甲においては笠岡市企画総務部総務人事課とし、乙においては岡山県支部事務局とする。

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年9月8日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 高木直矢

乙 岡山県都窪郡早島町若宮7-6
社団法人 日本アマチュア無線連盟
岡山県支部
支部長 竹鐘久治

条例協定等 2-18 災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と倉敷かさや農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定める緊急対処事態（以下「災害等」という。）発生時における被災者の生活の安定を図るため、流通在庫備蓄等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 笠岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 笠岡市外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、岡山県知事が救援に関する措置を実施し、笠岡市に協力要請があったとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表1に掲げる供給要請物資とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を別紙1の物資調達要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を別紙2の物資調達措置状況報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 措置に係る物資の搬入場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取り、物資を受領したことを記した文書を乙に交付するものとする。

（費用等）

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（ただし、措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用等の支払）

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支

払うものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者を別紙3の事務担当者名簿（以下「名簿」という。）により作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により、担当者に変更があったときは、すみやかに名簿を作成し、交換するものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲は、第1条の規定による要請その他この協定の履行に際し必要となる乙への連絡は、名簿により行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表1に掲げる全ての調達可能物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年12月18日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 高木直矢

乙 倉敷市西阿知1040番の5
倉敷かさや農業協同組合
代表理事組合長 三宅通

※ 協定締結先一覧

倉敷かさや農業協同組合	代表理事組合長 安藤憲男	倉敷市西阿知1040番の5
枝木商事(有)	代表取締役 枝木邦彦	笠岡市笠岡4295番地の6
(株)丸民	代表取締役 浜本薫子	笠岡市中央町17の12
ホリデイ(株)	代表取締役 廣井恭充	笠岡市笠岡5611番地
(株)ユーホー	店長 桑島浩司	笠岡市富岡9丁目146番地

別紙1 物資調達要請書

第 号
平成 年 月 日

殿

笠岡市長 高木 直矢
(担当：総務課)

災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達について（要請）

災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書第1条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、同協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所 及び運搬経路
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当 笠岡市総務課
電話 0865-69-2121

別紙2 物資調達措置状況報告書

平成 年 月 日

笠岡市長 高木 直矢 様
(総務課 扱い)

株式会社
(担当 :)

災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書第4条の規定により、当社の物資調達措置状況を次のとおり報告します。

記

措置状況 (措置を講じた物資の内訳)

品目	数量	品目	数量	品目	数量

別紙3 事務担当者名簿

平成 19 年 12 月 18 日

災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定書第 8 条の規定により、甲、乙それぞれの事務担当者を次のとおり報告します。

1 災害等発生時の（甲）の連絡先（連絡がとれない場合を考慮し、第 3 順位まで記入）

	所在地	担当部署	担当者名	連絡先 (TEL)	連絡先 (FAX)
1	笠岡市中央町 1 - 1	笠岡市災害 対策本部	総務課	0865-69-2119	0865-63-0228
2	笠岡市中央町 1 - 1	総務部	総務課	0865-69-2121	0865-63-0228
3	笠岡市中央町 1 - 1	災害対策用 携帯電話	総務課	080-1632-3101	0865-63-0228

2 災害等発生時の（乙）の連絡先（連絡がとれない場合を考慮し、第 3 順位まで記入）

	所在地	担当部署	担当者名	連絡先 (TEL)	連絡先 (FAX)
1					
2					
3					

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

--

※本報告書は、甲、乙 1 部ずつ所持する。

<別表 1>

供給要請物資（笠岡市が供給を要請する物資）

会社名：

平成 19 年 12 月 18 日現在

食糧・飲料水等

品 目	有無	品 目	有無	品 目	有無
おにぎり		弁当		パン	
飲料水		牛乳		調整粉乳	
缶詰		乾パン		カップメン	
レトルト食品		米穀		その他食料（ ）	

生活必需品等

品 目	有無	品 目	有無	品 目	有無
ガムテープ		ラップ		洗剤	
タオル		哺乳ビン		石けん	
軍手		毛布		洗面セット	
トイレットペーパー		生理用品		皿（紙皿）	
ちり紙		おむつ（紙）		茶碗	
ティッシュペーパー		さらし		コップ（紙コップ）	
マッチ		シャツ		箸	
ライター		下着類		スプーン	
ローソク		作業衣		バケツ	
懐中電灯		運動靴		ポリタンク	
乾電池		雨具			
ロープ		なべ			
ポリ袋		やかん			

品 目		品 目	有無	品 目	有無
救急セット		医薬品		石灰	
消毒液（クレゾール等）		その他（ ）			

※調達可能な物資（品目）の数量を記入ください。

条例協定等 2-19 災害等発生時の一次避難場所の提供に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と笠岡マルセン開発株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等発生時の一次避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の管理する駐車場及び立体駐車場（以下「駐車スペース」という。）を、被災者に対し、一次避難場所として提供することについて、次の事項により協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として、別紙1の一次避難場所要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置を講じるものとする。

（要請事項の範囲）

第4条 甲が乙に要請する一次避難所は、乙が指定する別表に掲げる駐車スペースとする。

（要請事項の費用負担）

第5条 甲が乙に要請する駐車スペースの使用については、費用負担は伴わないものとする。ただし、要請期間が長期にわたり、乙の業務に支障が生じる場合は、甲、乙協議して決定するものとする。

（要請事項の期間）

第6条 甲は、要請の必要が無くなった場合には、乙に対し直ちに要請の解除を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、別紙2の事務担当者名簿報告書により、連絡体制を定めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、第1条に掲げる店舗が閉店した場合には、この協定書は、効力を失う。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 19 年 12 月 18 日

甲 笠岡市中央町 1 番地の 1
笠岡市
笠岡市長 高 木 直 矢

乙 笠岡市笠岡 2388 番地
笠岡マルセン開発株式会社
代表取締役 奥 村 良 一

別紙1 一次避難場所要請書

第 号
平成 年 月 日

殿

笠岡市長 高木 直矢
(担当：総務課)

災害等発生時の一次避難場所の提供に関する要請について

災害等発生時の一次避難場所の提供に関する協定書第1条及び第2の規定により、次のとおり駐車場を一次避難場所として、協力を要請します。

記

要請する事項

要請期間	要請事項 (駐車場の一次避難場所使用)	要請台数	備考
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで(予定)			

担当 笠岡市総務課
電話 0865-69-2121

別紙2 事務担当者名簿報告書

平成 19 年 12 月 18 日

災害等発生時の一次避難場所の提供に関する協定書第7条の規定により、甲、乙それぞれの事務担当者名簿を次のとおり報告します。

1 災害等発生時の（甲）の連絡先（連絡がとれない場合を考慮し、第2順位まで記入）

	所在地	担当部署	担当者名	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)
1	笠岡市中央町 1-1	笠岡市災害 対策本部	総務課	0865-69-2119	0865-63-0228
2	笠岡市中央町 1-1	総務部	総務課	0865-69-2121	0865-63-0228

2 災害等発生時の（乙）の連絡先（連絡がとれない場合を考慮し、第2順位まで記入）

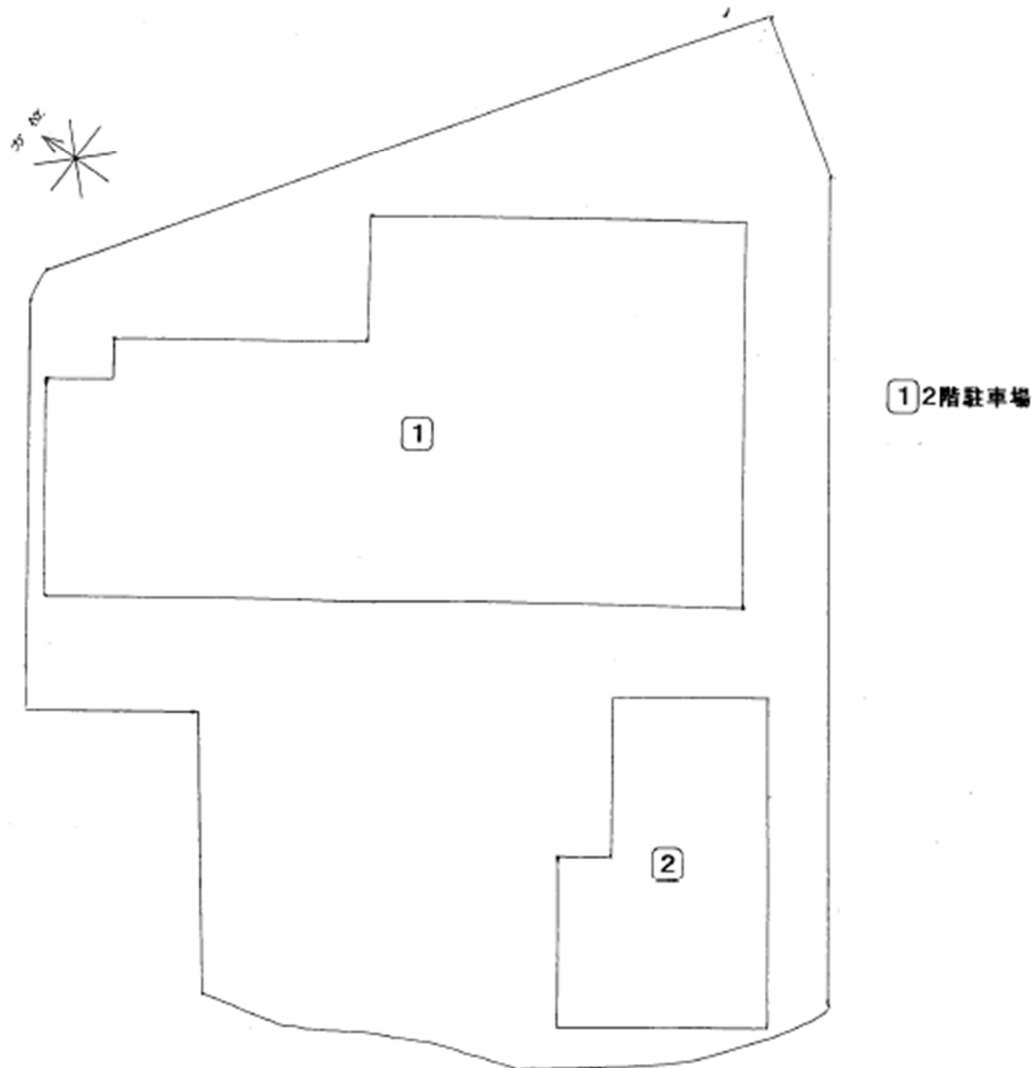
	所在地	担当部署	担当者名	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)
1					
2					

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

--

※ 本報告書は、甲、乙一部ずつ所持する。

別表 駐車スペース記入表



2 立体駐車場

2階

3階

4階

屋上



条例協定等 2-20 船舶による輸送等災害応援対策に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と岡山県水難救済会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請する時間がないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに様式第1号を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者の救助及び輸送に関する輸送業務
- (4) その他工が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、祖属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。

ただし、様式第2号で報告する時間がないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに様式第2号を送付するものとする。

（従業者の災害補償）

第6条 要請を發した甲は、この協定の基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の救難所員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合 条例第1号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（緊急連絡表の提出）

第7条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表を毎年1回甲に提出するもの

とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度
甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成21年1月15日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書
をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有す
る。

平成21年1月15日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
代表者 笠岡市長

乙 岡山県玉野市宇野1-27-1
岡山県水難救済会
代表者 会長

岡山県水難救済会会長 様

市長

船舶による輸送等災害応急対策業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務。

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 被災者の救助及び搬送に関する輸送業務

人 員	人 数	救助・搬送期間	救助・搬送区間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

4 その他の応急対策業務

市長 様

岡山県水難救済会会長

船舶による輸送等災害応急対策業務の実施状況の報告について

このことについて、船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従業人数	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務。

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従業人数	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

3 被災者の救助及び搬送に関する輸送業務

救助・搬送期日	人員	人数	救助・搬送区間	延べ救助・搬送回数	従業人数	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

4 その他の応急対策業務

条例協定等 2-21 災害時におけるアマチュア無線応援協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と西日本アマチュア無線ボランティアズ（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、笠岡市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害の発生時に、笠岡市災害対策本部条例（昭和37年笠岡市条例第37号）に基づき災害対策本部が設置された場合において、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う行動とする。

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又は会員局を通じて組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については、甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（窓口連絡）

第6条 この協定の実施に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課とし、乙においては西日本アマチュア無線ボランティアズ事務局とする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、情報の収集等により知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

また、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（補則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月10日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

乙 笠岡市神島4499番地
西日本アマチュア無線ボランティアズ
理事長

条例協定等 2-22 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定により、岡山県（以下「県」という。）が県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等（以下「災害等」という。）は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長（以下「要支援市町村長等」という。）が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等
- (2) 火災防御活動 消火活動
- (3) 救急活動 重篤傷病者の搬送及び緊急医療（救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合。）
- (4) 救助活動 人命救助のための特別な活動（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (5) 救援活動 救援物資、資機材、人員等の輸送

(運行時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運行時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センターに、消防防災ヘリコプター緊急運行要請書（別記様式1）により、電話、ファクシ

り等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時，場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職，氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

(消防防災ヘリによる支援)

第7条 知事は，前条の規定による要請を受けたときは，直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上，要支援市町村長等に対し，支援を行うことを回答するとともに，直ちに消防総裁ヘリを出動させるものとする。

2 知事は，災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し，かつ，要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは，前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合，知事は，速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は，次に掲げる理由により要請に応じることができないときは，その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運行ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

(消防防災航空隊の指揮)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において，災害現場における消防防災航空隊の指揮は，要支援市町村長等の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。ただし，消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは，その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(事前計画)

第9条 市町村等の長は，消防防災ヘリによる支援を受ける場合の事前計画を作成し，あらかじめ県知事に提出するものとする。その内容に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の事前計画の内容は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリの活動拠点としての最適な飛行場外離着陸場等の位置図等
- (2) 消防防災ヘリと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な措置
- (4) 消火及び救急援助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は，県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成 21 年 8 月 27 日

岡山県
岡山県知事 石井正弘

笠岡市
笠岡市長 高木直矢

別記様式 1

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 機 関	機関名	担当者職 氏 名 電 話
災 害 種 別	火災 救助 救急 救援 その他 ()	
要 請 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 等 発 生 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 等 発 生 場 所		指定地図 P 縦 横
緊 急 離 着 陸 上		指定地図 P 縦 横
使 用 可 能 水 利		指定地図 P 縦 横
災害発生現場の気象状況	天候 風向 風速 m / s 視程 m	
必 要 資 機 材 ・ 数 量		
現 場 最 高 指 揮 者	職氏名	無線局名
具体的な要請内容等		

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定変更協定

岡山県と笠岡市とは、平成21年8月27日付けで締結した岡山県消防防災ヘリコプター支援協定(以下「原協定」という。)の一部を次のように変更する協定を締結する。

(第4条の変更)

第1条 原協定第4条各号を次のように改める。

- (1)災害応急対策活動
- (2)火災防御活動
- (3)救急活動
- (4)救助活動

(第8条の変更)

第2条 原協定第8条を次のように改める。

(消防防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(第9条の削除等)

第3条 原協定中第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両方記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成26年3月24日

岡山県

岡山県知事 伊原 木 隆 太

笠岡市

笠岡市長 三 島 紀 元

条例協定等 2-23 災害時相互応援協定

笠岡市と美作市（以下「協定市」という）は、協定市内において災害が発生した場合に災害を受けた市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置または復旧措置が実施できない場合に、広域的な応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災地域の復旧対策事業において必要な職員の派遣
- (6) 全各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 応援を要請する被災市は、原則として、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号又は第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 全各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という）は、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対して、相互に応援するものとする。

- 2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の市が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成することができる。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市が負担する経費
 - ア 派遣期間中の派遣職員の人件費（時間外手当及び旅費については派遣期間終了後被災市に請求することができる）
 - イ 公務上の災害補償費
 - ウ 派遣職員等が被災市への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- (2) 被災市が負担する経費
 - ア 派遣職員等の宿泊に要する経費
 - イ 機械器具破損の修理、自動車等の燃料、派遣職員の被服等についての諸経費
 - ウ 応援物資の調達に要する経費

エ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の損害費等

- 2 被災市において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援市が、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合には、その金額は、応援市の収入とする。
- 4 第1項以外の経費分担については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

(応援時の責務)

第5条 応援市が職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食糧、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(連絡担当部局)

第6条 第1条に定める要請の円滑を図るため、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市が別に締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成21年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年9月1日

岡山県笠岡市中央町1番地の1
岡山県笠岡市長 高木直矢

岡山県美作市栄町38-2
岡山県美作市長 安東美孝

条例協定等 2-24 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と笠岡市長(以下「乙」という。)は、笠岡市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、笠岡市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、笠岡市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月8日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 笠岡市 笠岡市長 高木直矢

条例協定等 2-25 災害時における連絡体制および協力体制に関する協定

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定

笠岡市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災ラジオ、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- (4) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (5) 停電復旧の支障となる、がれき、車両およびその他物件の優先撤去
- (6) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供
- (7) 塩害発生時の電気設備水洗

2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与

(2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 甲または乙は、大規模災害が発生した場合、前条第1条・第3条および第4条の対応を円滑に行うため、乙から甲への要員派遣について協議するものとする。

派遣要員の職務は、停電状況および復旧状況等の甲への情報提供および第3条ならびに第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙が主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(協定の変更)

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この協定の実施に必要な細目については、甲および乙が協議のうえ、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

令和2年10月22日

甲 笠岡市中央町1番地の1
 笠岡市
 笠岡市長 小林 嘉文

乙 倉敷市中庄2293番地の2
 中国電力ネットワーク株式会社
 倉敷ネットワークセンター所長 森 能隆

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定の実施要綱

笠岡市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整えるものとする。

ただし、乙は、相互連絡体制下でない場合も、甲からの情報照会に対し、必要な情報提供を行うものとする。

（連絡方法）

第2条 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話および、ファクシミリ、電子メール等によるものとする。

なお、電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第3条 停電発生時には、別添様式により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第4条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、相互連絡体制を解除する。

（経費の負担）

第5条 甲および乙が本協定に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙がそれぞれで負担するものとする。

（土地の貸与）

第6条 本協定第4条第1項第4号および同条第2項第1号に定める土地の貸与は無償とし、借主は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

令和2年10月22日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 倉敷市中庄2293番地の2
中国電力ネットワーク株式会社
倉敷ネットワークセンター所長 森 能隆

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定の連絡先

[連絡責任者・連絡先]

○ 笠岡市

連絡先	連絡責任者・担当者	連絡番号
危機管理部 危機管理課	危機管理課長	電話 0865-69-2222 (0865-69-2119) (災害対策本部設置時) F A X 0865-69-2190
	危機管理係	

○ 中国電力ネットワーク株式会社

防災体制 発令前 (平時)	平日	倉敷 ネットワークセンター	副所長
	昼間	岡山 ネットワークセンター	総務課 地域・環境担当
	夜間・休日	NWサービスセンター	
防災体制発令中 (災害時)		岡山 ネットワークセンター	災害対策(準備) 本部広報班

(上表によらない場合は、体制発令時に連絡責任者・連絡方法を通知する。)

条例協定等 2 - 26 備後圏域自治体防災連絡会議設置要領

(目的)

第1条 住民生活の基本となる「安心・安全」の確保に向けて、広島県東部及び岡山県西部地区の自治体が、日常から情報交換などにより緊密な連携を図る中で、緊急時における相互支援体制を確立するため、備後圏域自治体防災連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、次に掲げる市町の防災担当課により構成する。

三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市（6市2町）

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 備後圏域の広域的な防災の課題解決に向けての取組に関すること。
- (2) 備後圏域連携協議会から提起された事項の調査研究及び事業推進に関すること。
- (3) その他会議が必要と認める事項に関すること。

(会議の開催)

第4条 会議の開催は構成市町の輪番制とし、提出議題の調整と進行は開催地の市町が当たる。

2 会議は年2回程度開催する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、福山市企画総務局総務部危機管理防災課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、構成市町で協議する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

条例協定等 2-27 災害時の相互応援に関する協定書（三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町，井原市）

備後圏域連携協議会を組織する市町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町の区域内において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市町が、相互に応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内に災害が発生し、被災市町独自では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 協定市町は、被災市町から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災市町における被害が甚大と認められる場合には、協定市町は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 協定市町は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続等）

第5条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定市町の連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 この協定に基づき、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、備後圏域自治体防災連絡会議を設置し、災害時の相互応援について定期的に研究及び協議を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2012年(平成24年)7月20日

三原市長	五藤	康之
尾道市長	平谷	祐宏
福山市長	羽田	皓
府中市長	伊藤	吉和
世羅町長	山口	寛昭
神石高原町長	牧野	雄光
笠岡市長	三島	紀元
井原市長	瀧本	豊文

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定第6条第1項に定める経費のうち、第3条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした協定市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第6条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号及び第2号並びに第4号の資機材（同条第4号の車両、舟艇を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の施設の提供に係るもの	借上料
第3条第6号の特に要謂のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした協定市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

条例協定等 2-28 笠岡市防災基本条例

〔平成 25 年 3 月 28 日
条例 第 11 号〕

災害から生命、身体及び財産を守り、安心して暮らすことは、市民共通の願いである。本市では、平成 16 年の大潮満潮時における台風襲来によって、住宅などへの浸水が 1,000 棟を超えるなど大規模な被害を記録したほか、今後も地球温暖化に伴う気候変動等によって、大雨や集中豪雨の増加、台風の大型化などが懸念されている。

また、わが国は、世界有数の地震大国であり、本市にも甚大な被害をもたらす地震等が発生すると予想されている。

こうした自然災害に対し、被害を最小限にとどめるためには、これまで以上に防災意識の高揚を図り、市民、自主防災組織、事業者、市、関係機関等が相互に連携し、協働して災害対策に取り組んでいく必要があることから、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策に関する基本理念を定めるとともに、過去幾多の大災害における教訓から、災害に因る被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を防災の基本方針として、市民、自主防災組織、事業者及び市の責務を明らかにし、誰もが連携及び協力して迅速な対応を図ることができる、災害に強い、安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害を最小限にとどめるための対策、取組及び施策をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいう。
- (4) 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、当該地域の住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む法人又は個人をいう。
- (6) 関係機関 国、県、警察、消防といった公共機関及び消防団、婦人防火クラブに代表される地域に組織された団体組織をいう。
- (7) 笠岡市地域防災計画 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成した市域に係る防災に関する計画をいう。
- (8) 災害時要援護者 高齢者、障害者等災害時に援護について特に配慮を要する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民、自主防災組織、事業者、市、関係機関等は、次に掲げる理念に基づき、その責務を果たすとともに、相互に連携し、協働して災害対策を実施するものとする。

- (1) 市民が自らの安全を自らで守る「自助」の理念
- (2) 市民、自主防災組織、事業者等が地域において互いに助け合う「共助」の理念
- (3) 市、関係機関等が市民の生命、身体及び財産を災害から保護する「公助」の理念

(市民の責務)

第 4 条 市民は、災害に関する教訓を後世へ伝えるとともに、平常時から家庭内において災害時の避難や連絡の方法等について話し合い、自助の理念に基づく災害対策の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、災害による被害を最小限にとどめるため、自らが所有する建築物の耐震性の強化、地震による家具等の転倒防止を行うなど安全策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市民は、災害に備え、最寄りの避難所及び避難経路の確認に努め、災害発生時には、危険を感じたら速やかに自主避難するとともに、市が発する緊急情報等に注意し、避難勧告、避難指示等が発令されたときは、直ちにこれに応ずるものとする。

- 4 市民は、自らが居住する地域を守るため、積極的に自主防災組織の結成に取り組むとともに、自主防災組織、事業者、市、関係機関等が実施する災害対策、防災に関する学習会及び防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。
- 5 市民は、市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

- 第5条 自主防災組織は、防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策及び避難誘導、初期消火、救出救護など、共助の理念に基づく災害対策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 自主防災組織は、市、関係機関等の連携のもと、地域内の災害時要援護者等と密な連絡を図り、速やかな避難体制の構築に努めるものとする。
 - 3 自主防災組織は、市、関係機関等が実施する災害対策に協力するとともに、地域住民の安全確保に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、災害への備えとして、事前に危険要因を把握し、危険要因排除等の対策、災害時の初期活動のための準備を行うなど、自主防災活動の取組に努めるものとする。
- 2 事業者は、市内区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保し、事業を継続することができるよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、共助の理念に基づき、市民、自主防災組織等と連携し、地域住民の安全が確保できるよう体制の整備に努めるものとする。
 - 4 事業者は、市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第7条 市は、基本理念の適切な運用について検証し、その促進が図られるよう笠岡市地域防災計画に検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保に努めなければならない。
- 2 市は、市民の知恵及び情報を防災にいかす自主防災組織の結成及び育成の支援に努めなければならない。
 - 3 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民の防災に関する意識の向上に努めなければならない。
 - 4 市は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めなければならない。
 - 5 市は、公助の理念に基づき、関係機関等と連携して、災害の予防、応急対策、災害復旧等に関する各種災害対策を推進することにより、災害に強いまちを築くよう努めなければならない。
 - 6 市は、災害等に関する緊急情報を早期かつ正確に把握し、市民、自主防災組織、事業者等が当該情報を入手できる体制の整備及び充実に努めなければならない。
 - 7 市は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときは、笠岡市地域防災計画に基づき、避難誘導、避難所の開設等を行うほか、市民等への迅速な広報に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例協定等 2-29 非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡高等学校）

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県立笠岡高等学校（以下「学校」という。）は、台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、市が、学校の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに市及び学校双方のいずれかの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 市が避難所として利用できる施設は、体育館、千鳥会館及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

2 市は、学校の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 市は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、学校の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 市は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、学校の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、市の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、学校は市に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、市の負担とする。

2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合

はこの限りではない。

2 地震の場合は、市及び学校が協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 市は、学校が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 市は、学校の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後、学校に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、市及び学校が協議して定めるものとする。

市と学校は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 9 月 26 日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

笠岡市笠岡3073番地の2
岡山県立笠岡高等学校
校長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 笠岡市長（以下「市長」という。）は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立笠岡高等学校長（以下「校長」という。）に連絡し確認するものとする。

ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、岡山県立笠岡高等学校（以下「学校」という。）職員が在勤のときは、学校は直ちに受け入れ、笠岡市（以下「市」という。）に連絡する。学校職員が不在のときは、市は職員を派遣し、地域住民を避難させるとともに学校に連絡するものとする。併せて、警備会社に連絡を入れることとする。

- (2) 校長は前号により市から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を学校に派遣するものとする。

イ 派遣職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

3 その他

- (1) 市及び学校は、避難所に係る担当者を定め、双方に届け出ること。また、担当者が変更になった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

- (2) 学校は、協定書第3条により指定した施設の鍵を、協定期間中、市に貸与する事とする。ただし、カードキーについては、この限りではない。市は、貸与を受けた鍵について、管理責任者を定め学校に届け出る事とする。

- (3) 地域住民が学校を使用し防災訓練を実施する場合、教育財産使用許可申請書を学校に提出し許可を受けるとともに、市は、職員を派遣するものとする。

条例協定等 2 - 30 非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡商業高等学校）

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県立笠岡商業高等学校（以下「学校」という。）は、台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、市が、学校の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに市及び学校双方のいずれかの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 市が避難所として利用できる施設は、体育館、吸江会館及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

2 市は、学校の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 市は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、学校の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 市は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、学校の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、市の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、学校は市に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、市の負担とする。

2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は、避難勧告発令の日から

同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は、市及び学校が協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 市は、学校が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 市は、学校の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後、学校に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、市及び学校が協議して定めるものとする。

市と学校は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 9 月 26 日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

笠岡市笠岡3203番地
岡山県立笠岡商業高等学校
校長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 笠岡市長（以下「市長」という。）は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立笠岡商業高等学校長（以下「校長」という。）に連絡し確認するものとする。

ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、岡山県立笠岡商業高等学校（以下「学校」という。）職員が在勤のときは、学校は直ちに受け入れ、笠岡市（以下「市」という。）に連絡する。学校職員が不在のときは、市は職員を派遣し、地域住民を避難させるとともに学校に連絡するものとする。併せて、警備会社に連絡を入れることとする。

- (2) 校長は前号により市から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を学校に派遣するものとする。

イ 派遣職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

3 その他

- (1) 市及び学校は、避難所に係る担当者を定め、双方に届け出ること。また、担当者が変更になった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

- (2) 学校は、協定書第3条により指定した施設の鍵を、協定期間中、市に貸与する事とする。ただし、カードキーについては、この限りではない。市は、貸与を受けた鍵について、管理責任者を定め学校に届け出る事とする。

- (3) 地域住民が学校を使用し防災訓練を実施する場合、教育財産使用許可申請書を学校に提出し許可を受けるとともに、市は、職員を派遣するものとする。

条例協定等 2-31 非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山県立笠岡工業高等学校）

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県立笠岡工業高等学校（以下「学校」という。）は、台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、市が、学校の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに市及び学校双方のいずれかの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 市が避難所として利用できる施設は、体育館、武道場、Fuji Hall、みたけ会館及び運動場とする。ただし、洪水や津波等により浸水が予想される場合には、利用できない。また、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

2 市は、学校の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 市は、災害時において避難所として開設する必要があるが生じた場合、学校の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 市は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、学校の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、市の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、学校は市に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、市の負担とする。

2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は、避難勧告発令の日から

同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は、市及び学校が協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 市は、学校が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 市は、学校の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後、学校に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、市及び学校が協議して定めるものとする。

市と学校は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 9 月 26 日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

笠岡市横島808番地
岡山県立笠岡工業高等学校
校長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 笠岡市長（以下「市長」という。）は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立笠岡工業高等学校長（以下「校長」という。）に連絡し確認するものとする。

ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、岡山県立笠岡工業高等学校（以下「学校」という。）職員が在勤のときは、学校は直ちに受け入れ、笠岡市（以下「市」という。）に連絡する。学校職員が不在のときは、市は職員を派遣し、地域住民を避難させるとともに学校に連絡するものとする。併せて、警備会社に連絡を入れることとする。

- (2) 校長は前号により市から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を学校に派遣するものとする。

イ 派遣職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

3 その他

- (1) 市及び学校は、避難所に係る担当者を定め、双方に届け出ること。また、担当者が変更になった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

- (2) 学校は、協定書第3条により指定した施設の鍵を、協定期間中、市に貸与する事とする。ただし、カードキーについては、この限りではない。市は、貸与を受けた鍵について、管理責任者を定め学校に届け出る事とする。

- (3) 地域住民が学校を使用し防災訓練を実施する場合、教育財産使用許可申請書を学校に提出し許可を受けるとともに、市は、職員を派遣するものとする。

条例協定等 2-32 非常災害時における避難施設利用に関する協定書（岡山龍谷高等学校）

笠岡市（以下「市」という。）と岡山龍谷高等学校（以下「学校」という。）は、台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、市が、学校の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成28年9月16日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに市及び学校双方のいずれかの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 市が避難所として利用できる施設は、1号館から6号館、体育館及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

2 市は、学校の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 市は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、学校の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 市は、前条に規定する避難所を開設する際、学校施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、学校の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、市の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、学校は市に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、市の負担とする。

2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は、避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は、市及び学校が協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 市は、学校が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 市は、学校の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後、学校に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、市及び学校が協議して定めるものとする。

市と学校は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 9月16日

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文

笠岡市笠岡874番地

岡山龍谷高等学校

校長 津田 美津子

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 笠岡市長（以下「市長」という。）は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山龍谷高等学校長（以下「校長」という。）に連絡し確認するものとする。

ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、岡山龍谷高等学校（以下「学校」という。）職員が在勤のときは、学校は直ちに受け入れ、笠岡市（以下「市」という。）に連絡する。学校職員が不在のときは、市は職員を派遣し、地域住民を避難させるとともに学校に連絡するものとする。併せて、警備会社に連絡を入れることとする。

- (2) 校長は前号により市から連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を学校に派遣するものとする。

イ 派遣職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市は、施設の管理運営に支障が生じないように避難住民を指導しなければならない。

3 その他

- (1) 市及び学校は、避難所に係る担当者を定め、双方に届け出ること。また、担当者が変更になった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- (2) 学校は、協定書第3条により指定した施設の鍵を、協定期間中、市に貸与する事とする。ただし、カードキーについては、この限りではない。市は、貸与を受けた鍵について、管理責任者を定め学校に届け出る事とする。
- (3) 地域住民が学校を使用し防災訓練を実施する場合、学校施設使用許可申請書を学校に提出し許可を受けるとともに、市は、職員を派遣するものとする。

条例協定等 2-33 災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書(岡山県立西備支援学校)

笠岡市(以下「市」という。)と岡山県立西備支援学校(以下「学校」という。)は、市及び学校間において、災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、災害時において市が学校の管理する施設の一部を、被災した介護を要する障害者・児を対象とした二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 本協定に係る用語については、以下のとおりとする。

- (1) 福祉避難所 福祉避難所とは、災害時に特別な配慮を必要とする障害者・児及びその家族または介護者が支障なく避難生活を送ることができるものである。また、災害時に開設される一次避難所での避難者の状況を判断した上で開設されるものであり、最初から避難所として使用するものではない。
- (2) 二次避難所 二次避難所とは、地域の自主防災組織が定める一時避難所、市が公立小中学校等を指定する一次避難所に次ぐもので、一時避難所及び一次避難所と重複するものでない避難所をいう。

(福祉避難所利用対象者)

第3条 学校の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、被災した介護を要する障害者・児及びその家族または介護者とする。

ただし、その家族または介護者は原則1名とするが、状況に応じて複数人でも受け入れるものとする。

- 2 市は、学校の管理する施設に福祉避難所を設置する必要があるときは、当該対象者の氏名、住所等について笠岡市健康福祉部長(以下「部長」という。)を通じて遅滞なく学校に通知するものとする。

(福祉避難所として利用できる施設)

第4条 福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
笠岡市東大戸 5075-1	岡山県立西備支援学校

- 2 前項で定める利用できる施設のうち、避難場所として使用する場所については、肢体不自由部棟及び宿泊訓練棟とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

(福祉避難所の開設)

第5条 市は、福祉避難所を開設する必要があるときは、部長を通じて前条第2項に定められた場所について、その被害状況を学校に確認の上、福祉避難所として開設できるものとする。

(開設の許可)

第6条 市は、前条に規定する避難所を開設する際は、教育財産使用許可申請書（様式第9号）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出できないときは、前項の規定にかかわらず、学校の第4条第2項に定める場所を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（利用対象者の移送）

第7条 福祉避難所利用対象者の移送については、市の責任において行うものとする。

（福祉避難所の管理運営等）

第8条 災害時の福祉避難所の管理運営については、市の責任において行うものとする。

2 市は、その設置及び管理運営について、学校に協力を要請することができる。

3 第4条第2項に規定する場所を、市が福祉避難所として運営する間において、第1項に規定する管理運営に起因して、福祉避難所利用者が負傷等の損害を被ったときは、市の負担により賠償等を行うものとする。

（専門職の配置）

第9条 福祉避難所に必要な介護等の専門職については、市が確保するものとする。

（必要な物資の調達等）

第10条 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、市が調達するものとする。

（費用負担）

第11条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用及び市の要請に基づき学校が提供した内容に係る費用については、市の負担とする。

2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、原状回復に必要な経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第12条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は市及び学校が協議の上決定するものとし、市は学校に再度教育財産使用許可申請書を提出するものとする。以後もまた同様とする。

（福祉避難所解消の努力）

第13条 市は、学校が早期に通常の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）

第14条 市は、学校が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了するときは、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後に、学校に引き渡すものとする。

（有効期間）

第15条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに市又は学校が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第16条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，市及び学校が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として，本書2通を作成し，市，学校両者記名押印の上，各自1通を保有する。

平成 25 年 9 月 26 日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

笠岡市東大戸5075番地の1
岡山県立西備支援学校
校 長

条例協定等 2-34 災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（障がい者施設）

笠岡市（以下「市」という。）と社会福祉法人天神会が運営する障害者支援施設このしま荘（以下「このしま荘」という。）は、災害発生時において、一次避難所生活において特別な配慮を要する障害者・児及びその家族または介護者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、このしま荘内に被災した要援護者等を避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所受入れ等）

第2条 受入れの対象となる者は、市が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等とする。

2 市は、要援護者等であると判断したときは、このしま荘に対し、笠岡市健康福祉部長を通じて受入れを要請するものとする。

3 このしま荘は、前項の要請があったときは、当該要援護者等の受入れの可否を速やかに判断し、その結果を市に連絡するものとする。

4 市は、受入れ決定の際には、本人又は家族の同意を得た上で、要援護者等の受入れに必要な情報をこのしま荘に提供するものとする。

5 このしま荘は、第2項の要請がない場合において、直接このしま荘に避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）をこのしま荘の判断により施設に受け入れたときは、遅滞なく市に報告しなければならない。この場合において、市は、当該避難者が福祉避難所での避難生活が必要であると認めるときは、当該避難者は第2項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第3条 前条第2項の要請に基づく要援護者等の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、市及びこのしま荘が協議の上、決定するものとする。

（要援護者等の移送）

第4条 福祉避難所への移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると市が判断した場合は、市が要援護者等を移送するものとする。

2 このしま荘は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者等の移送について、可能な範囲で市に協力するように努めるものとする。

（福祉避難所の設置運営等）

第5条 このしま荘は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る月毎の請求

(物資の提供等)

第6条 こうのしま荘は、受け入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を可能な限り提供するとともに、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 市は、このしま荘に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な費用の負担については、市及びこのしま荘協議の上、決定するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 こうのしま荘は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第9条 こうのしま荘は、この協定による業務を履行する上で知り得た要援護者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者等が、福祉サービス及び保健医療サービスを受ける場合に、各サービス機関との調整において要援護者等の状況を説明する必要がある場合
- (2) 要援護者等が、医療機関等に心身等の情報を説明する緊急の必要がある場合
- (3) その他、生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 こうのしま荘は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名・滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他このしま荘が直接支払いを行ったものに要した費用

(協定の解除)

第11条 市は、このしま荘がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、この協定を解除することができる。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに市又はこのしま荘が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及びこのしま荘協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、市及びこのしま荘両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

岡山県笠岡市神島3626番地の7
社会福祉法人 天神会
理事長 岡崎利治

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 こうのしま荘は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 こうのしま荘は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 こうのしま荘は、この協定による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第4 こうのしま荘は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を履行するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 こうのしま荘は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 こうのしま荘は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 市は、このしま荘がこの協定による業務を行うに当たり、個人情報の取扱い状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 こうのしま荘は、この協定による業務を処理するために市から貸与され、又はこのしま荘が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 こうのしま荘は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 こうのしま荘は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職

後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 こうのしま荘がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより市が損害を被ったときは、市は直ちにこの協定を解除するものとし、このしま荘はその損害を賠償しなければならない。

協定締結先一覧

名称	所在地	経営主体	理事長
障害者支援施設 こうのしま荘	〒714-0044 神島 3628 番地 3	社会福祉法人天神会	岡崎利治
障害者支援施設 ときわ	〒714-0075 有田 1778 番地	社会福祉法人敬業会	江草安彦
障害者支援施設 笠岡学園	〒714-0057 金浦 754 番地 1	社会福祉法人笠岡市 社会福祉事業会	坂本公明

条例協定等 2-35 災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書（特養施設）

笠岡市（以下「市」という。）と社会福祉法人サンフェニックスが運営する特別養護老人ホーム三愛園（以下「三愛園」という。）は、災害発生時において、一次避難所生活において特別な配慮を要する高齢者及びその家族（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、三愛園内に被災した要援護者等を避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所受入れ等）

第2条 受入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など、市が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等とする。

2 市は、要援護者等であると判断したときは、三愛園に対し、笠岡市健康福祉部長を通じて受入れを要請するものとする。

3 三愛園は、前項の要請があったときは、当該要援護者等の受入れの可否を速やかに判断し、その結果を市に連絡するものとする。

4 市は、受入れ決定の際には、本人又は家族の同意を得た上で、要援護者等の受入れに必要な情報を三愛園に提供するものとする。

5 三愛園は、第2項の要請がない場合において、直接三愛園に避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を三愛園の判断により施設に受け入れたときは、遅滞なく市に報告しなければならない。この場合において、市は、当該避難者が福祉避難所での避難生活が必要であると認めるときは、当該避難者は第2項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第3条 前条第2項の要請に基づく要援護者等の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、市及び三愛園が協議の上、決定するものとする。

（要援護者等の移送）

第4条 福祉避難所への移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると市が判断した場合は、市が要援護者等を移送するものとする。

2 三愛園は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者等の移送について、可能な範囲で市に協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の設置運営等）

第5条 三愛園は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る月毎の請求

(物資の提供等)

第6条 三愛園は、受け入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を可能な限り提供するとともに、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 市は、三愛園に対し、災害救助法(昭和22年法律第118号)等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な費用の負担については、市及び三愛園協議の上、決定するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 三愛園は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第9条 三愛園は、この協定による業務を履行する上で知り得た要援護者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者等が、福祉サービス及び保健医療サービスを受ける場合に、各サービス機関との調整において要援護者等の状況を説明する必要がある場合
- (2) 要援護者等が、医療機関等に心身等の情報を説明する緊急の必要がある場合
- (3) その他、生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 三愛園は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名・滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他三愛園が直接支払いを行ったものに要した費用

(協定の解除)

第11条 市は、三愛園がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、この協定を解除することができる。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに市又は三愛園が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及び三愛園協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、市及び三愛園両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721番地
社会福祉法人 サンフェニックス
理事長 檜崎幹雄

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 三愛園は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 三愛園は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 三愛園は、この協定による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第4 三愛園は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を履行するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 三愛園は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 三愛園は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 市は、三愛園がこの協定による業務を行うに当たり、個人情報の取扱い状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 三愛園は、この協定による業務を処理するために市から貸与され、又は三愛園が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 三愛園は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 三愛園は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後にお

いても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 三愛園がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより市が損害を被ったときは、市は直ちにこの協定を解除するものとし、三愛園はその損害を賠償しなければならない。

協定締結先一覧

名称	所在地	経営主体	理事長
特別養護老人ホーム 三愛園	〒714-0081 笠岡 1080-1	社会福祉法人 サンフェニックス	檜崎幹雄
特別養護老人ホーム 瀬戸内荘	〒714-0043 横島 1896 番地	社会福祉法人 かぶと会	阿曾沼由加里
特別養護老人ホーム 天神荘	〒714-0044 神島 3626 番地 7	社会福祉法人天神会	岡崎利治

条例協定等 2-36 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と笠岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 市は、災害対策基本法及び笠岡市地域防災計画の規定により災害対策本部が設置され、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、速やかに社協に対し災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、笠岡市老人福祉センター内とする。ただし、市は、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。
2 市は、社協が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と認めるときは、社協と協議の上、その設置場所の確保に努めるものとする。

（連携及び協力）

第4条 社協は、災害対策本部に職員を派遣し、相互に連携及び協力し、センターの設置及び運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

（災害ボランティアの定義）

第5条 この協定書において、災害ボランティアとは、センターにおいて、次条の各号に規定する活動に従事するため、名簿に登録された者をいう。

（センターの活動）

第6条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。
(1) 災害時及び平常時の災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
(2) 災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関すること。
(3) 災害時要支援者又は自宅避難者に対する支援及び協力に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、災害応急対応及び復興に関する支援に関すること。

（平常時の協力）

第7条 社協は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、市は、社協に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
2 市及び社協は、平常時から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資機材等の確保）

第8条 市及び社協は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を、相互に協力

して確保するものとする。

(損害補償)

第9条 社協は、第5条の名簿に登録された災害ボランティアが災害時における災害応急対応及び復興活動等に関して指定する保険に加入させなければならない。

(費用負担)

第10条 センターの運営に関する必要な費用は、市が負担するものとする。

2 社協は、前項の費用の内訳について、市の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(報告)

第11条 市は、社協にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、市及び社協が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに市及び社協双方のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

市と社協は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年1月17日

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 三 島 紀 元

笠岡市十一番町15番地

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

会 長 高 橋 昌 文

条例協定等 2-37 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県企業局（以下「企業局」という。）は、震度6弱以上の地震が発生又は津波警報が気象庁から発表された場合において、地域住民の安全確保のための一時避難場所（以下「避難場所」という。）としての施設利用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、市が、企業局の管理する笠岡浄水場の一部を避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに市及び企業局の双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難場所として利用できる施設の周知）

第3条 市が避難場所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
笠岡市金浦 454	笠岡浄水場

2 前項で定める利用できる施設のうち、避難者が使用する場所については、別添図面で示す範囲とする。

3 市は、企業局の管理する施設のうち前項の施設の範囲について地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の開設）

第4条 市は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、企業局の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 市は、前条に規定する避難場所を開設する際、笠岡浄水場使用許可申請書を企業局に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず企業局の承認した施設を避難場所として開設することができるものとする。ただし、市は、企業局に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難場所の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、市が責任をもって行う。

2 笠岡浄水場の鍵については、門扉と建物の鍵を市に預ける。

3 避難所内において発生した事故等による死亡、負傷、損害等については、企業局は責任を負わない。

(費用負担)

第7条 避難場所の管理運営に係る経費は、市の負担とする。

2 市は、避難者が企業局の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第8条 避難場所の開設期間は、原則として震度6弱以上の地震が発生又は津波警報が気象庁から発表された時点から、企業局によるライフライン復旧作業が開始されるまでの2～3日間とする。ただし、状況により期間を変更する必要がある場合はこの限りではない。

(避難場所解消への努力)

第9条 市は、企業局が早期にライフライン復旧作業を開始できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(避難場所の終了)

第10条 市は、企業局の管理する施設について避難場所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、企業局の確認を受けた後、企業局に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度市及び企業局が協議して定めるものとする。

市と企業局は、この協定締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

市 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

企業局 岡山県倉敷市連島町西之浦5912-3

岡山県企業局工業用水道事務所
所長 寺 尾 章

条例協定等 2-38 災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と社会福祉法人緑風会が運営する小規模特別養護老人ホームみどりの丘（以下「みどりの丘」という。）は、災害発生時において、一次避難所生活において特別な配慮を要する高齢者及びその家族（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、みどりの丘内に被災した要援護者等を避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所受入れ等）

第2条 受入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など、市が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等とする。

2 市は、要援護者等であると判断したときは、みどりの丘に対し、笠岡市健康福祉部長を通じて受入れを要請するものとする。

3 みどりの丘は、前項の要請があったときは、当該要援護者等の受入れの可否を速やかに判断し、その結果を市に連絡するものとする。

4 市は、受入れ決定の際には、本人又は家族の同意を得た上で、要援護者等の受入れに必要な情報をみどりの丘に提供するものとする。

5 みどりの丘は、第2項の要請がない場合において、直接みどりの丘に避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）をみどりの丘の判断により施設に受け入れたときは、遅滞なく市に報告しなければならない。この場合において、市は、当該避難者が福祉避難所での避難生活が必要であると認めるときは、当該避難者は第2項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第3条 前条第2項の要請に基づく要援護者等の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、市及びみどりの丘が協議の上、決定するものとする。

（要援護者等の移送）

第4条 福祉避難所への移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると市が判断した場合は、市が要援護者等を移送するものとする。

2 みどりの丘は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者等の移送について、可能な範囲で市に協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の設置運営等）

第5条 みどりの丘は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援

(2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る月毎の請求

（物資の提供等）

第6条 みどりの丘は、受け入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を可能な限り提供するとともに、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 市は、みどりの丘に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な費用の負担については、市及びみどりの丘協議の上、決定するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 みどりの丘は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第9条 みどりの丘は、この協定による業務を履行する上で知り得た要援護者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者等が、福祉サービス及び保健医療サービスを受ける場合に、各サービス機関との調整において要援護者等の状況を説明する必要がある場合

(2) 要援護者等が、医療機関等に心身等の情報を説明する緊急の必要がある場合

(3) その他、生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 みどりの丘は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる。

記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

(1) 要援護者等の氏名・滞在期間等

(2) 要援護者等に提供した食事や物資の数量・価格等

(3) その他みどりの丘が直接支払いを行ったものに要した費用

(協定の解除)

第11条 市は、みどりの丘がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、この協定を解除することができる。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに市又はみどりの丘が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及びみどりの丘協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、市及びみどりの丘両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 6月20日

岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島紀元

岡山県笠岡市笠岡5102番地1
社会福祉法人緑風会
理事長 小野アイコ

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 みどりの丘は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 みどりの丘は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 みどりの丘は、この協定による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第4 みどりの丘は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を履行するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 みどりの丘は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 みどりの丘は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 市は、みどりの丘がこの協定による業務を行うに当たり、個人情報の取扱い状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 みどりの丘は、この協定による業務を処理するために市から貸与され、又はみどりの丘が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 みどりの丘は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 みどりの丘は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 みどりの丘がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより市が損害を被ったときは、市は直ちにこの協定を解除するものとし、みどりの丘はその損害を賠償しなければならない。

協定締結先一覧

名称	所在地	経営主体	理事長
小規模特別養護老人ホームみどりの丘	〒714-0081 笠岡 5128 番地 1	社会福祉法人 緑風会	小野アイコ
特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘	〒714-0004 関戸 837 番地 1	社会福祉法人 経山会	小野泰弘

条例協定等 2-39 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。

3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。

4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

（自主応援）

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

3 協議会に、幹事会を置く。

4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)

2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 4日

岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市
岡山市長 大森 雅夫

倉敷市
倉敷市長 伊東 香織

津山市
津山市長 宮地 昭範

玉野市
玉野市長 黒田 晋

笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

井原市
井原市長 瀧本 豊文

総社市
総社市長 片岡 聡一

高梁市
高梁市長 近藤 隆則

新見市
新見市長 石垣 正夫

備前市
備前市長 吉村 武司

瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市
赤磐市長 友實 武則

真庭市
真庭市長 太田 昇

美作市
美作市長 萩原 誠司

浅口市
浅口市長 栗山 康彦

和気町
和気町長 大森 直徳

早島町
早島町長 中戸 哲生

里庄町
里庄町長 大内 恒章

矢掛町
矢掛町長 山野 通彦

新庄村
新庄村長 笹野 寛

鏡野町
鏡野町長 山崎 親男

勝央町
勝央町長 水嶋 淳治

奈義町
奈義町長 花房 昭夫

西粟倉村
西粟倉村長 青木 秀樹

久米南町
久米南町長 河島 建一

美咲町
美咲町長 定本 一友

吉備中央町
吉備中央町長 山本 雅則

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成26年7月4日に締結した岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(応援要請等の様式)

第2条 協定第2条第6項に規定する文書は、様式第1-1号から第2-4号までとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項の経費のうち、協定第1条第1号に定める人員(以下「応援職員」という。)の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 受援市町村が負担する経費の額は、応援を実施した県及び市町村が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の合計額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を実施した県又は市町村の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては受援市町村が、受援市町村への往復の途中において生じたものについては応援を実施した県又は市町村が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

2 応援職員は、県名又は応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(応援に要した経費の請求)

第4条 応援を実施した県又は市町村は、協定第4条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を、受援市町村に請求する。

(1) 提供した備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 提供した車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、知事名又は応援を実施した市町村の市町村長名による請求書に係る書類を添付して、受援市町村の長に対して行うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合の応援に要した経費の請求については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

条例協定等 2-40 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と公益社団法人 岡山県柔道整復師会（以下「柔道整復師会」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害の発生により笠岡市内に避難所が設置された場合において、市の要請に基づき、設置された避難所に柔道整復師会が柔道整復師会の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める風水害、地震等をいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所に避難し、骨折、脱臼、打撲、捻挫及び筋・腱の挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

（支援要請）

第3条 市は、災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、対象者の存在を多数把握した場合に、柔道整復師会に対して、市が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、市が柔道整復師会に対し、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファクシミリ等により要請できるものとする。

3 柔道整復師会は、市からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施術

（2）対象者の入院、通院等、医療の必要性の判断

（3）避難所生活における柔道整復施術的アドバイス

（支援期間）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所が解散するまでの間で、市及び柔道整復師会が協議し、決定する。

（経費及び補償）

第6条 支援に関する施術費用については、無料とする。ただし、衛生材料、包帯、薬剤等の柔道整復師会がやむを得ず要した経費については、市が所要の実費を負担するものとする。

2 市は、柔道整復師会が避難所に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償するものとし、補償内容については、市及び柔道整復師会が協議する。

（避難所への派遣可能人数）

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、市及び柔道整復師会が協議するものとする。

（個人情報保護）

第8条 柔道整復師会及び支援者は、避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た対象者、その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の1か月前までに、市又は柔道整復師会から書面による解約の申出がない場合には、さらにこの協定を1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、疑義が生じたときは、市及び柔道整復師会が協議して、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年7月31日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

岡山市北区天神町8-28
公益社団法人 岡山県柔道整復師会
会 長

条例協定等 2-41 自然災害発生時における物資の調達に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「コープ」という。）とは、自然災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める風水害、地震等をいう。

（要請）

第2条 市は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、コープに対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）笠岡市内に災害が発生したとき。
- （2）笠岡市内で災害が発生するおそれがあるとき。

（物資の範囲）

第3条 市がコープに供給を要請する物資は、別表1に掲げる供給要請物資とする。

（要請の方法）

第4条 市は、第2条の規定による要請を別紙1の物資調達要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 コープは、第2条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに市に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を別紙2の物資調達措置状況報告書により市に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 措置に係る物資の搬入場所及び運搬経路は、市が災害等の状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則としてコープが行うものとする。ただし、コープが運搬することが困難と認められる場合は、市の指定する者が行うものとする。

2 市は、当該集積場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取り、物資を受領したことを記した文書をコープに交付するものとする。

（費用等）

第7条 措置により市が供給を受けた物資の対価及びコープが行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、市が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬終了後、コープの提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（ただし、措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、市とコープで協議して決定するものとする。

（費用等の支払）

第8条 コープは、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を市に提出するものとする。

2 市は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 コープが第2条に定める業務をおこない、その業務に従事したことにより、従事

者が死亡その他の事故が生じたときは、従事者の過失がない場合に、その損害を市が補償する。

ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、市は損害補償を行なわない。

（担当者名簿の作成）

第 10 条 市及びコープは、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の事務担当者を別紙 3 の事務担当者名簿（以下「名簿」という。）により作成し、相互に交換するものとする。

2 市及びコープは、前項の規定により、担当者に変更があったときは、速やかに名簿を作成し、交換するものとする。

（連絡窓口）

第 11 条 市は、第 2 条の規定による要請、その他この協定の履行に際し必要となるコープへの連絡は、名簿により行うものとする。

（秘密の保持）

第 12 条 コープは、この協定による業務に関して知り得た個人情報や他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし本協定の有効期限満了の日の 1 か月前までに、市又はコープが文書をもって協定の終了を通知しないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、コープが別表 1 に掲げる全ての調達可能物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市とコープで協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、市とコープで記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 1 月 1 日

笠岡市中央町 1 番地の 1
笠岡市
笠岡市長

岡山市北区奉還町一丁目 7 番 7 号
生活協同組合おかやまコープ
代表理事 理事長

<別表 1 >

供給要請物資（笠岡市が供給を要請する物資）

会社名：生活協同組合おかやまコープ

平成26年11月12日現在

食糧・飲料水等

品目	有無	品目	有無	品目	有無
おにぎり	○	弁当	○	パン	
飲料水	○	牛乳	○	調整粉乳	
缶詰	○	乾パン	○	カップメン	○
レトルト食品		米穀	○	その他食料（ ）	

生活必需品等

品目	有無	品目	有無	品目	有無
ガムテープ	○	ラップ	○	洗剤	○
タオル		哺乳ビン		石けん	○
軍手	○	毛布		洗面セット	
トイレットペーパー	○	生理用品	○	皿（紙皿）	○
ちり紙		おむつ（紙）		茶碗	
ティッシュペーパー	○	さらし		コップ（紙コップ）	○
マッチ	○	シャツ		箸	○
ライター	○	下着類		スプーン	
ローソク	○	作業衣		バケツ	
懐中電灯		運動靴		ポリタンク	
乾電池	○	雨具			
ロープ		なべ			
ポリ袋	○	やかん			

品目		品目	有無	品目	有無
救急セット		医薬品		石灰	
消毒液（クレゾール等）		その他（ ）			

※貴社の調達可能な物資（品目）について、有無欄に○印を付けてください。

<別表 2>

供給要請物資の調達可能数量

会社名：生活協同組合おかやまコープ

平成26年11月12日現在

食糧・飲料水等

品目	数量	品目	数量	品目	数量
おにぎり	100	弁当	80	パン	
飲料水(2L)	1000	牛乳(1L)	150	調整粉乳	
缶詰	1500	乾パン	50	カップメン	1000
レトルト食品		米穀(5kg)	100	その他食料()	

生活必需品等

品目	数量	品目	数量	品目	数量
ガムテープ	25	ラップ	400	洗剤	200
タオル		哺乳ビン		石けん	100
軍手	25	毛布		洗面セット	
トイレットペーパー(8入)	600	生理用品	1500	皿(紙皿)5P	60
ちり紙(700枚入)		おむつ(紙)		茶碗	
ティッシュペーパー(5P)	750	さらし(反)		コップ(紙コップ)	600
マッチ(大)	50	シャツ		箸	1500
ライター	60	下着類		スプーン	
ローソク	1200	作業衣		バケツ	
懐中電灯		運動靴		ポリタンク	
乾電池(単1)	500	雨具			
ロープ		なべ			
ポリ袋(10枚入45L)	250	やかん			

医薬品及びその他の物資等

品目	数量	品目	数量	品目	数量
救急セット		医薬品		石灰	
消毒液(クレゾール等)		その他()			

※ 貴社の調達可能な物資(品目)の数量を記入ください。

条例協定等 2-42 災害時における物資供給に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「コメリ」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市がコメリと協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として市が、災害対策本部を設置し、コメリに対して要請を行ったときをもって発効する。

（要請）

第3条 市は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、コメリに調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第4条 市が、コメリに供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、コメリが調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、市が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、別紙1の物資調達要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間的余裕のないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 コメリは、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 コメリは、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を別紙2の物資調達実施報告書により、市に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、市が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則としてコメリが行うものとする。ただし、コメリが自ら運搬することができない場合は、市が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 市は、コメリが前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用等）

第8条 第6条の規定により、コメリが供給した物資の対価及びコメリが行った運搬等に係る費用は、市が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、市とコメリが協議の上速やかに決定する。

（費用等の支払）

第9条 物資の供給に要した費用は、コメリの請求により、市が支払うものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用をコメリに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 コメリが第3条に定める業務を行い、その業務に従事したことにより、従事者が死亡その他の事故が生じたときは、従事者の過失がない場合に、その損害を市が補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、市は損害補償を行わない。

（担当者名簿の作成）

第11条 市及びコメリは、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者を別紙3の事務担当者名簿（以下「名簿」という。）により作成し、相互に交換するものとする。

2 市及びコメリは前項の規定により、担当者に変更があったときは、速やかに名簿を作成し、交換するものとする。

（連絡窓口）

第12条 市は、第3条に定める要請、その他この協定の履行に際し、必要となるコメリへの連絡は、名簿により行うものとする。

（秘密の保持）

第13条 市とコメリは、この協定による業務に関して知り得た個人情報や他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、協定の有効期限満了の日の1か月前までに、市又はコメリが文書をもって協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、コメリが別表に掲げる全ての調達可能物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市とコメリで協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市とコメリで記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 1月 23日

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

条例協定等 2-44 災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは、いずれかの圏域において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた圏域の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し、当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第2条 協定圏域は、被災圏域から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては、協定圏域は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設(以下「避難施設」という。)の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第4条 協定圏域は、協定の相手方圏域(以下「相手方圏域」という。)への避難の必要があると認めるときは、相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し、要請を受けた圏域は、当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など、正当な理由があると認められる場合を除いて、避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第5条 協定圏域は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続き等)

第6条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、相手方圏域に対し、災害応援要請書(以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定圏域の市町は、一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定、その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、協定圏域の各代表者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

2015年(平成27年)5月11日

中海・宍道湖・大山圏域市長会
会長 松江市長

備後圏域連携協議会
会長 福山市長

別 紙

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市
備後圏域連携協議会	福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町， 神石高原町，笠岡市及び井原市

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定書第7条第1項に定める経費のうち、第3条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町（以下「被災市町」という。）が負担する経費の額は、応援をした協定圏域の市町（以下「応援市町」という。）の定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、協定圏域相互に協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市町は、第7条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号、第2号及び第4号の資機材（同条第4号の車両、舟艇を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第3条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、協定圏域相互に協議して定める。

条例協定等 2-45 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と一般社団法人岡山県自動車整備振興会笠岡支部（以下「自動車整備振興会」という。）とは、笠岡市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を保護するため市が行う災害応急対策に対する自動車整備振興会の支援及び協力（以下「支援協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 自動車整備振興会の実施する災害時における支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両及び災害応急対策に使用する車両（以下「緊急車両等」という。）の応急整備
- (2) 第3条第2項に規定する登録資機材の貸出し

（資機材の登録）

第3条 自動車整備振興会は、災害時における支援協力を速やかに実施することができるよう、あらかじめ自動車整備振興会の会員である事業場のうち災害時における支援協力を実施することができるもの（以下「協力事業場」という。）に対し、市に貸し出すことができる資機材の登録を求めることとする。

2 自動車整備振興会は、協力事業場が自動車整備振興会の管理する登録簿に登録する資機材（以下「登録資機材」という。）の状況及び災害時の連絡体制について定期的に確認を行い、災害時における支援協力を実施するための体制を維持するものとする。

3 前項に規定する登録資機材の種類は、次の表のとおりとする。

登録資機材の種類	車載用ジャッキ、ガレージ・ジャッキ、手工具（バール、ハンマー、のこぎり等）、発電機、作業灯、ロープ、ワイヤー等
----------	---

（支援協力の要請）

第4条 市は、災害時において、第2条各号に定める支援協力を必要とするときは、緊急車両等の応急整備等要請書（別記様式）により自動車整備振興会に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（安全性の確保）

第5条 市は自動車整備振興会の支援協力を受けるに当たっては、災害現場の状況その他の必要な情報を自動車整備振興会に提供すること等により、支援協力を従事するもの（以下「支援従事者」という。）の安全確保に配慮するものとする。

（支援協力の実施）

第6条 自動車整備振興会は市から第4条の規定による要請があったときは、災害が発生した地域等に鑑み、その近隣又は災害の被害が少ない地域の協力事業場に対し、自動車整備振興会のあらかじめ定める連絡要領により連絡を行うものとする。

（緊急車両等の応急整備）

第7条 自動車整備振興会から前条の連絡を受けた協力事業場は、市が指定する場所において、不具合が発生した緊急車両等の応急整備を行うものとする。

2 前項の応急整備は、タイヤの交換、エンジントラブルへの対応等、軽微な応急処置に限るものとし、その場での対応が不可能な整備は行わないものとする。

(登録貸機材の貸出等)

第8条 協力事業場は、災害時において、市から登録資機材の貸し出しの要請があったときは、これを貸し出すものとする。ただし、貸し出すことができない特段の事情がある場合は、この限りではない。

2 前項の規定による登録資機材の貸し出しは、原則として協力事業場において行うこととし、協力事業場が対応することができる場合に限り、市の指定する場所に登録資機材を搬送して貸し出しを行うことができる。

3 登録資機材の返却は、協力事業場において行うこととする。

(費用等)

第9条 自動車整備振興会は、第7条第1項の応急整備、当該応急整備のための移動及び前条第1項の規定による登録資機材の貸し出しに要する費用を、市に請求しないものとする。

(支援協力に関する要請主体等)

第10条 市の自動車整備振興会に対する支援協力の要請主体は、危機管理課及び緊急車両等の管理担当部署とする。

2 要請を受ける自動車整備振興会の担当部署は、自動車整備振興会の支部長の属する協力事業場とする。

3 市及び自動車整備振興会は要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

4 担当する部署等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、市又は自動車整備振興会が書面をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市及び自動車整備振興会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 1月13日

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

笠岡市小平井3280番地の1

一般社団法人岡山県自動車整備振興会笠岡支部

支部長 西山 義正

条例協定等 2-46 津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）及び物件所有者である株式会社甲の屋（以下「甲の屋」という。）並びに物件管理者であるハーベストベイ株式会社（以下「笠岡グランドホテル」という。）は、津波等が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、笠岡グランドホテルの施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 笠岡グランドホテルは、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市に使用させるものとする。

- (1) 名称 笠岡グランドホテル
- (2) 所有者 株式会社甲の屋
- (3) 管理者 ハーベストベイ株式会社
- (4) 所在地 笠岡市五番町6-20
- (5) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建

（使用範囲）

第2条 市は次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

- (1) 使用場所 3階から6階の各廊下及びフロアー
- (2) 使用時間 施設開館時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（一時避難施設の開設）

第4条 市は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受け入れについて笠岡グランドホテルに対しあらかじめ連絡をし、第2条及び第3条に掲げる一時避難施設としての使用について確認するものとする。

- 2 突発的な地震等の発生により被災した地域住民等が使用施設に避難してきた場合においては、笠岡グランドホテルの職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、笠岡グランドホテルの職員から市に連絡するものとする。

（一時避難施設の管理）

第5条 一時避難施設の管理運営は、笠岡グランドホテルが避難者と協働で行うものとし、市はこれに協力するものとする。

- 2 使用施設の鍵の開閉は、笠岡グランドホテルが責任をもって行うものとする。
- 3 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから、津波警報等の解除により津波等のおそれなくなった時までとする。

4 一時避難施設で必要な物品が発生した場合には、市が準備又は配布するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 笠岡グランドホテルは、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損等の対応）

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損等については、市が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設変更の報告)

第9条 笠岡グランドホテルは、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、市に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び甲の屋並びに笠岡グランドホテルが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、市又は甲の屋並びに笠岡グランドホテルいずれかから書面による申し出がない場合、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

市及び甲の屋並びに笠岡グランドホテルは、この協定を証するため、本協定書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 2月 3日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

笠岡市五番町6-20
株式会社 甲の屋
代表取締役 吉岡 岐美子

笠岡市五番町6-20
ハーベストベイ 株式会社
代表取締役社長 吉岡 孝恭

条例協定等 2-47 津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）及び社会福祉法人サンフェニックス（以下「青松楼」という。）は、津波等が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、青松楼の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 青松楼は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市に使用させるものとする。

- (1) 名称 青松楼
- (2) 所有者 社会福祉法人 サンフェニックス
- (3) 所在地 笠岡市十一番町11-7
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建
(使用範囲)

第2条 市は次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

- (1) 使用場所 3階及び4階の居住室以外の部分
- (2) 使用時間 施設開館時間
(避難対象者)

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（一時避難施設の開設）

第4条 市は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受け入れについて青松楼に対しあらかじめ連絡をし、第2条及び第3条に掲げる一時避難施設としての使用について確認するものとする。

- 2 突発的な地震等の発生により被災した地域住民等が使用施設に避難してきた場合においては、青松楼の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、青松楼の職員から市に連絡するものとする。
- 3 施設の開館時間外においては、通常青松楼の職員が常駐していないことから、前項の規定に関わらず、青松楼は可能な範囲で早期の開設に向けた対応に努めるものとする。

（一時避難施設の管理）

第5条 一時避難施設の管理運営は、青松楼が避難者と協働で行うものとし、市はこれに協力するものとする。

- 2 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから、津波警報等の解除により津波等のおそれなくなった時までとする。

3 一時避難施設で必要な物品が発生した場合には、市が準備又は配布するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 青松楼は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損等については、市が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設変更の報告)

第9条 青松楼は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、市に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び青松楼が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、市又は青松楼いずれかから書面による申し出がない場合、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

市及び青松楼は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 2月 3日

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721

社会福祉法人 サンフェニックス

理事長 檜崎 幹雄

条例協定等 2-48 津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）及び株式会社中電工笠岡営業所（以下「中電工笠岡」という。）は、津波等が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、中電工笠岡の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 中電工笠岡は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市に使用させるものとする。

- (1) 名称 株式会社中電工 笠岡営業所
- (2) 所有者 株式会社中電工
- (3) 所在地 笠岡市四番町2番3
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建

（使用範囲）

第2条 市は次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

- (1) 使用場所 3階から4階までの駐車場及び5階フロア
- (2) 使用時間 施設開館時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（一時避難施設の開設）

第4条 市は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受け入れについて中電工笠岡に対しあらかじめ連絡をし、第2条及び第3条に掲げる一時避難施設としての使用について確認するものとする。

2 突発的な地震等の発生により被災した地域住民等が使用施設に避難してきた場合においては、中電工笠岡の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、中電工笠岡の職員から市に連絡するものとする。

3 施設の開館時間外においては、通常中電工笠岡の職員が常駐していないことから、前項の規定に関わらず、中電工笠岡は可能な範囲で早期の開設に向けた対応に努めるものとする。

4 中電工笠岡は避難受け入れにあたっては、避難スペースと安全の確保のため、原則として一般車両の進入を認めないこととする。ただし、緊急車両や福祉車両等で、中電工笠岡が通行を認めた場合はこの限りではない。

（一時避難施設の管理）

第5条 一時避難施設の管理運営は、中電工笠岡が避難者と協働で行うものとし、市はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、中電工笠岡が責任をもって行うものとする。

3 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから、津波警報等の解除により津波等のおそれなくなった時までとする。

4 一時避難施設で必要な物品が発生した場合には、市が準備又は配布するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 中電工笠岡は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損等については、市が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設変更の報告)

第9条 中電工笠岡は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、市に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び中電工笠岡が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、市又は中電工笠岡いずれかから書面による申し出がない場合、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

市及び中電工笠岡は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 2月 3日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

笠岡市四番町2番3
株式会社中電工笠岡営業所
所長 中瀬 実

条例協定等 2-49 津波等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）及び牧野海運株式会社（以下「牧野海運」という。）は、津波等が発生し又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、牧野海運の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設の使用）

第1条 牧野海運は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難施設として市に使用させるものとする。

- (1) 名称 マリンビル
- (2) 所有者 牧野海運株式会社
- (3) 所在地 笠岡市五番町6-2 2
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建

（使用範囲）

第2条 市は次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

- (1) 使用場所 3階から6階までの居住室以外の部分及び屋上
- (2) 使用時間 施設開館時間

（避難対象者）

第3条 使用施設の避難対象者は、使用施設のある地区の住民のみならず、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（一時避難施設の開設）

第4条 市は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受け入れについて牧野海運に対しあらかじめ連絡をし、第2条及び第3条に掲げる一時避難施設としての使用について確認するものとする。

2 突発的な地震等の発生により被災した地域住民等が使用施設に避難してきた場合においては、牧野海運の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、牧野海運の職員から市に連絡するものとする。

3 施設の開館時間外においては、通常牧野海運の職員が常駐していないことから、前項の規定に関わらず、牧野海運は可能な範囲で早期の開設に向けた対応に努めるものとする。

（一時避難施設の管理）

第5条 一時避難施設の管理運営は、牧野海運が避難者と協働で行うものとし、市はこれに協力するものとする。

2 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから、津波警報等の解除により津波等のおそれなくなった時までとする。

3 一時避難施設で必要な物品が発生した場合には、市が準備又は配布するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 牧野海運は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損等については、市が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(施設変更の報告)

第9条 牧野海運は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となる時には、市に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び牧野海運が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、市又は牧野海運いずれかから書面による申し出がない場合、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

市及び牧野海運は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 2月 3日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

笠岡市五番町6-22
牧野海運株式会社
代表取締役社長 牧野 純

条例協定等 2-50 災害時における L P ガスの供給に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）及び岡山県エルピーガス協会笠岡支部（以下「ガス協会」という。）は、笠岡市内において災害が発生した場合に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、市が、ガス協会の協力を得て被災者等に対して、より速やかかつ円滑に L P ガス及びガス機材（以下「L P ガス等」という。）を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、市が L P ガス等を必要とするときは、市は、ガス協会に対して L P ガス等の供給について協力を要請するものとする。

（協力義務）

第3条 ガス協会は、前条の要請を受けたときは、ガス協会の業務に支障のない範囲において、市に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（費用）

第4条 前条の規定によりガス協会が供給した L P ガス等の費用については、市が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、ガス協会が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、市及びガス協会が協議して決定するものとする。

（引渡し）

第5条 L P ガス等の引渡場所は、市が指定するものとし、市は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

2 市は、災害時においてガス協会が L P ガス等を搬送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支払い）

第6条 費用については、ガス協会からの請求書を受領した日から速やかに支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 ガス協会は、災害時において L P ガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 ガス協会は、協会活動を通じて、日常的にLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、市及びガス協会が協議のうえ、決定するものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、市が「災害対策本部」を設置し、ガス協会に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、市及びガス協会が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、市又はガス協会が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

市及びガス協会は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 2月19日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 三島 紀元

笠岡市十一番町3-3
岡山県エルピーガス協会笠岡支部
支部長 鳴石 雅雄

条例協定等 2-51 災害時における行政書士業務相談に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県行政書士会（以下「行政書士会」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、市の要請に基づき、行政書士会が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第3条 市は、大規模な災害において市民（市の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、行政書士会に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 行政書士会が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ市に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により行政書士会及び行政書士会の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）行政書士会による行政書士被災者支援相談所の開設
- （2）その他、市及び行政書士会が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第5条 行政書士会は、第3条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、市へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 市は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 行政書士会は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時、市に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経 費)

第8条 市及び行政書士会は、本協定に基づく行政書士業務相談は、市民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

2 市は、行政書士会に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(補 償)

第9条 第3条の規定に基づき、行政書士会が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する行政書士会の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償は、行政書士会が負担するものとする。

(変更及び解除)

第10条 市及び行政書士会は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(協議解決)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、市と行政書士会で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに市または行政書士会から改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、市と行政書士会が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年 8月 4日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

岡山市 北区 表町 三丁目22番22号
岡山県行政書士会
会 長

条例協定等 2-52 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と株式会社ゼンリン岡山営業所（以下「ゼンリン」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、ゼンリンが、ゼンリンの地図製品等（第2条に定義されるものをいう。以下同じ。）を市に供給すること等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市が法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、ゼンリンの地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 市とゼンリン間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、市及びゼンリンが連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、笠岡市全域を収録したゼンリンの住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、笠岡市全域を収録したゼンリンの広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、ゼンリンの住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

- 1 ゼンリンは、市が災害対策本部を設置したときは、市からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、ゼンリンが負担するものとする。
- 3 市は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）をゼンリンに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、市は、電話等によりゼンリンに対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 ゼンリンは、地図製品等を供給するときは、市に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、市とゼンリン別途協議の上決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

- 1 ゼンリンは、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、市とゼンリン別途定める時期、方法によりゼンリンが別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を市に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 市は、前項に基づきゼンリンが貸与した住宅地図、広域図及びID等を市の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、ゼンリンが、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、ゼンリンは、市が保管し

ている旧版の住宅地図及び広域図について、市から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 ゼンリンは、必要に応じ、市に対して事前に通知した上で、市による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

- 1 市は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づきゼンリンから供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、市とゼンリン間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 市は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定めるゼンリンの報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 市は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、市の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、市は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途ゼンリンの許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

市及びゼンリンは、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

市とゼンリン間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市とゼンリンそれぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成28年11月9日

笠岡市
笠岡市中央町1番地の1
笠岡市長 小林 嘉文

株式会社ゼンリン 岡山営業所
岡山市北区下中野 323-111
営業所長 野中 敏秀

条例協定等 2-54 災害時における法律相談業務に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、市において、将来、地震等による大災害、その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と弁護士会が相互に協力し、笠岡市内での災害時に、市が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律233号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 市が弁護士会に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、弁護士会は速やかにこれを応諾し、市が指定する避難所などの相談場所に弁護士会所属の弁護士の派遣を要請するものとする。

2 諸般の事情から弁護士会において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、弁護士会から市に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 弁護士会は、市からの要請を受諾した場合は、市に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1）市が、相談会の終了を告げたとき。

（2）弁護士会が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 市は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 弁護士会は、相談会の開催にあたり、速やかに弁護士会の所属会員である弁護士（以下、「弁護士会の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。但し、弁護士会は、弁護士会の会員のみでは対応しきれないときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 弁護士会は、予め相談会の法律相談業務に従事する弁護士会の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

4 市は、弁護士会に対し、必要に応じ、市が行う職員研修や市民向けの災害に関する研修等に講師として弁護士会の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負担については、要請の都度、市及び弁護士会が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第6条 市と弁護士会は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

（連絡調整）

第7条 市と弁護士会の相談に関する連絡調整は、市は第11条に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

（相談料）

第8条 相談会の相談料は無料とする。

(弁護士の謝礼)

第9条 弁護士会は、市に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。

ただし、弁護士会は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 弁護士会は、相談の結果、市及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに市に通知するよう努める。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、市及び弁護士会が協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、市弁護士会協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、平成29年1月26日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、市又は弁護士会から書面による解約の申出がないときは、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し市弁護士会署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月26日

市	住	所	笠岡市中央町1番地の1
	名	称	笠岡市
	代表者氏名		笠岡市長

弁護士会	住	所	岡山市北区南方1丁目8番29号
	名	称	岡山弁護士会
	代表者氏名		会長

条例協定等 2-55 災害時における燃料等の供給に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と岡山県石油商業協同組合笠岡支部（以下「県石商笠岡支部」という。）とは、災害が発生した場合の、市が行う災害対応活動を円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者及び避難者に対し、市が行う救援活動及び災害現場活動（以下「現場活動等」という。）に使用する車両、資機材、発電機等の運用に必要な燃料、潤滑油（以下「燃料等」という。）を、県石商笠岡支部の協力を得て安定的に確保及び供給し、より速やか、かつ、円滑な現場活動等ができることを目的とする。

（協力要請）

第2条 市は、現場活動等で燃料等が必要と認めるときは、県石商笠岡支部に対し、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに、文書を交付するものとする。

（協力義務）

第3条 県石商笠岡支部は、前条の要請を受けたときは、市に対し、積極的、優先的、かつ、速やかに、燃料等を供給するものとする。

（燃料等の供給）

第4条 前条に規定する燃料等の供給は、県石商笠岡支部の給油取扱所において行うものとする。

2 市が燃料等の搬送を求めたときは、県石商笠岡支部は積極的に協力するものとし、市が指定する燃料の供給場所に搬送するものとする。この場合において、市は、県石商笠岡支部に対し、燃料等を搬送及び供給に使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 市は、前項に規定する当該供給場所に職員を派遣し、納品を確認するものとする。

（費用）

第5条 前条第1項に規定する燃料等の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 前条第2項及び第3項に規定する燃料等の供給に要する経費については、市が負担するものとし、その費用は、県石商笠岡支部が指名する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、市、県石商笠岡支部が協議して決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、県石商笠岡支部の負担とするものとする。

（支払い）

第6条 前条に規定する費用及び経費については、県石商笠岡支部からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか，燃料等の供給，現場活動等に関して必要な事項は，市，県石商笠岡支部協議のうえ，決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第8条 この協定に定める災害時の協力事項は，原則として，市が「災害対策本部」を設置し，県石商笠岡支部に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（情報の交換）

第9条 市及び県石商笠岡支部は，災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう，平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは，その都度，市と県石商笠岡支部が協議のうえ，決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は，協定締結の日からその効力を有するものとし，市又は県石商笠岡支部が文書をもって協定の終了を通知しない限り，その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，市と県石商笠岡支部が記名押印のうえ，それぞれ1通を保有する。

平成29年 2月 1日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

笠岡市笠岡5950番地7
岡山県石油商業協同組合笠岡支部
支部長 榊平 一郎

条例協定等 2-56 災害時における物資等の輸送に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と笠岡運送事業協同組合（以下「協同組合」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車の提供による応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 市は、物資等の輸送に協同組合の所属会員が所有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、協同組合に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 応援を必要とする期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量
- (5) 現場責任者
- (6) その他必要な事項

（協力）

第2条 協同組合は、市から前条の規定により事業用自動車の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車を市に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第3条 協同組合は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに市に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業用自動車の事業者名、車種、台数、従事人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) 応援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した費用は、市の負担とし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた額を適用するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、市と協同組合協議のうえ、負担すべき額を決定する。

なお、協同組合が自主的に行う輸送業務に伴う費用は、協同組合の負担とする。

（事故等）

第5条 協同組合は、提供した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2 協同組合は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、市に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、市と協同組合が協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第8条 市及び協同組合は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成29年3月1日からその効力を有するものとし、市又は協同組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市と協同組合が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年 3月 1日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

笠岡市笠岡5597番地1
笠岡運送事業協同組合
代表理事 大津谷 雅一

様式 1

年 月 日

笠岡運送事業協同組合 様

笠岡市長

緊急・救援物資等輸送応援要請書

「災害時における物資等の輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする車両の車種，台数及び人員
車種（形状）
最大積載量（ t ）
台 数
従事人員
- 3 応援を必要とする期間，場所等
集 合
応 援 期 間
搬 送 先
日 時
場 所
- 4 輸送品目及び数量
- 5 現場責任者
- 6 その他必要な事項
（ 笠岡市担当者 所属 担当者氏名 電話番号 ）

様式 2

年 月 日

笠 岡 市 長 様

緊 急 ・ 救 援 物 資 等 輸 送 実 施 報 告 書

下記のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

記

輸送月日（期間）

輸送場所（場所・距離・区間）

事業者名

支援内容

車種（ ）
台数（ ）
従事（ ）
人員（ ）

輸送物資等の内容

数量（ ）
その他必要な事項（ ）
笠岡運送事業協同組合担当者：氏名・電話番号（ ）

事務担当者名簿

平成29年 3月 1日

災害時における物資等の輸送に関する協定書により、笠岡市と笠岡運送事業協同組合の事務担当者を次のとおり報告します。（連絡がとれない場合を考慮し、第3順位まで記入）

1 災害発生時の笠岡市の連絡先

	所在地	担当部署	担当名	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)
1	笠岡市中央町 1-1	笠岡市災害 対策本部	危機管理課	0865-69-2119	0865-69-2190
2	笠岡市中央町 1-1	危機管理部	危機管理課	0865-69-2222	0865-69-2190
3	笠岡市中央町 1-1	災害対策用 携帯電話	危機管理課	080-1632-3101	0865-69-2190

2 災害発生時の笠岡運送事業協同組合の連絡先

	所在地	担当部署	担当名	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)
1	笠岡市笠岡 5597-1	事務局		0865-62-5221	
2	笠岡市笠岡 2388-9	笠岡営業所	所長	0865-62-2733	
3	笠岡市絵師 354-1	若葉運送	大津谷雅一	0865-62-2048	

3 その他、特記事項等

--

本名簿は、笠岡市と笠岡運送事業協同組合1部ずつ所持する。

条例協定等 2-57 災害時における笠岡警察署代替災害警備本部としての使用 に関する協定書

笠岡警察署（以下「甲」という。）と笠岡市（以下「乙」という。）とは、災害時における警察業務の遂行のため笠岡警察署代替災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を災害警備本部として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害発生時において笠岡警察署が倒壊、浸水等した場合、又はそのおそれがある場合に、災害警備本部を開設する必要があると認めたときは、乙に対して災害警備本部としての施設利用を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限り受諾するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に規定する災害警備本部として開設する際、笠岡市立公民館管理規則に定める使用許可申請書（以下「申請書」という。）を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず乙の承認した施設を災害警備本部として開設することができるものとする。ただし、この場合、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（災害警備本部として使用できる施設）

第5条 甲が災害警備本部として使用できる施設は、乙が管理する笠岡市中央公民館の4階集会室（以下「集会室」という。）の指定する一部とする。

（使用期間）

第6条 この協定における集会室の使用期間は、第3条に定める事由が生じた日から14日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内の範囲で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（費用の負担）

第7条 施設の使用は無料とする。

（施設の利用）

第8条 電気、水道、ガスの使用料、その他施設の管理運営にかかる必要な経費（以下「管理経費」という。）のうち、甲の使用にかかる経費については、甲の負担とする。

2 甲が負担する管理経費の算定方法については、別途協議して定めるものとする。

（施設・備品の破損等の対応）

第9条 笠岡警察署員の過失により、施設内に破損が生じた場合は、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

（災害警備本部の終了）

第10条 甲は、乙の管理する集会室について、災害警備本部としての使用を終了する際には、その施設等を原状に復し、乙の承認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年5月26日

甲 岡山県笠岡市六番町2番地3
代表者 岡山県笠岡警察署長
警視 赤島 弘和

乙 岡山県笠岡市中央町1番地の1
代表者 笠岡市長 小林 嘉文

条例協定等 2-58 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店は、大規模災害等が発生した際に西日本電信電話株式会社岡山支店の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 笠岡市は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 笠岡市は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、西日本電信電話株式会社岡山支店が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、西日本電信電話株式会社岡山支店の設置する設備が笠岡市の故意又は重過失により破損した場合は、笠岡市は西日本電信電話株式会社岡山支店に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、笠岡市が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協議の上、西日本電信電話株式会社岡山支店が決定することとし、

設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって通知するものとする。

（特設公衆電話の移転，廃止等）

第6条 笠岡市は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖，移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を西日本電信電話株式会社岡山支店に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 笠岡市及び西日本電信電話株式会社岡山支店は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 笠岡市及び西日本電信電話株式会社岡山支店は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、西日本電信電話株式会社岡山支店が決定するものとし、笠岡市は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者，帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が互いに連絡が取れない場合は、笠岡市の判断により利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 笠岡市は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協議の上、西日本電信電話株式会社岡山支店が決定するものとし、笠岡市は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社岡山支店が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、笠岡市は速やかに特設公

衆電話を撤去し、笠岡市は西日本電信電話株式会社岡山支店に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 西日本電信電話株式会社岡山支店は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、笠岡市と合意した場合、西日本電信電話株式会社岡山支店のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 笠岡市は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 西日本電信電話株式会社岡山支店は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 笠岡市は、西日本電信電話株式会社岡山支店より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を西日本電信電話株式会社岡山支店に報告するものとし、笠岡市の目的外利用により発生した利用料は、笠岡市が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、笠岡市の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、笠岡市が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 笠岡市又は西日本電信電話株式会社岡山支店が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、笠岡市と西日本電信電話株式会社岡山支店が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成29年8月1日

住 所 岡山県笠岡市中央町1番地の1
名 称 笠岡市
市長 小林 嘉 文

住 所 岡山県岡山市北区中山下2丁目1番90号
名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店
支店長 西 谷 紀 彦

避難所特設公衆電話一覧表

平成29年8月1日

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

避難所名	避難所住所	特設公衆 電話回線数	備 考
笠岡小学校	岡山県笠岡市笠岡1870	1回線	
中央小学校	岡山県笠岡市八番町1-3	1回線	
笠岡東中学校	岡山県笠岡市西大島新田15-3	1回線	
今井小学校	岡山県笠岡市今立30	1回線	
金浦小学校	岡山県笠岡市吉浜2214-3	1回線	
金浦中学校	岡山県笠岡市吉浜1830-2	1回線	
城見小学校	岡山県笠岡市用之江2185	1回線	
陶山小学校	岡山県笠岡市押撫910-3	1回線	
大井小学校	岡山県笠岡市東大戸410-2	1回線	
吉田小学校	岡山県笠岡市吉田2383-1	1回線	
尾坂幼稚園	岡山県笠岡市尾坂1986	1回線	
新山小学校	岡山県笠岡市山口2966-1	1回線	
新吉中学校	岡山県笠岡市山口3341	1回線	
北川小学校	岡山県笠岡市走出4102-1	1回線	
大島小学校	岡山県笠岡市西大島3935	1回線	

(1 / 2)

避難所特設公衆電話一覧表

平成29年8月1日

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

避難所名	避難所住所	特設公衆 電話回線数	備 考
大島東小学校	岡山県笠岡市大島中2553-1	1回線	
大島中学校	岡山県笠岡市大島中7291-1	1回線	
横江幼稚園	岡山県笠岡市横島1388-1	1回線	
神内小学校	岡山県笠岡市神島3984	1回線	
神島外小学校	岡山県笠岡市神島外浦1667-1	1回線	
神島外中学校	岡山県笠岡市神島外浦1555	1回線	
白石小学校	岡山県笠岡市白石島2482-1	1回線	
北木小学校	岡山県笠岡市北木島町7886-13	1回線	
六島小学校	岡山県笠岡市六島5835	1回線	

(2 / 2)

情報管理責任者（変更）通知書

平成29年8月1日

西日本電信電話株式会社 岡山支店
支店長 西谷 紀彦 様

笠岡市
市長 小林 嘉文 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先
「避難所特設公衆電話一覧表」（別紙） のとおり	（正） 所属 危機管理部 職 氏名 部長 藤井 敏生	Tel : 0865-69-2222 FAX : 0865-69-2190
	（副） 所属 危機管理部 危機管理課 職 氏名 課長 鳥越 弘之	Tel : 0865-69-2222 FAX : 0865-69-2190
	（正） 所属 職 氏名	Tel : FAX :
	（正） 所属 職 氏名	Tel : FAX :

(1 / 1)

情報管理責任者（変更）通知書

平成29年8月1日

笠岡市
市長 小林 嘉文 様

西日本電信電話株式会社 岡山支店
市店長 西谷 紀彦 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先
「避難所特設公衆電話一覧表」（別紙） のとおり	（正） 所属 災害対策担当 職 氏名 課長 河村 勝美	Tel : 086-271-2591 FAX : 086-232-3642
	（副） 所属 災害対策担当 職 氏名 主査 坂口 誠	Tel : 086-271-2591 FAX : 086-232-3642
	（正） 所属 職 氏名	Tel : FAX :
	（正） 所属 職 氏名	Tel : FAX :

(1 / 1)

特設公衆電話の定期試験仕様書

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第7条に基づき、次に定める定期試験を年1回を目安として、実施するものとする。

試 験 名	実 施 手 順
I. NTT西日本による回線試験	<p>①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。 （ただし構内配線を当該施設の保守会社で工事された場合は、自治体様から当該施設の保守会社へ修理手配願います。）</p>
II. 自治体様による通話試験	<p>①各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡願います。</p>

条例協定等 2-59 災害時における航空機による支援協力に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「法人」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める災害時における航空機による支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法人が所有する航空機を活用した被害状況等の情報収集や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 市の要請により、法人が実施する支援協力は次のとおりとする。

- (1) 市が指定する地域の上空からの被害状況等の情報収集
- (2) 救援物資等の輸送
- (3) 被災者、医療関係者、市職員その他市が指定する者の輸送
- (4) その他市からの要請のうち、法人が対応可能な事項

（支援協力要請の手続）

第3条 市は法人に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、支援協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援協力を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 法人は、前条の規定により市からの要請を受けたときは、直ちに可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 法人は、気候条件その他特別な事情により支援協力ができない場合には、その旨を電話等により市へ連絡するものとする。

（実施結果の報告）

第5条 法人は、市の要請により支援協力を実施した場合は、支援協力実施結果報告書（別記様式第2号）により、市へ報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請により法人に発生した費用は、市が負担するものとする。

2 前項の費用の算出は、要請の直前における通常価格を基礎として、市と法人とが協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 支援協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め

ておくものとする。

連絡責任者		電話番号（ファクシミリ）
市	危機管理担当課長	0865-69-2222 (0865-69-2190)
協議 会	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ ジャパン 国内事業部長	0847-89-0885 (0847-82-2949)

（損害補償）

第8条 市の要請に基づき法人が実施する支援協力により、法人の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、市又は法人から改廃の申入れがないときは、さらに1年間、この協定を継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、市と法人で協議を行い決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、市と法人が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月16日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

広島県神石郡神石高原町近田1161番地2
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
代表

支援協力要請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン 殿

笠岡市長

次のとおり支援協力を要請します。

項 目・	内 容
支援を必要とする 事由	
支援協力の内容	
支援を必要とする 期間及び場所等	
その他必要な事項	

支援協力実施結果報告書

平成 年 月 日

笠岡市長 殿

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン代表

次のとおり支援協力実施結果を報告します。

項 目	内 容
支援協力実施期間 及び場所	
実施した支援協力の 内容	
その他必要な事項	

条例協定等 2-60 災害時における畳の提供に関する協定書

笠岡市（以下「市」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、笠岡市内において、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、避難場所等への畳の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力依頼）

第2条 市は、災害時等において畳を調達する必要があると判断した場合は、実行委員会に対して畳の提供に関する協力を依頼することができる。

（協力の実施）

第3条 実行委員会は、前条の規定による依頼を受け場合は、可能な範囲において速やかにこれに協力するものとする。

2 次に掲げる事項については、市と実行委員会は協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 調達を必要とする畳の数量、日時、場所の特定
- (2) 避難場所等までの畳の輸送

（費用負担）

第4条 実行委員会が市に対して行う畳の提供等に係る費用は、原則として無償とする。ただし、利用後の畳は市が処分するものとする。

（情報交換）

第5条 市及び実行委員会は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第6条 実行委員会は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、市が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて市と実行委員会が協議して定めるものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、市及び実行委員会のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月20日

笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長

岡山県倉敷市浜ノ茶屋1丁目12-5-16
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
中国地区委員長

条例協定等 2-61 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

- 第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。
- 2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。
 - 3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。
 - 4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

津山市

津山市長 谷口 圭三

玉野市

玉野市長 黒田 晋

笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文

井原市

井原市長 大舌 勲

総社市

総社市長 片岡 聡一

高梁市

高梁市長 近藤 隆則

新見市

新見市長 池田 一二三

備前市
備前市長 田原 隆雄

瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市
赤磐市長 友實 武則

真庭市
真庭市長 太田 昇

美作市
美作市長 萩原 誠司

浅口市
浅口市長 栗山 康彦

和気町
和気町長 草加 信義

早島町
早島町長 中川 真寿男

里庄町
里庄町長 加藤 泰久

矢掛町
矢掛町長 山野 通彦

新庄村
新庄村長 小倉 博敏

鏡野町
鏡野町長 山崎 親男

勝央町
勝央町長 水嶋 淳治

奈義町
奈義町長 奥 正親

西栗倉村

西栗倉村長 青木 秀樹

久米南町

久米南町長 片山 篤

美咲町

美咲町長 青野 高陽

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

津山圏域消防組合

管理者 津山市長 谷口 圭三

笠岡地区消防組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文

井原地区消防組合

管理者 井原市長 大舌 勲

東備消防組合

管理者 備前市長 田原 隆雄

岡山県内消防広域応援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、平成31年3月20日に岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）で締結した「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」（以下「広域応援協定」という。）第4条に規定する消防の広域応援計画であり、県内で大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合の県が実施する対応、広域的な消防応援等について必要な事項を定め、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）において使用する用語の例によるほか、別紙1のとおりとする。

(適用基準)

第3 本計画の適用基準は次のとおりとする。

- (1) 大規模災害等が発生し、被災地の消防力によっては防ぎよが困難な非常事態であると被災市町村の長が判断した場合
- (2) 災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、被災地市町村からの要請を待ついとまがなく、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(相互応援協定との関係)

第4 本計画は、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の効力を妨げるものではなく、被災市町村の長は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、広域応援要請又は相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられる方を選択するものとする。ただし、第3（2）の規定により、非常事態であると知事が判断した場合を除く。

(各消防本部が保有する消防車両等の情報提供)

第5 広域応援隊の迅速な出動を確保するために、県は、毎年度はじめに各消防本部に対し、保有する消防車両、災害種別による特殊車両等について報告を求め、各消防本部に情報提供するものとする。

第2章 応援体制

(県消防広域応援活動調整本部の設置)

第6 知事は、被災市町村での広域応援隊の迅速かつ的確な活動に資するため、広域応援隊の出動が決定した場合又は災害の状況から広域応援が想定される場合は、県消防広域応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

- 2 調整本部は、県庁舎東棟2階防災・危機管理センターに設置するものとし、県庁舎が被災等により使用できないときは、岡山県立図書館内に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長は、県消防保安課長をもって充てる。
- 4 調整本部の副本部長は、県消防保安課消防班長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県消防保安課の職員
- (2) 代表消防機関の職員
- (3) 被災地消防本部の職員

6 調整本部は、県災害対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、広域応援隊の活動の調整に関すること。
- (3) 広域応援隊の編成及び出動の要請に関すること。
- (4) 広域応援隊の部隊移動に関すること。
- (5) 広域応援隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 県災害対策本部に設置された航空運用調整グループとの連絡調整に関すること。
- (8) 県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

7 調整本部は、本計画の対象となった災害について、県内の消防力では十分に対応できないと判断される場合は、直ちに知事に報告するものとする。知事は、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

8 本計画の対象となった災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合、調整本部は消防組織法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、広域応援隊の活動は継続するものとする。

(指揮本部の設置)

第7 被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、広域応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎよ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、被災市町村の災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(代表消防機関)

第8 県内の消防機関を代表して、各消防本部及び県との連絡調整等を行う代表消防機関を定める。

(1) 代表消防機関

代表消防機関は岡山市消防局とする。

ただし、被災のため岡山市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関代行とする。

第1順位：倉敷市消防局

第2順位：津山圏域消防組合消防本部

(2) 代表消防機関の任務

代表消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 調整本部への職員派遣
- イ 出動可能隊数のとりまとめ
- ウ 広域応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
- エ 広域応援隊の全体的な指揮・調整
- オ ブロック幹事消防機関との連絡調整
- カ 消防防災航空隊との連絡調整
- キ その他、必要な事項

(地域ブロック)

第9 広域応援隊の迅速な出動及び効果的な消防応援の確保を図るため、各消防本部を別紙2のとおりブロック分けする。

2 各ブロックにはブロック幹事消防機関を置き、ブロック内の消防本部、代表消防機関及び県との連絡調整等を行うものとする。

(ブロック幹事消防機関)

第10 ブロック幹事消防機関

(1) ブロック幹事消防機関

各ブロックの幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、ブロック幹事消防機関の代行を調整本部が別に指定するものとする。

備前ブロック：岡山市消防局

備中ブロック：倉敷市消防局

美作ブロック：津山圏域消防組合消防本部

(2) ブロック幹事消防機関の任務

ブロック幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

ア ブロック内の広域応援隊の指揮・調整

イ 調整本部との連絡調整

ウ 代表消防機関との連絡調整

エ ブロック内の消防本部に対する連絡調整

オ その他、必要な事項

(各消防本部)

第11 各消防本部は、広域応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 広域応援隊の出動体制等

(広域応援隊の編成)

第12 広域応援隊の編成は、代表消防機関が行う各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を調整本部が決定する。広域応援隊は、原則としてブロックごとに編成するものとする。

なお、航空隊は、岡山県消防防災航空隊と岡山市消防航空隊で編成するものとする。

2 広域応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。

3 ブロックごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、広域応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

4 ブロックで編成する広域応援隊の名称は、各ブロックの名称を付け「〇〇ブロック広域応援隊（以下「ブロック広域応援隊」という。）とする。

5 ブロック広域応援隊を指揮する隊長（以下「ブロック隊長」という。）は、原則としてブロック幹事消防機関の職員をもって充てる。

なお、ブロック隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。

6 各消防本部は、事前に広域応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

7 各ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内消防本部の長と協議しブロック広域応援隊の出動時の集合場所等、必要な事項を事前に定めるものとする。

- 8 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- 9 県は、ブロック幹事消防機関等と連絡をとり、人員輸送・食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため調整を行う。

(迅速な出動体制及び任務)

第13 出動体制及び任務は、下記のとおりとする。

(1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記【表1】に基づき調整本部が編成、知事の求め又は指示により迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

【表1】

被災地区	情報収集航空隊		広域応援指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1順位	第2順位	第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位
岡山市	岡山市	県	倉敷市	津山圏域	—	倉敷市	津山圏域	—
倉敷市	県	岡山市	岡山市	津山圏域	—	岡山市	津山圏域	—
津山圏域	県	岡山市	岡山市	倉敷市	—	岡山市	倉敷市	—
備前ブロック	県	岡山市	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域
備中ブロック	県	岡山市	倉敷市	岡山市	津山圏域	倉敷市	岡山市	津山圏域
美作ブロック	県	岡山市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市

※広域応援指揮支援隊は指揮隊、陸上先遣隊は指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊各1隊を基本的な編成とする。

イ 災害即応部隊の任務

(ア) 情報収集航空隊

航空機で被災市町村の被害状況等を収集し、調整本部に連絡する。

(イ) 広域応援指揮支援隊

指揮車で被災市町村の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に広域応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災市町村に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行としてブロック広域応援隊を指揮し消防活動を行う。

陸上先遣隊を構成する小隊は、県隊長到着後は広域応援隊に帰属し、県隊長の指揮の下、広域応援隊を構成する小隊として活動するものとする。

(2) 広域応援隊

広域応援隊は、知事の求め又は指示に応じ、調整本部が指定する被災地の活動拠点にブロックごとに出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

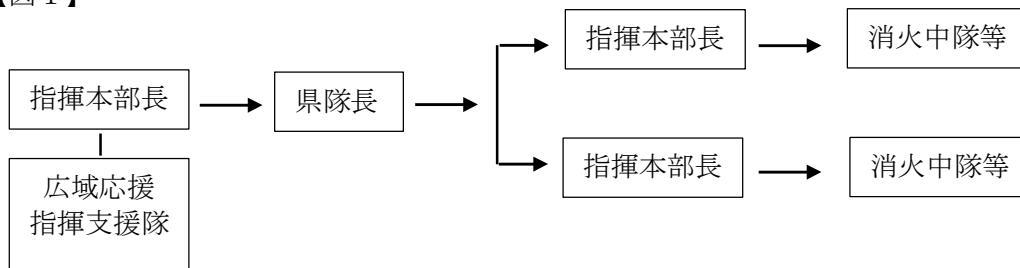
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

(指揮体制)

第14 広域応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮体制は、図1のとおりとする。

【図1】



第4章 広域応援要請

(広域応援要請)

第15 この計画の対象となる災害に係る広域応援協定第5条第1項の規定に基づく広域応援要請は次項のとおりとし、連絡系統は別紙3のとおりとする。

2 被災市町村の長は、被災市町村の消防長と協議の上、広域応援が必要と判断した場合は、県に対して、広域応援要請を直ちに電話により行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により連絡するものとする。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（様式1）

- (1) 災害の概況
- (2) 出動が必要な区域や活動内容
- (3) その他広域応援隊の活動のために必要な事項

第5章 広域応援の決定

(広域応援の決定)

第16 知事は、第15第2項の要請を受けたとき又は災害の状況から被災市町村の長からの広域応援要請を待ついとまがないと判断できるときは、代表消防機関と協議し、広域応援を行うことを決定する。この場合、各市町村の長に応援を求めるものとし、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。（様式3-1）

(非常事態における知事の指示)

第17 知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、各市町村等の長に応援を指示する場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。(様式3-1)

(被災市町村への連絡)

第18 知事は、応援市町村等に広域応援の求め又は指示をした場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村に連絡するものとする。(様式3-2)

(出動隊数の報告)

第19 応援消防本部は、広域応援隊が出動した場合は、出動隊数をブロック幹事消防機関及び代表消防機関を通じて知事に報告するものとする。(様式2)

2 知事は、出動隊数の報告を受けた場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村の長に対して通知するものとする。(様式3-3)

(調整本部の対応)

第20 調整本部は、次のとおり対応するものとする。

(1) 災害即応部隊の出動

調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、電話による要請の後、ファクシミリにより出動を要請する。

なお、被災市町村による災害の規模及び状況等の把握が困難で、広域応援要請の判断に時間を要する場合には、当該部隊の出動準備を依頼できるものとする。

(2) 広域応援隊の出動

調整本部は、被災市町村からの情報や災害即応部隊の被害状況の把握の結果、広域応援隊の出動が必要と認めた場合は、ブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に対し、ファクシミリにより広域応援隊の出動を要請する。

(3) 応援先の調整及び決定

調整本部は、広域応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全てのブロックが応援出動する必要がない場合は、被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、出動ブロックを決定するものとする。

(4) 進出拠点

調整本部は、進出拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

(5) 活動拠点

調整本部は、活動拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

なお、この際は、警察、自衛隊、DMAT等の活動拠点を県災害対策本部に確認し、調整する。

(6) 被災地消防本部の受入体制の調整

調整本部は、被災地消防本部から広域応援隊の受入体制支援の要請を受けた場合、又は被災地消防本部では受入体制が整わないと判断される場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制を支援する消防本部について、ブロック幹事消防機関と調整する。

(7) 情報収集及び連絡

調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及びブロック幹事消防機関に連絡する。

(8) 資機材の貸出し

調整本部は、県保有の資機材の貸出しについて、必要に応じて県災害対策本部と協議を行う。

(9) ブロック幹事消防機関への調整依頼

調整本部は、応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、ブロック幹事消防機関にその調整を依頼することができる。

(被災地消防本部の対応)

第21 被災地消防本部は、指揮本部を設置し、円滑な指揮体制の確立に努める。

(1) 進出拠点

広域応援隊の進出拠点を、調整本部と調整する。

(2) 活動拠点

ア 広域応援隊の活動拠点を、調整本部と調整する。

イ 広域応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣する。

(3) 広域応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

ア 災害の状況

イ 現在の活動状況

ウ 他ブロックの広域応援隊の状況

エ 広域応援隊の任務及び担当区域

オ 指揮体制

カ 活動場所に至る道路の状況

キ 連絡窓口

ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

広域応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣

広域応援隊の要請を行った場合は、原則調整本部へ職員を派遣する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第44条の2第5項第3号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

ア 被災地消防本部と調整本部との連絡体制の構築

イ 広域応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

(ブロック幹事消防機関の対応)

第22 ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内の広域応援隊の集結場所及び集結時刻を指定し、応援可能な消防本部に通知する。

(1) 被災地への出動

ブロック隊長は、広域応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、ブロック広域応援隊を出動させる。

(2) 出動報告

ブロック幹事消防機関は、ブロック広域応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を調整本部に連絡する。

ア ブロック広域応援隊の出動時刻

イ ブロック隊長の階級及び氏名

ウ ブロック広域応援隊の人員、車両及び資機材

エ ブロック広域応援隊の現場到着予定時刻及び移動経路

オ 進出拠点、活動拠点の確認

カ その他、必要な事項

(3) 被災地到着時の報告

ブロック隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

(応援消防本部の応援の中止)

第23 応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、広域応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、ブロック隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨をブロック幹事消防機関及び調整本部に報告する。

(部隊移動の求め)

第24 知事は、部隊移動が必要と判断される場合、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊の移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項に基づく意見を求められた場合は、被災市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、広域応援の状況等を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、代表消防機関を通じて、広域応援隊に部隊移動の求めを行うものとする。（様式5-1）
- 4 知事は、部隊移動の求めをした場合は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。（様式5-2）

第6章 活動終了

（広域応援隊の活動の終了）

- 第25 被災市町村の長は、広域応援隊の活動状況等を総合的に勘案し、広域応援隊の活動終了を判断するものとし、直ちに知事へその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、関係機関と調整の上、広域応援隊の引揚げを決定する。この場合において知事は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。代表消防機関は、広域応援指揮支援隊長及びブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に連絡するものとする。（様式4）

第7章 その他

（活動報告）

- 第26 応援消防本部は、広域応援隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、被災市町村に対して速やかに活動報告を行うものとする。（様式6-1、6-2）

（疑義）

- 第27 この計画の実施について疑義を生じたときは、その都度県及び当事者間で協議し、決定するものとする。

（各市町村等の計画の策定）

- 第28 各市町村等は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

（連携強化）

- 第29 県及び代表消防機関は、平素から各消防本部との情報交換や訓練の実施等を通じて連携を密にし、迅速な出動体制の維持確保に努めるものとする。

（岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく支援要請）

- 第30 第15の広域応援要請が行われた場合は、被災市町村の長から知事に対して、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定第4条に基づく支援要請が行われたものとする。

附 則

この計画は、平成31年3月20日から施行する。

条例協定等 2-62 災害時における情報共有と緊急放送に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）、笠岡地区消防組合（以下「乙」という。）、笠岡放送株式会社（以下「丙」という。）及びエフエムゆめウェーブ株式会社（以下「丁」という。）は、災害時における情報共有と緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、笠岡市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲、乙が丙及び丁と協力して災害に関する情報共有や緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、互いに笠岡市地域防災計画の趣旨を遵守し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報や支援情報を提供するよう努めるものとする。

（情報共有の実施）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、相互に情報の共有を行う。

- 2 甲及び乙は、丙が管理する防災用IPカメラから得られる情報を必要に応じて利用することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、収集した災害情報や支援情報を可能な限り丙及び丁と共有するよう努めるものとする。
- 4 丙及び丁は、企業活動において知り得た災害情報について、可能な限り甲及び乙と共有するよう努めるものとする。

（災害緊急放送の実施）

第4条 災害緊急放送は、丙及び丁が管理する放送設備を使用し、丙及び丁が予定する放送番組に優先して行うものとする。

- 2 災害緊急放送は、笠岡市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、災害緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（費用負担）

第6条 丙及び丁は、災害緊急情報伝達装置、映像伝送装置の設備及び修理に関する費用を負担するものとする。ただし、甲の管理施設に設置している防災用IPカメラの電気料金は甲の負担とする。

- 2 防災用IPカメラの設置費用は、原則として丙の負担とする。ただし、設置箇所は、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。
- 3 丙及び丁は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を負担するものとする。
- 4 甲又は乙が緊急情報伝達を行う上で、新たな装置を導入する必要があると認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の導入費用の負担は、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。
- 5 丙及び丁は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲、乙、丙又は丁から何らの異議申立てのない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（前協定の廃止）

第8条 この協定の締結に伴い、「笠岡市災害緊急放送の実施に関する協定書（平成16年11月1日締結）」及び「笠岡市災害緊急放送に関する協定書（平成18年7月25日締結）」は、廃止する。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 8月20日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 笠岡市十一番町4番地の3
笠岡地区消防組合
管理者 笠岡市長 小林 嘉文

丙 笠岡市笠岡4295番地の6
笠岡放送株式会社
代表取締役社長 枝木 亮大

丁 笠岡市笠岡4295番地の6
エフエムゆめウェーブ株式会社
代表取締役社長 傍田 博文

条例協定等 2-63 災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と極東リース株式会社 DAI イベント事業部（以下「乙」という。）は災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の調達・レンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に機材を調達し、住民の安全・安心及び災害対策に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急に機材の調達・レンタルの対応が必要になった場合、品名、数量等を明示した出荷要請書（別紙1）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（機材の種類）

第4条 機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時等において可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 案内看板やサインなどの表示物の作成・設置
- (2) 避難所用のリースパネルやテント、カラーコーンや机・椅子等
乙が取りあつかうレンタル品全般（価格表にて提示）

（費用等）

第5条 乙が甲に供給した機材の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、災害により著しく価格が高騰する等のやむを得ない事情がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた機材の対価及び運搬・設置等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第6条 甲は、機材等の費用について乙の請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（引渡し及び車両優先通行の確保）

第7条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、災害時等において、乙が前項の規定により機材を搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、機材の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙2）を提出する。ただし、報告書をもって報告する時間がないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（担当者名簿の作成）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿を（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

（損害賠償責任）

第10条 資材の引き渡し後、第三者及び物損に生じた損害の賠償は、甲が負うものとする。機材を運搬する際に、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害の賠償は、乙が負うものとする。

（協議）

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。ただし、乙がこの協定に掲げる機材の取扱いをしなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月14日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 岡山市中区平井1109-7
極東リース株式会社 DAI イベント事業部
代表取締役社長 中 俊介

条例協定等 2-64 災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）とエフピコアルライト株式会社（以下「乙」という。）は災害時におけるダンボール製品等（以下「製品」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、乙の協力を得て、より速やかかつ円滑に製品を調達し、住民の安全・安心及び災害対策に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に、緊急に製品の調達が必要になった場合、品名、数量、規格等を明示した出荷要請書（別紙1）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 製品の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時等において可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1） 段ボールベッド
- （2） 段ボールパーティション（間仕切り）
- （3） その他乙が製造・販売するもの

（費用等）

第5条 乙が甲に供給した製品の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた製品の対価及び運搬等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第6条 甲は、製品の費用について乙の請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（引渡し及び車両優先通行の確保）

第7条 製品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、災害時等において、乙が前項の規定により製品を搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、製品の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙2）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（事故等における責任）

第8条 製品使用時における事故等が発生した場合の責任については甲が負うものとする。ただし、明らかに乙の重大な過失が認められる場合はこの限りでない。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（担当者名簿の作成）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿を（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。連絡先を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

（協議）

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。ただし、乙がこの協定に掲げる資材の取扱いをしなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 笠岡市茂平2918-46
エフピコアルライト株式会社
代表取締役社長 橋口 幸造

条例協定等 2-65 災害時における笠岡警察署・笠岡地区消防組合の代替災害警備本部としての使用に関する協定書

笠岡警察署（以下「甲」という。）、笠岡地区消防組合（以下「乙」という。）、笠岡市（以下「丙」という。）の3者は、災害時における警察業務及び消防業務の遂行のため、代替災害警備本部としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲乙が、丙の管理する施設の一部を代替災害警備本部として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（要請）

第3条 甲乙は、災害発生時において笠岡警察署及び笠岡地区消防組合笠岡消防署の両方若しくはいずれかの施設が倒壊、浸水等した場合、又はそのおそれがある場合に、代替災害警備本部を開設する必要があると認めたときは、丙に対して代替災害警備本部としての施設利用を要請するものとする。

2 丙は、前項の要請を受けたときは、できる限り受諾するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲乙は、前条に規定する代替災害警備本部として開設する際、笠岡市公有財産管理規則に定める使用許可申請書（以下「申請書」という。）を丙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲乙は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず丙の承認した施設を代替災害警備本部として開設することができるものとする。ただし、この場合、甲乙は、丙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（代替災害警備本部として使用できる施設）

第5条 甲乙が代替災害警備本部として使用できる施設は、笠岡市大井南42番地1に所在する丙管理の大井南仮設グラウンド（以下「グラウンド」という。）とする。

2 グラウンド敷地内にあるトイレ、水道等の各種設備についても、甲乙は代替災害警備本部開設中に使用できるものとする。

（使用期間）

第6条 この協定におけるグラウンドの使用期間は、第3条に定める事由が生じた日から14日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙丙で協議の上、7日以内の範囲で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（費用の負担）

第7条 代替災害警備本部としての施設使用料については無料とする。

2 施設の管理経費の算定方法については、別途協議して定めるものとする。

（施設・備品の破損等の対応）

第8条 笠岡警察署員の過失により、グラウンド敷地内の各種設備に破損が生じた場合は、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

2 笠岡地区消防組合職員の過失により、グラウンド敷地内の各種設備に破損が生じた場合は、乙が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(代替災害警備本部の終了)

第9条 甲乙は丙の管理するグラウンドについて、代替災害警備本部としての使用を終了する際には、その施設等を原状に復し、丙の承認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じた場合は、その都度甲乙丙で協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙丙のいずれからも協定の締結解除等の意思表示がなされないときは、当該期間は、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

2 協定期間中、甲乙は丙から倉庫のスペアキーを借り受けておくことができるものとし、協定の締結解除時に甲乙はこれを丙に返却するものとする。

甲乙丙は、この協定書を証するため、本書を3通作成し、それぞれ署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年4月11日

甲 岡山県笠岡市六番町2番地の3
岡山県笠岡警察署長 植松 浩 二

乙 岡山県笠岡市十一番町4番地の3
笠岡地区消防組合
管理者 笠岡市長 小林 嘉 文

丙 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市長 小林 嘉 文

条例協定等 2-66 災害時における物資輸送等に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請その他、甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）乙の車両への燃料の優先供給
- （3）り災状況に係る情報の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙は供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告書（別紙2）を提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿(別紙3)を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月16日

甲 岡山県笠岡市十一番町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役 小丸 成洋

条例協定等 2-67 災害時等での施設利用の協力に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、笠岡市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「避難者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 岡山笠岡店
所 在 地	岡山県笠岡市用之江字天神端 357 番地 1
店舗責任者名	横尾 文彦
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2010 年 4 月 24 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときは、双方協議の上、原状回復を行うものとする。）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月19日

甲 岡山県笠岡市十一番町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保坂 明

条例協定等 2-68 災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）、岡山県建設業協会笠岡支部（以下「乙」という。）、萩原工業株式会社（以下「丙」という。）、株式会社アクティオ中国支店（以下「丁」という。）、三共リース株式会社（以下「戊」という。）及び株式会社東洋リース（以下「己」という。）は、笠岡市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における応急・復旧活動の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が行う応急活動等に対する乙、丙、丁、戊及び己の協力に関し、必要な事項を定め、甲における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（協力体制の確保及び整備）

第2条 災害発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うことができる。

2 前項に規定する要請に対して、乙は丙、丁、戊及び己に協力要請を行うことができる。

3 丙、丁、戊及び己は、乙の協力要請に対して可能な限り優先的に乙が必要となる物資の供給を行う。

4 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

5 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（応急・復旧活動の内容）

第3条 この協定の対象となる甲が乙に要請する応急・復旧活動とは、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する道路、河川、山林及び施設等（以下「公共施設」という。）及び避難所の応急・復旧作業
- (2) 公共施設及び避難所等へのブルーシートの貼り付け作業
- (3) その他甲が必要とし、乙が対応可能な応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急・復旧活動の実施について、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急・復旧活動の実施場所
- (2) 応急・復旧活動の内容
- (3) その他必要な事項

（活動実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに乙の会員の内から応急・復旧活動を実施するもの（以下「活動実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急・復旧活動の指示）

第6条 活動実施者は、甲の指示を受けて応急・復旧活動を実施するものとする。

（実施報告）

第7条 活動実施者は、第4条の要請により応急・復旧活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急・復旧活動の実施期間及び場所
- (2) 応急・復旧活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担及び支払)

第8条 応急・復旧活動の実施にあたって要した費用（以下「委託料」という。）は、災害発生直前の価格を基準とし、やむを得ない事情がある場合には、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、第7条の報告が提出されたときはその内容を審査し、合格した場合は、活動実施者は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に活動実施者に委託料を支払うものとする。

3 委託料のうち、土のう仕捨て運搬積立費は、毎年度甲乙で協議の上、別に定めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく応急・復旧活動を円滑に実施するため、甲にあつては当該活動を実施する建設部長を、乙にあつては支部長を連絡責任者とする。

(損害の負担)

第10条 活動実施者は、業務の実施に伴い、甲又は活動実施者の責に帰さない理由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは活動実施者に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置については甲及び活動実施者が協議して定める。

2 甲及び活動実施者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める給付又は補償の対象となる場合には、当該給付又は補償を優先するものとする。

- (1) 応急対策業務に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等による療養その他の給付又は補償
- (2) 当該損害について、乙又は応急対策業務に従事する者等が締結した損害保険契約等による保険給付
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己による協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙、丁、戊及び己が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書6通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

(既存の協定の効力)

第13条 市及び岡山県建設業協会笠岡支部で既に締結済みの平成17年8月5日付け「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」及び令和2年4月16日付け「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」は、この協定締結と同時に効力を失う。

令和5年5月19日

- 甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文
- 乙 岡山県笠岡市四番町7番地3
岡山県建設業協会笠岡支部
支部長 天野 和彦
- 丙 岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅野 和志
- 丁 広島県広島市南区京橋町1-23
大樹生命広島駅前ビル6階
株式会社アクティオ中国支店
支店長 小櫻 勝彦
- 戊 岡山県浅口市鴨方町鴨方1546-1
三共リース株式会社 鴨方営業所
所長 森分 靖
- 己 岡山県浅口市金光町佐方230-1
株式会社東洋リース 浅口営業所
所長代理 三宅 将八

条例協定等 2-69 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と坂本産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生したとき，又は災害が発生するおそれのある場合において，乙が所有する施設を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することに関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合において，地域の安定を図るため，乙の所有する施設を地域住民が一時的に避難する避難施設として使用するにあたり，必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は，次に掲げる施設を避難施設として地域住民に使用させるものとする。ただし，乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	坂本産業株式会社
所在地	笠岡市走出670番地1
所有者	坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三
構造等	鉄骨造 2階建
建築年	平成14年

（使用範囲）

第3条 避難施設として使用する範囲は，次のとおりとする。

一時避難施設	2階食堂	使用床面積	223㎡
		床面高	3.5m
		収容人員	約70名
	駐車場	使用面積	約400㎡
		駐車可能台数	約20台

（利用の協力要請）

第4条 甲は，市内で災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合において，笠岡市地域防災計画に定める避難所だけでは，災害対策業務に支障が生じると判断した場合，避難施設として使用するため，乙に対し，前条に掲げる避難施設について，使用の協力要請をすることができる。

- 前項の要請は，甲が乙に対し，協力要請書（様式第1号）によって行うものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭で要請し，その後，速やかに書面を交付するものとする。
- 乙は，甲の要請を待たず，自主的に避難施設として使用する場合は，その旨を甲に連絡する。

（利用の承認）

第5条 乙は，甲からの第4条第2項の協力要請に基づき，施設の使用が必要と認めるときは，甲に許可する旨を伝え，甲は，乙が示す使用条件に基づき使用するものとする。

- 当該施設の使用料は，無料とする。

（使用期間）

第6条 当該施設の使用期間は，災害の程度及び甲の指定する避難所の被害状況等を考慮した上，甲乙協議により定めるものとする。

- 甲は，乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。ただし，災害の程度等によって，避難が長期化する場合は，甲は，乙が許可する期間中に当該施設への避難者を甲が指定する避難所（あるいは応急仮設住宅）へ移送するよう努めるものとする。

（物品の提供）

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、乙の所有する物品を提供できるものとし、提供した物品の費用は甲が負担するものとする。

(避難施設の管理運営及び責任)

第8条 避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難施設で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難施設の状況を勘案し、必要に応じて運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民が避難した際に発生した避難施設の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(返還)

第9条 避難施設としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、一時避難施設使用終了連絡書(様式第2号)にて通知し、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年10月26日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 岡山県笠岡市走出670番地1
坂本産業株式会社
代表取締役社長 坂本 修三

様式第1号（第4条関係）

緊急・重要

年 月 日

坂本産業株式会社 御中

笠岡市長

協力要請書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	坂本産業株式会社
内 容	・一時避難施設としての施設利用 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

坂本産業株式会社 御中

笠岡市長

一時避難施設使用終了連絡書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第8条の規定により、下記のとおり、使用終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	坂本産業株式会社
内 容	・一時避難施設の閉鎖 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

事務担当者名簿

名 称	坂本産業株式会社		
所在地	岡山県笠岡市走出670番地1		
代表者氏名	代表取締役		
坂本産業担当部署		電話番号	0865-65-0311
		FAX	0865-65-
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 _____			
		TEL（勤務時間外） _____	携帯 _____
第2順位者 _____			
		TEL（勤務時間外） _____	携帯 _____
第3順位者 _____			
		TEL（勤務時間外） _____	携帯 _____

名 称	笠岡市
所 在 地	笠岡市中央町1番地の1
担 当 課	危機管理部危機管理課
電 話	0865-69-2222
F A X	0865-69-2190
夜間・休日連絡先	0865-69-2111（宿直）

条例協定等 2-70 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、笠岡市内で農地及び農業用施設にかかる災害が発生した場合において、笠岡市（以下「甲」という。）が岡山県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）に対し、復旧に関する支援を要請するために必要な事項を定めるものである。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、大雨、洪水、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害とする。

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急措置、応急復旧に係る検討
- (2) 災害査定設計業務

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援が必要な場合は、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合は、書面（別紙様式）によるものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

(支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

第7条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(事務局)

第8条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 笠岡市 産業部 農政水産課
- (2) 乙の事務局 岡山県土地改良事業団体連合会 事業部

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年5月14日

甲 笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文

乙 岡山県土地改良事業団体連合会 会長

石井 正弘

(別紙様式)

第 号
年 月 日

岡山県土地改良事業団体連合会会長 あて

笠岡市長 ○ ○ ○ ○ 印

農地・農業用施設の復旧支援要請書

「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」第4条の規定に基づき、復旧支援を要請します。

記

1 要請の内容

復旧支援要請の内容	1 緊急措置、応急復旧に係る検討 2 災害査定設計業務
その他	

2 連絡先

担当者及び連絡先	○○課○○係
	職名 ○○ 氏名 ○○○○ 電話 携帯 E-mail

条例協定等 2-71 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町

四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
-----------	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合につ

いては、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。
この協定は、平成25年3月27日から施行する。
この協定は、平成25年5月22日から施行する。
この協定は、平成25年10月25日から施行する。
この協定は、平成25年12月27日から施行する。
この協定は、平成26年3月28日から施行する。
この協定は、平成26年5月29日から施行する。
この協定は、平成26年12月17日から施行する。
この協定は、平成29年7月21日から施行する。
この協定は、平成29年8月14日から施行する。
この協定は、平成30年9月10日から施行する。
この協定は、令和元年5月23日から施行する。
この協定は、令和元年10月25日から施行する。
この協定は、令和2年3月13日から施行する。
この協定は、令和4年10月3日から施行する。

海ネット共助会員

大阪府 堺市長	永藤 英機
大阪府 岸和田市長	永野 耕平
大阪府 貝塚市長	藤原 龍男
大阪府 高石市長	阪口 伸六
大阪府 忠岡町長	杉原 健士
大阪府 岬町長	田代 堯
兵庫県 姫路市長	清元 秀泰
兵庫県 明石市長	泉 房穂
兵庫県 洲本市長	上崎 勝規
兵庫県 芦屋市長	伊藤 舞
兵庫県 南あわじ市長	守本 憲弘
兵庫県 淡路市長	門 康彦
兵庫県 加古川市長	岡田 康裕
兵庫県 播磨町長	佐伯 謙作
和歌山県 和歌山市長	尾花 正啓
和歌山県 海南市長	神出 政巳
和歌山県 湯浅町長	上山 章善
和歌山県 由良町長	山名 実
岡山県 玉野市長	柴田 義朗
岡山県 笠岡市長	小林 嘉文
岡山県 備前市長	村 武司
岡山県 浅口市長	栗山 康彦
岡山県 瀬戸内市長	武久 顕也
広島県 広島市長	松井 一實
広島県 呉市長	新原 芳明
広島県 竹原市長	今榮 敏彦
広島県 三原市長	岡田 吉弘
広島県 尾道市長	平谷 祐宏

広島県	福山市長	枝廣 直幹
広島県	大竹市長	入山 欣郎
広島県	東広島市長	高垣 廣徳
広島県	廿日市市長	松本 太郎
広島県	江田島市長	明岳 周作
広島県	海田町長	西田 祐三
広島県	坂町長	吉田 隆行
山口県	下関市長	前田 晋太郎
山口県	宇部市長	篠崎 圭二
山口県	山口市長	伊藤 和貴
山口県	防府市長	池田 豊
山口県	岩国市長	福田 良彦
山口県	光市長	市川 熙
山口県	柳井市長	井原 健太郎
山口県	周南市長	藤井 律子
山口県	山陽小野田市長	藤田 剛二
山口県	周防大島町長	藤本 浄孝
山口県	上関町副町長	橋本 政
徳島県	小松島市長	中山 俊雄
徳島県	松茂町長	吉田 直人
香川県	高松市長	大西 秀人
香川県	丸亀市長	松永 恭二
香川県	坂出市長	有福 哲二
香川県	観音寺市長	佐伯 明浩
香川県	さぬき市長	大山 茂樹
香川県	東かがわ市長	上村 一郎
香川県	三豊市長	山下 昭史
香川県	土庄町長	岡野 能之
香川県	小豆島町長	大江 正彦

香川県	直島町長	小林 眞一
香川県	宇多津町長	谷川 俊博
香川県	多度津町長	丸尾 幸雄
愛媛県	松山市長	野志 克仁
愛媛県	今治市長	徳永 繁樹
愛媛県	宇和島市長	岡原 文彰
愛媛県	八幡浜市長	大城 一郎
愛媛県	新居浜市長	石川 勝行
愛媛県	西条市長	玉井 敏久
愛媛県	大洲市長	二宮 隆久
愛媛県	伊予市長	武智 邦典
愛媛県	四国中央市長	篠原 実
愛媛県	西予市長	管家 一夫
愛媛県	上島町長	上村 俊之
愛媛県	松前町長	岡本 靖
愛媛県	伊方町長	高門 清彦
愛媛県	愛南町長	清水 雅文
大分県	中津市長	奥塚 正典
大分県	姫島村長	藤本 昭夫
大分県	津久見市長	川野 幸男
大分県	佐伯市長	田中 利明

条例協定等 2-72 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 天神会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれのある場合において、乙が所有する施設を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、地域の安定を図るため、乙の所有する施設を地域住民が一時的に避難する避難施設として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を避難施設として地域住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
所在地	岡山県笠岡市神島 5666-1
所有者	社会福祉法人 天神会 理事長 伊藤 俊介
構造等	鉄筋コンクリート造 2階建（地下1階）
建築年	平成30年

（使用範囲）

第3条 避難施設として使用する範囲は、次のとおりとする。

一時避難施設	地下1階 約300㎡ 1階 約300㎡ 2階 約300㎡ 計900㎡ ※共用部分の床面積とする。
	収容人数 約300名（3㎡/人） ※使用部分は原則、施設の共用部分（ホール等）とし個室部分は使用しないが、乙の判断で個室部分も使用できることとする。

（利用の協力要請）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、笠岡市地域防災計画に定める避難所だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難施設として使用するため、乙に対し、前条に掲げる避難施設について、使用の協力要請をすることができる。

- 前項の要請は、甲が乙に対し、協力要請書（様式第1号）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。
- 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難施設として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（利用の承認）

第5条 乙は、甲からの第4条第2項の協力要請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、甲に許可する旨を伝え、甲は、乙が示す使用条件に基づき使用するものとする。

- 当該施設の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第6条 当該施設の使用期間は、災害の程度及び甲の指定する避難所の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。ただし、災害の程度等によって、避難が長期化する場合は、甲は、乙が許可する期間中に当該施設への避難者を甲が指定する避難所（あるいは応急仮設住宅）へ移送するよう努めるものとする。

（物品の提供）

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、乙の所有する物品を提供できるものとし、提供した物品の費用は甲が負担するものとする。

（避難施設の管理運営及び責任）

第8条 避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難施設に必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難施設の状況を勘案し、必要に応じて運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民が避難した際に発生した避難施設の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（返還）

第9条 避難施設としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、一時避難施設使用終了連絡書（様式第2号）にて通知し、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡体制等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月16日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 栗尾 典子

乙 岡山県笠岡市神島3628番地16
社会福祉法人 天神会
理事長 伊藤 俊介

様式第1号（第4条関係）

緊急・重要

年 月 日

社会福祉法人 天神会 御中

笠岡市長

協 力 要 請 書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
内 容	・一時避難施設としての施設利用 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

社会福祉法人 天神会 御中

笠岡市長

一時避難施設使用終了連絡書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第9条の規定により、下記のとおり、使用終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難施設の閉鎖 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

連絡担当者名簿

令和6年10月16日現在

名 称	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court		
所在地	岡山県笠岡市神島5666-1		
代表者氏名	施設長 渡邊 宏		
天神会担当部署	Prince Court	電話番号	(0865) 67-4000
		F A X	(0865) 67-5300
		E-mail	prince-court@tenjinkai.org
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 渡邊 宏			
			携帯
TEL（勤務時間外）			080-5756-3344
第2順位者 仁科 忠志			
			携帯
TEL（勤務時間外）			090-6401-5510
第3順位者 古宮 和貴			
			携帯
TEL（勤務時間外）			080-3880-5362

名 称	笠岡市
所 在 地	笠岡市中央町1番地の1
担 当 課	危機管理部危機管理課
電 話	0865-69-2222
F A X	0865-69-2190
夜間・休日連絡先	0865-69-2111（宿直）

条例協定等 2-73 災害時における航空機による支援協力に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と匠航空株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める災害時における航空機による支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する航空機を活用した被害状況等の情報収集や救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲の要請により、乙が実施する支援協力は次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する地域の上空からの被害状況等の情報収集
- (2) 救援物資等の輸送
- (3) 被災者、医療関係者、甲職員その他甲が指定する者の輸送
- (4) その他甲からの要請のうち、乙が対応可能な事項

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、支援協力要

請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電

話等により支援協力を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、直ちに可能な範囲におい

て支援協力を実施するものとする。

2 乙は、特別な事情により支援協力ができない場合には、その旨を電話等により甲へ連

絡するものとする。

（実施結果の報告）

第5条 乙は、甲の要請により支援協力を実施した場合は、支援協力実施結果報告書（別記様式第2号）により、甲へ報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請により乙に発生した費用は、甲が負担するものとする。
 2 前項の費用の算出は、要請の直前における通常価格を基礎として、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 支援協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

連絡責任者		電話番号 (ファクシミリ)
甲	危機管理課長	0865-69-2222 (0865-69-2190)
乙	匠航空株式会社 取締役 藤井 実	086-264-0735 (086-264-0688)

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から改廃の申入れがないときは、さらに1年間、この協定を継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行い決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲と乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年2月 日

笠岡市中央町1番地1
 笠岡市
 笠岡市長 栗尾典子

岡山市南区浦安南町679-1
 匠航空株式会社
 代表取締役 森岡 匠

支援協力要請書

年 月 日

匠航空株式会社 殿

笠岡市長

次のとおり支援協力を要請します。

項 目	内 容
支援を必要とする 事由	
支援協力の内容	
支援を必要とする 期間及び場所等	
その他必要な事項	

支援協力実施結果報告書

年 月 日

笠岡市長 殿

匠航空株式会社

次のとおり支援協力実施結果を報告します。

項 目	内 容
支援協力実施期間 及び場所	
実施した支援協力 の内容	
その他必要な事項	

条例協定等 2-74 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と株式会社 オクノ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれのある場合において、乙が所有する施設を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、地域の安定を図るため、乙の所有する施設を地域住民が一時的に避難する避難施設として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を避難施設として地域住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	株式会社 オクノ 本社社屋
所在地	岡山県笠岡市港町1-6
所有者	株式会社 オクノ
構造等	鉄筋コンクリート・鉄骨造 5階建
建築年	平成11年（築26年）

（使用範囲）

第3条 避難施設として使用する範囲は、次のとおりとする。

一時避難施設	<p>4階 約182㎡ ※共用部分の床面積とする。</p> <p>収容人数 約52名（3.5㎡/人）</p> <p>※使用部分は原則、施設の共用部分（フリースペース等）とし業務関係部分は使用しないが、乙の判断で業務関係部分も使用できることとする。</p>
--------	---

（利用の協力要請）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、笠岡市地域防災計画に定める避難所だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難施設として使用するため、乙に対し、前条に掲げる避難施設について、使用の協力要請をすることができる。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、協力要請書（様式第1号）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難施設として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

(利用の承認)

第5条 乙は、甲からの第4条第2項の協力要請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、甲に許可する旨を伝え、甲は、乙が示す使用条件に基づき使用するものとする。

2 当該施設の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 当該施設の使用期間は、災害の程度及び甲の指定する避難所の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。ただし、災害の程度等によって、避難が長期化する場合は、甲は、乙が許可する期間中に当該施設への避難者を甲が指定する避難所（あるいは応急仮設住宅）へ移送するよう努めるものとする。

(物品の提供)

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、乙の所有する物品を提供できるものとし、提供した物品の費用は甲が負担するものとする。

(避難施設の管理運営及び責任)

第8条 避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難施設で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難施設の状況を勘案し、必要に応じて運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民が避難した際に発生した避難施設の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(返還)

第9条 避難施設としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、一時避難施設使用終了連絡書（様式第2号）にて通知し、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月7日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 栗尾 典子

乙 岡山県笠岡市港町1-6
株式会社 オクノ
代表取締役 奥野 慶大

様式第1号（第4条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社 オクノ 御中

笠岡市長

協力要請書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	株式会社 オクノ 本社社屋
内 容	・一時避難施設としての施設利用 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※連絡先

担当：総務部

電話：0865-66-5566

株式会社 オクノ 御中

笠岡市長

一時避難施設使用終了連絡書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第9条の規定により、下記のとおり、使用終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	株式会社 オクノ 本社社屋
内 容	・一時避難施設の閉鎖 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：総務部

電話：0865-66-5566

連絡担当者名簿

令和7年8月7日現在

名 称	株式会社 オクノ		
所在地	岡山県笠岡市港町1-6		
代表者氏名	代表取締役 奥野慶大		
株式会社オクノ 担当部署	管理本部	電話番号	(0865) 66-4646
		F A X	(0865) 66-1860
		E-mail	soumu@mm-land.co.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 遠藤 圭亮			
		携帯	
		TEL（勤務時間外）	080-6338-3505
第2順位者 岡本 薫			
		携帯	
		TEL（勤務時間外）	090-5824-4786
第3順位者 奥野 慶大			
		携帯	
		TEL（勤務時間外）	080-5754-7108

名 称	笠岡市
所 在 地	笠岡市中央町1番地の1
担 当 課	危機管理課
電 話	0865-69-2222
F A X	0865-63-0228
夜間・休日連絡先	0865-69-2111（宿直）

様式

内 容	
様式 1	情報受信連絡票
様式 2	防災体制配備要員名簿
様式 3	地区連絡員名簿
様式 4	被害状況受信票
様式 5	災害発生通報に関する様式
様式 5 - 1	災害発生通報
様式 5 - 2	災害速報（速報・確定）
様式 5 - 3	人的被害・住家被害
様式 5 - 4	避難状況・救護所開設状況
様式 5 - 5	公共施設被害
様式 5 - 6	商工関係被害
様式 5 - 7	観光関係被害
様式 5 - 8	林野火災被害
様式 5 - 9	社会福祉施設被害
様式 6	災害救助法適用に関する様式
様式 6 - 1	り災者台帳
様式 6 - 2	り災証明書
様式 6 - 3	罹災届出証明書交付申請書
様式 6 - 4	救助日報
様式 6 - 5	避難者収容台帳
様式 6 - 6	避難所受付個票
様式 6 - 7	炊出し受給者名簿
様式 6 - 8	飲料水供給記録簿
様式 6 - 9	世帯構成員別被害状況報告
様式 6 - 10	救助用物資割当台帳

内 容
様式 6-11 物資給与及び受領簿
様式 6-12 救助用物資及び災害義援金品並びに学用品引継書
様式 6-13 住宅災害報告書
様式 6-14 応急仮住宅入居者台帳
様式 6-15 住宅応急修理記録簿
様式 6-16 障害物除去の状況記録簿
様式 6-17 災者救出状況記録簿
様式 6-18 救護または医療班に要した経費請求書
様式 6-19 救護（医療）班出動編成表
様式 6-20 救護（医療）班診療記録
様式 6-21 救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿
様式 6-22 救護（医療）班の編成および活動記録
様式 6-23 病院診療所医療実施状況記録
様式 6-24 助産台帳
様式 6-25 遺体捜索状況記録簿
様式 6-26 遺体処理台帳
様式 6-27 埋葬台帳
様式 6-28 被害状況報告書
様式 6-29 防疫活動状況報告書
様式 6-30 災害による生業資金貸付申請書
様式 6-31 災害による生業資金貸付申請に対する意見書
様式 6-32 災害による生業資金借用証書
様式 6-33 生業資金貸付台帳
様式 6-34 義援金品拋出者名簿
様式 6-35 義援金品受領書
様式 6-36 被災教科書報告書

内 容	
様式 6-37	学用品割当台帳
様式 6-38	学用品給与券
様式 6-39	輸送記録簿
様式 7	広域航空消防応援に関する様式
様式 8-1	岡山県下消防相互応援協定による災害情報通報
様式 8-2	岡山県下消防相互応援協定による応援要請票
様式 8-3	岡山県下消防相互応援協定による応援隊の派遣通報票
様式 8-4	応援隊活動報告書
様式 9	消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式 1 情報受信連絡票

市 長	副 市 長	部 長	課 長	G L	S L	係 員

通 報 者		情報番号	号
受 信 方 法	県対策本部 無線電話 警 察 署 ラジオ放送 電 話 地方気象台 そ の 他 文 書	<input type="checkbox"/> 風雨注意(警)報 <input type="checkbox"/> 大雨注意(警)報 <input type="checkbox"/> 高潮注意(警)報 <input type="checkbox"/> 洪水注意(警)報	<input type="checkbox"/> 波浪注意(警)報 <input type="checkbox"/> 強風注意報 <input type="checkbox"/> 雷雨注意報 <input type="checkbox"/>
	平成 年 月 日	受信時刻	日 時 分
情報の内容			
応 急 措 置			
防 災 体 制	<input type="checkbox"/> 注意体制	時	分
	<input type="checkbox"/> 警戒体制	時	分
	<input type="checkbox"/> 非常体制	時	分

様式2 防災体制配備要員名簿

注意体制

	所属	氏名	電話		所属	氏名	電話
1 班				4 班			
2 班				5 班			
3 班							

警戒体制

(1班)

(2班)

(3班)

所属	氏名	電話

所属	氏名	電話

所属	氏名	電話

(4班)

所属	氏名	電話

(5班)

所属	氏名	電話

(6班)

所属	氏名	電話

(7班)

所属	氏名	電話

(8班)

所属	氏名	電話

(9班)

所属	氏名	電話

様式3 地区連絡員名簿

地区名	氏名	職場	電話
富岡			
中央町, 宮地, 浜田, 仁王堂, 本町			
大磯, 伏越			
住吉			
西本町東			
西本町西			
正寿場, 川辺屋南, 川辺屋北, 追分, 殿川北, 殿川南			
番町, 緑町, 新横島			
旭が丘, 生江浜			
金浦			
吉浜, 大河, 相生			
園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師			
城見台, 西茂平, 大冨, 用之江, 茂平			
有田, 押撫, 篠坂, 入田			
春日台, 大井南, 小平井, 東大戸, 西大戸			
吉田, 関戸, 尾坂, 新賀, 山口			
大島中			
西大島, 西大島新田			
横島			
入江			
美の浜			
神島			
神島外浦			
走出, 甲弩			
飛島			
高島			
白石島			
北木島			
真鍋島			
六島			
干拓地, 拓海町			

様式4 被害状況受信票

(担当部合議)	市長	副市長	部長	課長	G L	S L	係員	
部長	発生地区	受付番号			号			
	通報者	笠岡市						
次長	通報時の予警報及び市の体制	○風雨注意(警)報	○波浪注意(警)報	○注意体制				
		○大雨注意(警)報	○強風注意報	○警戒体制				
		○高潮注意(警)報	○雷雨注意報	○非常体制				
課長		○洪水注意(警)報	○					
	受信時刻及び受信者	平成	年	月	日	時	分	
課長補佐	通報の具体的な内容	発生日時	月	日	午前	時	分頃	
		場所						
係長		被害区分	○家屋(全,半,部) ○非住家(全,半,部) ○山崩れ ○崖崩れ ○市道 ○農道 ○田,畑 ○河川 ○池沼 ○床浸水(上,下) ○その他					
係員		内容	----- ----- -----					
応急措置	調査担当者及び時間	出	日	時	帰	日	時	
		発	分	分	庁	分	分	
	大処置の要	----- ----- -----			使用機材			

様式5 災害発生通報に関する様式

様式5-1 災害発生通報

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日 時 分	市町村名		電話番号	
		報告者名			

災害名

第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
	概要											
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		安否不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
	<input type="checkbox"/> 避難指示等の発令状況 種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 勧告等の日時 : 年 月 日 時 分 解除日時 : 年 月 日 時 分 対象地区等 : 対象人員 : 世帯 人 <input type="checkbox"/> 避難所の設置状況 開設避難所名 : <input type="checkbox"/> 対応状況											
その他												

様式5-2 災害速報（速報・確定）

災 害 速 報（速報・確定）

市町村名				区分		被害	
災 害 名	報 告 番 号	第 報		田	流出・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 番 号		年 月 日 時 現在		畑	流出・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 者 名				学 校	箇所		
区 分		被 害		病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所		
	うち災害関連 死 者	人		橋 りょう	箇所		
		人		河 川	箇所		
	行方不明者	人		海 岸	箇所		
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所	
		軽 傷	人		漁 港	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇所		
		世帯		下 水 道	箇所		
		人		都 市 公 園 等	箇所		
	半 壊	棟		清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 崩 れ	箇所		
		人		鉄 道 不 通	箇所		
	一 部 破 損	棟		被 害 船 舶	隻		
		世帯		水 道	戸		
		人		電 話	回線		
	床 上 浸 水	棟		電 気	戸		
		世帯		ガ ス	戸		
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
		人		火 災 発 生	建 物	件	
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物		件		
そ の 他	棟	そ の 他	件				

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
農林水産業施設	千円				解散日時	日	時	分
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
その他	農産被害	千円		災害救助法適用	適用日時	日	時	分
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円		119番通報件数 件				
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動							
	自衛隊の災害派遣	その他						

※ 被害額は省略することができる。

(注)記入要領

項目	記入要領	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。(実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。)
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親夫妻夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項目	記入要領	
道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。	
通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河 川 海 岸	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。	
	海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。	
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	
港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
漁 港	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。	
砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。	
下 水 道	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第2条第2号に規定する下水道施設とする。	
都市公園等	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成 15 年政令第 162 号)第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖崩れを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。	
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガ ス	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第2条第2項に規定するガス小売事業により、供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

項 目		記 入 要 領
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。		
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条第 1 項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。	
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。	

様式5-3 人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分 現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 症 4 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 状 況 の 被 害	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式5-4 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分 現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の 見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		

様式 5 - 6 商工関係被害

商 工 関 係 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分 現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業 (飲食業を含む。) を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式 6 に計上すること。)

様式 5 - 7 観光関係被害

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分 現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式5-8 林野火災被害

林野火災被害

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	年 月 日 時 分 (年 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(年 月 日 時 分) 年 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者: 重症		人				
	中等症		人				
		軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		m ²
		半焼棟			建物焼損表面積		m ²
部分焼棟	林野焼損面積			ha			
ぼや棟							
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助 活動状況							
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式5-9 社会福祉施設被害状況

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分 現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保健施設 イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ケ その他 () ウ 知的障害者施設 カ 児童福祉
発 生	日 時	月 日 時 分
	場 所	
	原 因	
状 況	被害施設名	
	管 理 者	(電話)
	被害程度 (概要)	
	人的被害	
	応急対策の 状 況	
	復旧見込	
	被 害 額 (千円)	
	そ の 他 参 考 事 項	

様式6 災害救助法適用に関する様式

様式6-1 り災者台帳

(表面)

番 号	第 号	世 帯 人 員					摘 要
		氏 名	続柄	性別	年齢	学年	
り 災 区 分	全壊(焼)・流出 半壊(焼)・床上 浸水・床下浸水						
住 所							
世帯主氏名							
職 業							
災害の原因							
り災年月日							
り災場所							
り 災 状 況	住 宅						
	その他の家屋						
	家 財						
	生 命						
備 考	そ の 他						

- (注) 1. 本台帳の大きさはA4判とする。
2. 負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載。

(表面)

年 月	援 護 状 況 等

- (注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅・生業資金・医療救助等、救助内容を記載し、できれば義えん金品の内容も明記すること。

様式 6 - 2 リ災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/> その他（ ）
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

笠岡市長

様式6-3 罹災届出証明書交付申請書

罹災届出証明書交付申請書

年 月 日

笠岡市長 様

申請者 住 所 _____
 送付先住所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

罹災届出証明書の交付を受けたいので、笠岡市罹災証明書等交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 罹災の種類	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 罹災の日時	年 月 日 時 分頃
3 罹災の場所	笠岡市
4 罹災の状況	
5 証明の用途	

罹 災 届 出 証 明 書

笠岡市罹災証明書等交付要綱第4条第2項の規定により上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

年 月 日

笠岡市長

(注意事項)

- 1 この証明書は、罹災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。
- 2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 3 この証明書は、原則として1件につき1枚の発行になりますので、大切に保管してください。

様式6-4 救助日報

報告機関				受信機関					
発信者				受信者					
報告時限		月	日	時現在		発受場所			
避難所開設	開設	開設日時		日 時		県よりの受入または前日よりの繰越量			
	期間	閉鎖予定日		月 日		本日支給	全滅失世帯数 () 世帯 点		
	既存	箇所数		カ所			半失・床上浸水世帯数 () 世帯 点		
	建物	収容人員		人		翌日への繰越量 点			
	野外	箇所数		カ所		医療班	医療班 出動数 班		
	仮設	収容人員		人			救助地区		
炊出し	炊出	開始月日		月 日		診療者数	医療 療 人		
	期間	終了予定日		月 日			助 産 人		
	炊出	箇所数		カ所		医療機関	医療 施設数 カ所		
	炊出人員	朝		人			診療人員 人		
		昼		人		助産	施設数 カ所		
		夕		人			診療人員 人		
計		人		救助終了予定日 月 日					
給水	供給地区数		地区		り災救出	救出地区			
	供給実人員		人			救出した人員 人			
	供給水量		m ³			今後救出を要する人員 人			
	給水開始月日		月 日			救出終了予定日 月 日			
	期間終了予定日		月 日			救出の方法			
	給水方法								
学用品支給	県より受入れまたは前日よりの繰越量								
	本日支給	小学生	全失世帯	() 人	点	死体の処置	死体処理	死体洗淨	体
			半失(床上浸水)世帯	() 人	点		死体縫合	体	
		中学生	全失世帯	() 人	点		死体消毒	体	
			半失(床上浸水)世帯	() 人	点		死体既存建物利用	カ所	
	翌日への繰越量		点		死体仮設建物		カ所	死体処理機関	
				今後死体処理を要する死体	体		死体処理終了予定日	月 日	

埋葬救助	前日までの埋葬	体	障害物の除去	障害物除去を要する戸数	戸	
	本日埋葬	大人 小人 計		体 体 体	本日除去した戸数	(計戸) 戸
	翌日以降の要埋葬数	体		今後除去を要する戸数	戸	
	埋葬終了予定月日	月 日		障害物除去の終了予定月日	月 日	
	搜索地区			公用車使用	台	
死体の搜索	搜索を要する死体	体	輸送	借用者使用	台	
	本日発見死体	体		救助の種類		
	今後の要搜索死体	体		人夫雇上数	人	
	搜索の方法		人夫	従事作業		
	搜索予定終了月日	月 日		その他		
仮設住宅	着工月日 (戸)	月 日	備考			
住宅	竣工月日 (戸)	月 日				
住宅	着工月日 (戸)	月 日				
修理	竣工月日 (戸)	月 日				

様式 6 - 5 避難者収容台帳

笠岡市 避難所

責 任 者 認 印	月 日	避 難 所 所 在 地	収 容 人 員	開 設 期 間	物 品 使 用 状 況		記 事	備 考
					品 名	数 量		
			人					

- (注) (1) 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
 (2) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 (3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 6-6 避難所受付個票

(表面)

(避難場所：施設名)

No.

避難日時	平成 年 月 日	午前 時 分 午後	帰宅日時	平成 年 月	午前 時 分 午後
------	----------	-----------------	------	--------	-----------------

避難者

No.	氏名	住所	生年月日	性別	電話番号	身体の状況等 (寝たきり, 手帳等)
1			M・T S・H . .	男 女		
2			M・T S・H . .	男 女		
3			M・T S・H . .	男 女		
4			M・T S・H . .	男 女		
5			M・T S・H . .			
6			M・T S・H . .			

緊急時連絡先

No.	連絡先氏名	住所	続柄	電話番号	備考
1					
2					

同意します。

避難者個人に関する必要最低限の公表について、

同意しません。 署 名

(注) (1) この名簿は、開設後できる限り速やかに作成すること。

(2) この名簿は、避難所の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること。

様式6-7 炊出し受給者名簿

笠岡市 炊出し場
責任者

世帯主名 氏名	家族数	給 与 内 訳												
		月 日			月 日			月 日			月 日			合計
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	
	人													
計														

品名	単位呼称	月別使用量	合計

- (注) (1) 「朝」「昼」「夕」欄には、支給食数を記入すること。
 (2) 他町村の住民であるときは、その住所を「備考」に記入しておくこと。

様式6-8 飲料水供給記録簿

笠岡市

供給年月日	供給地区	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者)		

- (注) (1) 「対象人員」欄は概数で記入して差し支えない。
 (2) 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

様式6-9 世帯構成員別被害状況報告

平成 年 月 日				笠岡市									
世帯構成員別 被害別	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	計	小学生	中学生
	全焼(壊)												
流失													
半焼(壊)													
床上浸水													

様式6-10 救助用物資割当台帳

笠岡市

り災区分		住 所	氏 世帯主 名	世帯 人員	同 左 内 訳				学 齡 児 童		物 資 名			
番 号	災 台 帳				大 人		小 人		乳 幼 児	小 学 校	中 学 校			
					男	女	男	女						

(注) (1) 本台帳は、全失と半失(床上浸水を含む)に区分して作成すること。
 (2) 物資名欄は、品種数に応じ適宜増欄する。

様式6-11 物資給与及び受領簿

笠岡市

住家被害程度 区分		給与の基礎となった 世帯構成人員	
災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。 平成 年 月 日 住所 世帯主氏名 ㊟			
給与年月日	品名	数量	備考

(注) り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資受領年月日とする。

様式6-12 救助用物資及び災害義援金品並びに学用品引継書

引継者機関名	職 氏名	㊟				
引継者機関名	職 氏名	㊟				
救助用物資名 災害義援金品名 } を次のとおり引継ぎました。 学用品名 記 1. 引継日時 2. 引継場所 3. 引継物資 次のとおり (車両番号)						
救助用物資名 災害義援金品名 学用品名	単位	輸送 数量	引継 数量	差引過 不 足	過不足を生じた 理 由	その他
~~~~~						

(注) (1) 本書は2通作成し、授受両機関とも保管する。

(2) 救助用物資名  
災害義援金品名  
学用品名 } は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は  
梱包、点数、円等に表示する。

様式6-13 住宅災害報告書

		月 日現在 笠岡市				
区 分	記	(滅失戸数) ①全失戸数	②半失戸数	③床上浸水 戸 数	④一部破損 戸 数	⑤備考
被害 状況	災害救助基準	ア				
	公営住宅基準	イ				
災 害 救 助	応急仮設住宅建設	ウ				
	住宅応急修理	エ				
	障害物除去	オ				
	計	カ				
公 営 住 宅	災害公営住宅建設	キ				
	一般公営住宅建設	ク				
	既設公営住宅復旧	ケ				
	計	コ				
住 宅 融 資	住 宅 公 庫 融 資	災害復旧住宅 建設補修資金	サ			
		一般個人住宅 災害特別資金	シ			
		小 計	ス			
	低 世 帯 融 資		セ			
		母子福祉資金	ソ			
		小計	タ			
計	チ					
既 存 施 設 収 容	既存公営住宅入居	ツ				空屋戸
	社会福祉施設収容	テ				
	計	ト				
合 計		ナ				

(注) (1) 被害状況には、公営住宅の被害があるときは、( ) 内書とする。

- (2) 被害状況の災害救助基準は、住家等一般被害状況の戸数により、また公営住宅基準は、「災害公営住宅の建設および入居」による基準によって調査した戸数（例、アパート1世帯1戸等）を記載する。
- (3) 各対策については、建設、補修等の予定計画数を該当する被害区分欄に記載する。
- (4) 災害公営住宅と一般公営住宅あるいは災害復旧住宅建設補修資金と一般個人住宅災害特別資金との区分が明確でないものについては（ ）して一括記載する。
- (5) 社会福祉施設収容者については、備考欄に施設名（予定）を記載する。
- (6) 本報告は、災害発生後5日以内に報告する。なおとりあえず、電話によって報告するときは次の順序による。
- (A) ア、イ、ウ
- (B) ア、イ、エ
- (C) . . . . .

様式6-14 応急仮住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入 年	居 月	居 日	敷地区区分	摘要

- (注) (1) 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、また参考として、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成添付しておくこと。
- (2) 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。
- (3) 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- (4) 「敷地区区分」欄は公私有別とし、有無償別を明らかにしておくこと。

様式 6-15 住宅応急修理記録簿

笠岡市

住 所	世帯主 氏名	職 業	家 族 数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完成 年 月 日	修理費	備 考

様式 6-16 障害物除去の状況記録簿

笠岡市

住家被 害程度 区 分	住 所	氏 名	職 業	家 族 数	除去を要すべ き状態の概要	除去に要 した時間	金 額	備 考

様式 6-17 り災者救出状況記録簿

笠岡市

年 月 日	救出地区	救出人員	救 出 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所 有 者 (管理者) 氏名		

(注) (1) 救出用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

様式6-18 救護または医療班に要した経費請求書

	第	号
	年 月	日
岡山県知事	殿	
	笠岡市長	印
救護班に要した経費請求書の提出について		
〇〇〇災害の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。		
記		
1. 救護班員派遣旅費		
2. 医薬品等消耗器材費		
3. 医療器具修繕費		
4. 自動車借上費		
5. 自動車用消耗燃料費		
添付書類		
(1) 救護班出動編成表		
(2) 救護班診療記録控		
(3) 救護班医薬品衛生材料使用記録控		

- (注) (1) 各請求書のうち旅費については岡山県職員の旅費請求用紙（ただし、日本赤十字社にあっては同社の規程による）により、その他は適宜の様式とする。
- (2) 医薬品等手持品については、救護班編成機関の請求とし、業者から購入し借上げ又は修繕した等の経費は業者の請求書を提出する。

様式6-19 救護（医療）班出動編成表

救護（医療）班出動報告書						
医療班名			医療班所属		日	時
職名 氏名			区分		日	時
班 長	医 師		出動日時		月	日 時 分
班 員			〇〇地区 自 至		月 日	時 分
			〇〇地区 自 至		月 日	時 分
			解散日時		月 日	時 分
			摘 要	(使用車両の所属等)		
計		名				

様式6-20 救護（医療）班診療記録

〇〇〇救護班  
班長医師氏名

㊦

年 月 日	氏 名	患 者 氏 名	年 齢	病 名	措 置 概 要	備 考

様式 6-21 救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿

〇〇〇救護班

班長医師氏名

㊦

医療品衛生材料名	単位呼称	単位	摘要	受払	残	備考
						計円 (残品返納)

(注) (1) 本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。

(2) 「摘要」欄に受入先を記入すること。

(3) 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

様式 6-22 救護（医療）班の編成および活動記録

笠岡市

期間	市名	診療患者数	遺体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

様式 6-23 病院診療所医療実施状況記録

笠岡市

市名	診療機関名	診療期間	診療機関		診療報酬点数	金額	備考
			入院	通院			

様式 6-24 助産台帳

笠岡市

分べん者			分べんの 日時場所	助 機 関	産 名	期 間	金 額	備 考
住所	氏名	年齢						

様式 6-25 遺体搜索状況記録簿

笠岡市

年 月 日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者（管理者） 氏 名		

(注) (1) 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。

様式 6-26 遺体処理台帳

笠岡市

死亡 年月日	死亡 原因	死体発見 の日時お よび場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			死体一時 保存の場 所及び保 存の期間	備 考
			住所 氏名	年 齢	住所 氏名	死 亡 者 との関係	品名	数 量	金 額		

様式6-27 埋葬台帳

笠岡市

死亡 年月日	死亡 原因	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行なった者		埋葬費				備考	
			住所 氏名	年 齢	死亡者と の関係	住所 氏名	棺（付属品 を含む）	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計		

- (注) (1) 埋葬を行ったものが、市長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入しておくこと。  
 (2) 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に明らかにしておくこと。  
 (3) 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を備考欄に記入しておくこと。

様式 6-28 被害状況報告書

第 報

笠岡市

電話の 場合	受信者氏名		受信日時	年 月 日 時 分		
	送信者氏名		所属部局			
発生年月日	年 月 日	月 日 時	現在の状況	災害の原因		
被害の状況			発生患者数等			
被害地区名				備考		
被害全戸数						
全壊						
半壊						
流出						
床上浸水						
床下浸水						
計						
被害率						
その他の 被害	井戸冠水					
	橋の流出					
	田畑の流出					
道路堰堤池の決壊						
被害 人畜	死					
	負傷					
災害救助法の適用						
清潔	方法					
消毒	方法					
そ族	昆虫駆除					
健康	診断					
発生患者数	患者					
	疑似者					
保菌者						
死	菌計					

報告経路 --- 市 --- 保健所班 --- 県本部

様式 6-29 防疫活動状況報告書

笠岡市

月	区	1				2				3	4	5	6	7	8	9	10								
		赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数												清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	の報に供給を受ける家用水の給を受けた飲料水の供	災害救助法による飲料水の供	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者																
	当日																								
	累計																								
	当日																								
	累計																								
	当日																								
	累計																								
	当日																								
	累計																								

報告経路 ---市 ---保健所 ---県本部

様式6-30 災害による生業資金貸付申請書

申請金額						※条件		金※決定 円他
貸付期間						半年 (月)賦 円あて		
申請者	氏名	(ふりがな) (年齢)		歳				
	住所	(居住年数)		年 月				
	本籍							
職	業	月収		円	住民税額	円		
家族	続柄	氏名	年令	職業	月収	住居への道順		
保 障 人	氏名	年令		続柄				
	住所	居住年数						
	職業	月	円		主な資産	円		
		収	円		主な負債	円		
	家族数	人	住民税額		円			
<p>(注意) 1. この申請書はお返ししません。</p> <p>2. ※印の箇所は記載しないこと。</p>								

資金の使途			
の計画 事業中	事業の種類	経験ある事業	
	事業内容及び 経営方法		
資産・負債		資 産	負 債
参 考 事 項			
<p>災害による生業資金貸付規則による生業資金の貸付をうけたく申請します。          なお、借受の上は償還その他の義務について規則の規定に従うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>上記のものは、災害による生業資金貸付規則による生業資金の貸付申請をしておりますが          借受の上は償還その他の義務については同規則を誠実に厳守させることはもとより、万一本          人において義務の不履行その他不都合な行為があるときは、保証人においてその責に任じま          す。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県知事 <span style="float: right;">殿</span></p> <p style="text-align: right;">保証人 <span style="float: right;">㊟</span></p>			

様式6-31 災害による生業資金貸付申請に対する意見書

氏名		歳	更生資金・生業資金・ その他国縣市等の資金 貸付有無	
申請者欄	生業の場所		経験ある職業	
	貸付を適当と する金額			
	生活程度		市民税平均額	
	資金の使途の適否			
	事業計画の適否			
	申請者および家族の 人物信用風評			
保証人欄	氏名	歳	居住年数	
	月収		支出	
	住民税額		居住地の住民税 の平均額	
	主な資産・ 負債の状況			
	信用・風評その他 参考事項			
総評				
<p>上記のとおり意見書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">笠岡市長 <span style="float: right;">㊟</span></p>				

様式6-32 災害による生業資金借用証書

借 用 金 額	一金	円也
借 用 期 間	平成 平成	年 月 日 年 月 日 から まで

上記のとおり正に借用し金 円を受領しました。  
 ついては、災害による生業資金貸付規則を堅く守り、相違なく償還します。  
 年 月 日

借受者住所  
氏名 ㊟

上記の者は、災害による生業資金貸付規則の規定に基づき生業資金の貸付を受けましたが償還については同規則の規定を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務不履行その他不都合の行為があるときは保証人がその責に任じます。

年 月 日

保証人住所  
氏名 ㊟

岡山県知事 殿

様式6-33 生業資金貸付台帳

笠岡市

貸付を受けた者			保 証 人		事 業 計 画 概 要	貸 付 金 額	貸 与 期 間	備 考
氏 名	年 令	職 業	住 所	氏 名				



様式 6-36 被災教科書報告書

区 分						小中学校 笠岡市	
教科	学年	発行所名	教科書 記号番号	教科書名	冊数	単価	金額
~~~~~							
計							

(注) (1) 区分欄は次の二つに分けて作成する。

(ア) 適用被災

災害救助法による支給対象者分

(イ) 不適用

災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないものおよび災害救助法が適用にならなかった場合いわゆる私費負担分

(2) 本報告書は県本部厚生班へ2部提出するものとする。

様式 6-37 学用品割当台帳

り 災 区 分		児童・生徒氏名	父 兄 氏 名	割 当 物 資 名				
番 号	学 年							

(注) (1) り災区分は全失（全焼・全壊・流失）と半失（半焼・半壊・床上浸水）に区分して作成する。

(2) 学年別に記載し、必要に応じて学年別に別葉とする。

(3) 災害救助法によらない教科書のあつせん分は、本様式による割当を省略し、様式1号の被災児童・生徒名簿を利用して差し支えない。

様式 6-38 学用品給与券

学用品給与券

被害区分
番号

小 学校 学年 組
中

(児童・生徒氏名)

1. 支給物資 次表のとおり
2. 支給場所
3. 支給日時

物	資	名	数	量	物	資	名	数	量

上記学用品受領しました。

年 月 日

(保護者氏名)

様式 6-39 輸送記録簿

笠岡市

年月日	目的	輸送区間		車 両 等		輸送担当者	金 額	備 考
		区 間	距 離	種 類	番号または 船 機 名			

- (注) (1) 「目的」欄は主たる目的（または救助の種類名）を記入すること。
 (2) 「輸送担当者」欄に車両番号を記入すること。
 (3) 借上車両等による場合は、有無償の別を問わず記入すること。
 「金額」欄は、輸送費または車両等の借上費を記入のこと。

輸送明細書

従 事 会 社 名			会 社 住 所		
車 両 番 号 ま た は 船 機 名			運 転 手		
出 庫 時 間	帰 庫 時 間	稼 動 時 間	走 行 料	請 求 金 額	備 考

様式7 広域航空消防応援に関する様式

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防本部連絡者	要請側都道府県連絡者	消 防 庁	応援側都道府県連絡者	応援側消防本部連絡者

① 要 請 先 市 町 村 名	
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市町村長
③ 要 請 日 時	年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
⑤ 災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
活 動 拠 点	①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応援の具体的内容及び 必 要 資 機 材	

⑨ 離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者職・氏名・無線局名		
⑫ 離着陸場における資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及びヘリの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する応援ヘリ要請状況		
⑮ 気象の状況	天候	風向 風力 m/s 視界 m
⑯ ヘリの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部連絡先		
⑱ その他		

様式 8 - 1 岡山県下消防相互応援協定による災害情報通報

様式 1 号
第 報

送信先：岡山県総務部消防保安課
F A X : 086-225-4659

報 告 日 時	年 月 日 時 分
市 町 村 名 (消防本部名)	
報 告 者 名	
連 絡 先	

災害発生場所							
災害発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	応援終了日時		月 日 時 分			
災害の概要	(必要に応じて地図等を添付すること)						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の 生理 理由			
物的被害状況							
自隊出場状況	種 別	人 員	台 数	応援隊要請 出 動 状 況	種 別	人 員	台 数
活 動 状 況							
備 考							

様式 8 - 2 岡山県下消防相互応援協定による応援要請票

様式 2 号

第	報
年	月 日

長 殿

長

下記のとおり岡山県下消防相互応援協定による応援要請を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
災害の現況 拡大予想					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
応援隊の任務					
必要応援隊	部 隊 種 別		人員, 車両必要資機材, 装備等		
	救 助 隊	隊			
	救 急 隊				
	消 火 隊				
	毒劇物等対応隊				
その他の情報 (道路, 気象等)					
要請者	消防本部等	担 当 課	職	氏 名	電話・FAX番号
					TEL - - FAX - -

様式 8 - 3 岡山県下消防相互応援協定による応援隊の派遣通報票

様式 3 号

第	報
年	月 日

長 殿

長

貴職から 年 月 日 時 分、岡山県下消防相互応援協定による応援要請連絡のあった件について、下記のとおり応援決定したので通報します。

応援受諾日時					
応援隊長の所属、職、氏名					
応援隊	(人員, 車両, 資機材)				
移動局, 携帯局無線の呼び出し名称					
出発時間・到着予定等					
その他の情報					
連絡担当者	消防本部等	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
					TEL - - FAX - -

様式 8 - 4 応援隊活動報告書

様式第 4 号

1 応援開始及び終了日時等

(1) 出 場	年	月	日	時	分
(2) 集結場所到着	年	月	日	時	分
(3) 活 動 開 始	年	月	日	時	分
(4) 活 動 終 了	年	月	日	時	分
(5) 撤 収	年	月	日	時	分
(6) 帰 庁	年	月	日	時	分

2 出動車両等

隊の種類	隊数	車両台数	隊員数	備 考
合 計				

3 現地調達分食糧費及び車両、機械器具燃料費

種 別	使用数量	金 額	調 達 先
合 計			

4 応援隊持参分化学消火薬剤使用量

使用場所	使用数量	品 名
合 計		

5 活動概要

6 その他

上記のとおり報告します

年 月 日

消防機関名

応援隊長職氏名

様式9 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式1

要 請 機 関 名	担当者職・氏名 TEL (- -)	
要 請 種 別	火災 救急 救助 調査 救護 その他 () (消火・偵察)	
具体的な要請内容		
覚 知 日 時	年 月 日 時 分	
要 請 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 発 生 場 所 (地図添付)		マッフル地図 P. 縦 横
離 着 陸 場	① あり 離着陸場名 () ② 調整中	
現 場 通 信 連 絡	① 主運用波 呼出名 () ② その他 周波数・呼出名 (.)	
必 要 機 材 ・ 数 量		
そ の 他 特 記 事 項	気象状況： 使用水利： 現場指揮者：	